

住宅紛争処理 技術関連資料集

既存住宅用

仕様書等変遷版

平成21年度版 住宅紛争処理技術関連資料集の発行にあたって

平成21年度版 住宅紛争処理技術関連資料集は、平成20年度版の作成以降に制定・改正された建築基準法とこれに基づく国土交通省告示および関連する基準・指針・仕様書等への対応を図りました。また、工法・材料・施工方法等について、より一般的で実状に即した記述となるよう見直しを行い、このたび発行の運びとなりました。

平成12年4月に「住宅の品質確保の促進等に関する法律」が施行された際、指定住宅紛争処理機関の業務は、評価住宅（建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅）に関する住宅紛争を対象としていましたが、平成20年4月1日に「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」による保険法人の指定および紛争処理に関する規定が施行されたことにより、保険付住宅（住宅瑕疵担保責任保険が付された新築住宅）の紛争処理があらたに業務の対象に加わりました。平成21年10月1日には「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」による資力確保措置の義務付けの規定が施行されたことにより、保険付住宅の戸数が大きく増加することとなり、対象とする住宅紛争についても大幅に増加することが予想されています。

指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員の皆様には、このような国民の期待のもと、今後ますます住宅の紛争解決に向けてご尽力いただくこととなりますが、この住宅紛争処理技術関連資料集は、その際に参考となる有力な技術資料の一つになるものと期待しております。

平成21年度版 住宅紛争処理技術関連資料集は、専用ホームページ(住宅紛争処理に関する情報提供)に掲載し、紛争処理委員の皆様にご提供致します。本ホームページには住宅瑕疵関連事例集（住宅の瑕疵等に関する判例及び補修方法等に関するデータベース）も掲載しており、両資料の関連する箇所は、相互に参照することができます。

これまで以上に、ご活用いただければ幸いです。

最後に、改訂に際し、技術委員会、技術ワーキンググループ等において多くの時間を割いて検討にご参加下さった学識経験者、日本弁護士連合会、建築士関連団体、消費者関連団体および住宅供給者関連団体の各委員等の方々、事務局の方々に改めて深く感謝を申し上げます。

平成22年3月

技術委員会 座長 上 杉 啓

はじめに (平成12年度版)

平成11年6月15日に衆議院本会議において、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」が可決・成立し、同月23日に公布されました。この法律は、住宅の品質確保を促進し、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図り、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものです。

住宅に係る紛争は、技術的な専門性が高いこと、原因究明が困難であること等から、従来はともすると紛争処理が遅延し、困難となる場合が多かったのですが、このたび同法の制定により住宅専門の裁判外紛争処理機関（指定住宅紛争処理機関）が設立され、法律、建築の双方の専門家が紛争処理委員として協力して紛争処理に当り、住宅性能表示制度を活用した住宅を対象に、あっせん、調停及び仲裁を行うようになったことは大きな変化であり、意義深いものがあります。

住宅紛争処理技術関連資料集は、同法に基づき住宅紛争処理支援センターが、紛争処理業務支援の一環として策定し、各地域の指定住宅紛争処理機関に提供するものです（支援センターは、平成12年4月13日付けで（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターが建設大臣の指定を受けています）。紛争処理体制の検討に当っては、建設省が日本弁護士連合会と連携して住宅紛争処理検討協議会を発足させ、住宅専門の裁判外紛争処理体制の整備に関する検討を進めました。同協議会のもとには、住宅紛争処理技術関連資料集等の検討を行うための技術的基準等検討委員会及び技術的基準等検討ワーキンググループが設けられました。住宅紛争処理支援センターの指定後はそれぞれ住宅紛争処理支援業務運営協議会、技術委員会、技術ワーキンググループに改組され、約1年間にわたる精力的な検討を重ねた上、とりまとめを行い、このたび住宅紛争処理技術関連資料集（平成12年度版）として発行する運びとなりました。指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員の方々が紛争処理に際して技術的な資料の一つとして本資料集を参考にしてください。

最後に、この間ご参画いただいた学識経験者、日本弁護士連合会、建築士関連団体、消費者関連団体及び住宅供給者関連団体の各委員等の方々に改めて感謝を申し上げますとともに、この法律に基づく新しい制度が円滑に機能し、住宅に係る紛争が迅速かつ適正に解決され、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを願ってやみません。

平成12年6月

技術委員会 座長

上 杉 啓

平成20年度版
住宅紛争処理技術関連資料集（既存住宅用） 仕様書等変遷版

目 次

第Ⅰ章 仕様書等変遷版の活用について

1. 仕様書とは
2. 住宅紛争処理技術関連資料集（既存住宅用）仕様書等変遷版の活用イメージ
3. 仕様書等変遷版の概要
4. 既存住宅において住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）を活用する場合の留意点
5. 住宅紛争処理支援センターによる技術的支援
6. 略称について

第Ⅱ章 住宅に係る仕様書等の制定状況

1. 代表的な仕様書等の紹介
 - (1) 在来木造住宅に係る仕様書等
 - ①公庫木造住宅工事共通仕様書
 - ②性能保証住宅設計施工基準
 - (2) 鉄筋コンクリート造住宅に係る仕様書等
 - ①都市公団工事共通仕様書
 - ②公共住宅建設工事共通仕様書
2. 仕様書等の制定・改定履歴
 - (1) 仕様書等の制定・改定履歴年表の見方
 - (2) 仕様書等の制定・改定履歴年表

第Ⅲ章 住宅の基本構造部分等に係る仕様変遷

1. 在来木造住宅（戸建住宅）における基本構造部分等に係る仕様変遷
 - (1) 公庫木造住宅工事共通仕様書の仕様変遷の見方
 - (2) 公庫木造住宅工事共通仕様書 変遷索引表
 - (3) 公庫木造住宅工事共通仕様書における基本構造部分等に係る仕様変遷
2. 鉄筋コンクリート造住宅（共同住宅）における基本構造部分等に係る仕様変遷
 - (1) 都市公団工事共通仕様書の仕様変遷の見方
 - (2) 都市公団工事共通仕様書 変遷索引表
 - (3) 都市公団工事共通仕様書における基本構造部分等に係る仕様変遷

参考資料

- 参考1. 公庫木造住宅工事共通仕様書（平成11年度版の抜粋）
- 参考2. 都市公団工事共通仕様書（平成9年度版の抜粋）
- 参考3. 新設住宅着工戸数の推移（構造別）
- 参考4. 建築時期別住宅ストック数

あとがき

第Ⅰ章 仕様書等変遷版の活用について

1. 仕様書とは

仕様書とは、構造、施工方法、材料、部品、設備、仕上げ程度など設計図面で明示できない事項を確認するために必要な設計図書の一部です。

建設業法では、建築主と施工業者との間の建設工事の請負契約において請負契約書に記載すべき事項として、「工事内容」が規定されており、「構造、仕様等を設計図、仕様書等によって明確にしなければならない。」ことになっています。

なお、仕様書にはあらゆる工事に共通する一般的、標準的な事項を示した共通仕様書と、工事毎に異なる事項について文章や数値で示した特記仕様書とがあります。

2. 住宅紛争処理技術関連資料集（既存住宅用）仕様書等変遷版の活用イメージ

(1) 住宅紛争処理技術関連資料集（既存住宅用）仕様書等変遷版の位置付け等

住宅紛争処理技術関連資料集（既存住宅用）仕様書等変遷版（以下「仕様書等変遷版」という。）は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（以下「品確法」という。）に基づき建設住宅性能評価書が交付された既存住宅（品確法第2条第2項に規定する新築住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）に係る紛争について、指定住宅紛争処理機関における迅速かつ適正な解決を目的とし、住宅紛争処理支援センターから指定住宅紛争処理機関への支援業務の一環として策定したものです。

仕様書等変遷版は、主として指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員である建築士等が、紛争処理の業務を行う際に、参考とする技術的な資料の一つとして活用することを想定したものです。

このため、最終的に紛争処理委員は、個別の案件における具体的な状況を勘案して、実際の紛争処理における検討を行う必要があります。

(2) 仕様書等変遷版を活用する場合のイメージ

既存住宅の中には設計図書（工事用の図面及び仕様書）が請負契約書に添付されていなかったものや契約後紛失してしまったもの、あるいは売買契約によるなどの理由で存在しないものが少なくありません。仕様書等変遷版は、こうした既存住宅が新築された当時の一般的な工法、材料、施工方法等を紛争処理委員が参照できるよう、主に平成11年以前に建築された住宅を対象として住宅金融公庫（※1）、都市基盤整備公団（※2）等の仕様書等を取りまとめたものです。これにより、年代別に一般的に普及していた技術的知見を参照することが可能となり、建築当時の住宅として社会通念上通常有すべき品質や性能を過去に遡って把握するための参考とすることができます。

※1 平成19年4月1日より独立行政法人住宅金融支援機構に移行したが、本資料集では、「住宅金融公庫」「公庫」のまま記載している。

※2 平成16年7月1日より独立行政法人都市再生機構に移行したが、本資料集では、「都市基盤整備公団」「都市公団」のまま記載している。

なお、仕様書等変遷版は、一般的な地域（首都圏など）における工法・材料・施工方法等による住宅を前提としているため、活用にあたっては、個別の案件の状況、地域性や当該住宅に用いられた工法・材料・施工方法等の特性を充分配慮した上で参考にする必要があります。

す。また、住宅の仕様は、個別の契約毎に決められるものであり、仕様書等変遷版と同一の内容で契約されているとは限らないことに注意する必要があります。

3. 仕様書等変遷版の概要

この仕様書等変遷版は、住宅に係る標準仕様（技術基準）を把握するための代表例として住宅金融公庫、都市基盤整備公団等の仕様（技術基準）等の変遷を取りまとめたものであり、以下の項目で構成されています。

(1) 代表的な仕様書等の紹介

既存住宅が建設された当時の標準的な仕様を把握するための目安となる、以下の住宅に係る仕様書・技術基準等を紹介しています。

- ① 在来木造住宅（戸建住宅）に係る仕様書等
 - ・木造住宅工事共通仕様書（住宅金融公庫）
 - ・性能保証住宅設計施工基準（住宅保証機構）
- ② 鉄筋コンクリート造住宅（共同住宅）に係る仕様書等
 - ・工事共通仕様書（都市基盤整備公団）
 - ・公共住宅建設工事共通仕様書（公共住宅事業者等連絡協議会）

(2) 仕様書等の制定・改正履歴

上記(1)の仕様書等について、制定時以降の改正の変遷を年表にして示しています。

(3) 在来木造住宅（戸建住宅）における基本構造部分等の仕様変遷

戸建ての在来木造住宅における標準仕様を把握するための代表例として、住宅金融公庫の木造住宅工事共通仕様書を取り上げ、当該仕様書における住宅の構造耐力上主要な部分に係る事項を中心に仕様等の変遷を示しています。

(4) 鉄筋コンクリート造住宅（共同住宅）における基本構造部分等の仕様変遷

共同の鉄筋コンクリート造住宅における標準仕様を把握するための代表例として、都市基盤整備公団の工事共通仕様書を取り上げ、当該仕様書における住宅の構造耐力上主要な部分に係る事項を中心に仕様等の変遷を示しています。

4. 既存住宅において住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）を活用する場合の留意点

住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）は、建設住宅性能評価書が交付された新築住宅に係る紛争処理の際に参考とする目的で作成したものです。既存住宅についても、住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）を準用して活用することが可能です。その際は、以下の点に留意する必要があります。

(1) 調査方法編

- ① ①事前確認等、②不具合事象の程度の確認、③使用・メンテナンス状況の確認、④外的要因の確認、⑤詳細調査の必要性の検討
- 紛争処理時点の住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）を活用できます。

② ①事前確認等

「建設住宅性能評価関連図書の取り寄せ」に関する部分については、評価時点の品確法施行規則等を参照します。

③ ②設計内容の確認（設計図書が保存されている場合のみ活用できます）

新築された時点の技術的基準を参照する必要があるため、次によります。

- ・ 平成12年以降に建設された住宅については、新築された時点の住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）を活用します。
- ・ 平成11年以前に建設された住宅については、住宅紛争処理技術関連資料集（既存住宅用）仕様書等変遷版と紛争処理時点の住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）を参考にしながら、新築された時点の関係法令告示に照らして設計図書の内容が適切であるかを確認します。

④ ③施工状況等の確認

新築された時点の技術的基準を参照する必要があるため、次によります。

- ・ 平成12年以降に建設された住宅については、新築された時点の住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）を活用します。
- ・ 平成11年以前に建設された住宅については、住宅紛争処理技術関連資料集（既存住宅用）仕様書等変遷版と紛争処理時点の住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）を参考にしながら、新築された時点の関係法令告示に照らして施工内容が設計図書どおりに行われているかを確認します。

⑤ ⑥詳細調査の必要性の検討

品確法第74条に基づく「住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準」は、新築時に建設住宅性能評価を受けている場合のみに適用されます。

(2) 機器使用方法編、補修方法編、工事費用編

機器使用方法編、補修方法編、工事費用編は、紛争処理時点の住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）を活用できます。

5. 住宅紛争処理支援センターによる技術的支援

指定住宅紛争処理機関は、十分な設計図書が契約書に添付されていない等の理由により、不具合事象の発生原因を特定することや、適切な補修方法を決定することが困難な場合、必要に応じて住宅紛争処理支援センターに対し技術的支援の要請を行うことができます。

住宅紛争処理支援センターは、指定住宅紛争処理機関から技術的支援の要請があった場合は、技術WG委員等の専門家でチームを編成し、技術上のアドバイスを行うものとします。

6. 略称について

仕様書等変遷版では、次のように仕様書の正式名称を略称しています。

<略称>	<正式名称>
公庫木造住宅工事共通仕様書	住宅金融公庫監修 木造住宅工事共通仕様書
都市公団工事共通仕様書	都市基盤整備公団 工事共通仕様書

第Ⅱ章 住宅に係る仕様書等の制定状況

1. 代表的な仕様書等の紹介

平成11年度以前に建設された既存住宅について、建設当時の標準的な仕様を把握するための目安として公的団体が策定している住宅に係る代表的な仕様書等を以下に紹介する。

(1) 在来木造住宅に係る仕様書等

①公庫木造住宅工事共通仕様書

イ) 制定元

監修：住宅金融公庫

発行：財団法人住宅金融普及協会

ロ) 制定年月

昭和25年

ハ) 制定目的・経緯

住宅金融公庫は、公営住宅、公団住宅とともに国の住宅政策の三本柱として位置づけられ、昭和25年の設立以来、国民が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設や購入に必要な資金を安定的に供給することを基本とし、時代のニーズに対応した制度の改善を実施し、国民生活の基盤である住宅の居住水準の向上に大きく貢献している。

公庫が発足した昭和25年当時の我が国の小規模な住宅建築工事の設計と施工の関係は、伝統的な職人の腕に頼るというのが一般的であった。戦後の住宅不足の混乱を背景に、このような設計と施工の関係のもとでは、施工上の質が確保された住宅を安定的に大量に供給するシステムとしては不適當であることから、公庫が設立されるにあたり、融資住宅の質の確保について、必ず適合していることを要件とする建設基準を定めるとともに、融資住宅の施工の標準化を目指した工事共通仕様書を策定した。

公庫が定めた建設基準の目指す水準の具体化と良質性の確保のためには、住宅施工の手順、程度等について細目を示し誘導する必要があるとあり、この役割を担うものとして工事共通仕様書が作られた。工事共通仕様書は、住宅の質の向上に大きく貢献するとともに、施工の標準化にも大きな役割を果たしている。

また、工事請負契約において仕様書を位置付け、工事の内容をより明確化することにより、工事の内容についての注文者と施工業者とのトラブルを未然に防ぐ役割も担っている。

ニ) 本仕様書等が適用される住宅

住宅金融公庫の融資を利用した在来木造住宅を始め、標準的な住宅仕様をまとめた仕様書という位置付けから、一般の在来木造住宅にも適用できる仕様書となって

いる。

ホ) 本仕様書の全体構成

本共通仕様書は、土工事・基礎工事から木造躯体工事、屋根工事等の工事種別ごとに構成しており、各構成ごとにそれぞれ仕様書本文とその解説が記載されている。

また、住宅金融公庫では、一般ユーザーの利便に供するために時代の潮流、需要、技術開発動向等に対応した標準的な住宅の仕様書として、当該木造住宅用の工事共通仕様書以外に次の工法の工事共通仕様書も策定している。

- 枠組壁工法住宅用
- 鉄筋コンクリート造・鉄骨造・補強コンクリートブロック造住宅用
- 丸太組構法住宅用

ヘ) 本仕様書を使用する場合の留意事項等

工事共通仕様書に表記されている規定の一部には、公庫の各種技術基準で遵守しなければならない事項も含まれている。仕様書本文にアンダーラインや※印が記載されている事項は、これらの公庫の建設基準や基準金利適用住宅工事基準、割増融資工事基準等の遵守事項となっており、公庫融資住宅を建設しようとする場合は、この遵守事項に必ずしたがって設計・施工することが必要となっている。

なお、この遵守事項を適用しないこととする承認をした場合には、当該規定を適用しないことができる。

<住宅金融公庫とは>

住宅金融公庫は、1950年（昭和25年）に「国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設及び購入に必要な資金で、一般の金融機関が融資することを困難とするもの」を融資することを目的に設立された、住宅金融専門の政府系機関であり、国民が住宅を計画的に安心して取得できるよう、長期・低利の住宅資金の安定的な供給を行ってきた。

（平成19年4月1日より独立行政法人住宅金融支援機構に移行したが、本資料集では、「住宅金融公庫」または「公庫」のまま記載している。）

②性能保証住宅設計施工基準

イ) 制定元

編集：財団法人住宅保証機構

発行：財団法人住宅保証機構

ロ) 制定年月

昭和57年4月

ハ) 制定目的・経緯

昭和 50 年頃より欠陥住宅が社会問題として取り上げられたことを背景に、建設省（現国土交通省）において住宅の性能保証制度の創設についての検討が進められ、昭和 55 年からの北海道釧路地区における保証制度の試行実施を経て、昭和 57 年 4 月より「住宅性能保証制度（以下、「保証制度」という。）」が正式にスタートした。本保証制度の対象は、当初一定地域のみであったが、その後、適用地域が順次拡大され、昭和 61 年には全国の各都道府県において保証制度の実施体制が整備された。

本設計施工基準はこの保証制度を運営するにあたり、その住宅に一定の性能水準を確保させるために定めた仕様基準であり、この基準に基づき、戸建住宅の場合、基礎配筋工事完了時及び屋根工事完了時の 2 回の現場審査を実施し、本基準への適合性を確認している。

二) 本仕様書等が適用される住宅

住宅性能保証制度を利用する住宅（性能保証住宅）に適用する。

ホ) 本基準の全体構成

本設計施工基準は、木造住宅、鉄筋コンクリート造（鉄骨鉄筋コンクリート造を含む）の構造別に構成しており、各構造別に地盤調査・基礎及び雨水浸入を防止する部分（屋根・外壁等）についての基準が記載されている。

へ) 本基準を使用する場合の留意事項等

本基準の四角の太線で囲ってある部分は、保証住宅とする場合の遵守事項である。欄外は基準に関する解説及び参考資料等になっている。

<(財)住宅保証機構とは>

住宅保証機構は、昭和 57 年に住宅の品質・性能について確実な長期保証を行うことによる消費者保護並びに住宅性能の向上及び住宅建設業者等の育成を図ることを目的として設立された公益法人である。

主要業務は、住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する制度、住宅性能保証制度及び住宅完成保証制度の実施・運営等であり、平成 20 年度より国土交通大臣から住宅瑕疵担保責任保険法人の指定を受け、住宅瑕疵担保責任保険の引き受けを開始した。

住宅瑕疵担保責任保険は、住宅保証機構と住宅事業者等（建設業者及び住宅建業者等）が保険契約を締結するもので、住宅の品質確保の促進等に関する法律に定められた 10 年間の瑕疵担保責任を履行するための資力確保を図ることにより、住宅取得者の利益の保護を図るものである。

①都市公団工事共通仕様書

イ) 制定元

編集：都市基盤整備公団

発行：財団法人住宅共済会

ロ) 制定年月

昭和30年11月

ハ) 制定目的・経緯

都市基盤整備公団の前身である日本住宅公団は、大都市を中心に深刻な社会問題として顕在化し始めていた都市勤労者の住宅問題に対し、大都市地域を中心として、行政区域にとらわれることなく耐火構造の集合住宅を大量に建設し、またそのための大規模な宅地開発事業を実施することによって、健全な市街地を形成することを使命に、昭和30年7月に発足された。

このため、当時先行して実施に移されていた公営住宅あるいは公務員住宅の蓄積に学び、更にこれらの住宅を集団として、物的にも社会的にも良好な全体環境として発展させるための技術・方法論の確立を図ってきたが、施工品質の確保においても、設計・監理体制の整備を図るとともに、工事に係る材料、部品、機器及び工法等に関する仕様、品質及び性能を規定した共通的な仕様書である工事共通仕様書を策定した。

公団住宅は、公営住宅、公庫融資住宅とともに、国の住宅政策の三本柱として位置づけられ、賃貸住宅、分譲住宅等が建設・供給されてきたが、工事共通仕様書は、これらの住宅の質の向上に大きく貢献するとともに、施工の標準化にも大きな役割を果たしているものである。

二) 本仕様書等が適用される住宅

都市基盤整備公団が施工する宅地の造成、敷地の整備、住宅の建設、及び施設の整備等の工事に適用する。

ホ) 本仕様書の全体構成

地盤・土質調査、土木、造園、建築、電気、機械及び除却の各工事編と各工事に共通した総則編で構成している。

なお、最近では、公的規格で定められていない材料、部品及び機器についての品質及び性能の基準を定めた「機材の品質判定基準」も本仕様書と併せて策定・発行している。

へ) 本仕様書を使用する場合の留意事項等

仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、請負者の責任において厳正に履行することとしている。

また、すべての設計図書は相互に補完することとしており、設計図書における工事共通仕様書の位置付けを理解の上、施工することが必要である。

<都市基盤整備公団とは>

都市基盤整備公団は、地方公共団体、民間事業者等との協力及び役割分担の下に、人口及び経済、文化等に関する機能の集中に対応した秩序ある整備が十分に行われていない大都市地域その他の都市地域における健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の基盤整備として、居住環境の向上及び都市機能の増進を図るための市街地の整備改善並びに賃貸住宅の供給及び管理に関する業務を行い、並びに都市環境の改善の効果の大きい根幹的な都市公園の整備を行うこと等により、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。(平成16年7月1日より独立行政法人都市再生機構に移行したが、本資料集では、「都市基盤整備公団」「都市公団」のままで記載している。)

②公共住宅建設工事共通仕様書

イ) 制定元

○平成9年度版以前

監修：建設省住宅局住宅整備課（平成5年度版迄：住宅局住宅建設課）

編集：公共住宅事業者等連絡協議会

発行：財団法人ベターリビング（昭和57年度版：(財)住宅部品開発センター）

※参考 平成13年度版以降

監修：国土交通省住宅局住宅総合整備課

編集：公共住宅事業者等連絡協議会

発行：㈱創樹社

ロ) 制定年月

昭和57年8月

ハ) 制定目的・経緯

公共住宅は、需要の多様化、高度化等に対応して、地域の実情に応じ住戸計画、設備、仕様等について、積極的に多様化を図っていく状況にある。

一方、公共住宅建設事業は、従来から仕様、積算発注等について各事業主体が独自の体系で実施する方法をとってきたが、価格の適正化、生産の合理化等に十分に配慮しつつ、設計監理業務、積算発注業務、監査検査業務等を円滑に実施するためには、これらに関する整理されたノウハウが適宜に提供され、事業内容の妥当性等の評価判断のよりどころが容易に得られることが必要である。

そこで、公共住宅整備事業の円滑な推進に資することを目的とし、昭和57年に公共住宅建設工事共通仕様書を制定した。以降、技術革新及び使用機材の開発・活

用に対応するために、改訂を重ねてきている。

二) 本仕様書等が適用される住宅

各地方公共団体(※)が建設する鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造の公共住宅における建設工事に適用する。

※地方公共団体：都道府県、市町村、政令指定都市及び地方住宅供給公社等の公共団体をさす。

ホ) 本仕様書の全体構成

本仕様書は、総則編、調査編、建築編、電気編、機械編の5編から構成しており、総則編は各編と併せて適用する。

また、本仕様書の別冊として部品及び機器についての品質及び性能の基準を定めた「部品及び機器の品質・性能基準」を併せて策定・発行している。

ヘ) 仕様書を使用する場合の留意事項等

- 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、請負者の責任において厳正に履行する。
- 設計図書の適用として、全ての設計図書は相互に補完する。また、設計図書の優先順位は原則として次の順番の通りとする。
 - ・現場説明書、追加説明書及び質疑応答書
 - ・特記仕様書
 - ・設計図（標準図以外のもの）
 - ・設計図（標準図）
 - ・工事共通仕様書（別冊を含む。）

＜公共住宅事業者等連絡協議会とは＞

公共住宅整備の多様化、高度化等に対応する技術的業務に関連する情報の連絡調整、建設技術等に係る研究等を行うことにより、公共住宅整備事業の円滑な推進に資することを目的とし、昭和54年3月に設立された団体である。構成団体は、住宅金融支援機構、都市再生機構、政令指定都市、地方住宅供給公社等（平成20年3月時点）。

2. 仕様書等の制定・改定履歴

(1) 仕様書等の制定・改定履歴年表の見方

この履歴年表は、主に前述の「1. 代表的な仕様書等の紹介」に表記している仕様書等の制定・改正の変遷を年表形式に整理・編集したものである。なお、掲載項目等の内容は以下のとおりである。

■共通事項

年表は以下の掲載項目について、建築基準法が制定された昭和20年代から住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）が発行された前年度（平成11年度）までの動きを年度別または年代別に整理したものである。なお、特記すべき出来事などについては「太字」にて表記している。

また、平成12年度以降は本資料集と関連性のある品確法関連の主な動きについて追記した。

（※ 年表内の（ ）内の数字：その出来事があった年 [S：昭和/H：平成]・西暦を示す）

■住宅関連分野の主な出来事

住宅に係る法律の制定・指針の策定及び政策の動きなど、住宅分野に関する主な出来事について記載している。

〔凡例〕 ■印：法律・告示の制定・改正等に係る情報

□印：指針・制度等に係る情報

◎印：室内空気汚染（シックハウス）に係る情報

○印：その他

■主な自然災害（震災・風水害）

住宅被害の大きかった主な震災及び風水害の自然災害の状況を記載している。

〔凡例〕 ●印：震災（※〔 〕内の表記：M [マグニチュード] 及び建物被害 [被害規模] を示す）

○印：風水害

■建築基準法・施行令関連の主な動き

建築基準法及び同基準法施行令関連の主な改正等の状況について記載している。

〔凡例〕 ■印：建築基準法の制定・改正に係る情報

□印：建築基準法施行令関連の制定・改正に係る情報

（※（ ）内の数字：改正等の公布年月）

■各仕様書等の制定・改定等の動き

この仕様書等変遷版で紹介している各仕様書等の制定・改定の状況等を記載している。

また、仕様書等に係る各団体の主な出来事についても併記している。

〔凡例〕 * 在来木造住宅（戸建住宅）に係る仕様書等

◆印：住宅金融公庫（公庫木造住宅工事共通仕様書）に係る情報

◇印：住宅保証機構（性能保証住宅設計施工基準）に係る情報

* 鉄筋コンクリート造住宅（共同住宅）に係る仕様書等

★印：都市基盤整備公団（都市公団工事共通仕様書）に係る情報

☆印：公共住宅事業者等連絡協議会（公共住宅建設工事共通仕様書）に係る情報

（参考文献）

○建設省五十年史Ⅱ〔発行：（社）建設広報協議会〕／○住宅生産必携'98〔発行：（財）ベターリビング〕／

○日本建築センター三十年のあゆみ〔発行：日本建築センター〕／○建物の耐震技術基準に関する調査・研究報告書〔（社）

日本損害保険協会〕／○住宅・建築ハンドブック2001〔発行：（社）日本住宅協会〕／○住宅金融公庫50年史（資料

編）〔発行：住宅金融公庫〕／○日本の木造住宅の100年〔発行：（社）日本木造住宅産業協会〕

年度	項目	住宅関連分野の主な出来事 (■法律・告示関連/□指針等関連) (◎シックハウス関連/○その他)	主な自然災害 (●震災/○風水害)	品確法関連の主な動き
平成年代 居住ニーズの多様化に対応した住宅づくりの時代	12年(2000)	<ul style="list-style-type: none"> ■品確法の施行 (H12年4月) ■消費者契約法の制定 (H12年5月公布/H13年4月施行) ■建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 [建設リサイクル法] の制定 (H12年5月公布/H12年11月施行) ■マンションの管理の適正化の推進に関する法律の制定 (H12年12月) □共同住宅に係る防犯上の留意事項の改正及び防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針の策定 (H13年3月) ◎室内空気対策研究会の発足 (H12年6月) ◎厚生省 [現厚生労働省] が「トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン」の室内濃度指針値を公表 (H12年6月) ◎JAS規格がホルムアルデヒド放散量基準を改正 [JIS規格との整合を図り、最高等級の記号F1→F0に変更] (H12年7月) ◎住宅性能表示制度において、内装材のホルムアルデヒド対策の状況を内装材別に等級で表示することを必須 (H12年7月) ◎官民共同研究「健康的な居住環境形成技術の開発」の研究成果として、「健康な住まいづくりのためのユーザーズガイド」を公表 (H12年10月) ◎日本しろあり対策協会が会員に対し、有機リン系防蟻剤であるクロロピリホスの使用等の禁止を要請 (H12年11月) ◎厚生省 [現厚生労働省] が「エチルベンゼン、スチレン、クロロピリホス、フタル酸ジ-n-ブチル」の室内濃度指針値を公表 (H12年12月) ◎住宅生産団体連合会が「住宅内の化学物質による室内空気質に関する指針」を改正・公表 (H13年3月) ○住宅紛争処理支援センターの指定 (H12年4月) ○新築住宅に係る住宅性能表示制度の開始 (H12年10月) ○省庁再編 [建設省→国土交通省] (H13年1月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■鳥取県西部地震 [M7.3] [全半壊1,300棟] 	<ul style="list-style-type: none"> ■住宅の品質確保の促進等に関する法律 (品確法) の制定 [公布: H11年6月23日/施行: H12年4月1日] ■日本住宅性能表示基準・評価方法基準の告示 [公布: H12年7月19日/施行: 公布同日] ■法第70条の規定に基づく住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準の告示 [公布: H12年7月19日/施行: 公布同日]
	13年(2001)	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者の居住の安定確保に関する法律 (H13年4月) ■マンションの管理の適正化に関する指針の告示制定 (H13年8月) □インターネットアクセスの円滑化に向けた新築共同住宅情報化標準の策定 (H14年3月) ◎厚生労働省が「テトラデカン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、ダイアジノン」の室内濃度指針値を公表 (H13年7月) ◎住宅性能表示制度において、室内空気中のホルムアルデヒド等5物質の濃度の実測値等を表示する項目を追加 (H13年8月) ◎厚生労働省が「アセトアルデヒド、フェノブカルブ」の室内濃度指針値を公表 (H14年1月) 		<ul style="list-style-type: none"> ■日本住宅性能表示基準・評価方法基準の告示改正 [公布: H13年8月1日/施行: 公布同日] <ul style="list-style-type: none"> ・室内空気中のホルムアルデヒド等5物質の濃度の実測値等を表示する項目を追加 ■日本住宅性能表示基準・評価方法基準の告示改正 [公布: H13年8月14日/施行: H14年4月1日] <ul style="list-style-type: none"> ・現行評価基準の明確化、汎用性向上のための所用な技術的改正 (劣化対策等級において補強コンクリートブロック造を評価基準に追加、維持管理対策等級において給湯管を追加……等) ※従前基準は廃止
	14年(2002)※	<ul style="list-style-type: none"> ■マンションの建替えの円滑化等に関する法律の公布 (H14年6月) ■◎建築基準法の一部改正の公布 [機械換気の設置義務付け等のシックハウス対策に係る規定の追加等] (H14年7月) ○既存住宅に係る住宅性能表示制度の開始 (10月以降より開始予定) 		<ul style="list-style-type: none"> ■住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正 [公布: H14年8月20日/施行: 公布同日] ■日本住宅性能表示基準・評価方法基準の告示改正 [公布: H14年8月20日/施行: 公布同日] <ul style="list-style-type: none"> ・従来の新築住宅に加え、既存住宅に係る住宅性能表示制度の実施に伴う一連の改正 ■法第70条の規定に基づく住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準の告示改正 [公布: H14年8月20日/施行: 公布同日] <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲について、新築時に建設住宅性能評価を受けた住宅となることを明示化

注) ※上記の平成14年度については8月末までの情報を記載している。

住宅の基本構造部分等に係る仕様変遷の概要

この仕様変遷は、第Ⅱ章「1. 代表的な仕様書等の紹介」に掲載している在来軸組木造住宅（戸建住宅）及び鉄筋コンクリート造住宅（共同住宅）に係る代表的な仕様書のうち、それぞれの住宅の標準仕様を把握するための代表例として、以下の仕様書の制定年度以降から平成11年度までの各改定時における基本構造部分等の「構造の安定性・耐久性・防水性」に係る仕様の変遷をまとめたものである。

[本仕様書等変遷版において変遷の対象としている仕様書]

- 戸建住宅（在来軸組木造）
公庫木造住宅工事共通仕様書（監修：住宅金融公庫）
- 共同住宅（鉄筋コンクリート造）
都市公団工事共通仕様書（編集：都市基盤整備公団）

1. 在来木造住宅（戸建住宅）における基本構造部分等に係る仕様変遷

(1) 公庫木造住宅工事共通仕様書の仕様変遷の見方

この仕様変遷は、住宅金融公庫融資住宅における木造住宅工事共通仕様書について、昭和25年度の制定から平成11年度までの各改定時における基本構造部分等の「構造の安定性・耐久性・防水性」に係る仕様の変遷を示したものである。

なお、当該仕様についてはその時点における標準的な仕様を選択式で示したものであり、当時の建物全てに適用されるものではない。下記にこの変遷の見方の例図を示す。

工事種別	年度	昭和40年代	昭和50年代		
		昭和48年(1973)	昭和53年(1978)	昭和57年(1982)	昭和58年(1983)
基礎構造の種類	基礎工事	・無筋コンクリート連布基礎 ・鉄筋コンクリート連布基礎 (鉄筋入りコンクリート造)	→	・無筋コンクリート連布基礎 (ただし軟弱地盤等では鉄筋コンクリート連布基礎) ・鉄筋コンクリート連布基礎 (鉄筋入りコンクリート造) ・縁高布基礎 ・土間コンクリート床スラブ組合せ布基礎	→
		※5	→	■施行令の改正 (S56・1981) 【新耐震設計法】	※1
布基礎の仕様 (構造・寸法 幅・地盤面上・地盤面 下)	基礎工事	→	→	・無筋コンクリート造 (ただし軟弱地盤等では鉄筋コンクリート造) ・立ち上がり高さは24cm以上30cm標準 ・深さは地盤面下12cm以上、設計地耐力の地盤まで掘り下げかつ凍結深度以上 ・幅は12cm以上 ・多雪区域及び一般地2階建ては底盤を設置	→
		→	→	・無筋コンクリート造 (ただし軟弱地盤等では鉄筋コンクリート造) ・立ち上がり高さは30cm ・深さは地盤面下12cm以上、設計地耐力の地盤まで掘り下げかつ凍結深度以上 ・幅は12cm以上 ・多雪区域及び一般地2階建ては底盤を設置	※7
床下換気孔の仕様	基礎工事	→	→	【遵守仕様】 ・無筋コンクリート造 (ただし軟弱地盤等では鉄筋コンクリート造) ・立ち上がり高さは24cm以上 ・深さは地盤面下12cm以上、設計地耐力の地盤まで掘り下げかつ凍結深度以上 ・幅は12cm以上	→
		※6	→	■床下防湿 (下記いずれか) ・防湿コンクリート厚さ60mm以上、地盤面より盛土 ・防湿フィルム0.1mm以上 ・重ね幅150mm以上、重ね部分、布巻端及び表右当たりは乾燥砂又は砂利押さえ ■金物防錆処理 ・諸金物は亜鉛めっき又はコルタル腐付塗料 【割増仕様】 ■床下防湿 ・防湿コンクリート厚さ60mm以上(凍上地域は床下全面防湿フィルム) ・床組を行わないで床の全面に120mm以上の土間コンクリートスラブ(凍上地域は基礎断熱措置)	※8
		→	→	→	※9

※2※3 ※4

※1 → 昭和47年度以前は、仕様書が現存しその内容が確認できる年度、それ以降の年度は仕様書の改訂年度を示している。

※2 → 大分類(平成11年度版仕様書における工事種別を標準に分類している。「基礎工事、木工事、木造躯体工事、屋根工事、断熱工事、造作工事、左官工事、内外装工事、設備配管工事」)

※3 → 中分類(大分類の工事種別について、部位・部材等別に分類している。)

※4 → 小分類(中分類の部位・部材別について、部材寸法・工法等別に分類している。なお、この小分類は「木造躯体工事」及び「屋根工事(金属板葺き)」等の中分類にのみ適用しており、その他の項目は変遷の中にこれらに係る仕様を直接記載している。)

* 造作工事の外壁通気措置については割増融資の項目から引用

※5 → 前年度と同じ仕様の場合は「→」で表記している。但し、前年度の仕様から一部追加等がある場合は、「→」の下部に〔追加〕〔変更〕又は〔削除〕の内容を記載している。

※6 → 「該当なし」の欄は、その年度当時に該当する仕様についての記載がないことを示している。当初は仕様が記載されていないが後に記載されるようになった場合、当初は仕様が記載されていたが後にその仕様が削除された場合がある。

※7 → セル内に上詰めで記載している事項は「標準仕様」を示している(但し、基礎工事「基礎構造の種類」は除く)。

※8 → セル内に【遵守仕様】と表記している事項は、公庫融資を受けるために必要となる技術基準に係る仕様を表している(昭和58年度以降の仕様書から明記)。

※9 → セル内に【割増仕様】と表記している事項は、割増融資を受けるために必要となる技術基準に係る仕様である(昭和54年度以降の仕様書から明記)。なお、基準金利適用住宅の技術基準については除外している。

(2) 公庫木造住宅工事共通仕様書 変遷索引表

※下記に記載している数字（P〇〇）は、変遷の各頁の上部中央に表記された数字を示している。

工事種別		年度	昭和26年 (1951) ～ 昭和44年 (1969)	昭和45年 (1970) ～ 昭和53年 (1978)	昭和54年 (1979) ～ 昭和56年 (1981)	昭和57年 (1982) ～ 昭和60年 (1985)	昭和61年 (1986) ～ 昭和63年 (1988)	平成元年 (1989) ～ 平成4年 (1992)	平成5年 (1993) ～ 平成7年 (1995)	平成8年 (1996) ～ 平成11年 (1999)
基礎工事	基礎構造の種類		P01	P02	P03	P04	P05	P06	P07	P08
	布基礎 の仕様	構造・寸法（幅・地盤面上・ 地盤面下）								
		コンクリートの強度等								
	アンカーボルト									
	床下換気孔の仕様									
その他										
木工事	木材の樹種・品質		P09	P10	P11	P12	P13	P14	P15	P16
	接合金物									
	木部の防腐・防蟻措置									
	床下地面の防蟻措置									
木造躯体工事	軸組	土台・柱の部材寸法	P17	P18	P19	P20	P21	P22	P23	P24
		継手・仕口								
	耐力壁	筋かいの種類寸法	P25	P26	P27	P28	P29	P30	P31	P32
		筋かい接合部								
		筋かいの取り付く柱								
		木ずり								
	面材耐力壁		P33	P34	P35	P36	P37	P38	P39	P40
	小屋組	部材の種類・寸法	P41	P42	P43	P44	P45	P46	P47	P48
		工法								
		野地板								
	屋根 下地	部材の種類・寸法	P41	P42	P43	P44	P45	P46	P47	P48
		工法								
屋根工事	金属板	下ぶき	P49	P50	P51	P52	P53	P54	P55	P56
		金属板材料								
	金属板工法									
	粘土がわら									
	厚形スレート									
	屋根用化粧スレート (着色石綿スレート)									
とい										
工断 事熱	施工部位		P57	P58	P59	P60	P61	P62	P63	P64
	断熱性能									
造作 工事	内外壁下地		P65	P66	P67	P68	P69	P70	P71	P72
	外壁内通気措置									
	外壁板張り									
	サイディング									
	塗装溶融亜鉛めっき鋼板									
	開口部廻りのシーリング処理									
	小屋裏換気措置									
左官 工事	モルタル下地ラス工法		P73	P74	P75	P76	P77	P78	P79	P80
	モルタル塗り									
	しっくい塗り									
	土壁塗り									
内外 装 工事	タイル張り		P81	P82	P83	P84	P85	P86	P87	P88
設備 配管 工事	給水	材料規格								
	給湯									
	排水									
	ガス									

(3) 公庫木造住宅工事共通仕様書における基本構造部分等に係る仕様変遷

年度 工事種別		昭和20年代～昭和30年代		
		昭和26年(1951)	昭和35年(1960)	昭和37年(1962)
		■建築基準法制定(S25年) [旧耐震設計法]		
基礎工事	基礎構造の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートブロック ・石積 ・れんが布基礎 ・無筋コンクリート造布基礎 	<p style="text-align: center;">—————></p> <p>[追加] <昭和36年度> ・鉄筋コンクリート造布基礎(鉄筋入りコンクリート造)</p>	<p style="text-align: center;">—————></p>
	布基礎の仕様 構造・寸法 (幅・地盤面上・地盤面下)	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・幅12cm (平屋 参考図にて表記) ・地盤面高さ24cm以上[※] ・地盤面下12cm以上[※] (※参考図にて表記) 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅12cm (平屋 参考図にて表記) ・地盤面高さ24cm以上[※] ・地盤面下12cm以上[※] (※参考図にて表記) <p>* 2階建は底盤を設置 (参考図にて表記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・底盤の幅32cm ・底盤の厚さ12cm
	コンクリートの強度等	該当なし	<p>■コンクリートの調合</p> <p><無筋コンクリート> セメント：砂：砂利=1：3：6</p> <p><鉄筋コンクリート> セメント：砂：砂利=1：2：4</p>	—————>
	アンカーボルト	<ul style="list-style-type: none"> ・植込ボルト径13mm ・埋込長さ18cm以上 ・間隔2.7m内外 	—————>	—————>
	床下換気孔の仕様	該当なし		
	その他	<p>■金物防錆処理</p> <p>植込ボルトの露出部はコールタール塗り</p>	—————>	—————>

公庫木造住宅工事共通仕様書の変遷 P02

昭和40年代		昭和50年代	
昭和45年(1970)	昭和48年(1973)	昭和50年(1975)	昭和53年(1978)
■基準法施行令の改正(S45年12月) [耐震基準の強化]			
→	・無筋コンクリート造布基礎 ・鉄筋コンクリート造布基礎 (鉄筋入りコンクリート造)	→	→
→	→	→	→
→	→	■コンクリートの調合 <無筋コンクリート> ・セメント：砂：砂利=1：3：6 <鉄筋コンクリート> ・セメント：砂：砂利=1：2：4 ■コンクリートの練り方 原則として機械練り	→
・土台締め付けアンカーボルト径13mm ・埋込長さ250mm以上 ・間隔2.7m内外	→	・径13mm、座金付き ・埋込長さ250mm以上 ■設置位置 ・筋かいの上端に近い側の柱に近接したところ：座金50mm×50mm×6mm ・構造用合板の耐力壁の両端柱のそば：座金50mm×50mm×6mm+合板座板80mm×80mm×7.5mm ・土台切れ部：座金38mm×38mm×4.5mm ・間隔2.7m内外	→
該当なし			
■金物防錆処理 ・諸金物のコンクリート埋込部以外はコールタール塗り	→	■金物防錆処理 ・諸金物のコンクリート埋込部以外はコールタール焼付塗装又は亜鉛メッキ	→

年度 工事種別		昭和50年代		
		昭和54年(1979)	昭和55年(1980)	昭和56年(1981)
		■旧省エネ基準の告示 (S55年2月)	■基準法施行令の改正 (S55年10月) [新耐震設計法の導入]	
基礎工事	基礎構造の種類	→	→	→
	布基礎の仕様 構造・寸法 (幅・地盤面上・地盤面下)	<ul style="list-style-type: none"> 幅12cm[*] 地盤面高さ24cm以上[*] 地盤面下12cm以上[*] (※参考図にて表記) <ul style="list-style-type: none"> * 2階建は底盤を設置 (参考図にて表記) 底盤の厚さ12cm 底盤の幅32cm <ul style="list-style-type: none"> ・良質の地盤では2階建てで底盤の幅が300mm以上、平屋建てで200mm以上の場合は割栗地業を省略できる(参考図にて表記) 	→	→
	コンクリートの強度等	→	→	→
	アンカーボルト	→	→	→
	床下換気孔の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・換気有効面積 300cm²以上 ・間隔 5m以内 ・ねずみ等侵入防止スクリーン取り付け 	→	→
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ■金物防錆処理 ・諸金物は亜鉛めっき又はコーラータール焼付塗装 	→	→

公庫木造住宅工事共通仕様書の変遷 P04

昭和50年代		昭和60年代	
昭和57年(1982)	昭和58年(1983)	昭和59年(1984)	昭和60年(1985)
<ul style="list-style-type: none"> ・無筋コンクリート造布基礎 (ただし軟弱地盤等では鉄筋コンクリート造布基礎) ・鉄筋コンクリート造布基礎 (鉄筋入りコンクリート造) ・腰高布基礎 ・土間コンクリート床スラブ組合せ布基礎 	—————>	<ul style="list-style-type: none"> ・一体のコンクリート造布基礎 (ただし軟弱地盤等では一体の鉄筋コンクリート造布基礎) ・一体の鉄筋コンクリート造布基礎 ・腰高布基礎 ・土間コンクリート床スラブ組合せ布基礎 	<ul style="list-style-type: none"> ・一体のコンクリート造布基礎 (ただし軟弱地盤等では一体の鉄筋コンクリート造布基礎) ・一体の鉄筋コンクリート造布基礎 ・腰壁一体布基礎 ・土間コンクリート一体布基礎
<ul style="list-style-type: none"> ・無筋コンクリート造 (ただし軟弱地盤等では鉄筋コンクリート造) ・立ち上がり高さは24cm以上30cm標準 ・深さは地盤面下12cm以上、設計地耐力の地盤まで掘り下げかつ凍結深度以上 ・幅は12cm以上 ・多雪区域及び一般地2階建ては底盤を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・無筋コンクリート造 (ただし軟弱地盤等では鉄筋コンクリート造) ・立ち上がり高さは30cm ・深さは地盤面下12cm以上、設計地耐力の地盤まで掘り下げかつ凍結深度以上 ・幅は12cm以上 ・多雪区域及び一般地2階建ては底盤を設置 <p>【遵守仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無筋コンクリート造 (ただし軟弱地盤等では鉄筋コンクリート造) ・立ち上がり高さは24cm以上 ・深さは地盤面下12cm以上、設計地耐力の地盤まで掘り下げかつ凍結深度以上 ・幅は12cm以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・一体のコンクリート造 (ただし軟弱地盤等では鉄筋コンクリート造) ・立ち上がり高さは30cm ・深さは地盤面下12cm以上、設計地耐力の地盤まで掘り下げかつ凍結深度以上 ・幅は12cm以上 ・多雪区域及び一般地2階建ては底盤を設置 <p>【遵守仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一体のコンクリート造 (ただし軟弱地盤等では一体の鉄筋コンクリート造) ・立ち上がり高さは24cm以上 ・深さは地盤面下12cm以上、設計地耐力の地盤まで掘り下げかつ凍結深度以上 ・幅は12cm以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・一体の鉄筋コンクリート造 ・立ち上がり高さは30cm ・深さは地盤面下12cm以上、設計地耐力の地盤まで掘り下げかつ凍結深度以上 ・幅は12cm以上 ・軟弱地盤等、多雪区域及び一般地2階建ては底盤を設置 <p>【遵守仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一体のコンクリート造 (ただし軟弱地盤等では一体の鉄筋コンクリート造) ・立ち上がり高さは24cm以上 ・深さは地盤面下12cm以上、設計地耐力の地盤まで掘り下げかつ凍結深度以上 ・幅は12cm以上
<ul style="list-style-type: none"> ■コンクリート強度・スラブ ・レディミクストコンクリート設計基準強度135kg/cm²以上 ・スラブ15cm以下 ・呼び強度は気温補正值追加 ■コンクリートの調合及び練り方 昭和50年度仕様と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ■コンクリート強度・スラブ ・レディミクストコンクリート設計基準強度135kg/cm²以上 ・スラブ18cm以下 ・呼び強度は気温補正值追加 ■コンクリートの調合及び練り方 昭和50年度仕様と同じ 	—————>	<ul style="list-style-type: none"> ■コンクリート強度・スラブ ・レディミクストコンクリート設計基準強度135kg/cm²以上、 ・スラブ18cm以下 ・JIS規格に適合を追加 ■現場練りコンクリート 昭和50年度仕様と同じ
<ul style="list-style-type: none"> ・径13mm、座金付き ・埋込長さ250mm以上 ・Zマーク表示品同等以上 ・座金 諸金物の項、Zマーク表示品同等以上 ■設置位置 ・筋かいの上端に近い側の柱に近接したところ ・構造用合板の耐力壁の両端柱のそば ・土台切れ部、継手 ・間隔2.7m以内(2.7m内外を「以内」に変更) 	—————>	—————>	—————>
<ul style="list-style-type: none"> ・換気有効面積 300cm²以上 ・外周 間隔5m以内 標準4m ・屋内 適切な位置に支障のない寸法の換気孔設置 ・ねずみ等侵入防止スクリーンは鋳鉄製市場出来合品 <p>【割増仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床下換気口300cm²以上を4m以下に設置 	—————>	—————>	—————>
<ul style="list-style-type: none"> ■床下防湿(下記いずれか) ・防湿コンクリート厚さ60mm以上、地盤面より盛土 ・防湿フィルム0.1mm以上 重ね幅150mm以上、重ね部分、布基礎及び束石当たりは乾燥砂又は砂利押さえ ■金物防錆処理 ・諸金物は亜鉛めっき又はコーター焼付塗装 【割増仕様】 ■床下防湿 ・防湿コンクリート厚さ60mm以上(凍上地域は床下全面防湿フィルム) ・床組を行わないで床の全面に120mm以上の土間コンクリートスラブ(凍上地域は基礎断熱措置) 	—————>	—————>	<p>〔追加〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ■床下防湿 ・防湿フィルムはJIS規格に適合していること

年度 工事種別		昭和60年代		
		昭和61年(1986)	昭和62年(1987)	昭和63年(1988)
			■基準法の改正(S62年6月) [3階建戸建木造住宅]	
基礎工事	基礎構造の種類	→	→	<ul style="list-style-type: none"> ・一体のコンクリート造布基礎 (ただし軟弱地盤等では一体の鉄筋コンクリート造布基礎) ・一体の鉄筋コンクリート造布基礎 ・腰壁一体布基礎 ・べた基礎一体布基礎
	布基礎の仕様 構造・寸法 (幅・地盤面上・地盤面下)	→	→	→ [追加] 【割増仕様】 ・一体の鉄筋コンクリート造 ・深さは地盤面下12cm以上、設計地耐の地盤まで掘り下げかつ凍結深度以上 ・立ち上がり高さは40cm以上 ・幅は土台の幅以上 ・底盤の厚さ15cm、幅45cmを標準 ■1階浴室廻り ・布基礎上にコンクリートブロック造又は鉄筋コンクリート造腰壁の設置(浴室ユニットを除く)
	コンクリートの強度等	→	→	→
	アンカーボルト	→	→	→
	床下換気孔の仕様	→	→	<ul style="list-style-type: none"> ・換気有効面積 300cm²以上 ・外周 間隔5m以内 標準4m ・屋内 適切な位置に支障のない寸法の換気孔設置 ・ねずみ等侵入防止スクリーンは鋳鉄製市場出来合品 【割増仕様】 ・床下有効換気300cm ² 以上を4m以下に設置 ・屋内 適切な位置に支障のない寸法の換気孔設置 ・ねずみ等侵入防止スクリーン取付
	その他	→	→	→

平成年代			
平成元年（1989）	平成2年（1990）	平成3年（1991）	平成4年（1992）
			■新省エネ基準の告示（H4年2月）
→	→	→	→
→	→	→	→
■コンクリート強度・スラブ ・レディミクストコンクリート呼び 強度180kg/cm ²	→	→	→
・Zマーク同等以上 ・埋込長さ250mm以上 ■埋込位置 ・筋かい上端部が取付く柱 ・構造用合板張り両端部柱 ・土台の継手、仕口部 ・間隔2.7m以内	→	→	→
→	→	→	→
→	→	→	→

年 度		平成年代			
		平成5年(1993)	平成6年(1994)第2版	平成7年(1995)第2版	
工事種別			■長寿社会対応住宅設計指針の策定 (H7年6月)		
	基礎 工事	基礎構造の種類		→	→
布基礎 の仕様		構造・寸法 (幅・地盤面上・地盤面 下)	→	→	→
		コンクリートの強度等	→	→	→
アンカーボルト		→	→	→	
床下換気孔の仕様		→	→	→	
その他		→	→	→	

[変更]
 【割増仕様】
 ■床下防湿
 ・防湿コンクリート厚さ60mm以上
 (凍上地域は基礎断熱措置)
 ・床組を行わないで床の全面に120
 mm以上の土間コンクリートスラブ

公庫木造住宅工事共通仕様書の変遷 P08

平成年代			
平成8年(1996)第2版	平成9年(1997)	平成10年(1998)	平成11年(1999)
		■次世代省エネ基準の告示(H11年3月)	
→	→	→	→
→ 【変更】 【割増仕様】 ・幅は12cm以上	<ul style="list-style-type: none"> ・一体のコンクリート造とし、一体の鉄筋コンクリート造を標準 ・立ち上がり高さは30cm ・深さは地盤面下12cm以上、設計地耐力の地盤まで掘り下げかつ凍結深度以上 ・幅は12cm以上 ・軟弱地盤等、多雪区域及び一般地2階建ては底盤を設置 <p>【遵守仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち上がり高さは24cm以上 <p>【割増仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一体の鉄筋コンクリート造 ・深さは地盤面下12cm以上、設計地耐力の地盤まで掘り下げかつ凍結深度以上 ・立ち上がり高さは40cm以上 ・幅は12cm以上 ・底盤の厚さ15cm、幅45cmを標準 ■1階浴室廻り ・布基礎上にコンクリートブロック造又は鉄筋コンクリート造腰壁の設置(浴室ユニットを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一体のコンクリート造とし、一体の鉄筋コンクリート造を標準 ・立ち上がり高さは30cm ・深さは地盤面下24cm以上、設計地耐力の地盤まで掘り下げかつ凍結深度以上 ・幅は12cm以上 ・軟弱地盤等、多雪区域及び一般地2階建ては底盤を設置 <p>【遵守仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち上がり高さは24cm以上 <p>【割増仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一体の鉄筋コンクリート造 ・深さは地盤面下24cm以上、設計地耐力の地盤まで掘り下げかつ凍結深度以上 ・立ち上がり高さは40cm以上 ・幅は12cm以上 ・底盤の厚さ15cm、幅45cmを標準 ■1階浴室廻り ・布基礎上にコンクリートブロック造又は鉄筋コンクリート造腰壁の設置(浴室ユニットを除く) 	→
→	→	→	→
→	<ul style="list-style-type: none"> ・品質性能が明らかで良質なもの ・埋込長さ250mm以上 ■埋込位置 ・筋かい上端部が取付く柱 ・構造用合板張り両端部柱 ・土台の継手、仕口部 ・間隔2.7m以内 	→	→
→	→	→	→
→	→	→	→

公庫木造住宅工事共通仕様書の変遷 P09

年度 工事種別		昭和20年代～昭和30年代		
		昭和26年(1951)	昭和35年(1960)	昭和37年(1962)
		■建築基準法制定(S25年) [旧耐震設計法]		
木 工 事	木材の樹種・品質	<ul style="list-style-type: none"> ■構造材 ・乾燥した良質材 ・見え掛り材1等 ・見えがくれ材2等 ・規格はS24農林省告示「用材規格規程」 	→	→
	接合金物	<ul style="list-style-type: none"> ■釘及び諸金物 ・釘長は木厚の2.5倍以上 ・かすがいは部材の寸法に応じた市場出来合品 ・ボルト13φ ・くさび、込栓は乾燥した堅木 	→	→
	木部の防腐・防蟻措置	<p>(該当なし)</p> <p>*但し、「塗装工事」の項に以下の防腐剤塗仕様の記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■防腐剤塗仕様 ・木部がコンクリート類に接する箇所はクレオソート塗とし、外部下見板は防腐塗料を斑なき様塗布する 	→	→
	床下地面の防蟻措置	<p>〔追加〕 ＜塗装工事の項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ■防腐剤塗仕様 ・土台下端全部、外回り柱及び台所、浴室等の各柱の小口ほぞ及び土台の小口、ほぞ穴等は防腐剤にひたすか又は十分に塗布する。 <p>該当なし</p>		

昭和40年代		昭和50年代	
昭和45年(1970)	昭和48年(1973)	昭和50年(1975)	昭和53年(1978)
<p>■基準法施行令の改正 (S45年12月) [耐震基準の強化]</p>			
<p>■構造材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾燥したもの ・見え掛り材1等 ・見えがくれ材2等 ・規格は「素材の日本農林規格」、 「製材の日本農林規格」及び「合板 の日本農林規格」による ■構造材の樹種(特記以外の標準) 土台：ひのき・ひば 柱：杉、 はり：松 胴差：松・杉 その他：杉・松 <床組> はり：松 大引：杉 根太：松・杉 その他：杉・松 <小屋組> はり丸太：松 その他：杉・松 	→	→	→
→	→	→	→
<p>[追加]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・羽子板ボルトの仕様 (13mm板厚3mm、座金厚3mm) 	→	→	→
<p>[変更]</p> <p><塗装工事の項></p> <p>■防腐材を塗る部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木部がコンクリート、ブロック、 その他これらに類する抱水性のもの に接する部分 ・土台下端全部 ・外回り柱及び台所、浴室などの各 柱及び土台の木口、ほぞ及びほぞ穴 ・台所、浴室その他湿気のある場所 で鉄網モルタル塗りの箇所 ・アスファルトフェルト張り下地 (軸、胴縁及び下地板) ・*外部モルタル塗りとなる面は、 地盤面より高さ1mまで全部 	→	<p>[追加]</p> <p><塗装工事の項></p> <p>■木部防腐剤</p> <p>JIS K 2470 (クレオソート油) による</p>	<p>[変更]</p> <p><塗装工事の項></p> <p>■木部防腐剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JIS K2470 (クレオソート油) ■防腐剤を塗る部分 ・木部がコンクリート、コンクリート ブロックその他これらに類する抱 水性のものに接する部分 ・土台の下端、ほぞ、ほぞ穴及び木 口部分 ・外回り柱及び台所、浴室などで腐 朽のおそれのある部分の柱の下部の 木口及びほぞ部分 ・台所、浴室その他の湿気のある場 所でモルタル塗り箇所のアスファ ルトフェルト張り下地(軸、胴縁及び 下地板) ・*外部をモルタル塗りとする場合 の地盤より高さ1m以内にある部分 の柱、筋かい、土台及び壁下地板
該当なし			

年度 工事種別		昭和50年代		
		昭和54年(1979)	昭和55年(1980)	昭和56年(1981)
		■旧省エネ基準の告示(S55年2月)	■基準法施行令の改正(S55年10月) [新耐震設計法の導入]	
木 工 事	木材の樹種・品質	<ul style="list-style-type: none"> ■構造材 ・乾燥したもの ・見え掛り材1等 ・見えがくれ材2等 ・規格は「素材の日本農林規格」、「製材の日本農林規格」、「合板の日本農林規格」及び「構造用合板の日本農林規格」による ■構造材の樹種(特記以外の標準) 土台: ひのき・ひば・防腐処理土台 柱: 杉 はり: 松 胴差: 松・杉 其他: 杉・松 <床組> はり: 松 大引: 杉 根太: 松・杉 其他: 杉・松 <小屋組> はり丸太: 松 其他: 杉・松 	→	→
	接合金物	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄丸釘の長さは板厚の2.5倍以上 ・羽子板ボルト: 呼び径12mm板厚3.2mm以上、座金40mm×40mm×4.5mm以上 ・取付ボルト12mm以上、座金同上 ・Zマーク表示品又は同等以上 	→	→
	木部の防腐・防蟻措置	<ul style="list-style-type: none"> ■防腐・防蟻措置薬剤 ・JIS K 2439 (クレオソート油・タールピッチ・加工タール・舗装タール) ・JIS K 1550 (フェノール類・無機フッ化物系木材防腐剤) ・JIS K 1554 (クロム・銅・ヒ素化合物系木材防腐剤) ■木部防蟻措置剤 ・日本しろあり対策協会認定の予防剤同等以上 ■防腐措置を講ずる部分 ・柱(木口、ほぞ穴を含む)、筋かい、土台(木口、ほぞ穴を含む)等、地盤から1m以内の部分。見え掛りりは省略 ・台所、浴室等モルタル塗りアスファルトフェルト下地(軸組、胴縁、下地板) ・*外部モルタル壁 アスファルトフェルト下地(軸組、胴縁、下地板)地盤より1m以内 	→	→
	床下地面の防蟻措置	<ul style="list-style-type: none"> ■土壌処理剤 ・日本しろあり対策協会認定の土壌処理剤同等以上 ■土壌処理を行う場合の施工箇所 ・基礎の内外周部、束石の周囲 	→	→

昭和50年代			昭和60年代
昭和57年(1982)	昭和58年(1983)	昭和59年(1984)	昭和60年(1985)
<p>■木材の品質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素材、製材の品質はJAS・JIS適合品 ・木材は十分乾燥したもので構造材は製材のJAS1等以上 ・木材の樹種は特記 ・土台の樹種： 桧、台湾桧、米桧、ひば、米ひば、こやまき、くり、けやき <p>加圧式防腐防蟻処理土台、加圧式防腐処理土台</p> <p>■集成材の品質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JAS表示品 <p>■各種ボード類の品質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合板：JAS表示品、JAS適合品 ・各種ボード：JIS適合品 ・その他の材料：なるべくAQ表示品 	<p>—————→</p> <p>〔追加〕 【遵守仕様】</p> <p>■土台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹種はひのき、ひば等、土台用加圧式防腐処理木材（JIS）、防腐・防蟻処理又は防腐処理の表示木材（JAS） 	<p>—————→</p>	<p>—————→</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・釘の長さは板厚の2.5倍以上 ・釘：JIS A 5508適合品 JIS A 5552適合品 JIS A 5553適合品 ・接合金物 Zマーク表示品又は同等以上 	<p>—————→</p>	<p>—————→</p>	<p>—————→</p>
<p>■防腐・防蟻措置薬剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JIS K 2439（クレオソート油・タールビッチ・加工タール・舗装タール） ・JIS K 1550（フェノール類・無機フッ化物系木材防腐剤） ・JIS K 1554（クロム・銅・ヒ素化合物系木材防腐剤） <p>■木部防蟻措置剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本しろあり対策協会認定の予防剤同等以上 <p>■加圧処理材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JIS A 9108に適合するもののでできるだけJIS、JAS表示品とする <p>■防腐措置を講ずる部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土台（木口、ほぞ、ほぞ穴を含む）及び外壁部の柱・間柱（木口、ほぞ、ほぞ穴を含む）、筋かい（筋かいに替わる合板等）並びに下地板（胴縁）の内、地盤から1m以内の部分。柱は見え掛かりは省略 ・浴室の軸組（胴縁、下地板）、天井下地板、床組（床下地板、根太掛け） ・台所、その他湿気のある場所は水掛かり軸組（胴縁、下地板）、床組（床下地板、根太掛け） <p>【割増仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準仕様の防腐・防蟻措置を講ずる 	<p>—————→</p>	<p>—————→</p>	<p>■防腐・防蟻措置薬剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JIS K 2439（クレオソート油・タールビッチ・加工タール・舗装タール） <p>■木部防蟻措置剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本しろあり対策協会認定の予防剤同等以上 <p>■工場処理の防腐・防蟻処理材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JASの防腐・防蟻処理及び防腐処理規格に適合 ・JIS A 9108（土台用加圧式防腐処理木材）の規格に適合 ・上記と同等以上 <p>■防腐措置を講ずる部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和57年度の標準仕様と同じ <p>【割増仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の防腐・防蟻措置を講ずる
<p>—————→</p>	<p>〔変更〕</p> <p>■土壌処理を行う場合の施工箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎の内外周部に東石の周囲20cmを標準 	<p>—————→</p>	<p>〔変更〕</p> <p>■土壌処理を行う場合の施工箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外周部内側及び内部布基礎の周辺20cm並びに東石の周囲20cmを標準

年度 工事種別		昭和60年代		
		昭和61年(1986)	昭和62年(1987)	昭和63年(1988)
			■基準法の改正(S62年6月) [3階建戸建木造住宅]	
木 工 事	木材の樹種・品質	→	→	→
	接合金物	→	→	→
	木部の防腐・防蟻措置	→	→	→
	床下地面の防蟻措置	→	→	→

平成年代			
平成元年（1989）	平成2年（1990）	平成3年（1991）	平成4年（1992）
			■新省エネ基準の告示（H4年2月）
→	→	→	→
→	→	→	→
→	→	→	→
→ 〔追加〕 ■その他（防蟻措置） ・土壌処理を行わないでこれに替わる防蟻措置は公庫が認めたもの	→	→	→

年度		平成年代		
		平成5年(1993)	平成6年(1994)第2版	平成7年(1995)第2版
工事種別				■長寿社会対応住宅設計指針の策定 (H7年6月)
木 工 事	木材の樹種・品質	→	→	→
	接合金物	→	→	→
	木部の防腐・防蟻措置	→	→	<ul style="list-style-type: none"> ■防腐・防蟻措置は次のいずれか ・ひのき、ひば等の耐腐朽性及び耐蟻性の大きい樹種の心材若しくは心持ち材 ・薬剤による防腐・防蟻措置 ■防腐・防蟻措置薬剤 ・JIS K 2439 (クレオソート油、タールピッチ、加工タール)の規格同等品 ■木部防蟻措置剤 ・日本しろあり対策協会認定の予防剤同等以上 ■工場処理の防腐・防蟻処理材 ・JASの防腐・防蟻処理及び防腐処理規格に適合 ・JIS A 9108 (土台用加圧式防腐処理木材)の規格に適合 ・上記と同等の効力以上 ■防腐措置を講ずる部分 ・昭和57年度標準仕様と同じ。ただし浴室はバスユニットを除く <p>【割増仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の防腐・防蟻措置を講ずる
	床下地面の防蟻措置	→	<ul style="list-style-type: none"> ■土壌処理剤 ・日本しろあり対策協会認定の土壌処理剤同等以上 ■土壌処理を行う場合の施工箇所 ・外周部内側及び内部布基礎の周辺20cm並びに東石の周囲20cmを標準 <p>〔追加〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ■寒冷地仕様 ・北海道、青森県他(仕様書参照)において薬剤土壌処理を省略する場合は特記 	<p>→</p> <p>〔変更〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ■その他の防蟻措置 ・土壌処理を行わないでこれに替わる防蟻措置は土壌処理と同等以上のもの

平成年代			
平成8年(1996)第2版	平成9年(1997)	平成10年(1998)	平成11年(1999)
		■次世代省エネ基準の告示(H11年3月)	
→	→ 〔変更〕 【遵守仕様】 ■土台の樹種(次のいずれか) イ. ひのき・ひば・べいひのき・べいひば・こうやまき・くり・けやき ロ. イ. の構造用集成材 ハ. JASに定める保存処理を行った木材(K1以外) ニ. JIS A 9108土台用加圧式防腐処理木材 ホ. JIS K 1570による加圧注入用木材防腐剤を用いJISA9002による加圧式防腐処理を行った木材 ヘ. 日本木材保存協会認定JIS A 9002による加圧式防腐処理を行った木材 ト. 上記以外で工場で防腐処理を施した木材	→	→
→	・釘の長さは板厚の2.5倍以上 ・釘: JIS A 5508適合品 JIS A 5552適合品 JIS A 5553適合品 ・接合金物 品質が明らかで良質なもの	→	→
→	→ 〔変更〕 ■薬剤による工場処理材の種類 ・製材のJASの保存処理(K1を除く)の規格に適合するもの ・JIS A 9108(土台用加圧式防腐処理木材)の規格に適合するもの ・JIS K 1570を用いてJISA9002による加圧式防腐処理を行った木材 ・木材保存協会認定防腐剤を用いて加圧式防腐処理を行った木材 ・同等の効力以上	→	→
→	→	→	→

年度 工事種別		昭和20年代～昭和30年代		
		昭和26年(1951)	昭和35年(1960)	昭和37年(1962)
		■建築基準法制定(S25年) [旧耐震設計法]		
木造躯体工事 軸組	土台・柱等の部材寸法	土台：ひば又は檜100mm×100mm 火打土台：すぎ45mm×90mm 柱：100mm×100mm 胴差：すぎ又は松 軒桁：すぎ100mm×100mm 間柱：すぎ 40mm×45mm	—————>	・断面寸法は引き立て寸法 土台：ひば又は檜100mm×100mm 火打土台：すぎ45mm×90mm 柱：100mm×100mm 間柱：すぎ 40mm×45mm 胴差：杉又は松 100mm×150mm 軒桁：杉又は松 100mm×100mm 間仕切桁：杉 100mm×100mm 通しぬき：杉 15mm×100mm
		■土台 ・継手：柱、植込み位置避け腰掛け蟻つぎ ・隅部仕口：えり輸入り小根ほぞ打ち抜き割りくさび締め ・T字取合部：大入れ蟻掛け	■土台 ・継手：柱、植込み位置避け腰掛け蟻つぎ ・隅部仕口：えり輸入り小根ほぞ打ち抜き割りくさび締め又は平ほぞ打ち抜き割りくさび締め ・T字取合部：同左	—————>
		■火打土台 かたぎ大入れ、大釘2本	—————>	—————>
	継手・仕口	■柱 ・上下部：ほぞ差し、かすがい又は込み栓打ち ・土台はなと柱の取合：落としあり	■柱 ・上下部：ほぞ差し、かすがい又は込み栓打ち ・土台はなと柱の取合：落としあり ・隅柱の下部：平ほぞ又は扇ほぞ差しかすがい打ち、又は大釘打ち	—————>
		■胴差 ・継手：梁位置、梁受け柱間を避け追掛大栓 ・柱取合：かたぎ大入れ短ほぞ、短冊金物又はかすがい打ち ・隅：傾き大入れ打抜ほぞ、込み栓打ち、短冊金物ボルト締め	■胴差 ・継手：通しものを原則やむを得ない場合の継手は梁位置、梁受け柱間を避け、柱より持出しに追掛大栓継ぎ ・柱取合：傾き大入れ短ほぞ差し、短冊金物ボルト締め ・隅：傾き大入れ短ほぞ差し、短冊金物ボルト締め又はかね折り金物ボルト締め	—————>
		■間柱 ・上下端部：短ほぞ差し、釘打ち ・筋かい当たり：切り欠き釘打ち ・通し貫当たり：添え付け釘打ち	—————> 〔追加〕 ・上下端部仕口：短ほぞ差し又はしも釘打ち	—————>
		■軒げた ・松継手：柱及び梁位置を避け追い掛け大栓2本打ち	—————> 〔追加〕 ・腰掛け鎌継	—————>
		■間仕切げた ・継手：柱及び梁位置を避け追い掛け大栓2本打ち ・柱取合部：柱に傾き入れ短ほぞ差しかすがい打ち ・十字型、T字型取合部：上端平坦の場合腰掛けあり継上端かすがい打ち。平坦でない場合のT字型部は渡りあご手違いかすがい打ち	—————>	—————>
		該当なし	■通しぬき ・取合い：柱に差し通しくさび込み釘打ち	—————>

昭和40年代		昭和50年代	
昭和45年(1970)	昭和48年(1973)	昭和50年(1975)	昭和53年(1978)
<p>■基準法施行令の改正(S45年12月) [耐震基準の強化]</p>			
<p>・構造材の樹種は特記 ・断面寸法は引き立て寸法 土台：100mm×100mm 火打土台：45mm×45mm 軒桁：100mm×100mm</p>	<p>・構造材の樹種は特記 ・断面寸法は引き立て寸法 ・継手：やむを得ず短材を使用する場合は土台1m以上、その他2m以上 土台：100mm×100mm 火打土台：90mm角二つ割り 柱：100mm×100mm 以上の他、寸法表記なし</p>	→	→
→	→	→	→
→	→	→	→
<p>■柱 ・上下部：ほぞ差し、かすがい又は込み栓打ち ・土台はなと柱の取合：落としあり ・隅柱の下部：平ほぞ又は扇ほぞ差しかすがい打ち、又は大釘打ち ・土台木口と柱の取合い：落としありかすがい打ち</p>	→	→	→
→	→	<p>■胴差 ・継手：梁受け柱間を避け、柱より持出しに追掛大栓2本打ち ・柱取合部：かたぎ大入れ短ほぞ差し、短冊金物ボルト締め ・隅：傾き大入れ短ほぞ差し、短冊金物ボルト締め又はかね折り金物ボルト締め</p>	→
→	→	→	→
<p>■軒げた ・継手：柱より持ち出し腰掛けあり 継</p>	→	→	→
→	→	→	→
→	→	→	→

年度 工事種別		昭和50年代			
		昭和54年(1979)	昭和55年(1980)	昭和56年(1981)	
		■旧省エネ基準の告示(S55年2月)	■基準法施行令の改正(S55年10月) [新耐震設計法の導入]		
木造躯体工事 軸組	土台・柱等の部材寸法	→	土台：100mm×100mm又は105mm×105mm 火打土台：90mm角二つ割り 柱：100mm×100mm又は105mm×105mm	→	
	継手・仕口	■土台 ・継手：柱、間柱位置避け腰掛け蟻つぎ ・隅部仕口：こねほぞ打ち抜き割りくさび締め又は片あり掛け ・T字取合部：大入れ蟻掛け	→	→	→
		→	→	→	
		■柱 ・上下端部：ほぞ差し、かすがい又は込み栓打ち又は短ほぞ差し平金物当て釘打ち、又はかすがい ・隅柱の下部：平ほぞ又は扇ほぞ差しかど金物当てかすがい打ち、又は釘打ち ・土台木口と柱の取合：落としありかど金物当て釘打ち又はかすがい	→	→	→
		→	→	→	
		→	→	→	
		■軒げた ・継手：柱より持ち出し腰掛けあり継又は追掛大栓継ぎ	→	→	→
		■間仕切げた ・継手：柱及び梁位置を避け柱より持ち出し腰掛鎌継又は腰掛蟻継 ・主要な間仕切り桁又は胴差とのT字型取合部：短ほぞ差し羽子板ボルト締め	→	→	→
		→	→	→	

昭和50年代			昭和60年代
昭和57年(1982)	昭和58年(1983)	昭和59年(1984)	昭和60年(1985)
<p>土台 : 100mm×100mm以上、 105mm×105mmを標準 多雪区域内の土台 : 105mm×105mm以上</p> <p>火打土台 : 45mm×90mm以上 柱 : 100mm×100mm以上 多雪区域内の柱 : 105mm×105mm以上</p>	<p>土台 : 105mm×105mmを標準 柱 : 105mm×105mmを標準</p> <p>【遵守仕様】 土台 : 100mm×100mm以上、 多雪区域内の土台 : 105mm×105mm以上</p> <p>火打土台 : 45mm×90mm以上 柱 : 100mm×100mm以上 多雪区域内の柱 : 105mm×105mm以上</p>	→	<p>土台 : 105mm×105mmを標準 柱 : 105mm×105mmを標準 通し柱 : 120mm×120mmを標準</p> <p>【遵守仕様】 土台 : 100mm×100mm以上、 多雪区域内の柱 : 105mm×105mm以上 柱 : 100mm×100mm以上 多雪区域内の柱 : 105mm×105mm以上 火打土台 : 木製45mm×90mm以上 鋼製火打金物は(HB)同等以上</p>
→	→	→	→
<p>■火打土台 かたぎ大入れ2-N90</p>	→	→	<p>■火打土台 ・木製 : かたぎ大入れ2-N90 ・鋼製 : 土台に突き付け六角ボルト(M12) ひら釘(FZ55) 打ち</p>
<p>■柱 ・上下端部 : 長ほぞ差し、込み栓打ち又は上下とも短ほぞ差し平金物(SM) 当て釘打ち ・隅柱の下部 : 平ほぞ又は扇ほぞ差しかど金物(CP・L) 当て釘打ち 又はかすがい(C120) 両面打ち ・土台木口と柱の取合 : 落としありかど金物当て(CP・L) 釘打ち又はかすがい(C120)</p>	→	→	→
<p>■胴差 ・継手 : 梁受け柱間を避け、柱より持出しに追掛大栓又は腰掛け鎌継ぎ ・通し柱との仕口 : かたぎ大入れ短ほぞ差し、短冊金物(S)、かね折り金物(SA) 当てボルト締め又はボルト締め、釘打ち又は羽子板ボルト(SB) 締め</p>	→	→	→
<p>■間柱 ・上下端部 : 短ほぞ差しN75斜め打ち ・筋かい当たり : 2-N75 ・通しぬき当たり : 添え付け2-N65</p>	→	→	→
→	→	→	→
→	→	→	→
<p>〔追加〕 ■接合金物の指定 羽子板ボルト(SB)</p>	→	→	→
→	→	→	→

年度 工事種別		昭和60年代			
		昭和61年(1986)	昭和62年(1987)	昭和63年(1988)	
			■基準法の改正(S62年6月) [3階建戸建木造住宅]		
木造 躯体 工事	軸組	土台・柱等の部材寸法	→	→	→
			→	→	→
		→	→	→	
		→	→	→	
		→	→	→	
		■胴差 ・継手：昭和57年度仕様と同じ ・通し柱との仕口：かたぎ大入れ短 ほぞ差し、接合金物は ①短冊金物(S)当て六角ボルト (M12)締め、スクリュー釘(ZS50) ②かね折り金物(SA)当て六角ボ ルト(M12)締めスクリュー釘 (ZS50) ③羽子板ボルト(SB)締めスク リュー釘(ZS50)	→	→	
		→	→	→	
		→	→	→	
		■間仕切げた ・継手：柱及び梁位置を避け柱より 持ち出し腰掛鎌継又は腰掛蟻継 ・主要な間仕切り桁又は胴差とのT 字型取合部：短ほぞ差し羽子板ボ ルト(SB)締め、スクリュー釘(Z S50mm)打ち	→	→	
		■通しぬき ・取合い：柱に差し通しくさび込み 釘打ち	→	→	

年度 工事種別		昭和20年代～昭和30年代		
		昭和26年(1951)	昭和35年(1960)	昭和37年(1962)
		■建築基準法制定(S25年) [旧耐震設計法]		
木造躯体工事 耐力壁	筋かいの種類寸法	すぎ 100mm×30mm	→	柱三ツ割
	筋かい接合部	■両端部 ・斜め胴付き木半分ピンタに欠込み 大釘打ち、間柱当りは間柱を欠込み 大釘打ち	→	→
	筋かいの取り付く柱	該当なし		
	木ずり	該当なし		

昭和40年代		昭和50年代	
昭和45年(1970)	昭和48年(1973)	昭和50年(1975)	昭和53年(1978)
■基準法施行令の改正(S45年12月) [耐震基準の強化]			
————→	柱三ツ割以上	————→	————→
<p>■両端部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斜め胴付き木半分ピンタに欠込み大釘打ち、間柱当たりは間柱を欠込み大釘打ち 又は横架材へかたぎ大入れ、柱ななめ突き付けくぎ又はかすがい打ち <p>■間柱当たり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間柱を欠込み大釘打ち 	————→	<p>■間柱(柱三ツ割以上)が@300mmの場合:</p> <ul style="list-style-type: none"> 横架材へかたぎ大入れ、間柱当たりは間柱を切断し、釘打ち <p>■間柱が@450mmの場合:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見つけ平使い端部は一部かたぎ大入れ一部ピンタのぼし横架材に添え付けくぎ長さ90mm、5本打ち <p>■間柱当たり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間柱を欠込み釘打ち 	————→
<p>■筋かい取り合い部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柱と桁の接合: 羽子板ボルト締め又はかすがい両面打ち ・柱下部と土台の接合: かすがい両面打ち 	————→	<p>■筋かい上部横架材と柱の取合部及び柱下部取合:</p> <ul style="list-style-type: none"> 柱短ほぞ差し、9mm羽子板ボルト締め又は柱長ほぞ差し90mm釘3本打ち、6mm長さ120mmかすがい2本ずつ両面打ち 	————→

年度 工事種別		昭和50年代		
		昭和54年(1979)	昭和55年(1980)	昭和56年(1981)
		■旧省エネ基準の告示 (S55年2月)	■基準法施行令の改正 (S55年10月) [新耐震設計法の導入]	
木造躯体工事 耐力壁	筋かいの種類寸法	→	→	→
	筋かい接合部	筋かいは平使いとする ■端部 ・横架材へ一部かたぎ大入れ一部ピ ンタのばし横架材に添え付けくぎ長 さ90mm、5本打ち ■間柱当たり ・間柱を欠込み釘打ち	→	→
	筋かいの取り付く柱	■筋かいの上端部が取り付く柱及び その柱の下部： ①柱短ほぞ差し12mm羽子板ボルト締 め ②柱短ほぞ差し90mm釘2本打ち、か ど金物(CP・T)2枚当て釘打 ち。隅柱下部かど金物(CP・L) 2枚当て釘打ち ③柱長ほぞ差し90mm釘3本打ち、径 6mm長さ120mmかすがい2本打ち ■1階筋かい上部と通し柱の取り合 い： かたぎ大入れN75mm3本打ち	→	→
	木ずり	該当なし		

昭和50年代			昭和60年代
昭和57年(1982)	昭和58年(1983)	昭和59年(1984)	昭和60年(1985)
木造筋かい: 30mm×90mm以上	→	→	→
木造筋かい(平使い) ■上下端部仕口 ①横架材へ一部かたぎ大入れ一部ピ ンタのぼし横架材を欠き込み添え付 け、N75mm5本くぎ平打ち ②横架材と柱に大入れN75mm3本斜 め打ちの上ひら金物(SM)当て釘 打ち ③横架材と柱に突付け筋かいプレ ート(BP)当て角根平頭ボルト(M 12)締め、釘打ち	→	→	→
■筋かいの上端部が取り付く柱: 次 のいずれか ①上下短ほぞ差し羽子板ボルト(S B)締め。土台との取合いはかど金 物(CP・T)当て釘打ち ②上下短ほぞ差し上下端ともかど金 物(CP・T)又は山形プレート (VP)当て釘打ち。隅部通し柱下 部はかど金物(CP・L)2枚当て 釘打ち ③上下長ほぞ差しN90mm3本平打ち の上、かすがい(C120)2本打ち ■1階筋かい上端と通し柱の取合: 横架材下端から120mm内外にかたぎ 大入れ、N75mm3本斜め打ちの上ひ ら金物(SM)当て釘打ち	→	→	→

年度 工事種別		昭和60年代		
		昭和61年(1986)	昭和62年(1987)	昭和63年(1988)
			■基準法の改正(S62年6月) [3階建戸建木造住宅]	
木造躯体工事 耐力壁	筋かいの種類寸法	————→	————→	————→
	筋かい接合部	木造筋かい(平使い) ■上下端部仕口 ①横架材へ一部かたぎ大入れ一部ピンタのばし横架材を欠き込み添え付け、N75mm5本釘平打ち ②横架材と柱に大入れN75mm 3本斜め打ちの上ひら金物(SM)当て釘打ち ③横架材と柱に突付け筋かいプレート(BP)当て角根平頭ボルト(M12)締め、釘打ち ④1階の筋かいと上端通し柱の取り合いは横架材下端から120mm内外にかたぎ大入れN75mm3本斜め打ちの上、ひら金物(S)当て釘打ち ■筋かいたすき掛けの交差部 ・間柱を欠き込み、N75mm2本打ち	————→	————→
	筋かいの取り付く柱	■筋かいの上端部が取り付く柱：筋かいプレート(BP)を使用しない場合 次のいずれか ①~③：57年度仕様の①②③と同じ ④隅柱下部は扇ほぞ差し又は短ほぞ差しとし、上下端部かど金物(CP・L)2枚当て釘打ち ■1階筋かい上端と通し柱の取り合い：横架材下端から120mm内外にかたぎ大入れN75mm3本斜め打ちの上ひら金物(SM)当て釘打ち ■筋かいの下端部が取り付く柱：筋かいプレート(BP)を使用しない場合 次のいずれか ①上下長ほぞ差し込み栓打ち ②上下短ほぞ差しひら金物(SM)当て釘打ち又はかすがい(C120)打ち ③隅柱下部は扇ほぞ差し又は短ほぞ差しとし、上下端部かど金物(CP・L)当て釘打ち ■筋かいの上端部が取り付く柱又は筋かいの下端部が取り付く柱：筋かいプレート(BP)を使用する場合 ①上下短ほぞ差し、上下端部筋かいプレート(BP)を取付 ②下長ほぞ差し、上下端部筋かいプレート(BP)を取付 ③隅柱下部は扇ほぞ差し又は短ほぞ差しとし、上下端部筋かいプレート(BP)を取付	————→	————→
	木ずり	■断面寸法 12mm×80mm以上 ■継手 柱、間柱心で突付け、5枚以下毎に乱継ぎ ■柱、間柱等への留め付け 板そばに30mmに目透し張り、それぞれN50mm2本打ち	————→	————→

平成年代			
平成元年 (1989)	平成2年 (1990)	平成3年 (1991)	平成4年 (1992)
			■新省エネ基準の告示 (H4年2月)
→	→	→	→
→	→	→	→
→	→	→	→
→	→	■断面寸法 12mm×75mm以上 ■継手 柱、間柱心で突付け、5枚以下毎に 乱継ぎ ■柱、間柱等への留め付け 板そばに20mmに目透し張り、それぞ れN50mm2本打ち	→

年度 工事種別		平成年代			
		平成5年(1993)	平成6年(1994)第2版	平成7年(1995)第2版	
				■長寿社会対応住宅設計指針の策定 (H7年6月)	
木造 躯体工事	耐力壁	筋かいの種類寸法	→	→	→
		筋かい接合部	→	→	→
		筋かいの取り付く柱	→	→	→
		木ずり	→	→	→

平成年代			
平成 8 年 (1996) 第 2 版	平成 9 年 (1997)	平成 1 0 年 (1998)	平成 1 1 年 (1999)
		■次世代省エネ基準の告示 (H11年3月)	
→	→	→	→
→ 〔追加〕 ■上下端部仕口 ・昭和61年度仕様と同等以上の緊結	→ 〔削除〕 ■接合金物 ・Zマーク表記を取止め	→	→
→	→ 〔削除〕 ■接合金物 ・Zマーク表記を取止め	→	→
→	→	→	→

<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> 年 度 工事種別 </div>		昭和20年代～昭和30年代		
		昭和26年(1951)	昭和35年(1960)	昭和37年(1962)
		■建築基準法制定(S25年) [旧耐震設計法]		
木造躯体工事	耐力壁	面材耐力壁	該当なし	

昭和40年代		昭和50年代	
昭和45年(1970)	昭和48年(1973)	昭和50年(1975)	昭和53年(1978)
■基準法施行令の改正(S45年12月) [耐震基準の強化]			
該当なし		<ul style="list-style-type: none"> ■合板耐力壁 ・構造用合板のJASによる 	→

年度 工事種別		昭和50年代			
		昭和54年(1979)	昭和55年(1980)	昭和56年(1981)	
		■旧省エネ基準の告示 (S55年2月)	■基準法施行令の改正 (S55年10月) [新耐震設計法の導入]		
木造躯体工事	耐力壁	面材耐力壁	→	→	→

昭和50年代			昭和60年代
昭和57年(1982)	昭和58年(1983)	昭和59年(1984)	昭和60年(1985)
<p>■構造用合板(壁倍率2.5) JAS適合品、厚さ7.5mm以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・91cm×273cm縦張り ・121cm×242cm横張り ・91cm×182cm等を用いる場合は受材40mm×45mm以上を設ける ・継目間隔6mm以上 ・留付 外周部N50@150mm <p>■シーリングボード(壁倍率1) JIS A 5905適合品、厚さ12mm以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・91cm×273cm縦張り ・121cm×242cm横張り ・91cm×182cm等を用いる場合は受材40mm×45mm以上を設ける ・継目間隔12mm以上 ・木口及び継目処理防水テープ又はシーリング ・留付 外周部N50@150mm <p>■パーティクルボード(壁倍率2.5) JIS A 5908適合品(200P・200M・150P・150M)厚さ12mm以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・91cm×273cm縦張り ・121cm×242cm横張り ・91cm×182cm等を用いる場合は受材40mm×45mm以上を設ける ・継目間隔 1、2階胴差部12mm以上 継目間隔2から3mm ・留付 外周部N50@150mm ・施工後すぐ防水紙張り <p>■ハードボード(壁倍率2) JIS A 5907適合品(350・450)厚さ5mm以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・91cm×273cm縦張り ・91×182等を用いる場合は受材40mm×45mm以上を設ける ・継目間隔 1、2階胴差部12mm以上 継目間隔2から3mm ・厚さ7mm以上はパーティクルボードと同じ。7mm以下の場合は施工前水散布処理 ・留付 外周部N50@150mm <p>■硬質木片セメント板(壁倍率2) JIS A 5417適合品、厚さ12mm以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下地 防水テープ又は防水紙張り ・91cm×273cm縦張り ・継目間隔 1、2階胴差部12mm以上 継目2から3mm ・上下端部水切り、出隅、入隅 金物で防水処理 ・留付 外周部N50@150mm <p>■フレキシブル板・けい酸カルシウム板・パーライト板(壁倍率2) JIS A 5403(石綿スレート)適合品、厚さ6mm以上/JIS A 5418(石綿けい酸カルシウム板)適合品1.0-C K、厚さ8mm以上/JIS A 5413(石綿セメントパーライト板)適合品0.8P、0.8P.A.、厚さ12mm以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・91cm×273cm縦張り ・121cm×242cmを横張りの場合は受材40mm×45mm以上を設ける ・継目間隔 1、2階胴差部12mm以上 継目1から2mm ・ジョイナー又はシーリングによる防水処理 ・留付 外周部G N40@150mm 平打ち <p>■炭酸マグネシウム板(壁倍率2) JIS A 6701適合品(かさ比重0.8)厚さ12mm以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下地 防水テープ又は防水紙張り ・90cm×300cm縦張り ・121cm×242cm横張り ・90cm×300cmを横張する場合は受材40mm×45mm以上を設ける ・継目間隔 10mm以上 ・ジョイナー又はシーリングによる防水処理 ・留付 外周部G N40@150mm平打ち <p>■ラスシート(壁倍率1) JIS A 5524適合品、種類LS4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下地 防水テープ又は防水紙張り ・91cm×242cm、91cm×273cm縦張り ・91cm×242cmを横張りする場合は受材40mm×45mm以上を設ける ・張り方: 土台及び壁上端まで張付け、水切、雨押え処理。継目1山重ね ・開口部まわり: 鉄板を短く、ラスを長く切断、巻き込む ・留付 N38@150mm平打ち 	→	→	→
該当なし			<ul style="list-style-type: none"> ・パルプセメント板(壁倍率1.5): 仕様書内壁の項による ・せっこうボード(壁倍率1): 内壁の項による

年度 工事種別	昭和60年代				
	昭和61年(1986)	昭和62年(1987)	昭和63年(1988)		
		■基準法の改正(S62年6月) [3階建戸建木造住宅]			
木造躯体工事 耐力壁 面材耐力壁	■面材耐力壁を表として整理		→	→	
	面材耐力壁の種類	材料	くぎ打ちの方法		倍率
			釘の種類	釘の間隔	
	構造用合板	構造用合板のJASに適合するもので、種類は特類とし、厚さ7.5mm以上	N50	15cm以下	2.5
	パーティクルボード	JISA5908適合品(パーティクルボード)200P・150P、厚さ12mm以上			
	ハードボード	JISA5907(硬質繊維板)適合品。種類350・450、厚さ5mm以上			
	硬質木片セメント板	JISA5417(木片セメント板)適合品、厚さ12mm以上			
	フレキシブル板	JISA5403(石綿スレート)適合品厚さ6mm以上	GN40	15cm以下	2.0
	けい酸カルシウム板	JISA5418(石綿けい酸カルシウム板)適合品1.0-CK厚さ8mm以上			
	パーライト板	JISA5413(石綿セメントパーライト板)適合品0.8P、0.8P.A厚さ12mm以上			
	炭酸マグネシウム板	JISA6701適合品(炭酸マグネシウム板)厚さ12mm以上			
	パルプセメント板	JISA5414適合品(パルプセメント板)厚さ8mm以上			1.5
	せっこうボード	JISA6901(せっこうボード製品)に適合するもので、厚さ12mm以上とする			1.0
シーリングボード	JISA5905(軟質繊維板)適合品、厚さ12mm以上	SN40		1.0	
ラスシート	JISA5524(ラスシート(角波亜鉛鉄板ラス))に適合するもので、種類はLS4、厚さ0.6mm以上とする	N38	15cm以下		

平成年代																																																																													
平成元年 (1989)	平成2年 (1990)	平成3年 (1991)	平成4年 (1992)																																																																										
			■新省エネ基準の告示 (H4年2月)																																																																										
→	→	<p>■面材耐力壁</p> <p>大壁耐力壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">面材耐力壁の種類</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">くぎ打ちの方法</th> <th rowspan="2">倍率</th> </tr> <tr> <th>釘の種類</th> <th>釘の間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造用合板</td> <td>構造用合板のJASに適合するもので、種類は特類とし、厚さ7.5mm以上</td> <td rowspan="4">N50</td> <td rowspan="4">15cm以下</td> <td rowspan="2">2.5</td> </tr> <tr> <td>構造用パネル</td> <td>構造用パネルのJASに適合するもの</td> </tr> <tr> <td>パーティクルボード</td> <td>JISA5908 (パーティクルボード) に適合するもので種類はまげ強さの区分が、8タイプ以外、厚さ12mm以上</td> </tr> <tr> <td>ハードボード</td> <td>JISA5905 (繊維板) に適合するもので種類はまげ強さの区分が、35タイプ又は45タイプとし、厚さ5mm以上</td> </tr> <tr> <td>硬質木片セメント板</td> <td>JISA5417 (木片セメント板) に適合するもので、種類は硬質木片セメントとし、厚さ12mm以上とする</td> <td rowspan="2">GNF40 GNC40</td> <td rowspan="2">15cm以下</td> <td rowspan="2">2.0</td> </tr> <tr> <td>せっこうボード</td> <td>JISA6901 (せっこうボード製品) に適合するもので、厚さ12mm以上とする</td> </tr> <tr> <td>シーキングボード</td> <td>JISA5905 (繊維板) に適合するもので、種類はシーキングインシュレーションボードとし、厚さ12mm以上とする</td> <td>SN40</td> <td>周囲10cm内部20cm</td> <td rowspan="2">1.0</td> </tr> <tr> <td>ラスシート</td> <td>JISA5524 (ラスシート) に適合するもので、種類はLS4 (メタルラス厚さ0.6mm以上) とする</td> <td>N38</td> <td>15cm以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>真壁耐力壁</p> <p>1. 受材タイプ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">面材耐力壁の種類</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">くぎ打ちの方法</th> <th rowspan="2">倍率</th> </tr> <tr> <th>釘の種類</th> <th>釘の間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造用合板</td> <td>構造用合板のJASに適合するもので、種類は特類とし、厚さ7.5mm以上</td> <td>N50</td> <td rowspan="3">15cm以下</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>せっこうラスボード</td> <td>JISA6901 (せっこうボード製品) に適合するもので、厚さ9mm以上、その上にJISA6904 (せっこうプラスター) に適合するものを厚さ15mm以上塗る</td> <td>GNF32 又は GNC32</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>せっこうボード</td> <td>JISA6901 (せっこうボード製品) に適合するもので、厚さ12mm以上とする</td> <td>GNF40 又は GNC40</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 貫タイプ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">面材耐力壁の種類</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">くぎ打ちの方法</th> <th rowspan="2">倍率</th> </tr> <tr> <th>釘の種類</th> <th>釘の間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造用合板</td> <td>構造用合板のJASに適合するもので、種類は特類とし、厚さ7.5mm以上</td> <td>N50</td> <td rowspan="3">15cm以下</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>せっこうラスボード</td> <td>JISA6901 (せっこうボード製品) に適合するもので、厚さ9mm以上、その上にJISA6904 (せっこうプラスター) に適合するものを厚さ15mm以上塗る</td> <td>GNF32 又は GNC32</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>せっこうボード</td> <td>JISA6901 (せっこうボード製品) に適合するもので、厚さ12mm以上とする</td> <td>GNF40 又は GNC40</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>	面材耐力壁の種類	材料	くぎ打ちの方法		倍率	釘の種類	釘の間隔	構造用合板	構造用合板のJASに適合するもので、種類は特類とし、厚さ7.5mm以上	N50	15cm以下	2.5	構造用パネル	構造用パネルのJASに適合するもの	パーティクルボード	JISA5908 (パーティクルボード) に適合するもので種類はまげ強さの区分が、8タイプ以外、厚さ12mm以上	ハードボード	JISA5905 (繊維板) に適合するもので種類はまげ強さの区分が、35タイプ又は45タイプとし、厚さ5mm以上	硬質木片セメント板	JISA5417 (木片セメント板) に適合するもので、種類は硬質木片セメントとし、厚さ12mm以上とする	GNF40 GNC40	15cm以下	2.0	せっこうボード	JISA6901 (せっこうボード製品) に適合するもので、厚さ12mm以上とする	シーキングボード	JISA5905 (繊維板) に適合するもので、種類はシーキングインシュレーションボードとし、厚さ12mm以上とする	SN40	周囲10cm内部20cm	1.0	ラスシート	JISA5524 (ラスシート) に適合するもので、種類はLS4 (メタルラス厚さ0.6mm以上) とする	N38	15cm以下	面材耐力壁の種類	材料	くぎ打ちの方法		倍率	釘の種類	釘の間隔	構造用合板	構造用合板のJASに適合するもので、種類は特類とし、厚さ7.5mm以上	N50	15cm以下	2.5	せっこうラスボード	JISA6901 (せっこうボード製品) に適合するもので、厚さ9mm以上、その上にJISA6904 (せっこうプラスター) に適合するものを厚さ15mm以上塗る	GNF32 又は GNC32	1.5	せっこうボード	JISA6901 (せっこうボード製品) に適合するもので、厚さ12mm以上とする	GNF40 又は GNC40	1.0	面材耐力壁の種類	材料	くぎ打ちの方法		倍率	釘の種類	釘の間隔	構造用合板	構造用合板のJASに適合するもので、種類は特類とし、厚さ7.5mm以上	N50	15cm以下	2.5	せっこうラスボード	JISA6901 (せっこうボード製品) に適合するもので、厚さ9mm以上、その上にJISA6904 (せっこうプラスター) に適合するものを厚さ15mm以上塗る	GNF32 又は GNC32	1.5	せっこうボード	JISA6901 (せっこうボード製品) に適合するもので、厚さ12mm以上とする	GNF40 又は GNC40	1.0	→
面材耐力壁の種類	材料	くぎ打ちの方法			倍率																																																																								
		釘の種類	釘の間隔																																																																										
構造用合板	構造用合板のJASに適合するもので、種類は特類とし、厚さ7.5mm以上	N50	15cm以下	2.5																																																																									
構造用パネル	構造用パネルのJASに適合するもの																																																																												
パーティクルボード	JISA5908 (パーティクルボード) に適合するもので種類はまげ強さの区分が、8タイプ以外、厚さ12mm以上																																																																												
ハードボード	JISA5905 (繊維板) に適合するもので種類はまげ強さの区分が、35タイプ又は45タイプとし、厚さ5mm以上																																																																												
硬質木片セメント板	JISA5417 (木片セメント板) に適合するもので、種類は硬質木片セメントとし、厚さ12mm以上とする	GNF40 GNC40	15cm以下	2.0																																																																									
せっこうボード	JISA6901 (せっこうボード製品) に適合するもので、厚さ12mm以上とする																																																																												
シーキングボード	JISA5905 (繊維板) に適合するもので、種類はシーキングインシュレーションボードとし、厚さ12mm以上とする	SN40	周囲10cm内部20cm	1.0																																																																									
ラスシート	JISA5524 (ラスシート) に適合するもので、種類はLS4 (メタルラス厚さ0.6mm以上) とする	N38	15cm以下																																																																										
面材耐力壁の種類	材料	くぎ打ちの方法		倍率																																																																									
		釘の種類	釘の間隔																																																																										
構造用合板	構造用合板のJASに適合するもので、種類は特類とし、厚さ7.5mm以上	N50	15cm以下	2.5																																																																									
せっこうラスボード	JISA6901 (せっこうボード製品) に適合するもので、厚さ9mm以上、その上にJISA6904 (せっこうプラスター) に適合するものを厚さ15mm以上塗る	GNF32 又は GNC32		1.5																																																																									
せっこうボード	JISA6901 (せっこうボード製品) に適合するもので、厚さ12mm以上とする	GNF40 又は GNC40		1.0																																																																									
面材耐力壁の種類	材料	くぎ打ちの方法		倍率																																																																									
		釘の種類	釘の間隔																																																																										
構造用合板	構造用合板のJASに適合するもので、種類は特類とし、厚さ7.5mm以上	N50	15cm以下	2.5																																																																									
せっこうラスボード	JISA6901 (せっこうボード製品) に適合するもので、厚さ9mm以上、その上にJISA6904 (せっこうプラスター) に適合するものを厚さ15mm以上塗る	GNF32 又は GNC32		1.5																																																																									
せっこうボード	JISA6901 (せっこうボード製品) に適合するもので、厚さ12mm以上とする	GNF40 又は GNC40		1.0																																																																									

年 度		平成年代		
		平成5年(1993)	平成6年(1994)第2版	平成7年(1995)第2版
工事種別				■長寿社会対応住宅設計指針の策定 (H7年6月)
木 造 軀 体 工 事	耐 力 壁	面 材 耐 力 壁	→	→
			→	

平成年代																																									
平成8年(1996)第2版	平成9年(1997)	平成10年(1998)	平成11年(1999)																																						
		■次世代省エネ基準の告示(H11年3月)																																							
→	■面材耐力壁	→	→																																						
大壁耐力壁																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">面材耐力壁の種類</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">くぎ打ちの方法</th> <th rowspan="2">倍率</th> </tr> <tr> <th>釘の種類</th> <th>釘の間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造用合板</td> <td>構造用合板のJASIに適合するもので、種類は特類とし、厚さ7.5mm以上</td> <td rowspan="3">N50</td> <td rowspan="3">15cm以下</td> <td rowspan="3">2.5</td> </tr> <tr> <td>構造用パネル</td> <td>構造用パネルのJASIに適合するもの</td> </tr> <tr> <td>パーティクルボード</td> <td>JISA5908(パーティクルボード)に適合するもので種類はまげ強さの区分が、8タイプ以外、厚さ12mm以上</td> </tr> <tr> <td>ハードボード</td> <td>JISA5905(繊維板)に適合するもので種類はまげ強さの区分が、35タイプ又は45タイプとし、厚さ5mm以上</td> <td rowspan="2">GNF40 GNC40</td> <td rowspan="2">15cm以下</td> <td rowspan="2">2.0</td> </tr> <tr> <td>硬質木片セメント板</td> <td>JISA5417(木片セメント板)に適合するもので、種類は硬質木片セメントとし、厚さ12mm以上とする</td> </tr> <tr> <td>せっこうボード</td> <td>JISA6901(せっこうボード製品)に適合するもので、厚さ12mm以上とする</td> <td>S N40</td> <td>周囲10cm内部20cm</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>シージングボード</td> <td>JISA5905(繊維板)に適合するもので、種類はシージングインシュレーションボードとし、厚さ12mm以上とする</td> <td>N38</td> <td>15cm以下</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>ラスシート</td> <td>JISA5524(ラスシート)に適合するもので、種類はLS4(メタルラス厚さ0.6mm以上)とする</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				面材耐力壁の種類	材料	くぎ打ちの方法		倍率	釘の種類	釘の間隔	構造用合板	構造用合板のJASIに適合するもので、種類は特類とし、厚さ7.5mm以上	N50	15cm以下	2.5	構造用パネル	構造用パネルのJASIに適合するもの	パーティクルボード	JISA5908(パーティクルボード)に適合するもので種類はまげ強さの区分が、8タイプ以外、厚さ12mm以上	ハードボード	JISA5905(繊維板)に適合するもので種類はまげ強さの区分が、35タイプ又は45タイプとし、厚さ5mm以上	GNF40 GNC40	15cm以下	2.0	硬質木片セメント板	JISA5417(木片セメント板)に適合するもので、種類は硬質木片セメントとし、厚さ12mm以上とする	せっこうボード	JISA6901(せっこうボード製品)に適合するもので、厚さ12mm以上とする	S N40	周囲10cm内部20cm	1.0	シージングボード	JISA5905(繊維板)に適合するもので、種類はシージングインシュレーションボードとし、厚さ12mm以上とする	N38	15cm以下	1.0	ラスシート	JISA5524(ラスシート)に適合するもので、種類はLS4(メタルラス厚さ0.6mm以上)とする			
面材耐力壁の種類	材料	くぎ打ちの方法				倍率																																			
		釘の種類	釘の間隔																																						
構造用合板	構造用合板のJASIに適合するもので、種類は特類とし、厚さ7.5mm以上	N50	15cm以下	2.5																																					
構造用パネル	構造用パネルのJASIに適合するもの																																								
パーティクルボード	JISA5908(パーティクルボード)に適合するもので種類はまげ強さの区分が、8タイプ以外、厚さ12mm以上																																								
ハードボード	JISA5905(繊維板)に適合するもので種類はまげ強さの区分が、35タイプ又は45タイプとし、厚さ5mm以上	GNF40 GNC40	15cm以下	2.0																																					
硬質木片セメント板	JISA5417(木片セメント板)に適合するもので、種類は硬質木片セメントとし、厚さ12mm以上とする																																								
せっこうボード	JISA6901(せっこうボード製品)に適合するもので、厚さ12mm以上とする	S N40	周囲10cm内部20cm	1.0																																					
シージングボード	JISA5905(繊維板)に適合するもので、種類はシージングインシュレーションボードとし、厚さ12mm以上とする	N38	15cm以下	1.0																																					
ラスシート	JISA5524(ラスシート)に適合するもので、種類はLS4(メタルラス厚さ0.6mm以上)とする																																								
真壁耐力壁 ・面材の追加																																									
1. 受材タイプ																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">面材耐力壁の種類</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">くぎ打ちの方法</th> <th rowspan="2">倍率</th> </tr> <tr> <th>釘の種類</th> <th>釘の間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造用合板</td> <td>構造用合板のJASIに適合するもので、種類は特類とし、厚さ7.5mm以上</td> <td rowspan="3">N50</td> <td rowspan="3">15cm以下</td> <td rowspan="3">2.5</td> </tr> <tr> <td>パーティクルボード</td> <td>JISA5908適合品(パーティクルボード)に適合するもので種類は、200P・150P、厚さ12mm以上</td> </tr> <tr> <td>構造用パネル</td> <td>構造用パネルのJASIに適合するもの</td> </tr> <tr> <td>せっこうラスボード</td> <td>JISA6901(せっこうボード製品)に適合するもので、厚さ9mm以上、その上にJISA6904(せっこうプラスター)に適合するものを厚さ15mm以上塗る</td> <td>GNF32 又は GNC32</td> <td>15cm以下</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>せっこうボード</td> <td>JISA6901(せっこうボード製品)に適合するもので、厚さ12mm以上とする</td> <td>GNF40 又は GNC40</td> <td>15cm以下</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>				面材耐力壁の種類	材料	くぎ打ちの方法		倍率	釘の種類	釘の間隔	構造用合板	構造用合板のJASIに適合するもので、種類は特類とし、厚さ7.5mm以上	N50	15cm以下	2.5	パーティクルボード	JISA5908適合品(パーティクルボード)に適合するもので種類は、200P・150P、厚さ12mm以上	構造用パネル	構造用パネルのJASIに適合するもの	せっこうラスボード	JISA6901(せっこうボード製品)に適合するもので、厚さ9mm以上、その上にJISA6904(せっこうプラスター)に適合するものを厚さ15mm以上塗る	GNF32 又は GNC32	15cm以下	1.5	せっこうボード	JISA6901(せっこうボード製品)に適合するもので、厚さ12mm以上とする	GNF40 又は GNC40	15cm以下	1.0												
面材耐力壁の種類	材料	くぎ打ちの方法				倍率																																			
		釘の種類	釘の間隔																																						
構造用合板	構造用合板のJASIに適合するもので、種類は特類とし、厚さ7.5mm以上	N50	15cm以下	2.5																																					
パーティクルボード	JISA5908適合品(パーティクルボード)に適合するもので種類は、200P・150P、厚さ12mm以上																																								
構造用パネル	構造用パネルのJASIに適合するもの																																								
せっこうラスボード	JISA6901(せっこうボード製品)に適合するもので、厚さ9mm以上、その上にJISA6904(せっこうプラスター)に適合するものを厚さ15mm以上塗る	GNF32 又は GNC32	15cm以下	1.5																																					
せっこうボード	JISA6901(せっこうボード製品)に適合するもので、厚さ12mm以上とする	GNF40 又は GNC40	15cm以下	1.0																																					
2. 貫タイプ																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">面材耐力壁の種類</th> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">くぎ打ちの方法</th> <th rowspan="2">倍率</th> </tr> <tr> <th>釘の種類</th> <th>釘の間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造用合板</td> <td>構造用合板のJASIに適合するもので、種類は特類とし、厚さ7.5mm以上</td> <td rowspan="3">N50</td> <td rowspan="3">15cm以下</td> <td rowspan="3">2.0</td> </tr> <tr> <td>パーティクルボード</td> <td>JISA5908適合品(パーティクルボード)に適合するもので種類は、200P・150P、厚さ12mm以上</td> </tr> <tr> <td>構造用パネル</td> <td>構造用パネルのJASIに適合するもの</td> </tr> <tr> <td>せっこうラスボード</td> <td>JISA6901(せっこうボード製品)に適合するもので、厚さ9mm以上、その上にJISA6904(せっこうプラスター)に適合するものを厚さ15mm以上塗る</td> <td>GNF32 又は GNC32</td> <td>15cm以下</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>せっこうボード</td> <td>JISA6901(せっこうボード製品)に適合するもので、厚さ12mm以上とする</td> <td>GNF40 又は GNC40</td> <td>15cm以下</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>				面材耐力壁の種類	材料	くぎ打ちの方法		倍率	釘の種類	釘の間隔	構造用合板	構造用合板のJASIに適合するもので、種類は特類とし、厚さ7.5mm以上	N50	15cm以下	2.0	パーティクルボード	JISA5908適合品(パーティクルボード)に適合するもので種類は、200P・150P、厚さ12mm以上	構造用パネル	構造用パネルのJASIに適合するもの	せっこうラスボード	JISA6901(せっこうボード製品)に適合するもので、厚さ9mm以上、その上にJISA6904(せっこうプラスター)に適合するものを厚さ15mm以上塗る	GNF32 又は GNC32	15cm以下	1.0	せっこうボード	JISA6901(せっこうボード製品)に適合するもので、厚さ12mm以上とする	GNF40 又は GNC40	15cm以下	0.5												
面材耐力壁の種類	材料	くぎ打ちの方法				倍率																																			
		釘の種類	釘の間隔																																						
構造用合板	構造用合板のJASIに適合するもので、種類は特類とし、厚さ7.5mm以上	N50	15cm以下	2.0																																					
パーティクルボード	JISA5908適合品(パーティクルボード)に適合するもので種類は、200P・150P、厚さ12mm以上																																								
構造用パネル	構造用パネルのJASIに適合するもの																																								
せっこうラスボード	JISA6901(せっこうボード製品)に適合するもので、厚さ9mm以上、その上にJISA6904(せっこうプラスター)に適合するものを厚さ15mm以上塗る	GNF32 又は GNC32	15cm以下	1.0																																					
せっこうボード	JISA6901(せっこうボード製品)に適合するもので、厚さ12mm以上とする	GNF40 又は GNC40	15cm以下	0.5																																					

年度		昭和20年代～昭和30年代			
		昭和26年(1951)	昭和35年(1960)	昭和37年(1962)	
		■建築基準法制定(S25年) [旧耐震設計法]			
木造躯体工事	小屋組	部材の種類・寸法	■和式小屋組仕様 小屋ばり：松 張間1.8m 末口105mm 張間2.7m 末口120mm 張間3.6m 末口150mm 束：杉90mm×90mm 小屋筋かい：杉15mm×105mm 棟木母屋：杉40mm×45mm	→ [追加] ■けた行き筋かいの仕様 杉15mm×105mm	→
		工法	・小屋梁と軒桁との取合：かぶとあり掛け羽子板ボルト締め、継手は受材上で台持継ぎボルト2本締め。末口135mm以下はやり違い、受材取合は渡りあごに仕掛け手ちがいかすがいい打ち ・束：上部長ほぞ大打ち、下部短ほぞ差しかすがいい打ち ・小屋筋かい取合部：束に添付け釘打ち ・棟木、母屋の継手：束位置を避け、腰掛け蟻継ぎかすがいい打ち ・たるき：母屋上端にてそぎ継ぎ釘打ち	→	[変更] ■棟木継手 棟木の継手は追掛大せん継ぎ、母屋は腰掛け蟻継ぎ
	屋根下地	野地板	該当なし		
	床組	部材の種類・寸法	大引：杉90mm×90mm 根太掛け：杉15mm×100mm 根太：杉又は松 40mm×45mm 束：90mm×90mm 床梁：松 張間 2.7m：120mm×180mm 3.6m：120mm×240mm 火打梁：松又杉 90mm×90mm 根太掛け：杉 30mm×90mm 根太：松又は杉 105mm角二つ割り	→ [変更] ■根太掛け寸法 杉24mm×90mm	→
工法		・大引の継手は腰掛け蟻めい釘打ち、土台取合いは腰掛、又は乗掛釘打、柱取合いは添木取付乗掛け釘打ち ・根太掛け継手は柱心にて突付継ぎ、木当たり添付け大釘2本打ち ・根太継手は受材心で突付継ぎ、大引置渡し大釘脳天打ち ・束上部短ほぞめい釘打ち、下部切付け根がらみを釘打ち ・床梁の胴差取合はずべりあごボルト締め、通し柱取合いはかたぎ大入れ、短ほぞ差し羽子板ボルト締め ・火打ちばり胴差取合は斜に渡り掛ボルト締め ・根太掛は柱に欠込胴着大釘打 ・根太は柱に大入れ上端ピンタ大釘打ち	・大引の継手は腰掛け蟻めい釘打ち、土台取合いは腰掛、又は乗掛釘打、柱取合いは添木取付乗掛け釘打ち ・根太掛け継手は柱心にて突付継ぎ、木当たり添付け大釘2本打ち ・根太継手は受材心で突付継ぎ、大引置渡し大釘脳天打ち ・束上部短ほぞめい釘打ち、下部切付け根がらみを釘打ち ・床梁の胴差取合はずべりあごボルト締め、通し柱取合いはかたぎ大入れ、短ほぞ差し羽子板ボルト締め ・火打ちばり胴差取合は斜に渡り掛ボルト締め ・根太掛は柱に欠込胴着大釘打 ・根太は柱に大入れ上端ピンタ大釘打 ・床梁の胴差取合はずべりあごボルト締め、通し柱取合いはかたぎ大入れ、短ほぞ差し羽子板ボルト締め又は箱金物取付、ボルト締め ・火打ちばりの胴差側面に取合はかたぎほぞ差しボルト締め、上端に取合は渡りあご又はすべりあごボルト締め ・根太掛は柱に欠込又は添付け大釘打ち ・根太は柱に大入れ上端ピンタ、突付継ぎ大釘打ち	→ [追加] ■大引の継手 束心から持ち出し	

昭和40年代		昭和50年代	
昭和45年(1970)	昭和48年(1973)	昭和50年(1975)	昭和53年(1978)
■基準法施行令の改正(S45年12月) [耐震基準の強化]			
■和式小屋組仕様 小屋ばり：松 張間1.8m 末口105mm 張間2.7m 末口120mm 張間3.6m 末口150mm 束：杉90mm×90mm 小屋筋かい：杉15mm×105mm けた行き筋かい：杉15mm×105mm 棟木母屋：杉40mm×45mm *瓦ぶきの場合は仕様書による	→	→	→
→	→	<ul style="list-style-type: none"> ・小屋梁と軒桁との取合：かぶとあり掛け羽子板ボルト締め。継手は受材上で台持継ぎボルト2本締め。末口135mm以下はやり違い、受材取合は渡りあごに仕掛け手ちがいかすがい打ち ・小屋づか：上部長ほぞ差し長さ100mmの釘2本にて縫い付け、下部短ほぞ差し径6mm、長さ120mmのかすがい両面打ち ・棟木、母屋：棟木継手は追掛大せん継ぎ、母屋は腰掛け蟻継ぎ ・小屋筋かい：束に添付け釘打ち ・振れ止め：つかに添え付け釘2本打ち ・たるきとめ付け幅：瓦棒葺き屋根の場合瓦棒とめ付け幅と同一 	→ 〔追加〕 ■むな木、母屋のT字取合 大入れあり掛け上端よりかすがい打ち
該当なし			
→ 〔追加〕 ■根太 張間 0.9m：40mm×45mm 1.8m：100mm角二つ割り	→	<ul style="list-style-type: none"> 大引：杉90mm×90mm 根太掛け：杉15mm×100mm 根太：40mm×45mm 束：90mm×90mm 床梁：松 張間 0.9m：40mm×45mm 1.8m：45mm×105mm 2.7m：120mm×180mm 3.6m：120mm×240mm 火打梁：90mm×90mm 根太掛け：30mm×90mm 根太：105mm角二つ割り 	→
→ 〔追加〕 ・根太のせいが90mm以上は渡りあご掛け ・はりせいが120mm程度の継手は、大材を受材心より150mm内外持出、上端をそろえ腰掛けあり継両面短冊金物当てボルト2本締め ・火打ちばり取り合いは軸組の項へ移動	→	→ 〔追加〕 ・大引継手：相欠ぎ ・大引柱取合：添え木取付、大引欠き込みのせ釘打ち ・つか上部取合：大引にピンタ延ばし釘2本打ち又は突き付けかすがい打ち ・2階床ばりT字取合：大入れあり掛け羽子板ボルト締め	→

年度 工事種別		昭和50年代			
		昭和54年(1979)	昭和55年(1980)	昭和56年(1981)	
		■旧省エネ基準の告示(S55年2月)	■基準法施行令の改正(S55年10月) [新耐震設計法の導入]		
木造躯体工事	小屋組	部材の種類・寸法	→	→	→
	小屋組	工法	→ [変更・追加] ■たるき軒先部 2N-75mm斜め打ち又はひねり金物、 折り曲げ金物もしくはくらは金物のい ずれかを用い桁と釘打ち	→	→
	屋根下地	野地板	該当なし		
	床組	部材の種類・寸法	→	→	→
床組	工法	→	→	→	

・大引：束心持ち出し腰掛け蟻又は相欠継ぎ、釘2本。土台取合いは腰掛、又は乗掛釘打、柱取合いは添木取付欠き込み乗掛釘打ち
 ・根太：受材心で突付継ぎ、根太のせいが90mm以上は渡りあご掛けその他置渡しいずれも釘打ち
 ・2階床梁せいが120mm程度：大材を受材心より150mm内外持出、上端をそろえ腰掛けあり継両面短冊金物当てボルト2本締め
 ・床梁の胴差取合：すべりあごボルト締め、通し柱取合いはかたぎ大入れ、短ほぞ差し羽子板ボルト締め又は箱金物
 ・2階床はりT字取合：大入れあり掛け羽子板ボルト締め
 ・火打梁：梁、桁側面に取合はかたぎ胴付き短ほぞ差しボルト締め、上端又は下端取合は渡りあご、又はすべりあごボルト締め
 ・その他は略

昭和50年代		昭和60年代	
昭和57年(1982)	昭和58年(1983)	昭和59年(1984)	昭和60年(1985)
<p>■和式小屋組仕様から小屋組仕様へ 小屋ばり : 特記 束 : 90mm×90mm 多雪区域 : 105mm×105mm 棟木母屋 : 90mm×90mm 多雪区域 : 105mm×105mm たるき : 特記</p>	→	→	<p>小屋ばり : 特記 束 : 90mm×90mm 多雪区域 : 105mm×105mm 棟木母屋 : 90mm×90mm 多雪区域 : 105mm×105mm たるき : 特記 【遵守仕様】 火打ちばり : 木製 90mm×90mm以上 鋼製 火打金物 (HB) 又は同等以上</p>
<p>〔変更(一部仕様)〕 ■小屋はりの接合金物の指定 ボルトは六角ボルト、手違いかすがいはCC120、CC150、羽子板ボルトはSB・F、SB・E その他接合金物の指定 ■たる木の継手 乱に配置する</p>	→	→	→
<p>・挽板 : 厚12mm、 10枚毎乱継たるき心突付N38 ・合板 : 構造用合板、型枠用合板1類、厚9mm ・パーティクルボード : 厚さ12mm JIS A 5908 N50@150mm</p>	→	→	<p>・挽板 : 厚9mm以上 ・合板 : 構造用合板、型枠用合板1類、厚9mm ・パーティクルボード : 厚さ12mm JIS A 5908 ・挽板の取付 : たるき当たり2-N38 ・合板取付 : N38@150mm平打ち ・パーティクルボード取付 : N50@150 継目間隔2から3mm</p>
<p>大引 : 90mm×90mmを標準 根太掛け : 24mm×90mmを標準 根太 : 40mm×45mmを標準 張間1.8m : 45mm×105mmを標準 根太間隔 : 畳450mm その他300mmを標準 束 : 90mm×90mmを標準 床ばり : 特記 火打ちばり : 木製90mm×90mm以上 鋼製 火打金物 (HB)</p>	<p>大引 : 90mm×90mmを標準 根太掛け : 24mm×90mmを標準 根太 : 40mm×45mmを標準 張間1.8m : 45mm×105mmを標準 根太間隔 : 畳450mm その他300mmを標準 束 : 90mm×90mmを標準 床ばり : 特記</p> <p>【遵守仕様】 火打ちばり : 木製90mm×90mm以上 鋼製 火打金物 (HB)</p>	→	→
<p>・大引 : 束心持ち出し腰掛け蟻又は相欠継、釘2本。土台取合いは腰掛、又は乗掛釘打、柱取合いは添木取付欠き込み乗掛け釘打ち ・根太 : 受材心で突付継ぎ、根太のせいが90mm以上は渡りあご掛けその他置渡しいずれも釘打ち ・2階床ばりせいが120mm程度 : 大材を受材心より150mm内外持出、上端をそろえ腰掛けあり継両面短冊金物当て六角ボルト2本締め ・床梁の胴差取合 : すべりあごボルト締め、通し柱取合いはかたぎ大入れ、短ほぞ差し羽子板ボルト (SB) 締め又は箱金物 ・2階床ばりT字取合 大入れあり掛け羽子板ボルト (SB) 締め ・火打ちばり : 木製は仕口大入れ六角ボルト締め (M12)、上端取合は渡りあご、下端取合はすべりあご六角ボルト締め (M12)。鋼製は横架材に突付け六角ボルト締め釘 (ZF55) 打ち ・その他は省略</p>	→	→	→

年度 工事種別		昭和60年代			
		昭和61年(1986)	昭和62年(1987)	昭和63年(1988)	
			■基準法の改正(S62年6月) [3階建戸建木造住宅]		
木造躯体工事	小屋組	部材の種類・寸法	→	→	→
		工法	※以後、工法は小屋ばり、火打ちばり等主要部分のみ表記。その他は仕様書本文による ■小屋ばり ・末口135mm以上の丸太継手：受け材上で台持ち継ぎ、下木にダボ2本を植込、かすがい(C120又はC150)両面打ち又は2一六角ボルト(M12)締め、受材当りは渡りあご手遣いかすがい(CC120又はCC150) ・末口135mm以下の丸太継手：受け材上でやりちがい2一六角ボルト(M12)締め。受け材当りは末口135mmと同じ ■火打ちばり 床組火打ちばりと同じ	→	→
	屋根下地	野地板	→	→	→
		部材の種類・寸法	→	→	→
	床組	部材の種類・寸法	→	→	→
		工法	→	→	→

平成年代			
平成元年 (1989)	平成2年 (1990)	平成3年 (1991)	平成4年 (1992)
			■新省エネ基準の告示 (H4年2月)
→	→	→	→
→	→	→ 〔削除〕 ■小屋づか 上部の長ぼぞ差し	→
→	→	→	→
→	→	→ 〔追加〕 ■根太 2階床の床梁間隔900mmは45mm×65mm 以上	→
→	→	→	→

年度 工事種別		平成年代			
		平成5年(1993)	平成6年(1994)第2版	平成7年(1995)第2版	
				■長寿社会対応住宅設計指針の策定 (H7年6月)	
木造躯体工事	小屋組	部材の種類・寸法	→	→	→
		工法	→	→	→
	屋根下地	野地板	→	→	→ [追加] ■構造用パネル野地板 JAS4級以上、取付は受材当たりN50 @150mm、継目間隔は3mm
		部材の種類・寸法	→	→	→
	床組	部材の種類・寸法	→	→	→
		工法	→	→	→

平成年代			
平成 8 年 (1996) 第 2 版	平成 9 年 (1997)	平成 1 0 年 (1998)	平成 1 1 年 (1999)
		■次世代省エネ基準の告示 (H11年3月)	
<p>————→</p> <p>〔変更〕 【遵守仕様】 ・鋼製火打ばりは特記とする</p> <p>〔追加〕 ・火打ばりを省略する場合の仕様は床組火打ばりによる</p>	<p>————→</p> <p>〔変更・削除〕 ■火打ばりの仕様 遵守仕様から「標準仕様」へ移行 (遵守仕様は廃止)</p>	<p>————→</p>	<p>————→</p>
<p>————→</p> <p>〔追加〕 【遵守仕様】 ・火打ばりを省略する場合の仕様は床組火打ばりの項による。</p>	<p>————→</p> <p>〔変更・削除〕 ■火打ばりの仕様 遵守仕様から「標準仕様」へ移行 (遵守仕様は廃止)</p>	<p>————→</p>	<p>————→</p>
<p>————→</p>	<p>————→</p>	<p>————→</p>	<p>————→</p>
<p>————→</p> <p>〔追加〕 【遵守仕様】 ■火打ばりを省略する場合の補強 床ばり : 105mm×105mm@182cm 根太 : 45mm×105mm@45cm内外 床ばり、胴差、柱の金物、ボルトで補強</p>	<p>————→</p> <p>〔変更・削除〕 ■火打ばりの仕様 遵守仕様から「標準仕様」へ移行 (遵守仕様は廃止)</p>	<p>————→</p>	<p>————→</p>
<p>————→</p> <p>〔変更・追加〕 【遵守仕様】 ■木製火打ばり 仕口大入れ六角ボルト締め (M12)、上端取合は渡りあご、下端取合はすべりあご六角ボルト締め (M12) ■鋼製火打ばりの工法は特記による。 かつ、下記仕様を追加 ・火打ばりを省略する場合： 根太、床ばり及び胴差上端高さが同じ場合：11年度仕様書参照 根太と床ばり及び胴差上端高さが異なる場合：11年度仕様書参照</p>	<p>————→</p> <p>〔変更・削除〕 ■火打ばりの仕様 遵守仕様から「標準仕様」へ移行 (遵守仕様は廃止)</p>	<p>————→</p>	<p>————→</p>

年度 工事種別		昭和20年代～昭和30年代			
		昭和26年(1951)	昭和35年(1960)	昭和37年(1962)	
		■建築基準法制定(S25年) [旧耐震設計法]			
屋根工事	下ぶき	<ul style="list-style-type: none"> 下ぶきはいずれかによる ○こけら板 長さは240mm(棟覆板は400mm)内外、軒先は2枚重ね、棟覆板は2枚重ね、棟覆は馬乗り掛け、ふき足80mm内外1足あき毎に胴釘打ち及び小羽根打ち ○杉皮 軒先は切板2枚重ねふき足は皮の長さの45%内外 ○アスファルトルーフィング 継手は縦横共60mm内外重ね合わせ継ぎ手通り間隔300mm内外 	→	→	<ul style="list-style-type: none"> [追加] ・合成樹脂系下葺き材 [削除] ・杉皮 [変更] アスファルトルーフィングからアスファルトフェルト(1巻重量20kg)
	金属板材料	<ul style="list-style-type: none"> ■亜鉛鉄板 ・厚さ30#を使用 	→	→	
	金属板工法	<ul style="list-style-type: none"> ■亜鉛鉄板葺き ○一文字ぶき 葺板は600mmx450mm以内の切板、こはぜの掛け代15mm、軒先及びけらばの通しつけ子は軒先20mmけらばは15mm程度のはね出し、接手は重ね掛け250mm内外間に釘打ち ○瓦棒ぶき 平葺板は両耳を瓦棒、品板等の上まで立上げ小口は50mm内外のかん形をはめ釘打ち 	→	→	<ul style="list-style-type: none"> [追加] ■瓦棒ぶき 瓦棒の間隔は450mm内外、平ぶきの部分の継手は巻こはぜとする。平ぶき板に帯板を使用する場合つり子300mm以内
	粘土がわら	<ul style="list-style-type: none"> ■日本瓦葺き ○工法 留付け引掛掛け棧瓦は瓦棧に引掛け登り3枚ごとに釘打ち 軒先瓦、けらば瓦、谷縁瓦は1枚ごとに釘打ち又は鉄線つなぎ のし瓦棟瓦は1枚おきに鉄線2条鬼瓦は鉄線4条づつで緊結 	→	→	<ul style="list-style-type: none"> [変更] 留付け引掛掛け棧瓦は瓦棧に引掛け登り5枚ごとに釘打ち
	厚形スレート	<ul style="list-style-type: none"> ■厚形石綿スレート瓦葺き ○工法 留付けは1枚ごとに瓦の釘穴に応じ釘2本以上打ち、棟瓦は1枚ごとに細鉄線2条宛にて緊結 	→	→	<ul style="list-style-type: none"> [追加] ■各屋根に使用する鉄線及び釘 亜鉛めっきとする ■厚形石綿スレート瓦葺き ○工法 留付けは1枚ごとに瓦の釘穴に亜鉛メッキ釘2本打ち、棟瓦は1枚ごとに亜鉛鉄線2条宛にて緊結
	屋根用化粧スレート (着色石綿スレート)	該当なし			
とい	・亜鉛鉄板28#を使用	→	→	・亜鉛めっき板30番を使用	

昭和40年代		昭和50年代	
昭和45年(1970)	昭和48年(1973)	昭和50年(1975)	昭和53年(1978)
■基準法施行令の改正(S45年12月) [耐震基準の強化]			
→	→	→ [追加] ■こけら板の仕様 厚さ1.2mm以上、巾100mm、長さ240mm内外のもの ■材料 アスファルトルーフィング(1巻22kg) <ふき方> 縦120mm以上、横60mm以上重ね合わせ、継手通りは間隔300mm内外留付(アスファルトフェルト共通)	→
[変更] ■こけら板むねおおい 3枚重ね馬乗り掛け留め付け [追加] ■合成樹脂系下葺き材 各製造所の仕様による	→	■亜鉛鉄板葺き ・亜鉛鉄板はJIS G 3302(亜鉛板)及び着色亜鉛鉄板はJIS G 3312(着色亜鉛鉄板)の亜鉛の呼び付着量305g/m ² 以上のもの厚さは特記がなければ一般の部分は0.35mm、谷の部分並びにつり子等は0.4mm ・留め付け用釘亜鉛めっき製品で長さ25mm以上	→
→	→	[追加] ■亜鉛鉄板 ・JIS G 3302による ・厚さは特記なき場合一般部分#30谷部分#28 ・留め付け用釘亜鉛めっき製品で長さ24mmから30mm	→
→	→	[追加] ■亜鉛鉄板の大きさ かわら棒ぶき、平ぶき900mm内外×巾、かわら棒包み900mm内外×巾 ■つり子取付個数 一文字ぶき板1枚につき3個 平ぶき板1枚につき板耳2個	→
→	→	[変更] ■亜鉛鉄板の大きさ 一文字ぶき900×360 ■瓦棒ぶき かわら棒の間隔は450mm以内。つり子間隔は平ぶき板にコイルを使用する場合300mm以内 かわら棒の小口包みは長さ50mm内外のかん形をはめくぎ打ち	→
■日本瓦葺き 粘土がわらはJIS A 5208による セメントがわらはJIS A 5401の和形セメントがわらによる ■工法仕様 ・引掛けさんがわらは、軒先がわらは、けらばがわら1枚ごとに、その他の引掛けさんがわらは登り5枚置きに釘打ち ・のしがわらは、1枚おきごとに互いに結びつけ、むねがわらは1枚ごとに地むねに緊結線2条づつで引き締めこおがいくぎ差し、南蛮しっくい押さえ	→	→	[追加] ■粘土がわら ・和形粘土がわら(本がわら、さんがわら、引掛けさんがわら)、洋形粘土がわら(フランスがわら、スペインがわら、S形かわら) ・焼成方法によりゆう薬かわらいぶしかわらの2種類に分類 ■セメントがわら セメントに硬質細骨材混和成形
→	→	→	[追加] ■厚形スレート ■厚形スレート 品質はJIS A 5402による ■平ぶきスレートの工法 1枚ごとに釘2本以上で留めつけむねとうげまでぶき詰める ■谷縁スレートの工法 1枚ごとに釘及び緊結線2条づつで留め付け
→	→	→	[追加] ■厚形スレート ■厚形スレート ・セメントに硬質細骨材混和加圧成型したもの ・平形厚型スレート、S形厚型スレート、和形厚型スレート及び洋形厚型スレートに分類
該当なし		■特殊屋根板 カラーベスト等特殊屋根板:特記による	→
■亜鉛鉄板 ・JIS G 3302(亜鉛鉄板)による。 厚さは特記がなければ#30とする ■プラスチック製とい といの取付工法などは各製造所の仕様による	→	■亜鉛鉄板 ・JIS G 3302(亜鉛鉄板)による ■着色亜鉛鉄板 ・JIS G 3312(着色亜鉛鉄板)。亜鉛の呼び付着量244g/m ² 以上のもの(厚さは特記がなければ0.3mm)	→

年度 工事種別		昭和50年代		
		昭和54年(1979)	昭和55年(1980)	昭和56年(1981)
		■旧省エネ基準の告示 (S55年2月)	■基準法施行令の改正 (S55年10月) [新耐震設計法の導入]	
屋根工事	下ぶき	→	→	→
	金属板材料	→	→	→
	金属板工法	→ [変更] ■かわら棒ぶき ・かわら棒の間隔は350mmないし450mmを標準とする。ただし強風地域では実情に応じて間隔を狭くする ・心木は野地板を通してたる木にくぎ留めくぎはたる木に40mm以上打ち込み	→	→
	粘土がわら	→ [追加] ■粘土がわら ・和形粘土がわら(本がわら、さんがわら、引掛けさんがわら) ・洋形粘土がわら(フランスがわら、スペインがわら、S形かわら) ・焼成方法によりゆう薬かわらいぶしかわらの2種類に分類 ■セメントがわら セメントに硬質細骨材混和成形	→	→
	厚形スレート	→	→	→
	屋根用化粧スレート (着色石綿スレート)	→	→	→
とい	→	→ [削除] [追加] 亜鉛の呼び付着量 建築外板用とする	→	

昭和50年代			昭和60年代
昭和57年(1982)	昭和58年(1983)	昭和59年(1984)	昭和60年(1985)
→ 〔変更〕 ■アスファルトルーフィング及びアスファルトフェルトのふき方 ・縦120mm横100mm以上重ね合わせ	→	→	→ 〔変更〕 ■アスファルトルーフィング及びアスファルトフェルトのふき方 ・縦100mm横200mm以上重ね合わせ ■合成樹脂系防水シート ・特記
→	→	→	→
→	→	→	→ 〔追加〕 ■段ぶき 各製造所の仕様による特記
→	→	→	→ 〔追加〕 ■粘土がわら ・和形粘土がわら(本がわら、さんがわら、引掛けさんがわら) ・洋形粘土がわら(フランスがわら、スペインがわら、S形がわら) ・焼成方法によりゆう薬かわらいぶしかわらの2種類に分類 ■セメントがわら セメントに硬質細骨材混和成形
→	→	→	→
→	→	→	→ 〔追加〕 ■住宅屋根ふき用石綿スレートぶき(彩色石綿板): JIS A 5423(住宅屋根ふき用石綿スレート)に適合するもの
→ 〔追加〕 硬質塩化ビニルJIS A 5706(硬質塩化ビニル雨どい)	→	→	→ 〔追加〕 建築外板用両面塗装品とする

工事種別		昭和60年代		
		昭和61年(1986)	昭和62年(1987)	昭和63年(1988)
			■基準法の改正(S62年6月) [3階建戸建木造住宅]	
屋根工事	下ぶき	→ [変更] ■材料名称 合成樹脂シート→合成 高分子ルーフィング	→	→ [削除] ■こけら板の仕様
	金属板材料	→	→	→ [追加] ・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)の屋根用 ・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)の屋根用 ・JIS K 6744(ポリ塩化ビニル金属積層板)の屋根用 * 以上板厚0.35mm以上 ・JIS G 3320(塗装ステンレス鋼板)の屋根用 ・JIS H 3100(鋼及び鋼合金の板及び条)の屋根用 * 以上板厚0.3mm以上
	金属板工法	→	→	■心木ありかわら棒ぶき 銅板以外の板：かわら棒の間隔は350mm又は450mmを標準 銅板による屋根一般部分：かわら棒の間隔は320mm及び365mmを標準 ■心木なしかわら棒ぶき 銅板以外の板による屋根一般部分：かわら棒の間隔は350mm又は450mmを標準。強風地域では実情に応じて間隔を狭くする ■一文字ぶき 銅板以外の板による屋根一般部分：ぶき板の寸法は銅板を224mm×914mm 銅板による屋根一般部分・ぶき板の寸法は銅板を182.5mm×606mm 強風地域では実情に応じてぶき板の大きさを小さくする ■段ぶき 特記による
	粘土がわら	→	→	→
	厚形スレート	→	→	→
	屋根用化粧スレート (着色石綿スレート)	→	→	→ [追加] ■ぶき板の切断孔明け：押切りカッターによる ■ぶき足及び重ねの長さ：JIS A 5423の規定による
	とい	→	→	→ [追加] ・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板)の屋根用 ・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板)の屋根用又は建築外板用 ・JIS K 6744(ポリ塩化ビニル(塩化ビニル樹脂 金属積層板)の高耐候性外装用又は一般外装用) ・JIS G 3320(塗装ステンレス鋼板)の屋根用 ・JIS H 3100(鋼及び鋼合金の板及び条)の屋根用 * いずれも両面塗装品

平成年代			
平成元年 (1989)	平成2年 (1990)	平成3年 (1991)	平成4年 (1992)
			■新省エネ基準の告示 (H4年2月)
→	→	→	→ 〔変更〕 ■規格改正に伴う変更 ・アスファルトルーフィング巻重量 22kg品 (改正規格アスファルトルー フィング940) ・アスファルトフェルト1巻重量 20kg品 (改正規格アスファルトフェ ルト430)
→	→	→	→
→	→ 〔変更〕 ■段ぶきの工法 使用する工法はJIS A 1414に定めら れた水密試験の結果平均圧力が、± 300kg/m ² で異常が認められられな かったもの	→	→
→	→	→ 〔変更〕 引掛けさんがわらは軒及びけらばから 2枚目通りまでを1枚ごとに、釘打 ちその他のさんがわらは登り4枚目 ごとに緊結又は釘打ち	→
→	→	→	→
→	→	→	→
→	→	→	→

年度		平成年代			
		平成5年(1993)	平成6年(1994)第2版	平成7年(1995)第2版	
工事種別				■長寿社会対応住宅設計指針の策定 (H7年6月)	
	屋根工事	下ぶき	→	→	→
金属板		金属板材料	→	→ 〔追加〕 ・JIS G 3317(溶融亜鉛5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯)の屋根用 ・JIS G 3318(塗装溶融亜鉛5%めっき鋼板アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯)の屋根用	→
		金属板工法	→	→	→
粘土がわら		→	→	→	
厚形スレート		→	→	→	
屋根用化粧スレート (着色石綿スレート)		→	→ 〔変更〕 ■規格名称 (JIS改正による) ・JIS A 5423 (住宅屋根用化粧石綿スレート)	→ 〔変更〕 ■材料名称 ・屋根用化粧石綿スレート	
とい		→	→	→	

平成年代			
平成8年(1996)第2版	平成9年(1997)	平成10年(1998)	平成11年(1999)
		■次世代省エネ基準の告示(H11年3月)	
→	→ [削除] ■材料 アスファルトフェルトの廃止	→	→
→	→	→	→
→	→	→	→
→	→	→	→
→	→	→	→
→	→	→	→
→	→ [変更] ■材料名称：屋根用化粧スレート ■規格名称（JIS改正による） ・JIS A 5423（住宅屋根用化粧スレート）	→	→
→	→ [追加] ■硬質塩化ビニル雨どい ・品質は特記による	→	→

年度 工事種別		昭和20年代～昭和30年代		
		昭和26年(1951)	昭和35年(1960)	昭和37年(1962)
		■建築基準法制定(S25年) [旧耐震設計法]		
断熱工事	施工部位	該当なし		
	断熱性能	該当なし		

昭和40年代		昭和50年代	
昭和45年(1970)	昭和48年(1973)	昭和50年(1975)	昭和53年(1978)
■基準法施行令の改正(S45年12月) [耐震基準の強化]			
該当なし			
該当なし			

年度		昭和50年代																																																																																																										
		昭和54年(1979)		昭和55年(1980)		昭和56年(1981)																																																																																																						
		■旧省エネ基準の告示(S55年2月)		■基準法施行令の改正(S55年10月) [新耐震設計法の導入]																																																																																																								
工事種別	施工部位	<p>■断熱構造工事仕様の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 断熱材：原則としてJIS規格品 防湿材：0.1mm以上の防湿フィルム、0.007mm以上のアルミ箔にクラフト紙裏打、90g/m²以上のアスファルトコートクラフト紙 <p>【割増仕様】</p> <p>■施工部位に適合すること</p> <p>*断熱構造とする部分： 住宅の屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じている屋根を除く）、又は屋根の直下の天井並びに外気に接する壁、天井、床及び開口部</p> <p>*断熱構造としなくても良い部分： ①断熱構造部分と区画された物置、車庫その他 ②外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏の壁で外気に接するもの ③軒、袖壁、及び跳ね出したベランダの床 ④居室と区画されている玄関出入口建具 ⑤住宅改良既存部分の壁、床</p> <p>■地域区分に適合すること 全国を気象条件により4地域に区分している（地域区分表は仕様書による）</p>		<p>→</p> <p>【変更】</p> <p>【割増仕様】</p> <p>■施工部位</p> <p>*断熱構造としなくても良い部分 ⑤住宅改良既存部分の壁、床 →削除</p> <p>■地域区分 全国を気象条件による地域区分：5地域（地域区分表は仕様書による）</p>		→																																																																																																						
		断熱工事	断熱性能	<p>【割増仕様】</p> <p>■断熱性能に適合すること 断熱材の厚さは地域区分に応じて断熱構造基準値以上とする （ここではIV地域を代表として挙げ、他の地域区分及び詳細は仕様書による）</p> <p>断熱構造基準（IV地域） 断熱材の厚さは次表に掲げる数値以上とする</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部位の構造</th> <th rowspan="2">部位</th> <th rowspan="2">工法</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="4">断熱材の種類</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">鉄筋コンクリート造及び組構造以外</td> <td rowspan="3">屋根・天井</td> <td rowspan="3">真壁 大壁</td> <td rowspan="3">IV</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋外及び天井に面する床</td> <td rowspan="2">畳下板下</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の床</td> <td>畳下板下</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 グラスウール 2 ロックウール・押出発泡ポリスチレン・フォームポリスチレン・ユリアフォーム 3 硬質ウレタンフォーム 4 高発泡ポリエチレン</p>		部位の構造	部位	工法	地域	断熱材の種類				1	2	3	4	鉄筋コンクリート造及び組構造以外	屋根・天井	真壁 大壁	IV	25	20	15	20	0	0	0	0	0	0	0	0	屋外及び天井に面する床	畳下板下	0	0	0	0	0	0	0	0	その他の床	畳下板下	0	0	0	0	0	0	0	0	<p>【割増仕様】</p> <p>■断熱性能に適合すること 断熱材の厚さは地域区分に応じて断熱構造基準値以上とする （ここではIV地域を代表として挙げ、他の地域区分及び詳細は仕様書による）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">構造</th> <th rowspan="3">部位</th> <th rowspan="3">工法</th> <th colspan="4">断熱材の厚さ (mm)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">地域区分</th> </tr> <tr> <th colspan="4">IV</th> </tr> <tr> <th rowspan="10">鉄筋コンクリート造及び組構造以外</th> <td rowspan="3">屋根又は天井</td> <td rowspan="3">天井に断熱材を施工 真壁造で断熱材を施工 大壁造で断熱材を施工</td> <td>45</td> <td>35</td> <td>25</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">外気に接する床</td> <td rowspan="3">畳敷きの床に断熱材を施工 板敷きの床に断熱材を施工 畳敷きの床に断熱材を施工</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の床</td> <td rowspan="2">板敷きの床に断熱材を施工</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </thead></table> <p>Aグラスウール、インシュレーションボード（A級、T級及びシーリングインシュレーションに限る） Bロックウール、押出発泡ポリスチレン、フォームポリスチレン、ユリアフォーム C硬質ウレタンフォーム D高発泡ポリエチレン</p>		構造	部位	工法	断熱材の厚さ (mm)				地域区分				IV				鉄筋コンクリート造及び組構造以外	屋根又は天井	天井に断熱材を施工 真壁造で断熱材を施工 大壁造で断熱材を施工	45	35	25	40	35	30	20	30	30	25	15	30	外気に接する床	畳敷きの床に断熱材を施工 板敷きの床に断熱材を施工 畳敷きの床に断熱材を施工	5	5	5	5	30	25	15	25	0	0	0	0	その他の床	板敷きの床に断熱材を施工	25	20	15	25			
部位の構造	部位			工法	地域					断熱材の種類																																																																																																		
		1	2			3	4																																																																																																					
鉄筋コンクリート造及び組構造以外	屋根・天井	真壁 大壁	IV	25	20	15	20																																																																																																					
				0	0	0	0																																																																																																					
				0	0	0	0																																																																																																					
	屋外及び天井に面する床	畳下板下	0	0	0	0																																																																																																						
			0	0	0	0																																																																																																						
		その他の床	畳下板下	0	0	0	0																																																																																																					
			0	0	0	0																																																																																																						
	構造	部位	工法	断熱材の厚さ (mm)																																																																																																								
				地域区分																																																																																																								
				IV																																																																																																								
鉄筋コンクリート造及び組構造以外	屋根又は天井	天井に断熱材を施工 真壁造で断熱材を施工 大壁造で断熱材を施工	45	35	25	40																																																																																																						
			35	30	20	30																																																																																																						
			30	25	15	30																																																																																																						
	外気に接する床	畳敷きの床に断熱材を施工 板敷きの床に断熱材を施工 畳敷きの床に断熱材を施工	5	5	5	5																																																																																																						
			30	25	15	25																																																																																																						
			0	0	0	0																																																																																																						
	その他の床	板敷きの床に断熱材を施工	25	20	15	25																																																																																																						

昭和50年代			昭和60年代
昭和57年(1982)	昭和58年(1983)	昭和59年(1984)	昭和60年(1985)
→	→	→	→
<p>【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■施工部位及び地域区分 ・標準仕様及び割増仕様とする ■施工部位 *断熱構造とする部分： <p>地域区分Ⅰ、Ⅱは外気に接する開口部を追加、Ⅰ、Ⅱ地域以外は当該開口部を断熱構造とする場合は特記</p> <p>【遵守仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道地域では北海道防寒住宅建設等促進法に基づく基準値に適合すること <p>【割増仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工部位に適合すること ・地域区分に適合すること 			
→	→	→	→

年度 工事種別		昭和60年代																																																														
		昭和61年(1986)		昭和62年(1987)		昭和63年(1988)																																																										
				■基準法の改正(S62年6月) [3階建戸建木造住宅]																																																												
断熱工事	施工部位	<p>■施工部位 *断熱構造とする部分： ○地域Ⅰ、Ⅱ イ. 住宅の屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合）、又は屋根の直下の天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じている場合） ロ. 外気に接する壁 ハ. 外気に接する床及び床下換気孔等により外気と通じている床（以下「その他の床」） ニ. 外気に接する開口部 ○地域Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ イ、ロ、ハ. 前項と同じ ニ. 開口部を断熱構造とする場合は特記 *断熱構造としない場合： 昭和54年度仕様と同じ</p> <p>【遵守仕様】 ・北海道地域では北海道防寒住宅建設等促進法に基づく基準値に適合すること</p> <p>【割増仕様】 ・施工部位に適合すること ・地域区分に適合すること</p>		→		→																																																										
	断熱性能	<p>【割増仕様】 ■断熱性能に適合すること 断熱材の厚さは地域区分に応じて断熱構造基準値以上とする。 (Ⅳ地域を代表として挙げ、他の地域区分及び詳細は仕様書による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">断熱材の厚さ</th> <th colspan="4">断熱材の厚さ (mm)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">地域区分</th> </tr> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">部位</th> <th colspan="4">Ⅳ</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋根又は天井</td> <td>天井</td> <td>45</td> <td>35</td> <td>25</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>真壁造</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">壁</td> <td>大壁造</td> <td>30</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外気に接する床</td> <td>畳敷きの床</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>板敷きの床</td> <td>30</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">床</td> <td>畳敷きの床</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>板敷きの床</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>A: グラスウール、インシュレーションボード (A級、I級及びシーリングインシュレーションに限る) B: ロックウール、押出発泡ポリスチレン、フォームポリスチレン、ユリアフォーム C: 硬質ウレタンフォーム D: 高発泡ポリエチレン</p>		断熱材の厚さ		断熱材の厚さ (mm)				地域区分				部位		Ⅳ				A	B	C	D	屋根又は天井	天井	45	35	25	40	真壁造	35	30	20	30	壁	大壁造	30	25	15	30	外気に接する床	畳敷きの床	5	5	5	5	板敷きの床	30	25	15	25	床	畳敷きの床	0	0	0	0	板敷きの床	25	20	15	25	→	
断熱材の厚さ		断熱材の厚さ (mm)																																																														
		地域区分																																																														
部位		Ⅳ																																																														
		A	B	C	D																																																											
屋根又は天井	天井	45	35	25	40																																																											
	真壁造	35	30	20	30																																																											
壁	大壁造	30	25	15	30																																																											
	外気に接する床	畳敷きの床	5	5	5	5																																																										
板敷きの床		30	25	15	25																																																											
床	畳敷きの床	0	0	0	0																																																											
	板敷きの床	25	20	15	25																																																											

平成年代																																																																																																																																																																						
平成元年 (1989)	平成2年 (1990)	平成3年 (1991)	平成4年 (1992)																																																																																																																																																																			
			■新省エネ基準の告示 (H4年2月)																																																																																																																																																																			
<p>■施工部位： * 断熱構造とする部分：省略（仕様書による） * 断熱構造としない部分： ・外気に接する壁を湿式真壁造とした住宅の当該部分を追加 ・省エネ基準に定める熱貫流率による場合は仕様規定によらず特記とする ・北海道地域では北海道防寒住宅建設等促進法に基づく基準値に適合すること</p> <p>【遵守仕様】 ・地域区分によること ・下の地域における場合は「施工部位」及び「断熱性能」に基づく。ただし開口部についてはこれによらない 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 長野県 静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 ・施工部位に適合すること</p> <p>【割増仕様】 ・断熱構造化（開口部）工事は施工部位及び断熱性能に適合すること ・地域Ⅲ、Ⅳ、Ⅴにおける開口部の建具は地域Ⅱにおける開口部の建具に該当すること</p>	→	→	<p>・新省エネ基準により仕様規定によらない場合は特記とする ・北海道地域では北海道防寒住宅建設等促進法に基づく基準値に適合すること</p> <p>■施工部位（仕様書による） * 断熱構造とする部分：省略 * 断熱構造としない部分：省略</p> <p>【遵守仕様】 ・地域区分によること ・全地域区分において「施工部位」及び「断熱性能」に基づいて行い、開口部の緩和は廃止</p> <p>【割増仕様】 * 新省エネ基準に基づいた省エネ断熱構造工事の仕様の設定 ・断熱性能の強化 ・日射の遮蔽措置（地域区分Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに該当） ・気密工事の仕様設置 ・開口部断熱構造工事の仕様強化</p> <p>※以上の内容は仕様書による</p>																																																																																																																																																																			
<p>【遵守仕様】 ■断熱性能 ・断熱材の厚さは地域区分に応じた厚さ以上とする (Ⅳ地域を代表として挙げ、他の地域区分及び詳細は仕様書による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部位</th> <th rowspan="2">断熱材の厚さ</th> <th colspan="4">断熱材の種類・厚さ (mm)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">屋根又は屋根直下の天井</td> <td>45</td> <td>35</td> <td>25</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">壁</td> <td>真壁造</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>大壁造</td> <td>30</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">床</td> <td>外気に接する床</td> <td>畳敷きの床</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>その他の床</td> <td>板敷きの床</td> <td>30</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>A：グラスウール10K・16K、インシュレーションボード（A級、I級及びシーシングインシュレーションに限る） B：ロックウール、押出発泡ポリスチレン、フォームポリスチレン、ユリアフォーム C：硬質ウレタンフォーム D：高発泡ポリエチレン</p>	部位	断熱材の厚さ	断熱材の種類・厚さ (mm)				A	B	C	D	屋根又は屋根直下の天井		45	35	25	40	壁	真壁造	35	30	20	30	大壁造	30	25	15	30	床	外気に接する床	畳敷きの床	5	5	5	5	その他の床	板敷きの床	30	25	15	25	→	→	<p>【追加】 【割増仕様】 ・断熱性能は気密住宅の場合、気密住宅以外の場合において異なる ・地域区分Ⅳを掲載。その他の地域及び詳細は仕様書による</p>																																																																																																																											
部位			断熱材の厚さ	断熱材の種類・厚さ (mm)																																																																																																																																																																		
	A	B		C	D																																																																																																																																																																	
屋根又は屋根直下の天井		45	35	25	40																																																																																																																																																																	
壁	真壁造	35	30	20	30																																																																																																																																																																	
	大壁造	30	25	15	30																																																																																																																																																																	
床	外気に接する床	畳敷きの床	5	5	5	5																																																																																																																																																																
	その他の床	板敷きの床	30	25	15	25																																																																																																																																																																
	<p>気密住宅とする場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部位</th> <th rowspan="2">断熱材の厚さ</th> <th colspan="5">断熱材の種類・厚さ (単位mm)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">屋根又は天井</td> <td>70</td> <td>60</td> <td>55</td> <td>45</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td colspan="2">壁</td> <td>45</td> <td>40</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">床</td> <td rowspan="2">外気に接する床</td> <td>畳敷きの床</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>板敷きの床</td> <td>55</td> <td>50</td> <td>45</td> <td>35</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の床</td> <td>畳敷きの床</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>板敷きの床</td> <td>30</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>土間床等の外周部</td> <td>外気に接する土間床等の外周部</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の土間床等の外周部</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table> <p>気密住宅としない場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部位</th> <th rowspan="2">断熱材の厚さ</th> <th colspan="5">断熱材の種類・厚さ (単位mm)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">屋根又は天井</td> <td>100</td> <td>90</td> <td>75</td> <td>65</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td colspan="2">壁</td> <td>70</td> <td>60</td> <td>55</td> <td>45</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">床</td> <td rowspan="2">外気に接する床</td> <td>畳敷きの床</td> <td>65</td> <td>55</td> <td>50</td> <td>45</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>板敷きの床</td> <td>90</td> <td>75</td> <td>65</td> <td>60</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の床</td> <td>畳敷きの床</td> <td>30</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>板敷きの床</td> <td>50</td> <td>45</td> <td>40</td> <td>35</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>土間床等の外周部</td> <td>外気に接する土間床等の外周部</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の土間床等の外周部</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table>	部位	断熱材の厚さ	断熱材の種類・厚さ (単位mm)					A	B	C	D	E	屋根又は天井		70	60	55	45	40	壁		45	40	35	30	25	床	外気に接する床	畳敷きの床	35	30	25	25	20	板敷きの床	55	50	45	35	30	その他の床	畳敷きの床	5	5	5	5	5	板敷きの床	30	25	25	20	15	土間床等の外周部	外気に接する土間床等の外周部							その他の土間床等の外周部						部位	断熱材の厚さ	断熱材の種類・厚さ (単位mm)					A	B	C	D	E	屋根又は天井		100	90	75	65	55	壁		70	60	55	45	40	床	外気に接する床	畳敷きの床	65	55	50	45	35	板敷きの床	90	75	65	60	50	その他の床	畳敷きの床	30	25	25	20	15	板敷きの床	50	45	40	35	30	土間床等の外周部	外気に接する土間床等の外周部							その他の土間床等の外周部							<p>記号別の断熱材の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 (熱伝導率)</th> <th>材 料 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">A (0.045~0.04)</td> <td>住宅用グラスウール 10K</td> </tr> <tr> <td>吹込用グラスウール 13K 18K</td> </tr> <tr> <td>高発泡ポリエチレン65~110K</td> </tr> <tr> <td>シーシングインシュレーションボード</td> </tr> <tr> <td>吹込用ロックウール 25K 35K</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">B (0.039~0.035)</td> <td>A級インシュレーションボード</td> </tr> <tr> <td>住宅用グラスウール 16K</td> </tr> <tr> <td>下級インシュレーションボード</td> </tr> <tr> <td>高発泡ポリエチレン40~65K未満</td> </tr> <tr> <td>吹込用セルローズファイバー30K</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">C (0.034~0.030)</td> <td>ポリスチレンフォーム A類4号</td> </tr> <tr> <td>住宅用グラスウール 24K、32K</td> </tr> <tr> <td>吹込用グラスウール 35K、45K</td> </tr> <tr> <td>住宅用ロックウール</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレンフォーム A類1号2号3号</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">D (0.029~0.025)</td> <td>ポリエチレンフォーム B類1種</td> </tr> <tr> <td>高発泡ポリエチレン40k未満</td> </tr> <tr> <td>吹込みセルローズファイバー45K、55K</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">E (0.024以下)</td> <td>ポリスチレンフォーム A類 特号</td> </tr> <tr> <td>ポリスチレンフォーム B類 2種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>硬質ウレタンフォーム</td> </tr> </tbody> </table>	区分 (熱伝導率)	材 料 名	A (0.045~0.04)	住宅用グラスウール 10K	吹込用グラスウール 13K 18K	高発泡ポリエチレン65~110K	シーシングインシュレーションボード	吹込用ロックウール 25K 35K	B (0.039~0.035)	A級インシュレーションボード	住宅用グラスウール 16K	下級インシュレーションボード	高発泡ポリエチレン40~65K未満	吹込用セルローズファイバー30K	C (0.034~0.030)	ポリスチレンフォーム A類4号	住宅用グラスウール 24K、32K	吹込用グラスウール 35K、45K	住宅用ロックウール	ポリエチレンフォーム A類1号2号3号	D (0.029~0.025)	ポリエチレンフォーム B類1種	高発泡ポリエチレン40k未満	吹込みセルローズファイバー45K、55K	E (0.024以下)	ポリスチレンフォーム A類 特号	ポリスチレンフォーム B類 2種		硬質ウレタンフォーム
部位	断熱材の厚さ			断熱材の種類・厚さ (単位mm)																																																																																																																																																																		
		A	B	C	D	E																																																																																																																																																																
屋根又は天井		70	60	55	45	40																																																																																																																																																																
壁		45	40	35	30	25																																																																																																																																																																
床	外気に接する床	畳敷きの床	35	30	25	25	20																																																																																																																																																															
		板敷きの床	55	50	45	35	30																																																																																																																																																															
	その他の床	畳敷きの床	5	5	5	5	5																																																																																																																																																															
		板敷きの床	30	25	25	20	15																																																																																																																																																															
土間床等の外周部	外気に接する土間床等の外周部																																																																																																																																																																					
	その他の土間床等の外周部																																																																																																																																																																					
部位	断熱材の厚さ	断熱材の種類・厚さ (単位mm)																																																																																																																																																																				
		A	B	C	D	E																																																																																																																																																																
屋根又は天井		100	90	75	65	55																																																																																																																																																																
壁		70	60	55	45	40																																																																																																																																																																
床	外気に接する床	畳敷きの床	65	55	50	45	35																																																																																																																																																															
		板敷きの床	90	75	65	60	50																																																																																																																																																															
	その他の床	畳敷きの床	30	25	25	20	15																																																																																																																																																															
		板敷きの床	50	45	40	35	30																																																																																																																																																															
土間床等の外周部	外気に接する土間床等の外周部																																																																																																																																																																					
	その他の土間床等の外周部																																																																																																																																																																					
区分 (熱伝導率)	材 料 名																																																																																																																																																																					
A (0.045~0.04)	住宅用グラスウール 10K																																																																																																																																																																					
	吹込用グラスウール 13K 18K																																																																																																																																																																					
	高発泡ポリエチレン65~110K																																																																																																																																																																					
	シーシングインシュレーションボード																																																																																																																																																																					
	吹込用ロックウール 25K 35K																																																																																																																																																																					
B (0.039~0.035)	A級インシュレーションボード																																																																																																																																																																					
	住宅用グラスウール 16K																																																																																																																																																																					
	下級インシュレーションボード																																																																																																																																																																					
	高発泡ポリエチレン40~65K未満																																																																																																																																																																					
	吹込用セルローズファイバー30K																																																																																																																																																																					
C (0.034~0.030)	ポリスチレンフォーム A類4号																																																																																																																																																																					
	住宅用グラスウール 24K、32K																																																																																																																																																																					
	吹込用グラスウール 35K、45K																																																																																																																																																																					
	住宅用ロックウール																																																																																																																																																																					
	ポリエチレンフォーム A類1号2号3号																																																																																																																																																																					
D (0.029~0.025)	ポリエチレンフォーム B類1種																																																																																																																																																																					
	高発泡ポリエチレン40k未満																																																																																																																																																																					
	吹込みセルローズファイバー45K、55K																																																																																																																																																																					
E (0.024以下)	ポリスチレンフォーム A類 特号																																																																																																																																																																					
	ポリスチレンフォーム B類 2種																																																																																																																																																																					
	硬質ウレタンフォーム																																																																																																																																																																					

年度		平成年代		
		平成5年(1993)	平成6年(1994)第2版	平成7年(1995)第2版
工事種別				■長寿社会対応住宅設計指針の策定(H7年6月)
断熱工事	施工部位	→	→	→
	断熱性能	→	→	→

〔追加〕
 ■断熱材の性能別グループ(A~E)の分類整理(断熱材の種類は省略。詳細は仕様書による)

【遵守仕様】
 A~Eによる地域別断熱材の厚さ表示(※Ⅳ地域の場合)

部位	断熱材の厚さ					
	断熱材の種類・厚さ(mm)					
	A	B	C	D	E	
屋根又は屋根直下の天井	45	40	35	30	25	
壁	真壁造	35	30	30	25	
	大壁造	35	30	25	20	
床	外気に接する床	畳敷きの床	5	5	5	5
		板敷きの床	30	30	25	20
	その他の床	畳敷きの床	0	0	0	0
		板敷きの床	25	25	20	15

〔変更〕
 ■断熱材の性能別グループ材料の再整理

記号別の断熱材の種類

区分(熱伝導率)	材 料 名
A (0.045~0.04)	住宅用グラスウール 10K相当
	吹込用グラスウール 13K 18K
	吹込用ロックウール 25K 35K
	A級インシュレーションボード シーリングボード
B (0.039~0.035)	住宅用グラスウール 16K相当
	ポリエチレンフォームB種
	ビーズ法ポリスチレンフォーム 4号
	ポリエチレンフォームB種 吹込み用セルローズファイバー30K タタミボード
C (0.034~0.030)	住宅用グラスウール 24K、32K
	高性能グラスウール 16K、24K
	吹込用グラスウール 35K、45K
	住宅用ロックウール ビーズ法ポリスチレンフォーム1号2号3号 押出法ポリスチレンフォーム1種 ポリエチレンフォームA種
D (0.029~0.025)	吹込み用セルローズファイバー45K、55K
	ビーズ法ポリスチレンフォーム 特号 押出法ポリスチレンフォーム 2種
E (0.024以下)	押出法ポリスチレンフォーム 3種
	硬質ウレタンフォーム 吹付硬質ウレタンフォーム(現場養生品)

平成年代																																																																													
平成8年(1996)第2版	平成9年(1997)	平成10年(1998)	平成11年(1999)																																																																										
		■次世代省エネ基準の告示(H11年3月)																																																																											
→	→	→	<p>・公庫の定める所定の断熱性能を確保する場合は特記とする</p> <p>【遵守仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> 断熱性能は地域区分による 施工部位により施工する 北海道地域は北海道防寒住宅建設等促進法防寒構造に適合 <p>※基準金利適用住宅として前年度割増仕様(省エネタイプ)が適用</p> <p>【割増仕様】</p> <p>①省エネタイプ(一般型)の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工部位の明確化 断熱性能 気密工事(充填工法、外張り工法) 開口部断熱構造工事 <p>②省エネタイプ(次世代型)の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 断熱性能の地域区分新設 施工部位の明確化 断熱性能の強化 気密工事(充填工法、外張り工法) 開口部断熱構造工事 																																																																										
<p>→</p> <p>[追加] ■断熱材 D:フェノールフォーム保温板1種1号、2号、2種2号</p>	<p>→</p> <p>[削除・追加] ■断熱材 B:吸込み用セルローズファイバー30K →削除 C:吸込み用セルローズファイバー25K →追加</p>	<p>→</p>	<p>→</p> <p>[追加] 【割増仕様】 ②省エネタイプ(次世代型)断熱材の厚さ 地域Ⅲ、Ⅳ、Ⅴにおける充填工法。 その他の地域及び外張り工法は省略(H11年度仕様書による)</p> <p style="text-align: center;">地域Ⅲ・Ⅳ・Ⅴに建設する充填工法の住宅</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部位</th> <th rowspan="2">断熱材の厚さ</th> <th rowspan="2">必要な熱抵抗値</th> <th colspan="5">断熱材の種類・厚さ(単位mm)</th> </tr> <tr> <th>A-1</th> <th>A-2</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋根又は天井</td> <td>屋根</td> <td>4.6</td> <td>240</td> <td>230</td> <td>210</td> <td>185</td> <td>160</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td>4.0</td> <td>210</td> <td>200</td> <td>180</td> <td>160</td> <td>140</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td></td> <td>2.2</td> <td>115</td> <td>110</td> <td>100</td> <td>90</td> <td>75</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">床</td> <td>外気に接する床</td> <td>3.3</td> <td>175</td> <td>165</td> <td>150</td> <td>135</td> <td>115</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>その他の床</td> <td>2.2</td> <td>115</td> <td>110</td> <td>100</td> <td>90</td> <td>75</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土間床等の外周部</td> <td>外気に接する部分</td> <td>1.7</td> <td>90</td> <td>85</td> <td>80</td> <td>70</td> <td>60</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>0.5</td> <td>30</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>※A-1～Eの記号別断熱材の種類は11年度仕様書による</p>	部位	断熱材の厚さ	必要な熱抵抗値	断熱材の種類・厚さ(単位mm)					A-1	A-2	B	C	D	E	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	天井	4.0	210	200	180	160	140	115	壁		2.2	115	110	100	90	75	65	床	外気に接する床	3.3	175	165	150	135	115	95	その他の床	2.2	115	110	100	90	75	65	土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15
部位	断熱材の厚さ	必要な熱抵抗値	断熱材の種類・厚さ(単位mm)																																																																										
			A-1	A-2	B	C	D	E																																																																					
屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130																																																																					
	天井	4.0	210	200	180	160	140	115																																																																					
壁		2.2	115	110	100	90	75	65																																																																					
床	外気に接する床	3.3	175	165	150	135	115	95																																																																					
	その他の床	2.2	115	110	100	90	75	65																																																																					
土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50																																																																					
	その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15																																																																					

年度 工事種別		昭和20年代～昭和30年代		
		昭和26年(1951)	昭和35年(1960)	昭和37年(1962)
		■建築基準法制定(S25年) [旧耐震設計法]		
造 作 工 事	内外壁下地	該当なし	1. ボード、合板、目板張り 胴縁15mm×110mmの2つ割又は板つぎ15×110 2. せっこうボード、石綿スレート板 胴縁20mm×110mmの2つ割り又は板つぎ20mm×110mm 3. ラスモルタル塗り下地 ラス張り下地板12mm×80mm 4. しっくい、プaster下地 木づり板7×40又はラスボード厚7mm	
	外壁内通気措置	該当なし		
	外壁板張り	該当なし	1. 押縁下見板張り 杉板厚7mm 押縁24mm×30mm、隅押縁24mm×40mm 2. 見切縁45mm×45mm 3. 雨押え12mm×90mm 4. よろい下見板張り(南京下見板張り) 杉厚12mm 5. 立て羽目板張り 杉厚12mm	
	サイディング	該当なし		
	塗装溶融亜鉛めっき銅板	該当なし		
	開口部廻りのシーリング処理	該当なし		
	小屋裏換気措置	該当なし		

昭和40年代		昭和50年代	
昭和45年(1970)	昭和48年(1973)	昭和50年(1975)	昭和53年(1978)
<p>■基準法施行令の改正 (S45年12月) [耐震基準の強化]</p>			
<p>■胴縁 ・胴縁間隔 繊維板及び合板羽目板類450mm、石綿スレート類360mm ■左官下地 1. ラス張り：下地板厚12mm 2. 木毛セメント板張り：木毛セメント板は厚15mm太木毛とし、100mm内外の間隔に座板当て釘打ち。プaster下地の場合は垂鉛メッキ座板当て垂鉛メッキ釘打ち 3. ラスボード張り：ラスボードは厚7mm穴あきラスボードとし、受材当り100mm内外の間隔に垂鉛メッキ平頭釘打ち 4. 木づり：木づり板は厚7mmとし、板そば8mm内外目すかし受材当り釘2本打ち</p>	→	<p style="text-align: center;">→</p> <p>[変更] ■胴縁 胴縁の間隔は300mmを標準</p> <p>[削除] ■下地材 木づり</p> <p>[追加] シージングインシュレーションファイバーボード張り厚12mmとし、450mm以下の間隔の柱及び間柱で乱継ぎ頭径9mm以上の平頭釘を受材当り150mm間隔に釘打ち</p>	→
該当なし			
<p>1. 押縁下見板張り 板そば掛20mm内外板の継手は羽重ね下毎に木当り釘打ち 2. よろい下見板張り 板そば20mm内外受材当りつぶし頭釘打ち 3. 立て羽目板張り 受材当りつぶし頭釘打ち</p>	→	→	→
該当なし			
該当なし			
該当なし			
該当なし			

年度 工事種別		昭和50年代		
		昭和54年(1979)	昭和55年(1980)	昭和56年(1981)
		■旧省エネ基準の告示 (S55年2月)	■基準法施行令の改正 (S55年10月) [新耐震設計法の導入]	
造 作 工 事	内外壁下地	→	→	→
	外壁内通気措置	該当なし		
	外壁板張り	→	→	→
	サイディング	該当なし		
	塗装溶融亜鉛めっき銅板	該当なし		
	開口部廻りのシーリング処理	該当なし		
	小屋裏換気措置	該当なし		

昭和50年代			昭和60年代
昭和57年(1982)	昭和58年(1983)	昭和59年(1984)	昭和60年(1985)
<p>■胴縁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐力壁の下地とする場合の間隔：15mmx45mm以上の胴縁に310mm以内の間隔で柱及び間柱その他の横架材にN50釘打ち ・非耐力壁の下地とする場合：450mm以内 <p>■左官下地</p> <p>○ラス下地板張り</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ラス下地板張り断面12mmx80mm以上 2. 継手は柱・間柱心で突付け5枚以下ごとに乱継ぎ 3. 柱・間柱等への留め付け板そば30mmに目すかし張りとしN50釘2本を平打ち <p>○ラスボード張り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JIS A 6906(せっこうラスボード)適合品 ・種類は型押ラスボードで厚さ9mm。受材心で突付け継ぎ受材当たり間隔100mm内外GN40釘を平打ち <p>○構造用合板ボード類</p> <p>下地板張り留め付けは受け材当たり間隔150mm以下にN50釘で平打ち</p> <p>○木毛セメント板張り</p> <p>受材当たり間隔100mm内外GN55釘を座板当て釘平打ち。プaster下地の場合は垂鉛メッキ座板当てGN55釘打ち</p>	→	→	→
該当なし			
<p>■たて羽目張り</p> <p>板そば相じゃくり受材当たりにつぶし頭釘打ち又はしんちゅう釘打ち</p> <p>■よろい下見板張り</p> <p>板そば掛かり20mm内外受材当たりにつぶし頭釘打ち又はしんちゅう釘打ち</p> <p>■押縁下見板張り</p> <p>板そば掛かり20mm内外受材当たりにつぶし頭釘打ち</p>	→	→	→
各製造所の仕様によることとし、特記による	→	→	→
			<p>〔追加〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ■サイディング材：継目部分の受材に防水テープを張るか壁面全面に防水紙を張った上で取付け ■防水紙の重ね：縦横90mm以上、防水紙の留め付けは継目部分を300mm間隔。開口部廻りの防水処理は防水テープで補強
<p>■着色亜鉛鉄板</p> <p>品質はJIS G 3312に適合するもの。留めつけは胴縁当たり両端及び間隔300mm内外垂鉛めつき釘打ち</p>	→	→	→
該当なし			
<p>■小屋裏換気孔2カ所以上設置</p> <p>■換気孔の有効換気面積等は次による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切妻屋根の妻側：吸気口、換気口を天井面積の1/300以上 ・寄せ棟屋根の軒裏：吸気口、換気口を天井面積の1/250以上 ・入母屋屋根の軒裏に吸気、妻側に排気：91cm以上離して1/900以上 ・小屋裏頂部排気筒：天井面積1/1600以上 <p>【割増仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の小屋裏換気措置を講ずる 	→	→	→

年度 工事種別		昭和60年代		
		昭和61年(1986)	昭和62年(1987)	昭和63年(1988)
			■基準法の改正(S62年6月) [3階建戸建木造住宅]	
造 作 工 事	内外壁下地	→ [変更] ■せっこうボード張り せっこうボードの品質はJIS A 6906に適合するもの。 厚9mm継手受材当たり間隔100mm内外GN40釘を平打ち ■木毛セメント張り 木毛セメント板は厚15mm中細木毛とする	→	→
	外壁内通気措置	該当なし		
	外壁板張り	→	→	→
	サイディング	→	→	→
	塗装溶融亜鉛めっき銅板	→	→	→
	開口部廻りのシーリング処理	■シーリング材 JIS A 5758(建築用シーリング材)に適合するもの ■工法 シーリング材の充填は吹付けなどの仕上げ前に行う。 プライマーを塗布したのち30から60分間放置し、指で乾燥を確認しながらシーリング材を速やかに充填	→	→
	小屋裏換気措置	→	→	→

年度		平成年代		
		平成5年(1993)	平成6年(1994)第2版	平成7年(1995)第2版
工事種別				■長寿社会対応住宅設計指針の策定 (H7年6月)
		造 作 工 事	内外壁下地	→
外壁内通気措置	→		→	→
外壁板張り	→		→	→
サイディング	→		→	→
塗装溶融亜鉛めっき鋼板	→		→	→
開口部廻りのシーリング処理	→		→	→
小屋裏換気措置	→		→	→

平成年代			
平成8年(1996)第2版	平成9年(1997)	平成10年(1998)	平成11年(1999)
		■次世代省エネ基準の告示(H11年3月)	
→	→	→	→
→	<p>【割増仕様】 壁内通気を可能とする構造は、次の1、2のいずれかとする</p> <p>1. 外壁板張りとした直接通気の構造 ・防水材はアスファルトフェルト以上の透湿性の高い防水材とする ・外壁板張り(仕様書8.4)の項により水蒸気の放出が可能な構造とする</p> <p>2. 外壁通気構造 ・防風材は外壁から気密性、防水性かつ壁内の湿気を放散する透湿性を有する ・通気層の構造は次のいずれかによる *土台水切部から軒天井見切りに通気 *土台水切部から天井裏を経由し、小屋裏換気孔に通気 ・外壁仕上げ材、土台水切り、見切り縁などは外壁内通気に支障ないものとし、特記による</p>	→	<p>【変更】 ■外壁板張り ・防水材はJIS A 6111(透湿防水シート)に適合する透湿防水シート等、気密性と防水性及び湿気を放散するに十分な透湿性を有する材料とする ■外壁通気構造 ・防風材はJIS A 6111(透湿防水シート)に適合する透湿防水シート等、気密性と防水性及び湿気を放散するに十分な透湿性を有する材料とする</p>
→	→	→	→
→	→	→	→
→	→	→	→
→	→	→	→
→	<p>【変更】 プライマーを塗布したのち、製造所の指定する時間放置し、指で乾燥を確認しながらシーリング材を速やかに充填</p>	→	→
→	→	→	→

年度 工事種別		昭和20年代～昭和30年代		
		昭和26年(1951)	昭和35年(1960)	昭和37年(1962)
		■建築基準法制定(S25年) [旧耐震設計法]		
左官工事	モルタル下地ラス工法	該当なし		
	モルタル塗り	<ul style="list-style-type: none"> ・砂は有害物質を含まないものを用い、水は清浄で塩分その他有害物を含まないものを使用。セメント砂の割合は容積比1:3とする ・壁の塗付は3回塗とし、下地は清掃の上水湿めし、下塗りは荒し目を付ける ・鉄網張り下地の場合、網目つぶし塗りをなし、その面にさらに15mm以上塗りかけ刷毛引き仕上げとする 	→	→
	しっくい塗り	<ul style="list-style-type: none"> ・上塗用の石灰、貝灰は上灰とし、他は並灰とする ・のりは角又(つのみた)の類とし、すさ及び下げ草(さげお)は上質のものを使用 ・木づり下地のしっくい塗りは4回塗り付け、厚18mm内外とする 	→	→
	土壁塗り	<ul style="list-style-type: none"> ・壁土は良土とし、下塗り、裏返し塗り用はわずさ混入したねり置きもの、ぬき伏せ、むら直し、中塗り用はすこし上、砂及びわずさを適量混入したねり置きものとする ・大津壁の上塗りはかい灰、黄土、川土、すさ等を適当に混合したもの 	→	→
内外装工事	タイル張り	該当なし		

昭和40年代		昭和50年代	
昭和45年(1970)	昭和48年(1973)	昭和50年(1975)	昭和53年(1978)
<p>■基準法施行令の改正(S45年12月) [耐震基準の強化]</p>			
<p>■メタルラス張り ・防水紙はアスファルト(1巻20kg)の縦張りとし、継ぎ目は縦横とも90mm以上重ね300mm間隔に要所に座当て釘打ち ・メタルラスは継ぎ目45mm以上重ねステープルにて、300mm以内間隔で千鳥に下地板に打ち止め ■ワイヤーラス張り ・防水紙はメタルラス張りと同じ ・ワイヤーラスは力骨鉄線#12を継ぎ目、その他必要に応じ差し込み継ぎ目にて、周囲は200mm内外、その他は300mm内外にステープル止めとする</p>	→	→	→
<p>・セメントはJIS R 5210(ポルトランドセメント)の普通ポルトランドセメントを用いる ・白色セメントはJIS R 5210(ポルトランドセメント)による ・消石灰はJIS A 6902(左官用消石灰)の規格品とする ・塗り厚はワイヤーラス及びメタルラス下地の場合、下塗りラス面まで塗り付けむら直し6mm、中塗り6mm、上塗りワイヤーラス下地3mm、メタルラス下地6mm</p>	→	<p>[変更] ■塗り厚 ・ワイヤーラス及びメタルラス下塗りラス面より1mm厚くする ・外壁むら直し0~9mm、中塗り0~9mm</p>	→
→	→	→	→
<p>[追加] ■消石灰 JIS A 6902(左官用消石灰)の規格品とする</p>	→	<p>[変更] ■塗り厚 特記がなければ壁15mm、天井12mmを標準とする</p>	→
→	→	→	→
<p>■材料 陶磁器タイルはJIS A 5209の2級品の市販品同規格同等品以上 ■工法 ○陶磁器タイルの張り付け ・壁張りは目地割りに基づき、水糸引通しの上ねじれ又は目違いのないようモルタルを充分に使用して張り付け ・床張りは必要に応じて勾配をつけ張り付け ○モザイクタイルの張り付け ・壁張りは純セメントに適量のつものりを入れてよく練ったものを厚3mm位むらなくこて塗りを行った後、目地幅及び縦横の通りをそろえて張り付け床張りは必要に応じて勾配付け</p>	→	<p>[追加] ■材料 化学のりその他の混和剤は監督者の承認を得る ■工法 ・陶磁器タイル張り：1日の張り上げ高さは1.2m程度、雨がかり部のタイルの裏詰めモルタルは2度詰め ・モザイクタイル張り：純セメントに適量の化学のりを入れてよく練ったものを厚さ3mm位にむらなくこて塗りを行った後、目地幅及び縦横の通りをそろえて張付け。床の場合は勾配に注意 ・圧着張り：タイルが大型でない場合はモザイクタイル張りに準じた化学のり入りのセメントペーストを用いて圧着張り可。張り方は上から下に向かって押さえ付け十分に張付け *接着剤張り：下地を充分乾燥させて接着剤を塗りつけ、その硬化を見計らい圧着張りに準じて張付け(ただし内装に限る)</p>	→

年度 工事種別		昭和50年代																															
		昭和54年(1979)	昭和55年(1980)	昭和56年(1981)																													
		■旧省エネ基準の告示(S55年2月)	■基準法施行令の改正(S55年10月) 【新耐震設計法の導入】																														
左官工事	モルタル下地ラス工法	→ [追加] ■ワイヤラス張り ワイヤラスはJIS A 5504の規格品とし、継ぎ目は1山以上重ね下地板にステープル16#x25mm以上又はタッカーくぎ(0.56x1.16x19mm以上)で250mm以内に千鳥に留めつけ ■メタルラス張り ・メタルラスはJIS A 5505の波形ラス又は平ラス1号に高さ9mmの波形をつけたもの ・継ぎ目及び留めつけはワイヤラス張りと同じにする ■ラスシート張り ラスシートはJIS A 5524のLS1の規格品とし、継ぎ目は1山以上重ね受材に板厚0.3mm以上径15mm以上の座金を当て、長さ50mmのくぎ又は自動釘打機用長さ27mm以上の丸くぎにより200mm以内の間隔で留めつけ。受材の間隔はラスシートLS1板厚0.19mmを使用する場合は455mm以内とする	→	→																													
	モルタル塗り	→	→																														
	しっくい塗り	→	→																														
	土壁塗り	→	→																														
内外装工事	タイル張り	→ [追加] ■工法 ・接着剤張りは次による 接着剤張り下地面の乾燥期間は夏期にあつては1週間以上、その他の季節にあつては2週間以上を原則とする。接着剤張りのタイルの重量は1枚張りで150g/枚以下、ユニット張りで1200g/ユニット以下 工法別張付けモルタル塗り厚	→	→																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>タイル</th> <th>モルタル塗り厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">外装 タイル張り</td> <td>積上げ張り(だんご張り)</td> <td>各種</td> <td>15~20</td> </tr> <tr> <td>圧着張り(1枚張り)</td> <td>小口平、二丁掛け程度の大きさまで</td> <td>5~7</td> </tr> <tr> <td>モザイクタイル張り</td> <td>47mm角以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">内装 タイル張り</td> <td>積上げ張り(だんご張り)</td> <td>各種</td> <td>10~20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">圧着張り</td> <td>(1枚張り)</td> <td>小口平、二丁掛け程度の大きさまで</td> <td>5~7</td> </tr> <tr> <td>(ユニット張り)</td> <td>108mm角以下</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>接着剤張り</td> <td>155mm角以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>モザイクタイル張り</td> <td>47mm角以下</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	区分		タイル	モルタル塗り厚	外装 タイル張り	積上げ張り(だんご張り)	各種	15~20	圧着張り(1枚張り)	小口平、二丁掛け程度の大きさまで	5~7	モザイクタイル張り	47mm角以下	3	内装 タイル張り	積上げ張り(だんご張り)	各種	10~20	圧着張り	(1枚張り)	小口平、二丁掛け程度の大きさまで	5~7	(ユニット張り)	108mm角以下	5	接着剤張り	155mm角以下	3	モザイクタイル張り	47mm角以下	3
区分		タイル	モルタル塗り厚																														
外装 タイル張り	積上げ張り(だんご張り)	各種	15~20																														
	圧着張り(1枚張り)	小口平、二丁掛け程度の大きさまで	5~7																														
	モザイクタイル張り	47mm角以下	3																														
内装 タイル張り	積上げ張り(だんご張り)	各種	10~20																														
	圧着張り	(1枚張り)	小口平、二丁掛け程度の大きさまで	5~7																													
		(ユニット張り)	108mm角以下	5																													
	接着剤張り	155mm角以下	3																														
モザイクタイル張り	47mm角以下	3																															

昭和50年代			昭和60年代
昭和57年(1982)	昭和58年(1983)	昭和59年(1984)	昭和60年(1985)
→	→	→	→
→ 〔追加〕 ■外壁の塗り厚 下塗りから上塗りまでを合わせて 20mmを標準 ■防火構造外壁の塗り厚 20mm以上	→	→	→
→	→	→	→
→	→	→	→
→	→	→	→

年度 工事種別		昭和60年代																														
		昭和61年(1986)	昭和62年(1987)	昭和63年(1988)																												
			■基準法の改正(S62年6月) [3階建戸建木造住宅]																													
左官工事	モルタル下地ラス工法	→	→	→																												
	モルタル塗り	→	→	→																												
	しっくい塗り	→	→	→																												
	土壁塗り	→	→	→																												
内外装工事	タイル張り	→	→	→																												
		[変更] 工法別張付けモルタル塗り厚 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>タイル</th> <th>モルタル塗り厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">外装 タイル張り</td> <td>積上げ張り(だんご張り)</td> <td>各種</td> <td>15~20</td> </tr> <tr> <td>圧着張り(1枚張り)</td> <td>小口平、二丁掛け 程度の大きさまで</td> <td>5~7</td> </tr> <tr> <td>モザイクタイル張り</td> <td>50mm角以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">内装 タイル張り</td> <td>積上げ張り(だんご張り)</td> <td>各種</td> <td>10~20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">圧着張り</td> <td>(1枚張り) 100mm 108mm 150mm 200mm</td> <td>5~7</td> </tr> <tr> <td>(ユニット張り)</td> <td>108mm角以下</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>接着剤張り</td> <td>155mm角以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>モザイクタイル張り</td> <td>50mm角以下</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>			区分		タイル	モルタル塗り厚	外装 タイル張り	積上げ張り(だんご張り)	各種	15~20	圧着張り(1枚張り)	小口平、二丁掛け 程度の大きさまで	5~7	モザイクタイル張り	50mm角以下	3	内装 タイル張り	積上げ張り(だんご張り)	各種	10~20	圧着張り	(1枚張り) 100mm 108mm 150mm 200mm	5~7	(ユニット張り)	108mm角以下	5	接着剤張り	155mm角以下	3	モザイクタイル張り
区分		タイル	モルタル塗り厚																													
外装 タイル張り	積上げ張り(だんご張り)	各種	15~20																													
	圧着張り(1枚張り)	小口平、二丁掛け 程度の大きさまで	5~7																													
	モザイクタイル張り	50mm角以下	3																													
内装 タイル張り	積上げ張り(だんご張り)	各種	10~20																													
	圧着張り	(1枚張り) 100mm 108mm 150mm 200mm	5~7																													
		(ユニット張り)	108mm角以下	5																												
	接着剤張り	155mm角以下	3																													
	モザイクタイル張り	50mm角以下	3																													

平成年代			
平成元年 (1989)	平成2年 (1990)	平成3年 (1991)	平成4年 (1992)
			■新省エネ基準の告示 (H4年2月)
→	→	→	→
→	→	→	→
→	→	→	→
→	→	→	→
→	→	→ 〔追加〕 ■接着剤 品質はJIS A 5548 (陶磁器質タイル用接着剤) に適合するもの又はこれと同等以上のもの	→

年度		平成年代		
		平成5年(1993)	平成6年(1994)第2版	平成7年(1995)第2版
工事種別				■長寿社会対応住宅設計指針の策定 (H7年6月)
左 官 工 事	モルタル下地ラス工法	→ [変更] ■防水紙 アスファルトフェルト(1巻20kg品 [改正規格アスファルトフェルト 430]以上)とする	→	→
	モルタル塗り	→	→	→
	しっくい塗り	→	→	→
	土壁塗り	→	→	→
内 外 装 工 事	タイル張り	→	→	→

平成年代																															
平成8年(1996)第2版	平成9年(1997)	平成10年(1998)	平成11年(1999)																												
		■次世代省エネ基準の告示(H11年3月)																													
→	→	→	→																												
→	→	→	→																												
→	→	→	→																												
→	→	→	→																												
→	→	→	→																												
→	→	→	→																												
	<p>[変更]</p> <p>工法別張付け用モルタルの塗り厚</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>タイル</th> <th>モルタル塗り厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外装 タイル張り</td> <td>圧着張り(1枚張り)</td> <td>小口平、二丁掛け程度の大きさまで</td> <td>4~6</td> </tr> <tr> <td>モザイクタイル張り</td> <td>50mm角二丁以下</td> <td>3~5</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">内装 タイル張り</td> <td>積上げ張り(だんご張り)</td> <td>各種</td> <td>15~40</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">圧着張り</td> <td>(1枚張り)</td> <td>100mm 108mm 150mm 200mm</td> <td>3~4</td> </tr> <tr> <td>(ユニット張り)</td> <td>108mm角以下</td> <td>3~4</td> </tr> <tr> <td>接着剤張り</td> <td>155mm角以下</td> <td>3~5</td> </tr> <tr> <td>モザイクタイル張り</td> <td>50mm角二丁以下</td> <td>2~3</td> </tr> </tbody> </table>	区分		タイル	モルタル塗り厚	外装 タイル張り	圧着張り(1枚張り)	小口平、二丁掛け程度の大きさまで	4~6	モザイクタイル張り	50mm角二丁以下	3~5	内装 タイル張り	積上げ張り(だんご張り)	各種	15~40	圧着張り	(1枚張り)	100mm 108mm 150mm 200mm	3~4	(ユニット張り)	108mm角以下	3~4	接着剤張り	155mm角以下	3~5	モザイクタイル張り	50mm角二丁以下	2~3	→	→
区分		タイル	モルタル塗り厚																												
外装 タイル張り	圧着張り(1枚張り)	小口平、二丁掛け程度の大きさまで	4~6																												
	モザイクタイル張り	50mm角二丁以下	3~5																												
内装 タイル張り	積上げ張り(だんご張り)	各種	15~40																												
	圧着張り	(1枚張り)	100mm 108mm 150mm 200mm	3~4																											
		(ユニット張り)	108mm角以下	3~4																											
	接着剤張り	155mm角以下	3~5																												
	モザイクタイル張り	50mm角二丁以下	2~3																												

工事種別		昭和20年代～昭和30年代		
		昭和26年(1951)	昭和35年(1960)	昭和37年(1962)
		■建築基準法制定(S25年) [旧耐震設計法]		
設備配管工事	給水	材料規格	該当なし	すべて白瓦斯管又はビニール管、鉛管とする
	給湯	材料規格	該当なし	
	排水	材料規格	釉がけ陶管	→ ■室内排水縦管 金属管又はビニール管 ■床下横引き くすりかけ陶管
	ガス	材料規格	該当なし	

昭和40年代		昭和50年代	
昭和45年(1970)	昭和48年(1973)	昭和50年(1975)	昭和53年(1978)
■基準法施行令の改正(S45年12月) [耐震基準の強化]			
→	→	→	→
該当なし			
→	→	→	→
[追加] ■床下横引き管 75mm径以上のビニル管又は90mm径の 陶管			
該当なし		■都市ガス ・諸規定により施工、器具類も同様 ■その他(プロパン、ブタン、天然 ガス)のガス ・責任技術者の責任施工	→

年度 工事種別		昭和50年代			
		昭和54年(1979)	昭和55年(1980)	昭和56年(1981)	
		■旧省エネ基準の告示 (S55年2月)	■基準法施行令の改正 (S55年10月) [新耐震設計法の導入]		
設備配管工事	給水	材料規格	○JIS H 4312 (水道用鉛管) ○JIS H 4312 (水道用硬質塩化ビニル管) ○JWWA (日本水道協会規格) ○K116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管) の規格品又はこれと同等品	→	→
	給湯	材料規格	該当なし		
	排水	材料規格	○JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管) ○JIS G 5525 排水用鑄鉄管 ○JIS H 4311 (鉛管) ○JIS R 1201 (陶管) の規格品又はこれと同等品	→	→
	ガス	材料規格	→	→	→

昭和50年代			昭和60年代
昭和57年(1982)	昭和58年(1983)	昭和59年(1984)	昭和60年(1985)
→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> ○ライニング鋼管：JWWA K116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）の規格品 ○ポリ粉体鋼管：JWWA K132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）の規格品 ○ステンレス鋼管：JWWA G115（水道用ステンレス鋼管）の規格品 ○鉛管：JIS H 4312（水道用鉛管）の規格品 ○ビニル管：JIS K 6742（水道用硬質塩化ビニル管）の規格品又はJWWA K118（水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管）の規格品
該当なし			<ul style="list-style-type: none"> ○銅管：JISH3300（銅及び銅合金継目無管）の規格品で種類はC1220T-Lタイプ ○耐熱ビニル管：JISK6776（耐熱性硬質塩化ビニル管）の規格品
→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> ○ビニル管：JIS K 6741（硬質塩化ビニル管）の規格品 ○鉛管：JIS K 4311（鉛管）の規格品で厚さはHASS 203による ○陶管：JIS R 1201（陶管（直管））の規格品 ○陶管（異形管）：JIS R 1202（陶管（異形管））の規格品
→	→	→	<p style="text-align: center;">→</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔追加〕 ■鋼管（配管用炭素鋼管） ○JIS G 3452白管（ポリエチレン被覆鋼管）の規格品 ■鋼管 ○JIS H 3300（銅及び銅合金継目無管）の規格品（C1020又はC1220のMタイプ）

年度 工事種別		昭和60年代			
		昭和61年(1986)	昭和62年(1987)	昭和63年(1988)	
			■基準法の改正(S62年6月) [3階建戸建木造住宅]		
設備配管工事	給水	材料規格	→	→	○塩ビライニング鋼管：JWWA K116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）の規格品 ○ポリ粉体鋼管：JWWA K132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）の規格品 ○ステンレス鋼管：JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）の規格品又はJWWAG115（水道用ステンレス鋼管）の規格品 ○鉛管：JISH4312（水道用鉛管）の規格品 ○ビニル管：JIS K 6742（水道用硬質塩化ビニル管）の規格品JWWAK118（水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管）の規格品 ○ポリエチレン管：JIS K 6762（水道用ポリエチレン二層管）の規格品
	給湯	材料規格	→	→	→
	排水	材料規格	→	→	→
	ガス	材料規格	→	→	(都市ガス) ■鋼管 ○JIS G 3452(配管用炭素鋼鋼管)の規格品又はこれを用いた塩化ビニル被覆鋼管 ○JIS G 3454(圧力配管用炭素鋼鋼管)の規格品又はJIS G 3469(ポリエチレン被覆鋼管)の規格品 ○JIS G 4307(冷間圧延ステンレス鋼帯)の規格品で材質はSUS304Iによるフレキシブル管 ■ポリエチレン管 ○JIS K 6774(ガス用ポリエチレン管)の規格品 (液化石油ガス) ■鋼管 ○JIS H 3300(銅及び銅合金継目無管)の規格品 ■鋼管 ○JIS G 3452(配管用炭素鋼鋼管)の規格品又はこれを用いたナイロン12被覆鋼管

平成年代			
平成元年（1989）	平成2年（1990）	平成3年（1991）	平成4年（1992）
			■新省エネ基準の告示 (H4年2月)
→	→	<ul style="list-style-type: none"> ○塩ビライニング鋼管：JWW AK116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）の規格品 ○ポリ粉体鋼管：JWWA K132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）の規格品 ○ステンレス鋼管：JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）の規格品又はJWWA G115（水道用ステンレス鋼管）の規格品 ○鉛管：JIS H 4312（水道用ポリエチレン複合鋼管）の規格品で種類は2種 ○ビニル管：JIS K 6742（水道用硬質塩化ビニル管）の規格品、JWWA規格品、JWWA K118（水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管）の規格品 ○ポリエチレン管：JIS K 6762（水道用ポリエチレン二層管）の規格品 ○水道用銅管：JWWA H101（水道用銅管）の規格品 ○ポリブテン管：JIS K 6778（ポリブテン管）の規格品 ○架橋ポリエチレン管：JIS K 6769（架橋ポリエチレン管）の規格品 	→
→	→	<ul style="list-style-type: none"> ○耐熱ビニル管：JIS K 6776（耐熱性硬質塩化ビニル管）の規格品 ○銅管：JIS H 3300（銅及び銅合金継目無管）の規格品で種類はC1220T-Lタイプ ○被覆銅管：JIS H 3300の規格品で種類はC1220T-Lタイプを使用した被覆銅管 ○ポリブテン管：JIS K 6778（ポリブテン管）の規格品 ○架橋ポリエチレン管：JIS K 6769（架橋ポリエチレン管）の規格品 	→
→	→	→	→
→	→	→	→

工事種別		年度	平成年代		
			平成5年(1993)	平成6年(1994)第2版	平成7年(1995)第2版
					■長寿社会対応住宅設計指針の策定 (H7年6月)
設備配管工事	給水	材料規格	→	→	→
	給湯	材料規格	→	→	→
	排水	材料規格	→	→	→
	ガス	材料規格	→	→ [変更] ※JIS改正による変更 ■都市ガスの鋼管 JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)の規格品で、材質はSUS304によるフレキシブル管	→

平成年代			
平成8年(1996)第2版	平成9年(1997)	平成10年(1998)	平成11年(1999)
		■次世代省エネ基準の告示(H11年3月)	
→	→ 【遵守仕様】 配管設備のうち主要なものは、点検口等により点検できるものとする(公庫基礎基準事項)	→	○塩ビライニング鋼管: JWWA K116(水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)の規格品 ○ポリ粉体鋼管: JWWA K132(水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)の規格品 ○ステンレス鋼管: JIS G 3448(一般配管用ステンレス鋼管)の規格品又はJWWA G115(水道用ステンレス鋼管)の規格品 ○水道用ポリエチレンライニング鉛管: JIS H 4312(水道用ポリエチレンライニング鉛管)の規格品で種類は2種 ○ビニル管: JIS K 6742(水道用硬質塩化ビニル管)の規格品 ○ポリエチレン管: JIS K 6762(水道用ポリエチレン管)の規格品 ○鋼管: JWWA H101(水道用鋼管)の規格品 ○ポリブテン管: JIS K 6778(ポリブテン管)の規格品 ○水道用架橋ポリエチレン管: JIS K 6787(水道用架橋ポリエチレン管)の規格品 ○架橋ポリエチレン管: JIS K 6769(架橋ポリエチレン管)の規格品 ○水道用架橋ポリブデン管: JIS K 6792(水道用ポリブデン管)の規格品
→	○耐熱塩ビライニング鋼管: JWWA K140(水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)の規格品 ○耐熱ビニル管: JIS K 6776(耐熱性硬質塩化ビニル管)の規格品 ○鋼管: JIS H 3300(鋼及び銅合金継目無管)の規格品で種類はC1220T-Lタイプ ○被覆鋼管: JBMAT202(水道用被覆鋼管)の規格品 ○ポリブテン管: JIS K 6778(ポリブテン管)の規格品 ○架橋ポリエチレン管: JIS K 6769(架橋ポリエチレン管)の規格品	→	→
→	→	→	→
→	→ 【遵守仕様】 配管設備のうち主要なものは、点検口等により点検できるものとする(公庫基礎基準事項)	→	→

公庫木造住宅工事共通仕様書の変遷 見方例示表

年度		昭和40年代		昭和50年代	
		昭和48年(1973)		昭和53年(1978)	
工事種別				昭和57年(1982)	
				昭和58年(1983)	
基礎工事	基礎構造の種類	・無筋コンクリート造布基礎 ・鉄筋コンクリート造布基礎 (鉄筋入りコンクリート造)		→	・無筋コンクリート造布基礎 ただし軟弱地盤等では鉄筋コンクリート造布基礎 (鉄筋入りコンクリート造)
	基礎の仕様 (構造・寸法 (幅・地盤面上・地盤面下))	→	→	・無筋コンクリート造 ただし軟弱地盤等では鉄筋コンクリート造 ・立ち上がり高さは24cm以上30cm標準 ・深さは地盤面下12cm以上、設計地耐力の地盤まで掘り下げかつ凍結深度以上 ・幅は12cm以上 ・多雪区域及び一般地2階建ては底盤を設置 【割増仕様】 ・一体の鉄筋コンクリート造 ・幅12cm以上 ・地盤面上30cm ・地盤面下12cm以下かつ凍結深度	・無筋コンクリート造 ただし軟弱地盤等では鉄筋コンクリート造 ・立ち上がり高さは30cmを標準 ・深さは地盤面下12cm以上、設計地耐力の地盤まで掘り下げかつ凍結深度以上 ・幅は12cm以上 ・多雪区域及び一般地2階建ては底盤を設置 【遵守仕様】 ・無筋コンクリート造 ただし軟弱地盤等では鉄筋コンクリート造 ・立ち上がり高さは24cm以上、深さは地盤面下12cm以上、設計地耐力の地盤まで掘り下げかつ凍結深度以上 ・幅は12cm以上 【割増仕様】 ・一体の鉄筋コンクリート造 ・幅12cm以上 ・地盤面上30cm ・地盤面下12cm以下かつ凍結深度
	床下換気孔の仕様	該当なし		・換気有効面積 300cm ² 以上 ・外周 間隔5m以内 標準4m ・屋内 適切な位置に支障のない寸法の換気孔設置 ・ねずみ等侵入防止スクリーンは鋳鉄製市場出来合品 【割増仕様】 ・床下換気孔300cm ² 以上を4m以下に設置	→

2. 鉄筋コンクリート造住宅（共同住宅）における基本構造部分等に係る仕様変遷

(1) 都市公団工事共通仕様書の仕様変遷の見方

この仕様変遷は、都市基盤整備公団の工事共通仕様書について、昭和30年度の制定から平成9年度までの各改定時における基本構造部分等の「構造の安定性・耐久性・防水性」に係る仕様の変遷を示したものである。

なお、当該仕様については都市公団住宅における標準的な仕様であり、当時の建物全てに適用されるものではない。下記にこの変遷の見方の例図を示す。

工事種別		年度			昭和50年代	
		昭和40年代	昭和40年代	昭和40年代		
		昭和41年(1966)	昭和44年(1969)	昭和47年(1972)	昭和50年(1975)	
躯体工事	調査	水セメント比	普通ポルトランドセメント、早強ポルトランドセメント、混合セメントA種は40~70% 混合セメントB種は40~65%	→	普通ポルトランドセメント、早強ポルトランドセメント、混合セメントA種 40~70%	
	コンクリート・型枠工事	工場選定	該当なし ※6			JIS表示許可工場
		表面仕上げ	長さ2m以内における高低の絶対値 1種は5mm以内、2種は7mm以内	長さ2m以内における高低の絶対値 1種は2mm以内、2種は3mm以内、3種は5mm以内	→	長さ2m以内における高低の絶対値 1種は2mm以内、2種は5mm以内、3種は5mm以内、4種は2mm以内
		補修方法	→	→	→	→
防水工事	モルタル防水	特記製造所の仕様による スランブ：15cm以下 水セメント比65%以下	特記製造所の仕様による	公団指定製造所の仕様による	→	
	コンクリート防水	コックリ工事同等のセメントを用いる。 スランブ：15cm以下 水セメント比：50%以下 原則としてAE剤を使用する ワイヤーメッシュ工法	中止	該当なし		
	アスファルト防水	JIS A 6005~6007に合格するものを用いる。 屋根防水普通：1層~8層 屋根露出防水(A型)：1層~8層 屋根露出防水(A-3型)：1層~10層 屋根露出防水(B型)：1層~3層 屋根露出防水(B-3型)：1層~5層	→	JIS A 6005~6007に合格するものを用いる。 屋根防水普通：1層~8層 屋根露出防水(A型)：1層~8層 屋根露出防水(A-3型)：1層~10層	JIS A 6005、6006に合格するものを用いる。 屋根防水普通(密着)：1層~8層 屋根露出防水絶縁(A型)：1層~7層 屋根露出防水絶縁(A-3型)：1層~9層	

※1 昭和47年(1972) ■施行令の改正(S46:1971) [旧耐震設計法の見直し]

※2 ※3 ※4

※7

※8

※1 → 仕様書の改訂年度等を示している（仕様書の改訂は概ね3年毎に実施）。なお、当該仕様書は改訂が行われた時期以降に適用されるものである。

※2 → 大分類（平成9年度版仕様書における工事種別を標準に分類している。「躯体工事、防水工事、仕上工事、設備配管工事」）

※3 → 中分類（大分類の工事種別について、更に詳細な工事種別等別に分類している。）

※4 → 小分類（中項目の工事種別について、各部位・工法別に分類している。）

※5 → 前年度と同じ仕様の場合は「→」で表記している。

※6 → 「該当なし」の欄は、その年度当時に該当する仕様についての記載がないことを示している。なお、当初は仕様が記載されていないが後に記載されるようになった場合、当初は仕様が記載されていたが後にその仕様が削除された場合、また標準仕様としていない場合がある。

※7 → セル内に記載している事項は、各基本構造部分等の「標準仕様」を示している。

※8 → セル内で※印が記されている事項は、その部位・工法について都市公団が定めている「性能水準」を示しているものである。また、文頭の数字はその性能の適用年度を示している。

(2) 都市公団工事共通仕様書 変遷索引表

※下記に記載している数字（P〇〇）は、変遷の各頁の上部中央に表記された数字を示している。

工事種別		年 度		昭和30年代					昭和40年代			昭和50年代				昭和60年代		平成年代		
		S30	S31	S33	S36	S38	S41	S44	S47	S50	S53	S56	S57	S60	S63	H3	H6	H9		
躯体工事	躯体寸法	階高																		
		壁厚																		
		床厚																		
	鉄筋工事	材料																		
		かぶり厚さ	P01					P02					P03				P04			
		ガス圧接																		
	コンクリート・型枠工事	コンクリート材料																		
		調合																		
		工場選定																		
		表面仕上げ																		
	防水工事	補修方法																		
		モルタル防水																		
		コンクリート防水	P05					P06					P07				P08			
アスファルト防水																				
外断熱防水																				
改質アスファルト防水																				
塗膜防水																				
仕上工事	シーリング																			
	タイル工事(外壁)	材料																		
		外壁タイル張り工法の種別																		
		タイル張付け方法・塗り壁厚																		
	左官工事(外壁下地)	材料・塗り厚	P09					P10					P11				P12			
	建具工事	外部建具																		
仕上塗材工事(外壁)	塗材の種別など																			
設備配管工事	内装工事	断熱・防露																		
	給水	材料規格																		
	給湯																			
	排水		P13					P14					P15				P16			
ガス																				

(3) 都市公団工事共通仕様書における基本構造部分等に係る仕様変遷

工事種別		昭和30年代					
		昭和30年(1955) ■建築基準法制定(S25年) [旧耐震設計法]	昭和31年(1956)	昭和33年(1958)	昭和36年(1961)		
鉄筋工事	躯体寸法	階高	該当なし	※S35:2550mm	→		
		壁厚	該当なし	※S35:120mm	→		
		床厚	※S30:110mm	→	→	→	
	材料	丸鋼	→	丸鋼 異形棒鋼	→		
	かぶり厚さ	床、雑壁:2cm 耐力壁、柱、梁の屋内側:2cm 耐力壁、柱、梁の屋外側:3cm 打放し:+10mm以上	→	→	床、雑壁:20mm 耐力壁、柱、梁:30mm 打放し:+10mm以上		
	ガス圧接	該当なし	→	・手動ガス圧接	→		
	躯体工事	コンクリート材料	セメント	・原則として普通及び早強ポルトランドセメント ・高炉セメント、シリカセメントを使用する場合は監督員の承認を得る	→	・普通、早強及び中庸熱ポルトランドセメント、高炉セメント及びシリカセメントとし、特記がなければ普通ポルトランドセメントとする	→
			骨材	・有害量のごみ、土、有機不純物を含まないこと ・有害量の塩分を含まないこと	→	・細骨材の絶対重量に対する塩化物の含有量は原則として0.01%以下とする	→
			混和剤	・AE剤(空気連行剤)	→	→	→
		コンクリート型枠工事	コンクリート設計基準強度	特記による	→	→	→
コンクリート耐久性確保			該当なし				
所要スランブ			・基礎:12~17cm ・軸組その他:19~22cm	→	■振動打ちでない場合 ・基礎、床版、梁:15~19cm ・柱、壁:19~22cm ■振動打ちの場合 ・基礎、床版、梁:5~10cm ・柱、壁:10~15cm未満	→	
空気量			AE剤を使用する場合3~4%を標準とする	→	→	→	
単位水量	該当なし	→	250kg/m ³ 以下とする(水セメント比40%、スランプ22cm時)	→			
単位セメント量	該当なし						
水セメント比	・普通ポルトランドセメント:50~70% ・早強ポルトランドセメント:60~75% ・高炉セメント、シリカセメントは監督員の指示による	→	普通ポルトランドセメント、早強ポルトランドセメント、高炉セメント又はシリカセメント:40~70%	40~70% ただし、高炉セメントについては45~60%とし、コンクリート打込時より4週までの期間が11月、12月、1月または2月となる場合は55%以下とする			

昭和30年代	昭和40年代			昭和50年代
昭和38年(1963)	昭和41年(1966)	昭和44年(1969)	昭和47年(1972)	昭和50年(1975)
			■基準法施行令の改正(54年12月)【耐震基準の強化】	
→	→	※S44:2600mm	→	→
→	→	→	→	→
→	→	→	※S48:130mm	→
→	→	→	→	→
→	床、雑壁(仕上有):20mm 同(仕上無):30mm 耐力壁、柱、梁(屋内及び屋外仕上有):30mm 同(屋外仕上無):40mm	→	→	→
→	→	→	→	→
→	・普通、早強ポルトランドセメント、及び高炉セメント、シリカセメント、フライアッシュセメントとし、特記がなければ普通ポルトランドセメント又は上記混合セメントのA種とする	→	→	・普通及び早強ポルトランドセメント又は高炉セメント若しくはシリカセメント及びフライアッシュセメントに規定する混合セメントのA種
→	→	・JIS A 5005に規定する砕石2505及び2005に合格するものを用いる ・細骨材の絶対重量に対する塩化物の含有量は原則として0.01%以下とする	→	・JIS A 5005に規定するものを用いる ・軽量骨材は特記による ・細骨材の絶対重量に対する塩化物の含有量は原則として0.02%以下とする
→	→	・AE剤 ・減水剤 ・AE減水剤	→	→
・特記なき限り 165kg/cm ²	・特記なき限り 180kg/cm ²	→	・特記による	→
該当なし				
→	■振動打ちでない場合 ・基礎、地下室、床版、梁:15~18cm ・柱、壁:18~21cm ■振動打ちの場合 ・基礎、地下室、床版、梁:5~10cm ・柱、壁:10~15cm未満	■振動打ちでない場合 ・基礎、床版、梁:15~18cm ・柱、壁:18~21cm ■振動打ちの場合 ・基礎、床版、梁:5~10cm ・柱、壁:10~15cm未満	→	■振動打ちでない場合 ・床版、はり、柱、壁:18~21cm ・基礎、地中はり:15~18cm ■振動打ちの場合 ・床版、はり、柱、壁:15cm未満 ・基礎、地中はり:5~10cm
→	AE剤を使用する場合、4%を標準とする	→	4%を標準とする。5%を超える場合、AE剤及びAE減水剤の量を減ずる	普通コンクリート4% 軽量コンクリート5%
→	221kg/m ³ 以下とする(水セメント比45%、スランプ21cm時)	→	→	213kg/m ³ 以下とする(水セメント比55%、スランプ21cm時)
該当なし		普通コンクリート250kg/m ³ 以上	→	普通コンクリート290kg/m ³ 以上 軽量コンクリート340kg/m ³ 以上
→	・普通ポルトランドセメント、早強ポルトランドセメント、混合セメントA種は40~70% ・混合セメントB種は40~65%	→	・普通ポルトランドセメント、早強ポルトランドセメント、混合セメントA種:40~70%	・普通コンクリート:55~65% ・軽量コンクリート1種及び2種:45~65%

工事種別		年度	昭和50年代			昭和60年代	
			昭和53年(1978)	昭和56年(1981)	昭和57年(1982)	昭和60年(1984)	
				■基準法施行令の改正(55年10月)【新耐震設計法の導入】			
躯体工事	躯体寸法	階高	→	→	→	→	
		壁厚	→	※S55:150mm	→	→	
		床厚	→	※S55:130mm~150mm	→	→	
	鉄筋工事	材料	→	→	→	→	
		かぶり厚さ	→	→	→	床、雑壁:30mm/耐力壁、柱、梁(屋内及び屋外仕上有):30mm/同(屋外仕上無):40mm ※S60:壁式)15mm増打、ラーメン)10mm増打 ※S61:外部に面する柱・梁・耐力壁の鉄筋のかぶり厚さは40mm以上確保。ただし、タイル張り等の場合は30mm以上確保する	
		ガス圧接	→	→	→	→	
	躯体工事	コンクリート材料	セメント	→	→	→	→
			骨材	・JIS A 5005に規定するものを用いる ・軽量骨材はJIS A 5002による ・細骨材の絶対重量に対する塩化物の含有量は原則として0.04%以下とする。0.04%を超え0.1%以下の時は水セメント比を55%以下とし、スランブを18cm以下とする。また、AE減水剤を使用する	・JIS A 5005に規定するものを用いる ・軽量骨材はJIS A 5002による ・細骨材の絶対重量に対する塩化物の含有量は原則として0.04%以下とする。0.04%を超え0.1%以下の時は水セメント比を55%以下とし、スランブを18cm以下とする。また、AE減水剤を使用する ・高炉スラグ砕石はJIS A 5011の区分Bによる ・砕砂はJIS A 5004による	→	・JIS A 5005に規定するものを用いる ・軽量骨材はJIS A 5002による ・細骨材の絶対重量に対する塩化物の含有量は原則として0.04%以下とする。0.04%を超え0.1%以下の時は水セメント比を55%以下とし、スランブを18cm以下とする。また、AE減水剤を使用する ・高炉スラグ砕石はJIS A 5011の区分Bによる ・砕砂はJIS A 5004による ・JIS A 5308に定める建築用骨材を用いる
			混和剤	→	→	→	・特記なき限り、AE剤、AE減水剤標準形及び遅延形とする ・流動化剤を使用する場合は特記による
		調査	コンクリート設計基準強度	→	→	→	→
コンクリート耐久性確保			該当なし				
所要スランブ			→	→	→	■普通コンクリート 18cm以下 許容差±2.5cm ■軽量コンクリート 21cm以下 許容差±1.5cm	
空気量			→	→	→	普通コンクリート4%±1% 軽量コンクリート5%±1.5%	
単位水量			→	→	→	記載なし	
単位セメント量			→	普通コンクリート250kg/m ³ 以上 軽量コンクリート300kg/m ³ 以上	普通コンクリート250kg/m ³ 以上 軽量コンクリート1種及び2種 300kg/m ³ 以上	普通コンクリート280kg/m ³ 以上 軽量コンクリート1種及び2種 320kg/m ³ 以上	
水セメント比			普通コンクリート及び軽量コンクリート1種及び2種:65%以下	→	→	普通コンクリート及び軽量コンクリート1種及び2種:60%以下	

昭和60年代	平成年代		
昭和63年(1987)	平成3年(1991)	平成6年(1994)	平成9年(1997)
→	※:2650mm	※H5:2750mm	→
→	→	→	→
→	→	→	※H9:200mm
→	→	異形棒鋼	→
→	→	→	→
→	→	→	※H9:外部に面する柱・梁・耐力壁の鉄筋のかぶり厚さは40mm以上確保。ただし、タイル張り等の場合は30mm以上確保する。
→	・手動ガス圧接 ・自動ガス圧接は特記による	→	・手動ガス圧接 ・自動ガス圧接 ・熱間押抜法によるガス圧接
→	→	→	→
・ JIS A 5308に定める建築用骨材を用いる。ほか、以下による 1) 高炉スラグ砕石はJIS A 5011の分類Bによる 2) 砕砂はJIS A 5004による 3) 細骨材の絶対重量に対する塩化物の含有量は原則として0.04%以下とする	→	・ JIS A 5308に定める建築用骨材を用いる。ほか、以下による 1) 高炉スラグ砕石はJIS A 5011の分類Bによる 2) 砕石及び砕砂はJIS A 5005による 3) 細骨材の絶対重量に対する塩化物の含有量は原則として0.04%以下とする	・ JIS A 5308の付属書1レイミストコンクリート用骨材及び以下による 1) 高炉スラグ砕石はJIS A 5011の区分Bによる 2) 砕石及び砕砂はJIS A 5005による 3) 細骨材の絶対重量に対する塩化物の含有量は原則として0.04%以下とする
・ 特記なき限り、AE剤、AE減水剤標準形及び遅延形とする ・ 流動化剤の種類及び品質は、JASS 5T-402（コンクリート用流動化剤品質基準）に規定する流動化剤の標準形又は遅延形とし、種別は特記による	・ 特記なき限り、AE剤、AE減水剤標準形及び遅延形とする ・ 流動化剤の種類及び品質は、JASS 5T-402（コンクリート用流動化剤品質基準）によるものとし、種別は特記による	・ 特記なき限り、AE剤、AE減水剤標準形及び遅延形とする ・ 流動化剤の種類及び品質は、JASS 5T-402（コンクリート用流動化剤品質基準）に規定する流動化剤の標準形又は遅延形とし、種別は特記による	・ 特記なき限り、AE剤、AE減水剤標準形及び遅延形とする ・ 設計基準強度が27N/mm ² 以上の場合は高性能AE減水剤とする ・ 流動化剤の種類及び品質は、JASS 5T-402（コンクリート用流動化剤品質基準）に規定する流動化剤の標準形又は遅延形とし、種別は特記による
→	→	・ 270kgf/cm ² 未満とし、特記による	・ 36N/mm ² 以下
・ コンクリート1m ³ 中の塩化物総量は特記なき限り、0.30kg/m ³ 以下とする ・ アルカリ骨材の抑制対策を講じる	→	→	→
→	→	→	■ 普通コンクリート33N/mm ² 未満 18cm以下 許容差±2.5cm ■ 普通コンクリート33N/mm ² 以上 21cm以下 許容差±1.5cm ■ 軽量コンクリート 21cm以下 許容差±1.5cm
→	→	普通コンクリート4.5%±1.5% 軽量コンクリート5%±1.5%	普通コンクリート4.5% 軽量コンクリート5%±1.5%
特記なき限り185kg/m ³ 以下とする	→	→	→
→	→	普通コンクリート280kg/m ³ 以上	→
→	普通コンクリート及び軽量コンクリート：60%以下	→	→

工事種別		年 度				
		昭和30年代				
		昭和30年(1955)	昭和31年(1956)	昭和33年(1958)	昭和36年(1961)	
		■建築基準法制定(S25年) [旧耐震設計法]				
躯体工事	コンクリート・型枠工事	工場選定	該当なし			
		表面仕上げ	・長さ2.5m以内においての高低の絶対値 ・1種は5mm以内、2種は7mm以内	→	→	→
		補修方法	グラインダー研ぎ	→	→	→
防水工事	モルタル防水	・JIS A 6101に合格するものを用いる ・塗り厚は床は30mm、立上り及び壁は20mm ・塗り回数は3回(3戸) ・調合は平均、セメント1:砂2.5	→	中止	特記施工業者の仕様による	
	コンクリート防水	該当なし		スランプ:15cm以下 水セメント比:60%以下	・普通ポルトランドセメントを用いる ・スランプ:15cm以下 ・水セメント比:50%以下 ・原則としてAE剤を使用する ・ワイヤーメッシュ工法	
	アスファルト防水	JIS A 6001に合格するものを用いる 1層~6層	→	JIS A 6001に合格するものを用いる 1層~8層	JIS A 6005~6007に合格するものを用いる 1層~8層	
	外断熱防水(密着工法)	該当なし				
	改質アスファルト防水	該当なし				
	塗膜防水	該当なし				
	シーリング	該当なし			特記による	

昭和30年代	昭和40年代			昭和50年代
昭和38年(1963)	昭和41年(1966)	昭和44年(1969)	昭和47年(1972)	昭和50年(1975)
				■基準法施行令の改正(S45年12月) [耐震基準の強化]
該当なし				・JIS表示許可工場
→	・長さ2m以内における高低の絶対値 ・1種は5mm以内、2種は7mm以内	・長さ2m以内における高低の絶対値 ・1種は2mm以内、2種は3mm以内、3種は5mm以内	→	・長さ2m以内における高低の絶対値 ・1種は2mm以内、2種は5mm以内、3種は5mm以内、4種は2mm以内
→	→	→	→	→
施工業者の仕様による	特記製造所の仕様による ・スランプ:15cm以下 ・水セメント比:650%以下	特記製造所の仕様による	公団指定製造所の仕様による	→
→	・コンクリート工事同等のセメントを用いる ・スランプ:15cm以下 ・水セメント比:50%以下 ・原則としてAE剤を使用する ・ワイヤーメッシュ工法	中止	該当なし	
JIS A 6005~6007に合格するものを用いる ・屋根防水:1層~8層 ・屋根露出防水(B型):1層~3層	JIS A 6005~6007に合格するものを用いる ・屋根防水普通:1層~8層 ・屋根露出防水(A型):1層~8層 ・屋根露出防水(A-3型):1層~10層 ・屋根露出防水(B型):1層~3層 ・屋根露出防水(B-3型):1層~5層	→	JIS A 6005~6007に合格するものを用いる ・屋根防水普通:1層~8層 ・屋根露出防水(A型):1層~8層 ・屋根露出防水(A-3型):1層~10層 ※S48:屋根露出防水A型工法 ※S49:ふくれの発生しない防水工法	JIS A 6005、6006に合格するものを用いる ・屋根防水普通(密着):1層~8層 ・屋根露出防水絶縁(A型):1層~7層 ・屋根露出防水絶縁(A-3型):1層~9層 ※S52:耐久性の高い防水工法とする (在来工法)本防水工法とする (PC工法)線防水コンクリート押え工法とする
該当なし				
該当なし				
該当なし				
JIS A 5751による	→	→	→	→
			※S48:縦横目地ともウレタンシーリング材	※S52:ウレタン系シーリング材又は非加硫ブチルゴム程度とする

工事種別		年度	昭和50年代			昭和60年代
			昭和53年(1978)	昭和56年(1981)	昭和57年(1982)	昭和60年(1984)
				■基準法施行令の改正(S55年10月)【新耐震設計法の導入】		
躯体工事	コンクリート・型枠工事	工場選定	・JIS表示許可工場 ・現場までの距離 外気温が25℃未満の場合は90分、25℃以上の場合は60分以内で運搬及び打込み完了可能な場所に所在する	→	→	→
		表面仕上げ	→	→	→	・長さ2m以内においての高低の絶対値 1種は3mm以内、2種は5mm以内、3種は5mm以内、4種は±6mm以内、5種は3mm以内
		補修方法	→	→	→	→
防水工事	モルタル防水	中止	該当なし			
	コンクリート防水	該当なし				
	アスファルト防水	→	→	→	JIS A 6005、6006に合格するものを用いる。 ・屋根防水普通(密着)：1層～8層	
	外断熱防水(密着工法)	該当なし	断熱材：公団試験適合品 押さえ層：50mm (Fc=135kg/cm ²)	→	断熱材：公団試験適合品 押さえ層：Fc=135kg/cm ²	
	改質アスファルト防水	該当なし				
	塗膜防水	該当なし				・特記なき限り、ウレタンゴム系1類とする。 ・シーラー押さえ下地の上、塗り厚2mmを標準とする
	シーリング	→	JIS A 5758による	JIS A 5758による。特記なき限りPU-2-7020とする	JIS A 5758による。特記なき限りC種ポリウレタンシーリング(2成分形)とする	
	※S55:ウレタン系シーリング材程度以上とする	→	→	→		

昭和60年代	平成年代		
昭和63年(1987)	平成3年(1991)	平成6年(1994)	平成9年(1997)
→	→	→	→
→	長さ2m以内におけるの高低の絶対値 1種は3mm以内、2種は5mm以内、 3種は5mm以内、4種は6mm以内、 5種は3mm以内	→	→
→	→	→	→
該当なし			
該当なし			
→	→	JIS A 6005に合格するものを用いる 屋根防水普通(密着)：1層～8層	JIS A 6005に合格するものを用いる 屋根防水普通(密着)：1層～9層
→	※H4: 在来工法： アスファルト防水の上外断熱工 法とする PC工法： 線防水+面防水の上外断熱工法と する	→	→
→	断熱材：公団試験適合品 押さえ層：Fc=150kg f /cm2 ※H4：アスファルト防水の上外断 熱工法とする。	断熱材：公団試験適合品 押さえ層：Fc=180kg f /cm2 →	断熱材：公団試験適合品 押さえ層：特記なき限り Fc=18N/mm2 →
該当なし			JIS A 6013で規定する「単層 用」とする ・露出防水用：3mm以上 ・非露出防水用：2.5mm以上
→	→	→	・特記なき限り、ウレタンゴム 系1類とする ・シーラー押さえ下地の上、塗 り厚2mmを標準とする ・トレンチピット等を使用する 場合は特記による
→	→	→	JIS A 5758による。 PU-2, PS-2, MS-2, SR-1
→	※H4：外壁打継ぎ部、外壁タイル 貼り面には適切な目地を設け シーリングを行う	→	→

工事種別		年度	昭和30年代			
			昭和30年(1955)	昭和31年(1956)	昭和33年(1958)	昭和36年(1961)
			■建築基準法制定(25年) 【旧耐震設計法】			
仕上工事	タイル工事(外壁)	材料	○陶磁器タイル	→	→	→
		外壁タイル張り工法の種別	○タイル張り	→	→	→
		タイル張付け方法・塗り壁厚	該当なし			
	(外壁下地) 左官工事	材料・塗り厚	普通ポルトランドセメント又はシリカセメントとする ■外壁塗り厚(合計15mm) ・下塗り: 4mm ・中塗り: 6mm ・上塗り: 5mm	→	普通ポルトランドセメント又はシリカセメントとする ■外壁塗り厚(合計18mm) ・下塗り: 6mm ・中塗り: 6mm ・上塗り: 6mm	普通ポルトランドセメント、高炉セメント及びシリカセメントとする ■外壁塗り厚(合計18mm) ・下塗り: 6mm ・中塗り: 6mm ・上塗り: 6mm
	建具工事	外部建具	○木製 ○鋼製	→	○木製 ○鋼製 ○鋼製建具: 鋼材JIS G 3301	→
	仕上塗材工事	塗材の種別など	○吹付け仕上	→	→	→
内装工事	断熱・防露	該当なし				

昭和30年代	昭和40年代			昭和50年代
昭和38年(1963)	昭和41年(1966)	昭和44年(1969)	昭和47年(1972)	昭和50年(1975)
			■基準法施行令の改正 (S45年12月) 【耐震基準の強化】	
→	→	→	→	○磁器質タイル ○せっき質タイル
○普通工法	○普通工法 ○圧着張り	○積上げ張り(各種タイル) ○圧着張り(小口平・二丁掛け以下)	○積上げ張り(各種タイル) ○圧着張り(小口平・二丁掛け以下、モザイクユニットタイル)	→
該当なし	○普通工法 ○圧着張り(5mm)	○積上げ張り(15~20mm) ○圧着張り(5~7mm)	○積上げ張り(15~20mm) ○圧着張り(小口平・二丁掛け以下5~7mm・モザイクタイル3~4mm)	→
普通ポルトランドセメント、高炉セメント、シリカセメント及びフライアッシュセメントとする ■外壁塗り厚(合計18mm) ・下塗り:6mm ・中塗り:6mm ・上塗り:6mm	普通ポルトランドセメント又は混合セメントA種とする ■外壁塗り厚(合計18mm) ・下塗り:6mm ・中塗り:6mm ・上塗り:6mm	→	→	→
→	○木製 ○鋼製 ○アルミニウム合金製 ○鋼製建具:鋼材JIS G 3301, 3310, ○アルミ建具:アルミ材JIS H 4172, 4104, 8610 *性能試験:JIS A 4706	○木製 ○鋼製 ○アルミニウム合金製 ○鋼製建具:鋼材JIS G 3301, 3310, 3131 *性能試験:JIS A 4706, 1311, 1304 ○アルミ建具:アルミ材JIS H 4172, 4101, 4104, 8610 *性能試験:JIS A 4706	○木製 ○鋼製 ○アルミニウム合金製 ○鋼製建具:鋼材JIS G 3101, 3131, 3141, *性能試験JIS A 4706, 1311, 1304 ○アルミ建具:アルミ材JIS H 4100, 4000, 8610及びJIS G 4303, 4308 *性能試験は鋼製建具に同じ ※S48:賃貸) スチール製、分譲) アルミ製 ※S49:共通) アルミ製	○木製 ○鋼製 ○アルミニウム合金製 ○鋼製建具:鋼材JIS G 3101, 3131, 3141, *性能試験JIS A 4702, 4706, 1311, 1304 ○アルミ建具:アルミ材JIS H 4100, 4000, 8610及びJIS G 4303, 4308 *性能試験は鋼製建具に同じ →
→	→	○化粧用セメント吹付け材塗り ○合成樹脂エマルジョン砂壁状吹付け材塗り	→	→
			※S49:マスチック塗材塗り程度とする	※S51:マスチック塗材(A・C)塗り程度とする
該当なし		フォーム・リフレノード [®] 化粧フォーム・リフレノード [®] フォーム・リフレノード [®] 裏打ち合板	フォーム・リフレノード [®] 、化粧フォーム・リフレノード [®] 、フォーム・リフレノード [®] 裏打ち合板、フォーム・リフレノード [®] 裏打ちせつこうボード [®] 、ロックールフェルト、ロックール保温板、グラスール保温板、ポリエチレンフィルム、せつこうボード [®] 、合板、ハードボード [®] ※S48:性能グレードI…屋根断熱、性能グレードII…外壁部断熱 ※S49:性能グレードIII…歩行用屋根、性能グレードV…非歩行用屋根	→ ※S52:性能グレードV…屋根面外断熱とする。南に面しない外壁及び妻住戸の外壁に防露措置を行う

工事種別		年 度	昭和50年代			昭和60年代
			昭和53年(1978)	昭和56年(1981)	昭和57年(1982)	昭和60年(1984)
				■基準法施行令の改正(55年10月) [新耐震設計法の導入]		
仕上工事	タイル工事(外壁)	材料	→	→	→	→
		外壁タイル張り工法の種別	→	○積上げ張り(各種タイル) ○改良積上げ張り(小口平以上タイル・モザイクユニットタイル) ○圧着張り(二丁掛けタイル程度まで) ○接着剤張り(棟番号のモザイクタイル)	→	○密着張り(小口平以上) ○圧着張り(小口平以上・50角二丁モザイクユニットタイル以下) ○マスク張り(50角モザイクユニットタイル、50角二丁モザイクユニットタイル)
		タイル張付け方法・塗り壁厚	→	○積上げ張り(15~20mm) ○改良積上げ張り(小口平以上タイル5~10mm・モザイクユニットタイル3mm) ○圧着張り(5~7mm) ○接着剤張り(3mm)	○積上げ張り(15~20mm) ○改良積上げ張り(小口平以上タイル5~10mm・モザイクユニットタイル3mm) ○圧着張り(5~7mm) ○接着剤張り(-)	○密着張り(5~8mm) ○圧着張り(小口平以上5~7mm・50角二丁モザイクユニットタイル以下3~5mm) ○マスク張り(3mm)
	左官工事(下地)	材料・塗り厚	→	→	→	普通ポルトランドセメント、早強ポルトランドセメント又は混合セメントA種 ■外壁塗り厚(合計18mm) ・下塗り: 6mm ・中塗り: 6mm ・上塗り: 6mm
	建具工事	外部建具	○木製 ○鋼製 ○アルミニウム合金製 ○鋼製建具: 鋼材JIS G 3101, 3131, 3141、 *性能試験JIS A 4702, 4706, 4707, 1311 ○アルミ建具: アルミ材JIS H 4100, 4000, 8610及びJIS G 4303, 4308 *性能試験は鋼製建具に同じ	→	→	○木製 ○鋼製 ○アルミニウム合金製 ○ステンレス製 特記なき限りBL部品とし、種別は特記による。BL部品以外のものを使用する場合は、BL仕様にする ○耐震玄関ドア、鋼製折戸及び出窓ユニット等は、特記なき限り製造所の仕様による
	仕上塗材工事(外壁)	塗材の種別など	○マスチック塗材 ○セメント砂壁吹付け材塗り ○合成樹脂エマルジョン砂壁状吹付け材塗り ※S55:マスチック塗材(C)塗り程度とする	○マスチック塗材: MR-A, MR-AE, MR-AS, MR-CE, MR-CS ○合成樹脂エマルジョン砂壁状吹付け材塗り: S, E ○複層吹付け材: E, E厚形, RE	→	○マスチック塗材: MR-A, MR-AE, MR-AS, MR-AT, MR-AET, MR-CE, MR-CS, MR-CET ○薄付け仕上塗材: S, E ○複層仕上塗材: C厚形, E厚形, RE厚形 ※S61:マスチック塗材: MR-CE, MR-CS又は複層吹付け材: RE形, E形程度以上
内装工事	断熱・防露	→	フォーム [※] 「リステルボード」裏打ち合板、フォーム [※] 「リステルボード」裏打ちせっこう [※] ボード、ロックウール保温板、グラスウール保温板、ポリエステルフィルム、せっこう [※] ボード、合板、ハード [※] ボード、ロックウールマット、住宅用グラスウール断熱材	→	公団試験に適合した断熱材(ポリエステルフォーム保温材)、ポリエステルフォーム保温材裏打ち合板、ポリエステルフォーム保温材裏打ちせっこう [※] ボード、ポリエステルフォーム保温材裏打ち型枠合板、住宅用グラスウール断熱材、ポリエステルフィルム	
		※S55:屋根面外断熱とする。全ての外壁内側(浴室等のタイル張り部分を除く)及び押入外壁内側及び壁冷域に断熱措置をする。1階床に断熱措置をする	→	→	→	

昭和60年代	平成年代		
昭和63年(1987)	平成3年(1991)	平成6年(1994)	平成9年(1997)
→	磁器質タイル又は耐凍害性せつ器質タイル	→	→
→	○モザイクタイル張り(25角ユニットタイル) ○マスク張り(50角二丁掛ユニットタイル以下) ○密着張り(小口平~二丁掛) ○改良積上張り(小口平~四丁掛) ○改良圧着張り(小口平~四丁掛)	→	→
→	○モザイクタイル張り(3~5mm) ○マスク張り(3~4mm) ○密着張り(5~8mm) ○改良積上張り(5~10mm) ○改良圧着張り(下地側4~6mm、タイル側3~4mm)	→	→
→	→	→	→
→	→	→	○建具の品質及び性能は特記による ○鋼製折戸及び出窓ユニット等は、特記なき限り製造所の仕様による ○鋼製戸・鋼製点検口扉の材質等は特記による
→	※H4:アルミ製とする。防音サッシ等気密性の高い住宅においては居室の換気、住戸内の通気性に配慮する	→	→
○マスチック塗材:MR-A,MR-AE,MR-AS,MR-AT,MR-AET,MR-CE,MR-CS,MR-CET ○薄付け仕上塗材:S,E ○複層仕上塗材:CE厚形,E厚形,RE厚形	○マスチック塗材:MR-A,MR-AE,MR-AS,MR-AT,MR-AET,MR-CE,MR-CS,MR-CET,MR-セダム、Mr-シベラ,MR-ゾラン,MR-アルト ○薄付け仕上塗材:S,E ○複層仕上塗材:CE厚形,E厚形,RE厚形 ○フレックスコート塗り:FC	→	○マスチック塗材:MR-A,MR-AE,MR-AS,MR-AT,MR-AET,MR-CE,MR-CS,MR-CET,MR-セダム、Mr-シベラ,MR-ゾラン,MR-アルト ○薄付け仕上塗材:S,E ○複層仕上塗材:CE厚形,E厚形,RE厚形 ○フレックスコート塗り:FC
→	※H4:マスチック塗材塗り程度以上	→	※H9:吹き付けタイル程度
→	→	→	公団試験に適合した断熱材(発泡プラスチック保温材)、発泡プラスチック保温材裏打ち合板、発泡プラスチック保温材裏打ちせっこうボード、発泡プラスチック保温材裏打ち型枠合板、発泡プラスチック保温材単体貼(FP板)、住宅用グラスウール断熱材
→	※H4:屋根面・居室等の全ての外壁・押入れの外壁内側及び壁冷域・1階床に断熱措置をする。1階床が土間床の場合は外断熱とし、併せて防湿対策を行う ※H5:居室の窓にはバルコニー・庇等の日射遮蔽上有効な措置を行う(出窓は除く)	→	→

工事種別		年度		昭和30年代			
				昭和30年(1955)	昭和31年(1956)	昭和33年(1958)	昭和36年(1961)
				■建築基準法制定(S25年) [旧耐震設計法]			
設備配管工事	給水	材料規格	該当なし		<ul style="list-style-type: none"> ○水道用亜鉛めっき鋼管 ○水道用立型鑄鉄直管 ○水道用遠心力砂型鑄鉄管 ○水道用遠心力金型鑄鉄管 ○水道用鑄鉄異形管 ○水道用鉛管 2種 ○水道用石綿セメント管 		→
	給湯	材料規格	該当なし				
	排水	材料規格	<ul style="list-style-type: none"> ○施釉並厚陶管 ○鉄筋コンクリート管 ○ヒューム管 	→	<ul style="list-style-type: none"> ○配管用炭素鋼管(白管) ○排水用鑄鉄管 ○鉛管(排水用) ○硬質塩化ビニル管(一般管VP) ○陶管(直管)並管 ○陶管(異形管) ○遠心力鉄筋コンクリート管(普通圧管) 	<ul style="list-style-type: none"> ○配管用炭素鋼管(白管) ○排水用鑄鉄管(直管は2種) ○鉛管(排水用) ○硬質塩化ビニル管(一般管VP) ○陶管(直管)並管 ○陶管(異形管) 	
	ガス	材料規格	該当なし		○配管用炭素鋼管(白管)	→	

昭和30年代	昭和40年代			昭和50年代
昭和38年(1963)	昭和41年(1966)	昭和44年(1969)	昭和47年(1972)	昭和50年(1975)
			■基準法施行令の改正 (S45年12月) [耐震基準の強化]	
<ul style="list-style-type: none"> ○水道用亜鉛めっき鋼管 ○水道用立型鑄鉄直管 (普通圧管) ○水道用遠心力砂型鑄鉄管 (普通圧管) ○水道用遠心力金型鑄鉄管 (普通圧管) ○水道用鑄鉄異形管 ○水道用鉛管 2種 ○水道用石綿セメント管 1種 	<ul style="list-style-type: none"> ○水道用亜鉛めっき鋼管 ○水道用立型鑄鉄直管 (普通圧管) ○水道用遠心力砂型鑄鉄管 (普通圧管) ○水道用遠心力金型鑄鉄管 (普通圧管) ○水道用鑄鉄異形管 ○水道用鉛管 2種 ○水道用石綿セメント管 1種 ○水道用メカニカルジョイント鑄鉄直管 ○水道用メカニカルジョイント鑄鉄異形管 	<ul style="list-style-type: none"> ○水道用亜鉛めっき鋼管 ○水道用鉛管 (2種) ○耐食鋼管 (JIS G 3452で規定されたブレンエンドの黒管で、内面または内外面に耐食皮膜をほどこしたものとし、外面に耐食皮膜のない場合は、錆止め塗装を施したものとす) 	→	<ul style="list-style-type: none"> ○水道用亜鉛めっき鋼管 ○水道用鉛管 (2種) ○耐食鋼管 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管のSGP-VAIに外面さび止めを施したもの)
該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ○水道用亜鉛めっき鋼管 ○脱酸鋼管 	→	→	<ul style="list-style-type: none"> ○水道用亜鉛めっき鋼管 ○鋼管 ○被覆鋼管
			→	→
<ul style="list-style-type: none"> ○配管用炭素鋼管 (白管) ○排水用鑄鉄管 (直管は2種) ○鉛管 (排水用) ○硬質塩化ビニル管 (一般管VP) ○陶管 (直管) 並管 ○陶管 (異形管) ○遠心力鉄筋コンクリート管 (普通圧管) 	→	<ul style="list-style-type: none"> ○配管用炭素鋼管 (白管) ○排水用鑄鉄管 (直管は2種) ○鉛管 (排水用) ○硬質塩化ビニル管 (一般管VP) 	→	<ul style="list-style-type: none"> ○配管用炭素鋼管 (白管) ○排水用鑄鉄管 (直管は2種) ○鉛管 (排水用) ○硬質塩化ビニル管 (一般管VP) ○耐食用塗覆鋼管
→	→	→	→	→

※S49:分譲) BL壁掛給湯器

年度		昭和50年代			昭和60年代	
		昭和53年(1978)	昭和56年(1981)	昭和57年(1982)	昭和60年(1984)	
			■基準法施行令の改正(55年10月) [新耐震設計法の導入]			
設備配管工事	給水	材料規格	<ul style="list-style-type: none"> ○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ○水道用鉛管(2種) ○屋内配管用ステンレス鋼管 ○銅及び銅合金継目無管 ○水道用硬質塩化ビニル管 ○水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管 	<ul style="list-style-type: none"> ○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ○水道用鉛管(2種) ○一般配管用ステンレス鋼管 ○銅及び銅合金継目無管 ○水道用硬質塩化ビニル管 ○水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管 	→	<ul style="list-style-type: none"> ○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ○水道用鉛管(2種) ○一般配管用ステンレス鋼管 ○銅及び銅合金継目無管 ○水道用硬質塩化ビニル管 ○水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管 ○水道用内外面硬質塩化ビニルライニング鋼管 ○水道用ポリエチレン粉末ライニング鋼管 ○水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管 ○グライキャスト管 ○水道用グライキャスト管 ○グライキャスト異型管 ○水道用グライキャスト異型管 ○ゴム輪形キャスト管 <p>※S61:管の内面に鉄部が露出しないこと</p>
	給湯	材料規格	→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> ○銅管 ○被覆銅管 <p>※S55:10号相当以上とする。ただし、給湯機能付風呂釜設置の貫貫は6号相当以上とする</p> <p>※S58:13号相当以上、追焚機能付とする</p> <p>※S60:16号相当以上、追焚機能付とする</p>
	排水	材料規格	<ul style="list-style-type: none"> ○配管用炭素鋼管(白管) ○排水用铸铁管(直管は2種) ○鉛管(排水用) ○硬質塩化ビニル管(一般管VP) ○耐食用塗覆鋼管 ○銅及び銅合金継目無管 	→	→	<ul style="list-style-type: none"> ○配管用炭素鋼管(白管) ○排水用铸铁管(直管は2種) ○鉛管(排水用) ○硬質塩化ビニル管(一般管VP) ○耐食用塗覆鋼管 ○銅及び銅合金継目無管 ○排水用カールホコリ塗装鋼管 ○メカニカル型排水用铸铁管 <p>※S61:管の接続は差し込み接合とする。接合部は可とう性を有するものとする</p>
	ガス	材料規格	→	→	→	<ul style="list-style-type: none"> ○ポリエチレン被覆鋼管 ○塩化ビニル被覆鋼管 ○球状黒鉛铸铁品 ○黒心可鍛铸铁品 ○ガス用ポリエチレン管

昭和60年代	平成年代			
昭和63年(1987)	平成3年(1991)	平成6年(1994)	平成9年(1997)	
<ul style="list-style-type: none"> ○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ○水道用鉛管(2種) ○一般配管用ステンレス鋼管 ○銅及び銅合金継目無管 ○水道用硬質塩化ビニル管 ○水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管 ○水道用内外面硬質塩化ビニルライニング鋼管 ○水道用ホリフェン粉体ライニング鋼管 ○水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管 ○ダクタイル鋳鉄管 ○水道用ダクタイル鋳鉄管 ○ダクタイル鋳鉄異型管 ○水道用ダクタイル鋳鉄異型管 ○ゴム輪型鋳鉄異型管 ○水道用硬質塩化ビニル管のゴム輪型鋳鉄異型管 ○フランジ付ホリフェン粉体ライニング鋼管 ○硬質塩化ビニルライニング鋼管(フランジ付) 	<ul style="list-style-type: none"> ○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ○水道用鉛管(2種) ○一般配管用ステンレス鋼管 ○銅及び銅合金継目無管 ○水道用硬質塩化ビニル管 ○水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管 ○水道用内外面硬質塩化ビニルライニング鋼管 ○水道用ホリフェン粉体ライニング鋼管 ○水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管 ○ダクタイル鋳鉄管 ○水道用ダクタイル鋳鉄管 ○ダクタイル鋳鉄異型管 ○水道用ダクタイル鋳鉄異型管 ○ゴム輪型鋳鉄異型管 ○水道用硬質塩化ビニル管のゴム輪型鋳鉄異型管 ○フランジ付ホリフェン粉体ライニング鋼管 ○硬質塩化ビニルライニング鋼管(フランジ付) ○架橋ポリエチレン管 ○ポリブデン管 <p>※H4: サヤ管工法による樹脂管、鋼管はライニング鋼管。コンクリート躯体部分には埋込まない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ○水道用鉛管(2種) ○一般配管用ステンレス鋼管 ○銅及び銅合金継目無管 ○水道用硬質塩化ビニル管 ○水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管 ○水道用内外面硬質塩化ビニルライニング鋼管 ○水道用ホリフェン粉体ライニング鋼管 ○水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管 ○ダクタイル鋳鉄管 ○水道用ダクタイル鋳鉄管 ○ダクタイル鋳鉄異型管 ○水道用ダクタイル鋳鉄異型管 ○ゴム輪型鋳鉄異型管 ○水道用硬質塩化ビニル管のゴム輪型鋳鉄異型管 ○フランジ付ホリフェン粉体ライニング鋼管 ○硬質塩化ビニルライニング鋼管(フランジ付) ○架橋ポリエチレン管 ○ポリブデン管 ○水道用管端コア付樹脂ライニング鋼管 		
→		→	→	
	<ul style="list-style-type: none"> ○銅管 ○被覆銅管 ○架橋ポリエチレン管 ○ポリブデン管 	<ul style="list-style-type: none"> ○銅管 ○被覆銅管 ○架橋ポリエチレン管 ○ポリブデン管 ○給湯用塩化ビニルライニング鋼管 	<ul style="list-style-type: none"> ○銅管 ○被覆銅管 ○架橋ポリエチレン管 ○ポリブデン管 ○給湯用塩化ビニルライニング鋼管 ○水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 ○管端コア付耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 	
→	→	→	→	
<ul style="list-style-type: none"> ○配管用炭素鋼管(白管) ○排水用鋳鉄管(直管は2種) ○鉛管(排水用) ○硬質塩化ビニル管(一般管VP) ○耐食用塗覆鋼管 ○銅及び銅合金継目無管 ○排水用ターレット付塗装鋼管 ○メカニカル型排水用鋳鉄管 ○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 	<ul style="list-style-type: none"> ○配管用炭素鋼管(白管) ○排水用鋳鉄管(直管は2種) ○鉛管(排水用) ○硬質塩化ビニル管(一般管VP) ○耐食用塗覆鋼管 ○銅及び銅合金継目無管 ○排水用ターレット付塗装鋼管 ○メカニカル型排水用鋳鉄管 ○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ○排水用耐火二層管 	<ul style="list-style-type: none"> ○配管用炭素鋼管(白管) ○排水用鋳鉄管(直管は2種) ○鉛管(排水用) ○硬質塩化ビニル管(一般管VP) ○耐食用塗覆鋼管 ○銅及び銅合金継目無管 ○排水用ターレット付塗装鋼管 ○メカニカル型排水用鋳鉄管 ○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ○排水用耐火二層管 ○差込式ゴムリング形排水用鋳鉄管 		
→	→	→	→	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ホリフェン被覆鋼管 ○塩化ビニル被覆鋼管 ○球状黒鉛鋳鉄品 ○黒心可鍛鋳鉄品 ○ガス用ホリフェン管 ○ステンレスフレキ管 	→	→	

3. 土木工事・基礎工事

3.3 基礎工事

3.3.1 一般事項

1. 基礎は、1階の外周部及び内部耐力壁の直下に設ける。
2. 基礎の構造は、次のいずれかとする。

- イ. 布基礎
- ロ. 腰壁と一体となった布基礎
- ハ. ベタ基礎と一体となった布基礎

3.3.2 布基礎

1. 布基礎の構造は、一体のコンクリート造とし、一体の鉄筋コンクリート造を標準とする。ただし、建築基準法施行令第 88 条第2項ただし書（特定行政庁が指定する地盤が著しく軟弱な区域）の規定により指定された区域内及び地盤の地耐力が充分でない敷地の場合（以下「軟弱な地盤等」という。）は、一体の鉄筋コンクリート造とする。
2. 布基礎の根入れ深さは、地面より 240mm以上とし、設計地耐力の地盤まで掘り下げるとともに、建設地域の凍結深度以上とする。
3. 地面からの布基礎の立上がりは、240mm以上とし、300mmを標準とする。
4. 布基礎の幅は、120mm以上とする。
5. 次の場合には、布基礎の下部に底盤を設ける。

- イ. 軟弱な地盤等の場合
- ロ. 多雪区域の場合
- ハ. 一般地2階建の場合

3.3.3 腰壁

便所、浴室廻り等で布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げた腰壁とする場合は次による。なお、鉄筋コンクリート造とする場合は、特記による。

- イ. コンクリートブロックの品質は、JISA 5406（建築用コンクリートブロック）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
- ロ. 目地及び充てん用に用いるモルタルのセメント、砂の調合は、容積比にして1：3を標準とする。
- ハ. コンクリートブロックは、布基礎の上に積上げるものとし、積上げ高は6段以内とする。
- ニ. コンクリートブロックを補強する鉄筋の太さはD10又はφ9mmとし、縦筋については、隅角部及び間隔 800mm以内に、横筋については、上端部及び間隔 400mm以内に配筋する。
- ホ. 縦筋の布基礎への埋込み長さは、異形鉄筋でフックがないものを使用する場合は 400mm以上、丸鋼でフックがあるものを使用する場合は 405mm以上とする。
- ヘ. 寒冷期に施工する場合は、気温に応じて適切な養生を行う。

3.3.4 土間コンクリート床

1階床組を行わず、1階全面を土間コンクリート床で形成する場合は、次による。

- イ. 土間コンクリート床の高さは、地面より 300mm以上とする。
- ロ. 外周部布基礎沿いには、結露防止のため厚さ 25mm以上の発泡プラスチック系断熱材を布基礎天端から下方へ底盤の上端まで施工する。ただし、温暖地等においては、断熱材を省略できる。
- ハ. 凍上のおそれのある場合は、上記ロの断熱材の厚さを 50mm以上とし、凍結深度以上貼り付ける。
- ニ. 土間コンクリート床の下層の盛土については、地盤面より2層にわけて行い、それぞれ十分締め固める。なお、盛土に使用する土は、有機性の土、活性の粘土及びシルト類を避け、これら以外のものとする。
- ホ. 盛土の上に見つぷし砂利を厚さ 50mm以上敷きつめ十分締め固める。その上にJISA6930（住宅用プラスチック系防湿フィルム）、JISZ1702（包装用ポリエチレンフィルム）若しくはJISK6781（農業用ポリエチレンフィルム）に適合するもの又はこれらと同等以上の効力を有する防湿フィルムで厚さ0.1mm以上のものを全面に敷く。
- ヘ. 土間コンクリート床は、厚さ 120mm以上とし、その中央部にワイヤーメッシュ（径4mm以上の鉄線を縦横に間隔 150mm以内に組み合わせたもの）を配する。

3. 土木工事・基礎工事

3.3.5 コンクリートの強度、スランプ、調合及び打込み

1. コンクリートにJISR5210に規定する普通ポルトランドセメントを用いたレディーミクストコンクリートを用いる場合の設計基準強度（Fc）及びスランプは、特記による。ただし、特記がない場合のFcは18N/mm²、スランプは18cmとし、発注は、次のいずれかによる。
イ. JISA5308（レディーミクストコンクリート）に適合するレディーミクストコンクリートを用いる場合の呼び強度は、下表により指定し、スランプ18cmで発注する。

	コンクリートの打ち込みから28日後までの期間の予想平均気温（℃）	15以上	10以上15未満	2以上10未満
JIS規格品	呼び強度（N/mm ² ）	18	21	24

ロ. JISA5308（レディーミクストコンクリート）に適合しないレディーミクストコンクリートを用いる場合の水セメント比及び単位セメント量は、下表により指定し、スランプ18cmで発注する。

	コンクリートの打ち込みから28日後までの期間の予想平均気温（℃）	15以上	10以上15未満	5以上10未満	2以上10未満
JIS規格品外	水セメント比（%）	65以下	62以下	60以下	55以下
	単位セメント量（kg/m ³ ）	270以上			

2. 布基礎、その他のコンクリートにJISR5210（ポルトランドセメント）に規定する普通ポルトランドセメントを用いた工事現場練りコンクリートを用いる場合のセメント、砂、砂利の調合は、容積比にして、1：2：4を標準とする。練り方は、原則として、機械練りとする。手練りの場合は、から練り、水練りとも十分練り合わせる。

3. 打込みに際しては、空げきの生じないよう十分な突き、たたきを行う

3.3.6 アンカーボルト

1. アンカーボルトは、品質及び性能が明らかで良質なものとし、コンクリートへの埋込み長さは250mm以上とする。

2. アンカーボルトの埋設位置は、次による。

イ. 筋かいを設けた耐力壁の部分は、その両端の柱の下部にそれぞれ近接した位置

ロ. 構造用合板等を張った耐力壁の部分は、その両端の柱の下部にそれぞれ近接した位置

ハ. 土台切れの箇所、土台継手及び土台仕口箇所の上木端部。なお、当該箇所が出隅部分の場合は、できるだけ柱に近接した位置とする。

ニ. 上記イ、ロ及びハ以外の部分においては、間隔 2.7m以内の位置

3. アンカーボルトに使用する座金は、品質及び性能が明らかで良質なものとする。

3.3.7 床下換気

1. 外周部の布基礎には、間隔5m以内に有効換気面積300cm²以上の床下換気孔を設ける。なお、間隔は4mを標準とする。

2. 床下換気孔には、ねずみ等の侵入を防ぐため、スクリーンなどを堅固にとりつける。なお、スクリーンなどは、鋳鉄製の市場出来合品とする。

3. 外周部以外の屋内の布基礎には、適切な位置に通風と点検に支障のない寸法の床下換気孔を設ける。

3.3.8 配管スリーブ

基礎を貫通して設ける配管用スリーブは、基礎にひび割れが生じない部分で、雨水が流入しない位置に設ける。

3.3.9 養生

1. コンクリート打込み終了後は、直射日光、寒気、風雨などをさけるため、シートなどを用いて養生する。

2. 普通ポルトランドセメントを用いる場合の型枠の存置期間は、気温15℃以上の場合は3日以上、5℃以上の場合は5日以上とする。なお、止むを得ず寒冷期に施工する場合は、気温に応じて適切な養生を行うとともに監督者がいる場合は、その指示を受ける。

3.3.10 天端ならし

やりかたを基準にして陸ズミを出し、布基礎の天端をあらかじめ清掃、水湿し、セメント、砂の調合が容積比にして1：3のモルタルなどを水平に塗りつける。

3. 土木工事・基礎工事

3.3.11 床下防湿

床下防湿を行う場合は、次のいずれかによる。

- イ. 床下地面全面に厚さ60mm以上のコンクリートを打設する。なお、コンクリート打設に先だち、床下地面は地盤面より盛土し、十分突き固める。
- ロ. 床下地面全面にJISA6930（住宅用プラスチック系防湿フィルム）、JISZ1702（包装用ポリエチレンフィルム）若しくはJISK6781（農業用ポリエチレンフィルム）に適合るもの又はこれらと同等以上の効力を有する防湿フィルムで厚さ0.1mm以上のものを敷きつめる。なお、防湿フィルムの重ね幅は150mm以上とし、防湿フィルムの全面を、乾燥した砂、砂利又はコンクリート押えとする。

4. 木工事一般事項

4.1 材 料

4.1.1 木材の品質

1. 素材及び製材の品質は、日本農林規格（JAS）の制定がある場合は、この規格に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
2. 木材は十分に乾燥したものを用い、構造材に用いる製材の品質は、針葉樹の構造用製材の JAS 若しくは広葉樹製材の JAS に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。
3. 造作材に用いる製材の品質は、針葉樹の造作用製材の JAS に規定する小節以上のものとする。

4.1.2 木材の樹種

木材の樹種は、下表に掲げる部所毎に特記する。ただし、土台に用いる木材は、以下のいずれかに該当するものとする。

- イ. 樹種をひのき、ひば、べいひのき、べいひば、こうやまき、くり又はけやきとする。
- ロ. イ に掲げる樹種を使用した構造用集成材とする。
- ハ. JAS に定める保存処理（K1を除く。）を行った木材とする。
- ニ. JISA9108に定める土台用加圧式防腐処理木材とする。
- ホ. JISK1570に定める加圧注入用木材防腐剤を用いてJISA9002による加圧式防腐処理を行った木材とする。
- ヘ. (社)日本木材保存協会認定の加圧注入用木材防腐剤を用いて JISA9002 による加圧式防腐処理を行った木材とする。
- ト. イからヘ 以外のもので、工場においてあらかじめ防腐剤を用いて処理を施した木材特記とする。

	部 位	特 記		部 位	特 記
軸 組	土 台		床 組	は り 大 根 火 打 そ の 他	
	火 打 土 台 柱 (見えがかり) 柱 (見えがくれ) 胴 差 け たい 筋 か い そ の 他			小 屋 組 は り (丸 太) は り (その他) も た る や そ の 木 他	
	造 作 材 生 地 表 わ し 表 面 塗 装				

4.1.3 集 成 材

1. 構造用に用いる集成材の品質は、構造用集成材の JAS 若しくは化粧ばり集成柱の JAS に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。
2. 造作用に用いる集成材の品質は、集成材の JAS に適合する造作用集成材又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

4.1.4 各種ボード類

1. 合板の品質は、構造用合板若しくは普通合板等の JAS に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するもので、内装仕上げ材に用いるものについては、ホルムアルデヒドの放散量が JAS で定めるF₁等級レベル以下のものとする。
2. 構造用パネルの品質は、構造用パネルの JAS に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
3. ハードボード、硬質木片セメント板、シーリングボード、せっこうボード及びガラスシートの品質は、それぞれの日本工業規格(JIS)に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。
4. パーティクルボード、MDF（ミディアム・デンシティ・ファイバーボード）の品質はそれぞれの日本工業規格(JIS)に適合するもので、内装仕上げ材に用いるものについては、ホルムアルデヒドの放出量がそれぞれのJISで定めるE₁等級レベル以下のものとする。

4.1.5 釘

1. 構造上重要な部分に用いる釘の品質は、JIS A5508（くぎ）に規定する釘の種類のうち、鉄丸くぎ、せっこうボード用くぎ又はシーリングインシュレーションファイバーボード用くぎに適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとし、その種類と寸法は下表による。ただし、特殊な部位に用いる釘についてはこの限りでない。

4. 木工事一般事項

釘の種類及び寸法

単位mm

釘の種類	長さ	胴部径	頭部径	備 考
N38	38	2.15	5.1	JISA5508 付表1 鉄丸くぎ (頭部径は参考値)
N45	45	2.45	5.8	
N50	50	2.75	6.6	
N65	65	3.05	7.3	
N75	75	3.40	7.9	
N90	90	3.75	8.8	
N100	100	4.20	9.8	
GN40	38.1	2.34	7.54	JISA5508 付表5 せっこうボード用くぎ
GN55	57.2	2.34	7.54	
SN40	38.1	3.05	11.13	JISA5508 付表6 シージングインシュレーション ンファイバーボード用くぎ

2. 長さの表示のない場合の釘の長さは、打ちつける板厚の2.5倍以上を標準とする。

3. 造作材の化粧面の釘打ちは、使用箇所及び工事の過程に応じて、隠し釘、釘頭に埋め木、釘頭つぶし、釘頭あらかし等とする。

4.1.6 諸 金 物

諸金物（接合金物）は、品質及び性能が明らかで良質なものとする。

4.3 防腐・防蟻措置

4.3.1 適 用

1. 防腐・防蟻措置は、ひのき、ひば等の耐腐朽性及び耐蟻性の大きい樹種の心材若しくは心持材を用いるか、又は薬剤による防腐・防蟻処理を行うこととする。

4.3.2. 防腐・防蟻措置を講ずる部分

1. 防腐・防蟻措置を講ずる木部は、次による。
 - イ. 土台（木口、ほぞ及びほぞ穴を含む。）
 - ロ. 外壁部の柱・間柱（木口及びほぞを含む。）、筋かい（筋かいの代わりに合板等を使用する場合は、これを含む。）及び下地板（胴縁を含む。）のうち、地盤面からの高さ1m以内の部分。ただし、柱にあつては、室内の見えがかり部分を除く。
 - ハ. 浴室（浴室ユニットを除く。）にあつては、軸組（胴縁及び下地板を含む。）、天井下地板及び床組（床下地板・根太掛け等を含む。）
 - ニ. 台所及び洗面所等の水がかりとなるおそれのある箇所の軸組（胴縁及び下地板を含む。）及び床組（床下地板・根太掛け等を含む）

2. 防蟻のため土壌処理を行う場合の施工箇所は、外周部布基礎の内側及び内部布基礎の周辺20cm並びに束石等の周囲20cmを標準とする。
北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、及び福井県において、防蟻のための薬剤による土壌処理を省略する場合は、特記による。

4.3.3 薬剤による現場処理

1. 薬剤の品質は、次による。
 - イ. 木部の防腐措置に使用する薬剤の品質は、JISK1570（木材防腐剤）に適合するクレオソート油の規格品又はこれと同等以上の効力を有するものとする。
 - ロ. 木部の防腐措置及び防蟻措置に使用する薬剤の品質は、特記による。特記がない場合は、(社)日本しろあり対策協会（以下「しろあり協会」という。）又は(社)日本木材保存協会（以下「木材保存協会」という。）認定の防腐・防蟻剤又はこれと同等以上の効力を有するものとする。
 - ハ. 土壌の防蟻措置に使用する薬剤の品質は、特記による。特記がない場合は、しろあり協会又は木材保存協会認定の土壌処理剤又はこれと同等以上の効力を有するものとする。
2. 薬剤を使用する場合の木材の処理方法は、特記による。特記がない場合は次による。
 - イ. 塗布、吹付、浸漬に使用する薬剤の量は、木材及び合板の表面積1㎡につき300mlを標準とする。
 - ロ. 処理むらが生じることのないようイの薬剤の範囲内の量で、2回処理以上とする。
 - ハ. 木材の木口、仕口、継手の接合箇所、亀裂部分、コンクリート及び石などに接する部分は、とくに入念な処理を行う。
3. 前1のロ及びハの薬剤を使用する場合の処理方法は、しろあり協会制定の標準仕様書に準じる。

4. 木工事一般事項

4.3.4 薬剤による工 場処理

1. 工場処理による防腐・防蟻処理材は、次による。
 - イ. 製材の JAS の保存処理（K 1を除く）の規格に適合するものとする。
 - ロ. JISA9108（土台用加圧式防腐処理木材）の規格に適合するものとする。
 - ハ. JISK1570に定める加圧注入用木材防腐剤を用いてJISA9002による加圧式防腐処理を行った木材とする。
 - ニ.（社）日本木材保存協会認定の加圧注入用木材防腐剤を用いて JISA9002 による加圧式防腐処理を行った木材とする。
 - ホ. イ、ロ、ハ又はニと同等以上の効力を有するものとする。
2. 現場の加工、切断、穿孔箇所等は、4.3.3（薬剤による現場処理）の 2 に準じて、塗布あるいは吹付け処理を行う。

4.3.5 そ の 他

1. 防蟻のための薬剤による土壌処理を行わないで、これにかわる防蟻措置を行う場合は、土壌処理と同等以上の効力を有するものとする。
2. 給排水用の塩化ビニル管の接する部分に防腐・防蟻措置を講ずる場合は、薬剤によって損傷しないよう管を保護する。

5. 木造躯体工事

5.1 軸 組

- 5.1.1 土 台
1. 断面寸法は、柱と同じ寸法以上とし105 mm×105 mmを標準とする。ただし、多雪区域内（「建築基準法施行令第 86 条第 2 項ただし書の規定により特定行政庁が指定する区域」以下同じ。）においては105 mm×105 mm以上とする。
 2. 継手は、柱及び床下換気孔の位置を避け、腰掛けあり継ぎ又は腰掛けかま継ぎとする。
 3. 仕口は次による。
 - イ. 隅部取合部は、大入れこねほぞ差し割りくさび締め又は片あり掛けとする。
 - ロ. T字取合部及び十字取合部は、大入れあり掛けとする。
- 5.1.2 火打土台
- 火打土台は次のいずれかによる。
1. 木材の火打土台とする場合は、次による。
 - イ. 断面寸法は、45 mm×90 mm以上とする。
 - ロ. 見つけ平使いとし、土台との仕口は、かたぎ大入れとし、N90釘 2本打ちとする。
 2. 鋼製火打とする場合は、特記による。
 3. 火打土台を省略する場合の床組等は、17. 4. 3の項によるものとし同項において、胴差及び床張りを土台又は大引きに読み替えるものとする。
- 5.1.3 柱
1. 柱の断面寸法は次による。
 - イ. 断面寸法は 100 mm×100 mm 以上とし、105 mm×105 mmを標準とする。ただし、多雪区域内においては 105 mm×105 mm 以上とする。
 - ロ. 通し柱の断面寸法は、120 mm×120 mmを標準とする。
 2. 柱の端部と横架材との仕口（隅柱と土台の仕口は除く。）は次のいずれかによる。ただし、筋かいの取り付く柱の端部については、5. 2. 2（筋かいの取り付く柱と横架材との仕口）の項による。
 - イ. 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、山形プレートを当て釘打ちとする。
 - ロ. 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、かど金物を当て釘打ちとする。
 - ハ. 柱の上下端とも長ほぞ差しとし、込みせん打ちとする。
 - ニ. 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、ひら金物を当て釘打ちとする。
 - ホ. 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、かすがい打ちとする。
 - ヘ. イ、ロ、ハ、ニ又はホと同等以上の緊結が保たれる方法で特記による。
 3. 隅柱と土台との仕口は次のいずれかによる。ただし、筋かいの取り付く隅柱については、5. 2. 2（筋かいの取り付く柱と横架材との仕口）の項による。
 - イ. 扇ほぞ差し又は短ほぞ差しとし、2枚のかど金物を当て釘打ちとする。
 - ロ. 長ほぞ差しとし、込みせん打ちとする。
 - ハ. 扇ほぞ差し又は短ほぞ差しとし、かすがい2面打ちとする。
 - ニ. 扇ほぞ差し又は短ほぞ差しとし、ホールダウン金物を用いて緊結する。なお、ホールダウン金物による緊結方法は、17. 3. 3柱と基礎（土台）との緊結の項による。
 - ホ. 土台木口と隅柱との取り合いを落としありとする場合は、かど金物を両面に当て釘打ちとする。
 - ヘ. イ、ロ、ハ、ニ又はホと同等以上の緊結が保たれる方法で特記による。
- 5.1.4 間 柱
1. 横架材との仕口は、上部ほぞ差し下部突きつけとし、下部は N75 釘を斜め打ちする。
 2. 筋かい当りは、間柱を切り欠き、N75釘 2本を平打ちする。
 3. 通しぬき当りは、添え付けて、N65釘 2本を平打ちする。
- 5.1.5 胴 差
1. 断面寸法は、加重の状態及びスパン等を勘案して適切なものとし、特記による。
 2. 継手は、はり及びすじかいを受ける柱間を避け、柱より持出し、追掛け大せん継ぎ又は腰掛けかま継ぎとする。
 3. 通し柱との仕口は、かたぎ大入れ短ほぞ差しとし、金物の補強は次のいずれかによる。
 - イ. 短ざく金物当て六角ボルト締め、スクリュー釘打ちとする。
 - ロ. かね折り金物当て六角ボルト締め、スクリュー釘打ちとする。
 - ハ. 羽子板ボルト締めとする。

5. 木造躯体工事

- 5.1.6 軒 げ た
1. 断面寸法は、荷重の状態及びスパン等を勘案して適切なものとし、特記による。
 2. 継手は、はりを受ける柱間を避け、柱より持出し、追掛け大せん継ぎ、腰掛けかま継ぎ又は腰掛けあり継ぎとする。
- 5.1.7 間仕切げた
(頭つなぎ)
1. 継手は、はりを受ける柱間を避け、柱より持出し、腰掛けかま継ぎ又は腰掛けあり継ぎとする。
 2. 主要な間仕切げたとけた又は胴差とのT字取合部の仕口は、大入れあり掛けとし、羽子板ボルト締めとする。
- 5.1.8 通しぬき
- 柱に差し通し、両面からくさび締め又は釘打ちとする。

5.2 筋かい・木ずり

- 5.2.1 木造筋かい
1. 断面寸法は、30mm×90mm 以上とする。
 2. 見付け平使いとし、上下端部の仕口は次のいずれかによる。
 - イ. 横架材と柱に突き付けとし、筋かいプレートを当て、角根平頭ボルト締め釘打ちとする。
 - ロ. 横架材と柱に大入れとし、N75釘3本斜め打ちのうえ、ひら金物を当て釘打ちとする。
 - ハ. 横架材へ一部かたぎ大入れ、一部びんたに延ばして横架材を欠き込み、添え付け、N75釘5本を平打ちとする。
 - ニ. 1階の筋かいの上端と通し柱との取り合いは、横架材下端から120mm内外の位置にかたぎ大入れとし、N75釘3本を斜め打ちのうえ、ひら金物を当て釘打ちとする。
 - ホ. イ、ロ、ハ又はニと同等以上の緊結が保たれる方法で特記による。
 3. 柱面内に筋かいをたすき掛けに設ける場合の交差部は、間柱を欠きこみ、N75釘2本を両面打ちとする。
- 5.2.2 筋かいの取り
付く柱と横架
材の仕口
1. 筋かいの上端部が取り付く柱の両端部と横架材の仕口（隅柱と土台の仕口は除く。）は、次のいずれかによる。
 - イ. 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、羽子板ボルト締めとする。ただし、下端の横架材が土台となる場合は、かど金物又は山形プレートを当て釘打ちとする。
 - ロ. 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、山形プレートを当て釘打ちとする。
 - ハ. 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、かど金物を当て釘打ちとする。
 - ニ. 柱の上下端とも長ほぞ差しとし、込みせん打ちとする。
 - ホ. 柱の上下端とも長ほぞ差しとし、N90釘3本を平打ちのうえ、かすがい2本打ちとする。
 - ヘ. 柱の上端部は、前記イ、ロ、ハ、ニまたはホとし、下端部については、扇ほぞ差し又は短ほぞ差しとしてホールダウン金物を用いて緊結する。なお、ホールダウン金物による緊結方法は、17.3.3柱と基礎（土台）との緊結の項による。
 - ト. イ、ロ、ハ、ニ、ホ又はヘと同等以上の緊結が保たれる方法で特記による。
 2. 筋かいの下端部が取り付く柱の両端部と横架材の仕口（隅柱と土台の仕口は除く。）は、次のいずれかによる。
 - イ. 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、山形プレートを当て釘打ちとする。
 - ロ. 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、かど金物を当て釘打ちとする。
 - ハ. 柱の上下端とも長ほぞ差しとし、込みせん打ちとする。
 - ニ. 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、ひら金物を当て釘打ちとする。
 - ホ. 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、かすがい打ちとする。
 - ヘ. イ、ロ、ハ、ニ又はホと同等以上の緊結が保たれる方法で特記による。
 3. 筋かいが取り付く隅柱と土台の仕口は、次のいずれかによる。
 - イ. 扇ほぞ差し又は短ほぞ差しとし、2枚のかど金物を当て釘打ちとする。
 - ロ. 土台木口と隅柱との取り合いを柱がちとする場合は、仕口を落しありとしてかど金物を両面に当て釘打ちするか又はホールダウン金物を用いて緊結する。仕口を落しありとしない場合は、土台こねほぞ差しに羽子板ボルト締めとする。
 - ハ. 扇ほぞ差し又は短ほぞ差しとし、ホールダウン金物を用いて緊結する。なお、ホールダウン金物による緊結方法は、17.3.3柱と基礎（土台）との緊結の項による。
 - ニ. イ、ロ又はハと同等以上の緊結が保たれる方法で特記による。

5. 木造躯体工事

- 5.2.3 木 ず り
1. 断面寸法は、12mm×75mm 以上とする。
 2. 継手は、柱・間柱心で突付け、5枚以下毎に乱継ぎとする。
 3. 柱・間柱等への留め付けは、板そば 20mm 程度に目透し張りとし、それぞれN50釘 2本を平打ちする。

5.3 大壁造の面材耐力壁

- 5.3.1 大壁耐力壁の種類等
- 構造用合板、各種ボード類（以下「構造用面材」という。）による面材耐力壁の種類等は、下表による。

面材耐力壁の種類	材 料	くぎ打ちの方法		倍率
		くぎの種類	くぎの間隔	
構造用合板	構造用合板のJASに適合するもので、種類は特類とし、厚さは7.5mm以上とする。	N50	15cm以下	2.5
パーティクルボード	JISA5908（パーティクルボード）に適合するもので、種類は曲げ強さの区分が8タイプ以外のものとし、厚さは12mm以上とする。			
構造用パネル	構造用のパネルのJASに適合するもの。			
ハードボード	JISA5905（繊維板）に適合するもので、曲げ強さの種類は35タイプ又は45タイプとし、厚さは5mm以上とする。	GNF40 又は GNC40	15cm以下	2.0
硬質木片セメント板	JISA5417（木片セメント板）に適合するもので、種類は、硬質木片セメント板とし、厚さは12mm以上とする。			
せっこうボード	JISA6901（せっこうボード製品）に適合するもので、厚さは12mm以上とする。	SN40	1枚の壁材につき外周部分は10cm以下その他の部分は20cm以下	1.0
シーリングボード	JISA5905（繊維板）に適合するもので、種類はシーリングインシュレーションボードとし、厚さは12mm以上とする。			
ラスシート	JISA5524（ラスシート（角波亜鉛鉄板ラス））に適合するもので、種類はLS4（メタルラスの厚さが0.6mm以上のものに限る）とする。			

(注1) 断面寸法 15mm×45mm 以上の胴縁を、310mm 以内の間隔で、柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材にN50釘で打ちつけ、その上に上表の構造用面材をN32釘で間隔150mm 以内に平打ちした場合の壁倍率は、すべて0.5とする。

(注2) 面材耐力壁、土塗壁、木ずり又は筋かいと併用する場合は、それぞれの壁の倍率を加算することができる。ただし、加算した場合の壁の倍率は 5倍 を限度とする。

- 5.3.2 工 法 一 般
1. 構造用面材は、柱、間柱及び土台・はり・けた・その他の横架材に確実に釘で留めつける。
 2. 1階及び2階部の上下同位置に構造用面材の耐力壁を設ける場合は、胴差部において、構造用面材相互間に原則として、6mm 以上のあきを設ける。
 3. 構造用面材は横張り又は縦張りとする場合で、やむをえず、はり、柱等以外で継ぐ場合は、間柱及び胴縁等の断面は 45mm×100mm 以上とする。

- 5.3.3 構造用面材の張り方
1. 構造用合板の張り方は、3'×9'版（910mm×2,730mm）を縦張りとする。やむをえず、3'×6'版（910mm×1,820mm）を用いる場合は、縦張り又は横張りとする。
 2. パーティクルボードの張り方は、構造用合板と同様とし、胴差部分以外の継目部分は2～3mmの間隔をあける。
 3. 構造用パネルの張り方は、パーティクルボードと同様とする。
 4. ハードボードの張り方は、パーティクルボードと同様とする。
 5. 硬質木片セメント板の張り方は、壁軸組に防水テープを張るか又は壁全面に防水紙を張り、その上から3'×9'版（910mm×2,730mm）を縦張りする。
 6. シーリングボードの張り方は、構造用合板と同様とする。
 7. せっこうボードの張り方は、3'×8'版（910mm×2,420mm）、又は3'×9'版（910mm×2,730mm）を縦張りとし、やむをえず、3'×6'版（910mm×1,820mm）を用いる場合は、縦張り又は横張りとする。

5. 木造躯体工事

8. ラスシートの張り方は、3'×8'版（910mm×2,420mm）又は3'×9'版（910mm×2,730mm）の縦張りとし、土台から壁上端部まで貼りつける。ラスシートの施工にあたっては、次の点に留意する。
- イ. 見切りの各部には、水切り、雨押えを設ける。
 - ロ. 継目は、横重ね代を一山重ねとし、縦重ね代を30mm以上とする。なお、鉄板は鉄板で、ラスはラスで重ねる。
 - ハ. 開口部等でラスシートを切り抜く場合は、事前に鉄板を短く、ラスを長くなるよう切断し、巻き込む。

5.4 真壁造の面材耐力壁

5.4.1 真壁耐力壁の種類等

構造用合板、各種ボード類（以下「構造用面材」という。）による真壁造の面材耐力壁は受材を用いる場合（受材タイプ）と貫を用いる場合（貫タイプ）があり、その種類等は下表による。

1. 受材タイプ

面材耐力壁の種類	材料	くぎ打ちの方法		倍率
		くぎの種類	くぎの間隔	
構造用合板	構造用合板のJASに適合するもので、種類は特類とし、厚さは7.5mm以上とする。	N50	15cm以下	2.5
パーティクルボード	JISA5908（パーティクルボード）に適合するもので、種類は曲げ強さの区分が8タイプ以外小ものとし、厚さは12mm以上とする。			
構造用パネル	構造用パネルのJASに適合するもの			
せっこうラスボード	JISA6901（せっこうボード製品）に適合するもので、厚さは9mm以上とし、その上にJISA6904（せっこうプラスター）に適合するものを厚さ15mm以上塗る。	G N F 32 又は G N C 32	15cm以下	1.5
せっこうボード	JISA6901（せっこうボード製品）に適合するもので、厚さは12mm以上とする。	G N F 40 又は G N C 40	15cm以下	1.0

（注1）面材耐力壁、木ずり又は筋かいと併用する場合は、それぞれの壁の倍率を加算することができる。ただし、加算した場合の壁の倍率は5倍を限度とする。

2. 貫タイプ

面材耐力壁の種類	材料	くぎ打ちの方法		倍率
		くぎの種類	くぎの間隔	
構造用合板	構造用合板のJASに適合するもので、種類は特類とし、厚さは7.5mm以上とする。	N50	15cm以下	1.5
パーティクルボード	JISA5908（パーティクルボード）に適合するもので、種類は曲げ強さの区分が8タイプ以外小ものとし、厚さは12mm以上とする。			
構造用パネル	構造用パネルのJASに適合するもの			
せっこうラスボード	JISA6901（せっこうボード製品）に適合するもので、厚さは9mm以上とし、その上にJISA6904（せっこうプラスター）に適合するものを厚さ15mm以上塗る。	G N F 32 又は G N C 32	15cm以下	1.0
せっこうボード	JISA6901（せっこうボード製品）に適合するもので、厚さは12mm以上とする。	G N F 32 又は G N C 32	15cm以下	0.5

（注1）面材耐力壁、木ずり又は筋かいと併用する場合は、それぞれの壁の倍率を加算することができる。ただし、加算した場合の壁の倍率は5倍を限度とする。

5.4.2 工法一般

1. 構造用面材の下地に、受材を用いる場合は次による。

- イ. 受材は 30mm×40mm 以上とする。
- ロ. 受材は柱及びはり、けた、土台、その他の横架材に N75以上の釘を30cm以下の間隔で平打ちとする。
- ハ. 構造用面材は、受材並びに間柱及び胴つなぎ等に留められる。
- ニ. 構造用面材を受材以外で継ぐ場合は、間柱又は胴つなぎ等の断面は 45mm×65mm 以上とする。

5. 木造躯体工事

2. 構造用面材の下地に、貫を用いる場合は次による。
- イ. 貫は15mm×90mm 以上とする。
 - ロ. 貫は5本以上設ける。
 - ハ. 最上段の貫とその直上の横架材との間隔及び最下段の貫とその直下の横架材との間隔は、おおむね30cm以下とし、その他の貫の間隔は61cm以下とする。
 - ニ. 貫を柱に差し通す場合は、両面からくさび締め又は釘打ちとする。
 - ホ. 貫の継手は、おおむね柱心で突付けとする。
 - ヘ. 柱との仕口は、柱の径の1/2程度差し込みくさび締め又は釘打ちとする。
 - ト. 構造用面材は、貫に確実に釘で留めつける。
 - チ. 構造用面材を継ぐ場合は、貫上で行う。
- 5.4.3 構造用面材
- 1. 受材を用いた構造用面材の張り方は次による。
 - イ. 構造用合板の張り方は、3'×9'版（910mm×2,730mm）を縦張りとする。やむをえず、3'×6'版（910mm×1,820mm）を用いる場合は、縦張り又は横張りとする。
 - ロ. セッコウラスボードの張り方は、3'×8'版（910mm×2,420mm）を縦張りとし、やむをえず、3'×6'版（910mm×1,820mm）を用いる場合は、縦張り又は横張りとする。その上にセッコウプラスターを用いる場合は、9.4（セッコウプラスター塗り）による。
 - ハ. セッコウボードの張り方は、3'×8'版（910mm×2,420mm）を縦張りとし、やむをえず、3'×6'版（910mm×1,820mm）を用いる場合は、縦張り又は横張りとする。
 - 2. 貫を用いた構造用面材の張り方は次による。
 - イ. 構造用合板の張り方は、原則として横張りとする。
 - ロ. セッコウラスボードの張り方は、原則として横張りとする。その上にセッコウプラスターを用いる場合は、9.4（セッコウプラスター塗り）による。
 - ハ. セッコウボードの張り方は、原則として横張りとする。
- 5.5 小屋組
- 5.5.1 小屋ばり
- 1. 断面寸法は、荷重の状態、スパン及びはり間隔等を勘案して適切なものとし、特記による。
 - 2. 末口135mm以上の丸太の継手は、受材上で台持継ぎとし、下木にだぼ2本を植込み、かすがい両面打ちとするか又は六角ボルト2本締めとする。受材当りは渡りあごとし、手ちがいかすがい打ちとする。
 - 3. 末口135mm以下の丸太の継手は、受材上でやりちがいとし、六角ボルト2本締めとする。受材当りは渡りあごとし、手ちがいかすがい打ちとする。
 - 4. 軒げた又は敷げたとの仕口は、かぶとあり掛け又は渡りあごとし、いずれも羽子板ボルト締めとする。
- 5.5.2 小屋づか
- 1. 断面寸法は、90mm×90mmを標準とする。ただし、多雪区域においては105mm×105mmを標準とする。
 - 2. 上部・下部の仕口は、短ほぞ差しとし、かすがい両面打ち又はひら金物当て釘打ちとする。
- 5.5.3 むな木・もや
- 1. 断面寸法は次による。
 - イ. もやの断面寸法は、90mm×90mm以上とする。ただし、多雪区域においては105mm×105mmを標準とする。
 - ロ. むな木の断面寸法は、もやの断面寸法以上とし、たる木当たりの欠き込み等を考慮して適切なものとし、特記する。
 - 2. 継手は、つかの位置を避け、つかより持出して、腰掛けかま継ぎ又は腰掛けあり継ぎとし、N75釘2本打ちとする。
 - 3. T字部の仕口は、大入れあり掛けとし、上端よりかすがい打ちとする。
- 5.5.4 けた行筋かい
・振れ止め
- 5.5.5 たる木
- 1. 断面寸法は、荷重の状態、軒の出等を勘案して、適切なものとし、特記による。
 - 2. 継手は、乱に配置し、もや上端でそぎ継ぎとし、釘2本打ちとする。
 - 3. 軒先部以外の留めつけは、受け材当たりN75釘で両面を斜め打ちとする。ただし、たる木のせいが45mm程度の場合は、N100釘を脳天打ちとする事ができる。
 - 4. 軒先部の留めつけは、けたへひねり金物、折曲げ金物又はくら金物を当て、釘打ちとする。

5. 木造躯体工事

5.5.6 火打ちばり

5. かわら棒ぶき屋根の場合のたる木間隔は、かわら棒の留めつけ幅と同一とする。
小屋組の火打ちばりは、床組の火打ちばりと同様とし、5.8.6（火打ちばり）による。

5.6 屋根野地

5.6.1 挽板野地板

1. 挽板の厚さは9mm以上とする。
2. 継手は、板の登り約10枚毎に乱継ぎとし、継手はたる木心で突付けとする。
3. 取付けは、たる木に添え付け、たる木当たりN38釘2本を平打ちとする。なお、板そばは、見えがくれの場合は添え付け、見えがかりの場合はすべり刃又は相じゃくりとする。

5.6.2 合板野地板

1. 合板の品質は、構造用合板のJASに適合するもので、接着の程度1類、厚さ9mm以上のもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
2. 取付けは、間隔150mm内外に受材当たりN38釘を平打ちする。

5.6.3 パーティクルボード野地板

1. パーティクルボードの品質は、JISA5908（パーティクルボード）に適合するもので、種類は13P又は13M以上とし、厚さ12mm以上とする。
2. 取付けは、間隔150mm内外に、受材当たりN50釘を平打ちとし、継目部分は2～3mmの隙間をあける。なお、軒及び妻側の部分に使用する広こまい、のぼりよど、破風板等には木材を使用する。

5.6.4 構造用パネル野地板

1. 構造用パネルの品質はJASに適合するもの又は、これと同等以上の性能を有するものとする。
2. 取付けは、間隔150mm内外に、受材当たりN50釘を平打ちとし、継目部分は2～3mmの隙間をあける。なお、軒及び妻側の部分に使用する広こまい、のぼりよど、破風板等には木材を使用する。

5.8 床組

5.8.1 大引

1. 断面寸法は、90mm×90mmを標準とする。
2. 継手は、床づか心から150mm内外持ち出し、相欠き継ぎのうえ、N75釘2本打ちとするか又は腰掛けあり継ぎとする。
3. 仕口は次による。
イ. 土台との取合いは、大入れあり掛け、腰掛け又は乗せ掛けとし、いずれもN75釘2本斜め打ちとする。
ロ. 柱との取合いは、添木を柱に取り付けたのち、乗せ掛けとするか、柱に大入れとし、いずれもN75釘2本を斜め打ちとする。

5.8.2 床づか

1. 断面寸法は、90mm×90mmを標準とする。
2. 上部仕口は、次のいずれかによる。
イ. 大引に突付けとし、N75釘を斜め打ちのうえ、ひら金物を当て釘打ち又はかすがい打ちとする。
ロ. 大引へ一部びんた延ばしとし、N65釘2本を平打ちする。
ハ. 大引に目違いほぞ差しとし、N75釘2本を斜め打ちする。
3. 下部は、つか石に突付けとし、根がらみを床づかに添えつけ釘打ちとする。

5.8.3 根太掛

1. 断面寸法は、24mm×90mm以上とする。
2. 継手は、柱心で突付け継ぎとし、N75釘2本を平打ちする。
3. 留めつけは、柱、間柱当たりにN75釘2本を平打ちする。

5.8.4 根太

1. 断面寸法は、45mm×45mmを標準とする。ただし、2階床の床ばり間隔が900mm内外の場合は45mm×60mm以上とし、また2階床ばり間隔又は1階大引間隔がそれぞれ1,800mm内外の場合は45mm×105mmを標準とする。
2. 根太間隔は、畳床の場合は450mm内外とし、その他の場合は300mm内外とする。
3. 継手は、受材心で突付け継ぎとし、N90釘を平打ちする。
4. はり又は大引きとの取合いは、置渡しとし、N75釘2本斜め打ちとする。ただし、根太のせいが90mm以上の場合は、大入れ又は渡りあご掛けとし、N75釘2本を斜め打ちする。

5. 木造躯体工事

- 5.8.5 2階床ばり
1. 断面寸法は、荷重の状態、スパン、はり間隔等を勘案して適切なものとし、特記による。
 2. 継手は、次のいずれかによる。
 - イ. 受材上で大材を下にして台持ち継ぎとし、六角ボルト2本締めとする。
 - ロ. 受材より150mm内外持ち出し、追掛け大せん継ぎとする。
 - ハ. はりせいが120mm程度のものは、大材を受材心より150mm内外持ち出し上端をそろえ、腰掛けかま継ぎ又は腰掛けあり継ぎとし、短ざく金物両面当て、六角ボルト締め釘打ちとする。
 3. 仕口は、次のいずれかによる。
 - イ. 柱との取合いは、かたぎ大入れ短ほぞ差しとし、羽子板ボルト締め又は箱金物ボルト締めとする。
 - ロ. T字取合いは大入れあり掛けとし、羽子板ボルト締めとする。
 - ハ. 受材が横架材の場合は、受材との取合いは、渡りあご掛けとする。
- 5.8.6 火打ちばり
- 火打ちばりは次のいずれかによる。
1. 木製火打ちとする場合は、次による。
 - イ. 断面寸法は、90mm×90mm以上とする。
 - ロ. はり・胴差・けた等との仕口は、かたぎ大入れとし、六角ボルト締めとする。ただし、はり・胴差・けた等の上端又は下端に取り付ける場合は、渡りあご又はすべりあごとし、いずれも六角ボルト締めとする。
 2. 鋼製火打とする場合は、特記による。
 3. 火打ちばりを省略する場合の床組の補強方法等は、17.4（床組）の項による。

6. 屋根工事

6.1 下ぶき

- 6.1.1 材 料
1. アスファルトルーフィングは1巻重量22kg品（アスファルトルーフィング940）以上とする。
 2. 合成高分子ルーフィングは、1と同等以上の防水性能を有するものとする。
- 6.1.2 工 法
1. アスファルトルーフィングのふき方は、次による。
 - イ. 野地面上に敷込むものとし、上下（流れ方向）は100mm以上、左右は200mm以上重ね合わせる。
 - ロ. 留めつけは、重ね合せ部は間隔300mm内外に、その他は要所をタッカー釘などで留めつける。
 - ハ. むねは、左右折り掛けとする。
 - ニ. 壁面との取合い部は、壁面に沿って瓦ぶきの場合は250mm以上立ち上げ、その他の場合は120mm以上立ち上げる。
 - ホ. むね板（あおり板）、かわら棒及びびさん木などは、張りつつまない。
 - ヘ. しわ又はゆるみが生じないように十分注意して張り上げる。
2. 合成高分子ルーフィング等のふき方は、各製造所の仕様によることとし、特記による。

6.2 金属板ぶき

- 6.2.1 材 料
1. 金属板の品質は、次のいずれかの規格に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。
 - イ. JISG3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）の屋根用
 - ロ. JISG3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）の屋根用
 - ハ. JISG3317（溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯）の屋根用
 - ニ. JISG3318（塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯）の屋根用
 - ホ. JISK6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板）の屋根用
 - ヘ. JISG3320（塗装ステンレス鋼板）の屋根用
 - ト. JISH3100（銅及び銅合金の板及び条）の屋根用
 2. 金属板の板厚は、次のいずれかによる。
 - イ. ふき板の板厚は、溶融亜鉛めっき鋼板、塗装溶融亜鉛めっき鋼板、溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板、塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板、及びポリ塩化ビニル被覆金属板を用いる場合は、0.35mm以上とする。塗装ステンレス鋼板及び銅及び銅合金の板及び条を用いる場合は、0.3mm以上とする。
 - ロ. 谷の部分の板厚及びそのつり子等の部分の板厚は、ふき板より1規格以上厚い厚さとする。
 - ハ. その他の部分の板厚は特記による。
 3. 留めつけに用いる釘は、ふき板と同系材料のものを使用し、長さは32mm以上、つり子などの留めつけに用いる釘の長さは、45mm以上とする。
 4. その他の金属ふき材及び雪止め等の附属金具は、各製造所の仕様によるものとし、特記による。
- 6.2.2 加 工
1. 金属板の折り曲げは、次による。
 - イ. 加工は、原則として機械加工とする。
 - ロ. 塗装溶融亜鉛めっき鋼板、塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板、塗装ステンレス鋼板及びポリ塩化ビニル被覆金属板の折り曲げに際しては、塗膜に損傷や剥離が生じないよう、また溶融亜鉛めっき鋼板は鋼板めっき層に過大な亀裂や剥離が生じないよう、十分注意して加工する。
 - ハ. 塗膜の損傷部分の補修については、各製造所の仕様による。
 2. 金属板の接合は、次による。
 - イ. 一重はぜ（こはぜ又は平はぜともいう）のはぜ幅は、上はぜ12mm程度、下はぜ15mm程度とする。
 - ロ. 二重はぜ（巻はぜともいう）1折り目のはぜはイと同様とし、2折り目は上下はぜ同寸とする。
 - ハ. リベット接合に用いるリベットは、銅又はステンレスリベットとし、径は3mm以上、間隔は30mm以下とする。

6. 屋根工事

- ニ. はんだ接合に用いるはんだは、JISZ3282に定められたもの又はこれと同等以上の性能を有するものとし、接合両面を十分に清掃し、接合後は助剤を完全に除去する。
3. 金属板の留め付けに用いる部分は、つり子、通しつり子又は通し付け子とし、次による。
- イ. つり子は、幅30mm、長さ70～80mm内外とし、釘打ちとする。
- ロ. 通しつり子の各部分の寸法は、特記による。
- ハ. 通し付け子は、長さ900mm内外とし、継手は突付け、両端及びその中間を間隔200mm内外に釘打ちとし、通りよく取付ける。
- ニ. 釘打ちの釘頭は、すべてシーリング処理を行う。
- 6.2.3 心木ありかわら棒ぶき
1. 銅板以外の板による屋根一般部分は次による。
- イ. かわら棒の間隔は、350mm又は450mmを標準とする。ただし、強風地域では実情に応じて間隔を狭くする。
- ロ. 心木は、下ぶきの上からたる木に釘留めする。
- ハ. 心木を留める釘は、たる木に40mm以上打ち込むものとする。留め付け間隔は、軒先ければ及びむね附近では300mm以内、その他の部分は600mm以内とする。
- ニ. 溝板及びかわら棒包み板（キャップともいう）は、全長通しぶきを標準とする。ただし、溝板又はかわら棒包み板に継手を設ける場合は、二重はぜ継ぎとする。
- ホ. 溝板の両耳は、かわら棒の心木の高さまで立ち上げたうえ、かわら棒包み板をかぶせ、かわら棒包み板の上から心木側面に釘留めとする。
- ヘ. ホに用いる釘の長さは、38mm以上とする。釘打ち間隔は、軒先、ければ及びむね附近では200mm以内、その他の部分は450mm以内とする。
- ト. 特殊工法によるものは、各製造所の仕様によるものとし、特記による。
2. 銅板による屋根一般部分は次による。
- イ. かわら棒の間隔は、320mm及び365mmを標準とする。ただし、強風地域では実情に応じて間隔を狭くする。
- ロ. 心木は、下ぶきの上からたる木に釘留めする。
- ハ. 心木を留める釘は、たる木に40mm以上打ち込むものとする。留め付け間隔は、軒先、ければ及びむね附近では300mm以内、その他の部分は600mm以内とする。
- ニ. 溝板及びかわら棒包み板（キャップともいう）は、全長通しぶきを標準とする。ただし、溝板又はかわら棒包み板に継手を設ける場合は、二重はぜ継ぎとする。板厚は0.35mm以上とする。
- ホ. 溝板の両耳は、15mm程度のはぜを設け、かわら棒の心木の高さまで立ち上げる。
- ヘ. つり子は屋根と同材とし、長さ60mm、幅30mm程度のものを心木の両側に長さ32mm以上つり子間隔は、軒先、ければ及びむね附近では150mm以内、その他の部分では300mm以内とする。
- チ. 特殊工法によるものは、各製造所の仕様によるものとし、特記による。
- 6.2.4 心木なしかわら棒ぶき
- 銅板以外の板による屋根一般部分は次による。
- イ. かわら棒の間隔は、350mm又は450mmを標準とする。ただし、強風地域では実情に応じて間隔を狭くする。
- ロ. 溝板及びかわら棒包み板は、全長通しぶきを標準とする。
- ハ. 溝板を所定の位置に並べたあと、通しつり子を溝板相互間にはめ込み、亜鉛めっき座金付き釘で、野地板を通してたる木に留めつける。
- ニ. ハに用いる釘は、40mm以上打ちこめる長さのものをを用いる。釘打ち間隔は、軒先、ければ及びむね附近では200mm以内、その他の部分では400mm以内とする。
- ホ. かわら棒包み板の留めつけは、通しつり子になじみ良くはめ込み、通しつり子及び溝板につかみ込み、二重はぜとし、はぜ締機などにより、均一かつ十分に締めつける。
- ヘ. 特殊工法によるものは、各製造所の仕様によるものとし、特記による。
- 6.2.5 一文字ぶき
1. 銅板以外の板による屋根一般部分は次による。
- イ. ふき板の寸法は、銅板を224mm×914mmの大きさに切断して使用することを標準とする。ただし、強風地域では実情に応じて、ふき板の大きさを小さくする。
- ロ. ふき板の四周は一重はぜとする。下はぜは18mm、上はぜは15mm程度とする。

6. 屋根工事

6.2.6 段ぶき
(横ぶき)

- ハ. つり子は、ふき板と同じ材で、幅30mm、長さ70mmとする。
 ニ. つり子は、野地板に釘留めとする。取付け箇所は、ふき板1枚につき2箇所以上とする。
 ホ. 隣り合ったふき板は、一重はぜ継手として、千鳥に設ける。
2. 銅板による屋根一般部分は、次による。
 イ. ふき板の寸法は、銅板を182.5mm×606mmの大きさに切断して使用することを標準とする。ただし、強風地域では実情に応じて、ふき板の大きさを小さくする。
 ロ. ふき板の四周は一重はぜとする。下はぜは18mm、上はぜは15mm程度とする。
 ハ. つり子は、ふき板と同じ材で、幅30mm、長さ70mmとする。
 ニ. つり子は、野地板に釘留めとする。取付け箇所は、ふき板1枚につき2箇所以上とする。
 ホ. 隣り合ったふき板は、一重はぜ継手とし、千鳥に設ける。
- 段ぶきの工法は、各製造所の仕様による。ただし、使用する工法は、公的試験機関又はそれに準ずる試験機関で、JISA1414（建築用構成材（パネル）及びその構成部分の性能試験方法）に定められた水密試験を行った結果、その平均圧力が±300kg/m²で異常が認められなかったものとする。

6.2.7 むね部分

1. 銅板以外の板による心木ありかわら棒ぶきのむね部分の工法は、次による。
 イ. 溝板端部は、八千代折りとし、心木の高さまで立ち上げ、水返しをつける。
 ロ. むね板は、心木に釘留めとする。
 ハ. むね包み板は、むね板寸法に折り合わせて、かわら棒部分ではかわら棒上端まで、また、溝板部分では溝板底部まで折り下げる。この場合、それぞれの先端は、あだ折りとし、20mm程度を屋根面へ沿わせて折り曲げる。
 ニ. むね包み板の継手は、一重はぜ継ぎとする。
 ホ. むね包み板は、むね板の両側面に長さ32mm以上の釘を用いて、間隔300mm内外に留めつける。
 ヘ. 通し付け子は、かわら棒部分ではかわら棒上端まで、また、溝板部分では溝板底部まで折り下げる。この場合、それぞれの先端は、あだ折りとし、20mm程度を屋根面へ沿わせて折り曲げる。
 ト. 通し付け子は、むね板の両側面に長さ32mm程度の釘で、間隔300mm内外に留めつける。
 チ. 通し付け子を用いる場合のむね包みは、通し付け子の上耳にこはぜ掛けとする。
2. 銅板による心木ありかわら棒ぶきのむね部分の工法は、次による。
 イ. 溝板端部は、八千代折りとし、心木の高さまで立ち上げ、水返しをつける。
 ロ. むね板は、心木に釘留めとする。
 ハ. 通し付け子は、かわら棒部分ではかわら棒上端まで、また、溝板部分では溝板底部まで折り下げる。この場合、それぞれの先端は、あだ折りとし、20mm程度を屋根面に沿わせて折り曲げる。
 ニ. 通し付け子は、むね板の両側面に長さ25mm程度の釘で、間隔300mm以下に留めつける。
 ホ. むね包み板は、通し付け子の上耳にこはぜ掛けとする。
3. 銅板以外の板による心木なしかわら棒ぶきのむね部分の工法は次による。
 イ. 溝板端部は、八千代折りにして、むね板受材の高さまで立ち上げ、水返しをつける。
 ロ. むね板は、むね板受材に釘留めする。
 ハ. むね包み板は、1のハ、ニ及びホによる。
 ニ. 通し付け子を用いる場合は、1のヘ、ト及びチによる。
4. 銅板以外の板による一文字ぶきのむね部分の工法は、次による
 イ. むね板（あおり板）は、野地板を通してたる木に釘留めする。
 ロ. 通し付け子は、1のトによる。
 ハ. 平ぶき板の上耳は、通し付け子に沿わせてむね板（あおり板）の高さまで立ち上げる。
 ニ. むね包み板は、ふき板のはぜ通し付け子の上耳を合わせてこはぜ掛けとする。
5. 銅板による一文字ぶきのむね部分の工法は、次による。
 イ. むね板（あおり板）は、野地板を通してたる木に釘留めする。
 ロ. つり子は一般部分と同じものを使用し、むね板の側面に屋根一般部分と同じ間隔に、長さ25mm程度の釘留めとする。
 ハ. むね板に接するふき板は、上端をむね板の厚さだけ立ち上げ、はぜをつける。つり子

6. 屋根工事

は、はぜに十分掛ける。

ニ、むね包み板は、ふき板のはぜにはぜ掛けして留める。

6.2.8 壁との取合い

1. 心木ありかわら棒ぶき及び心木なしかわら棒ぶきの壁との取合いの工法は、次による。
 - イ、水上部分の壁際に取りつく雨押え受材は、かわら棒と同じ高さの部材（木材）をたる木に釘留めする。
 - ロ、水上部分の溝板端部は、八千代折りとし、心木又は雨押え受材の高さまで立ち上げ、水返しをつける。
 - ハ、水上部分の壁際に取りつく雨押え板は、心木又は雨押え受材に釘留めとする。
 - ニ、流れ方向の壁際に取りつく雨押え受材は、かわら棒と同じ高さの部材（木材）をたる木に釘留めする。
 - ホ、流れ方向の壁際部分の溝板は、雨押え受材の高さまで立ち上げ、はぜをつける。
 - ヘ、つり子は、ふき板と同じ板材で、長さ60mm、幅30mmとし、間隔は、銅板の場合は300mm程度、銅板以外の場合は450mm程度に、釘留めする。
 - ト、つり子を留める釘の長さは、銅板の場合は25mm以上、銅板以外の場合は、32mm程度とする。
 - チ、銅板以外の板の水上部分及び流れ方向の壁際の両押え包み板は、上端を壁に沿って120mm以上立ち上げ、先端をあだ折りし、壁下地に450mm程度の間隔で釘留めとする。
 - リ、雨押え包み板は、雨押え板寸法に折り合せて、かわら棒部分ではかわら棒上端まで、また、溝板部分では溝板底部まで折り下げる。この場合、それぞれの先端はあだ折りとし、20mm程度を屋根面に沿わせて折り曲げる。
 - ヌ、雨押え包みは、雨押え板の側面に、長さ32mm程度の釘で、間隔450mm程度に留めつける。
 - ル、銅板の水上部分及び流れ方向の壁際の雨押え包み板は、上端を壁に沿って60mm以上立ち上げ先端をあだ折りとする。あだ折り部分は、つり子留めとする。
 - ヲ、つり子は、幅30mm、長さ60mmのものを、長さ25mm程度の釘で、間隔300mm程度に留めつける。
 - ワ、通し付け子は、かわら棒部分ではかわら棒上端まで、また、溝板部分では溝板底部まで折り下げる。この場合、それぞれの先端は、あだ折りとし、20mm程度屋根面に沿わせて折り曲げる。
 - カ、通し付け子は、雨押え板の側面に長さ25mm程度の釘で、間隔300mm程度に留めつける。
 - ヨ、雨押え包みの下端は、通し付け子の上耳にはぜ掛けとして留めつける。

2. 一文字ぶきの壁との取合いの工法は、次による。

- イ、水上部分の壁際に取りつく雨押え受材は、40mm×40mm以上の部材（木材）を、野地板を通してたる木に釘留めする。
- ロ、雨押え受材に接するふき板は、雨押え受材の高さまで立ち上げ、先端にはぜを作る。
- ハ、雨押え包み板の上端部分の留め方は、1のへ及びトによる。
- ニ、雨押え包み板が銅板以外の場合は、1のチ、リ及びヌによる。
- ホ、雨押え包み板が銅板の場合は、1のル、ヲ、ワ及びカによる。

6.2.9 軒先・けらば

1. 銅板による一文字ぶき以外の軒先及びけらばの工法は、次による。
 - イ、唐草は、広こまい又はのぼりよどの端部に釘留めとする。釘の長さは32mm以上とし、間隔は300mm程度とする。
 - ロ、唐草は、捨て部分を80mm以上とし、下げ部分の下端は広こまい又はのぼりよどの下端より10mm以上あける。
 - ハ、唐草の継手は、端部を各々あだ折りしたものを、長さ60mm以上に重ね合せ、釘留めする。
 - ニ、溝板及びふき板の軒先部分及びけらば部分は、下部に折り返し、唐草にこはぜ掛けとする。
2. 心木ありかわら棒ぶき及び心木なしかわら棒ぶきのけらば部分は、ふき板の上面から銅板片の座金をつけたけらば留め釘を用いて、間隔300mm以内にたる木へ40mm以上打ち込んで留め付ける。
3. 心木ありかわら棒ぶきのかわら棒の小口包みは、棧鼻仕舞とする。棧鼻は、心木の木口面に釘留めし、溝板の両耳部分及びかわら棒包み板の端部を、棧鼻につかみ込ませる。

6. 屋根工事

4. 心木なしかわら棒ぶきのかわら棒の小口包みは、棧鼻仕舞とする。棧鼻は、通しつり子の先端部に差し込み、溝板の両耳部分及びかわら棒包み板の端部を、棧鼻につかみ込ませる。
5. 一文字ぶきの軒先及びけらばの工法は、1による。
6. 銅板による一文字ぶきの軒先及びけらばの工法は、次による。
 - イ. 通し付け子を広くまいたはのぼりよどの端部に釘留めとする。釘の長さは25mm程度とし、間隔は300mm程度とする。
 - ロ. 通し付け子は、すて部分を60mm以上とし、下げ部分の長さは、広くまいたはのぼりよどの下端より10mm以上あける。
 - ハ. 唐草は、通し付け子の下がり部分の長さとし、上下端に、各々反対方向に15mm程度のはぜをつける。なお、唐草の下端はぜは通し付け子につかみ込んで留める。
 - ニ. ふき板の端部は、唐草の端部にはぜ掛けして納める。

6.2.10 谷ぶき

1. 谷ぶきは、次による。
 - イ. 谷ぶき板は、ふき板と同種の板を用いて、全長通しぶきとし、底を谷形に折り曲げ両耳2段はぜとし、野地板につり子留めとする。
 - ロ. つり子は、幅30mmの長さ70mm程度のものを、間隔300mm程度に、長さ32mm程度の釘留めとする。
 - ハ. 軒先は、唐草に乗せかけ、軒どい内に落し曲げる。
 - ニ. むね際は、むね板（あおり板）下で立ち上げ、水返しをつける。
 - ホ. 谷がむね部分で、両側からつき合う場合は、谷ぶき板を峠でつかみ合わせるか、馬乗り掛けはぜ継ぎとする。
 - ヘ. 屋根のふき板または溝板は、谷縁で谷ぶき板の二重はぜ部分につかみ込んで納める。

6.3 粘土がわらぶき

6.3.1 材料

1. 粘土がわらの品質は、JISA5208（粘土がわら）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとし、種類は、特記による。特記がなければ、いぶしがわら、ゆうやくがわら、無ゆうやくがわら（素焼がわら）とする。なお、やく物その他はでき合い形で、いずれも留めつけ穴付きとする。
2. 雪止めがわら等特殊なかわらとする場合は、特記による。
3. 釘及び緊結線は、次表による。

	種類・長さ(mm)・径(mm)
釘	銅・ステンレス・しんちゅう(長さ 45～65 径 2.4 以内)
緊結線	銅・ステンレス (径 0.9 以上)

6.3.2 一般工法

1. ふき方は次による。
 - イ. かわらの働き寸法を正確に測定し、袖がわら、軒がわら及びさんがわらを地割に従い目通り正しくむねまでふき上げる。
 - ロ. 軒がわら、袖がわらの出寸法を正確に揃え、下端線を通りよく仕上げる。
 - ハ. のしがわらは、本むね3段以上、すみむね2段以上とし、良質のふき土で積みあげる。ただし、太丸がわら（直径210mm内外）を用いる場合は、のしがわらを省く。
 - ニ. 雪止めがわら等による場合は、特記による。
2. 留めつけ（緊結）は、次による。
 - イ. 軒がわら、袖がわら、谷縁がわらは、1枚毎に緊結又は釘打ちとする。
 - ロ. 引掛けさんがわらは、軒及びけらばから、2枚目通りまでを1枚ごとに釘打ちする。その他のさんがわらは、登り4枚目ごとに緊結又は釘打ちする。
 - ハ. むね積みは、のしがわらを互いに緊結し、がんぶりがわら又は丸がわらを1枚ごとに、地むねに緊結線2条で締めるか又はのしがわら及びがんぶりがわらを一緒に鉢巻状に緊結する。
 - ニ. 洋形がわらのむね施工で太丸を施工する場合は、ふき土を詰め地むねより緊結線2条で引き締める。
 - ホ. 鬼がわらは、その重量に耐えられるよう入念に緊結する。

6. 屋根工事

- へ、むね面戸及び水切面戸部分の構成は、面戸材を使用するか、しっくい塗りとし、下から2片目ののしがわらの内側となるよう施工する。
- 6.3.3 谷ぶき及び壁との取合い
1. 谷ぶき板は、銅板、ステンレス及び塗装溶融亜鉛めっき鋼板を用い、全長通しぶきとする。底を谷形に折り、両端は、両側谷縁ざんに立ち上げ、段付けとし、釘打ち又はつり子留めとする。
 2. 谷ぶきの軒先及びむねぎわは、次による。
 - イ. 付け子又は捨板に引っ掛け、軒どい内に折り下げ、むねぎわは、築地むねおおい下などに立ち上げ、深くさし込み、いずれも耳を折り返し釘打ち又はつり子留めとする。
 - ロ. 谷が両側からつき合う場合は、ふき板を峠でつかみ合わせるか馬乗り掛けにする。
 3. 流れ方向の壁際に設けるすて谷は、谷ぶき板を雨押え板下端まで立ち上げ、間隔600mm内外に釘留めする。谷ぶき板の谷縁側は、1項による。
 4. 水上部分の壁面と取り合う場合で雨押え包み板を立ち上げる場合は、6.2.8（壁との取合い）の1のロ及びチに準ずる。

6.4 厚形スレートぶき

- 6.4.1 材 料
1. 厚形スレートの品質は、JISA5402（厚形スレート）に適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するもので、特記がなければ、和形厚形スレートとする。なお、やく物その他は出来合い形とし、いずれも留め付け穴付きとする。
 2. 釘及び緊結線は、6.3.1（材料）の3項による。
- 6.4.2 工 法
1. 和型厚形スレートの工法は、6.3.1（粘土がわら）の項による。
 2. その他の厚形スレートの工法は、次のイ～ハによる。なお、イ～ハに定めのない事項は6.3.1（粘土がわら）の項による。
 - イ. 平型厚形スレートは、1枚ごとに釘2本以上で留め付け、むね峠までふき詰める。
 - ロ. 谷縁スレートは、1枚ごとに釘及び緊結線2条ずつで留め付ける。
 - ハ. むねおおいは、モルタルを飼い、なじみよく伏せ渡し、1枚ごとに地むねに取り付けた緊結線2条ずつで引き締め、こうがい釘差しモルタル押えとする。
- 6.4.3 谷ぶき及び壁との取合い
- 6.3.3（谷ぶき及び壁との取合い）の項による。

6.5 屋根用化粧スレートぶき

- 6.5.1 材 料
- 屋根用化粧スレートの品質は、JISA5423（住宅屋根用化粧スレート）に適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
- 6.5.2 工 法
- 屋根用化粧スレートによる屋根一般部分は、次による。
- イ. ふき板の切断及び孔明けは、押切りカッターによる。
 - ロ. ふき足及び重ねの長さは、JISA5423の規定による。
 - ハ. ふき板は、1枚ごとに所定の位置に専用釘で野地板に留めつける。
- ニ. 強風地域や特に対風耐力を必要とする場合は、接着剤もしくは釘による増し留めを行なうものとし、特記による。
- ホ. 特殊工法によるものは、各製造所の仕様によるものとし、特記による。

6.6 むね・壁との取合い・軒先・けらば及び谷ぶき

- 6.6.1 材 料
- むね、壁との取合い、軒先、けらば及び谷ぶきなどの各部分で特殊なものは、各製造所の仕様によるものとし、特記による。
- 上記の各部分で金属板を用いる場合は、6.2.1（材料）の項によるものとし、厚さは0.4mm以上とする。
- 6.6.2 工 法
1. 所要の寸法形状に加工したものを、要所釘留め、シーリング処理を行なう。
 2. 壁際の立ち上げは、壁に沿って60mm以上とする。
 3. 特殊工法による場合は、各製造所の仕様によるものとし、特記による。

6. 屋根工事

6.7 水切り・雨押え

- 6.7.1 材 料 材料は6.2.1（材料）の項によるものとし、厚さは0.4mmとする。
- 6.7.2 工 法 1. 所要寸法に裁ち、板端はすべて折り返し、要所に釘打ちシーリング処理とする。
2. 壁際立上りは、下地材裏に60mm以上立ち上げ、雨仕舞い良く施工する。

6.8 と い

- 6.8.1 材 料 1. といに用いる硬質塩化ビニル雨どいの品質は、特記による。
2. といに用いる金属板の品質は、6.2.1（材料）に定めるものとする。なお、このうち塗装溶融亜鉛めっき鋼板については同規格中の屋根用（記号R）または建築外板用（記号A）、ポリ塩化ビニル（塩化ビニル樹脂）金属積層板については同規格中の高耐候性外装用（A種）または一般外装用（B種）とし、塗装ステンレス鋼板を含め、いずれも両面塗装品とする。
3. 板厚は、特記のないかぎり0.3mm以上とする。
- 6.8.2 硬質塩化ビニル雨どい 1. 軒どいの工法は、次による。
イ. 軒どいは、専用の継手を用い、接着剤を併用して接合する。接合した軒どいの長さは10m以内とし、10mを越える場合は、有効な伸縮継手を設ける。
ロ. 軒どいの受金物は、軒どいに合った形状寸法の間隔700mm程度に、たる木または鼻かくしに取付ける。受金物の鉄部は溶融亜鉛めっきを行う。
ハ. 軒どいの取付けの勾配は1/200以上とする。
ニ. 軒どいは、伸縮を妨げない程度に受金物に緊結する。
ホ. 特殊工法によるものは、各種製造の仕様によるものとし、特記による。
2. 堅どいの工法は次による。
イ. 堅どいは、専用の継手を用い、接着剤を併用して接合する。
ロ. 堅どいの受金物は、堅どいに合った形状寸法の間隔1000mm以下に、取りつける。受金物は、ステンレス製又は鉄部に溶融亜鉛めっき（ドブ漬）を行ったものとする。
ハ. 堅どいには、各受金物ごとに、といと同質材で下がり止めを接着剤で取りつける。
ニ. 堅どいが曲がる場合は専用の異形管を用いる。工法はイによる。
ホ. 特殊工法を用いる場合は、製造所の仕様によるものとし、特記による。
3. あんこう、じょうご及びよびどいの工法は次による。
イ. あんこうを用いる場合は、各製造所の仕様によるものとし、特記による。
ロ. じょうごおよびどいの組合せの場合は、軒どいと、堅どいにあつたじょうごとし、よびどいは堅どいと同じ形状寸法のものを用いる。なお、取付け方法は、2による。
- 6.8.3 金属板どい 1. 軒どいの工法は次による。
イ. 軒どいは、所要寸法に加工し、丸どいの場合は両端を耳巻きする。
ロ. 継手は、耳巻き部分の心線を相手側に差し込み、30mm程度重ね合わせてはんだ付けする。
ハ. 出すみ、入すみの場合は、重ね15mm程度とし、他はロによって行う。
ニ. 小口せき板は、軒どいの形状寸法に切り出した板の下辺部分を10mm程度折り返し、軒どい内部に添え付けしてはんだ付けとする。また、しぼり（菊しぼりともいう）によることができる。
ホ. 軒どいの受金物は、軒どいに合った形状寸法の間隔900mm以内にたる木または鼻かくしに取りつける。受金物は、ステンレス製、又は鉄部に溶融亜鉛めっき（ドブ漬）を行ったものとする。
ヘ. 軒どいの勾配は1/200以上とする。
ト. 軒どいは、銅線またはステンレス線で受金物に堅固に緊結する。
チ. 特殊工法によるものは、特記による。
2. 堅どいの工法は、次による。
イ. 堅どいは、所要の形状寸法に加工する。はぎ目は、5mm以上の一重はぜ掛けとし、はぜの外れ止めを行う。
ロ. 堅どいの継手は、上どい下どいとこの直径または角どいではその短辺の寸法程度を差し込む。この場合といのはぎ目をそろえ、継手ははんだ付けする。

6. 屋根工事

- ハ. 堅どい受金物は、堅どいに合った形状寸法の間隔1000mm以下に取りつける。
受金物は、ステンレス製、又は鉄部に溶融亜鉛めっき（ドブ漬）を行ったものとする。
 - ニ. 堅どいには、1本につき2箇所以上ずれ止めをつける。ずれ止めは、堅どいと同材で作成、はんだ付けで取りつける。
 - ホ. 堅どいが曲がる場合は、堅どいを角度に合わせて端部を加工し差し込み、はんだ付けする。
 - ヘ. 特殊工法によるものは、特記による。
 - 3. あんこう、ます及びよびどいの工法は次による。
 - イ. あんこうは、背・腹及び胴板により、角形に組み合わせる。はぎ目は10mm程度のダクトはぜとし、はんだ付けする。
 - ロ. 取付けは、上部は軒どいの両耳につみかけ、下部は、堅どいに差し込んで取りつける。
 - ハ. ますは、あんこうに準じて作り、よびどいは、堅どいにならって作る。ますの落口を、よびどいに差し込み、はんだ付けする。取りつけは、イによる。
 - 4. はいどい（流しどい）の工法は、次による。
 - イ. はいどいは角形とし、軒どいに準じて作る。軒先部分は軒どい内に曲げ下げる。両端部分は長さ250mm程度のふち板を、中間部には幅25mm以上のつなぎ板を、といの両耳に掛け、はんだ付けする。
 - ロ. 取付けは、屋根材面に留めつけた銅線、または、ステンレス鋼線により緊結して留める。
 - ハ. 長さ2m以下の軽微なはいどいの場合、堅どいを用いてもよいものとし、特記による。
 - ニ. 特殊工法によるものは、特記による。
- 6.8.4 雨水の処理
- 堅どいの下部は、配水管に直結するか又は、コンクリート製のとい受けを据えつける。この場合、堅どい周囲から塵芥や土砂が入らないようにする。

7. 断 熱 工 事

7.1 一 般 事 項

- 7.1.1 適 用
1. 住宅を断熱構造とする工事（以下「断熱工事」という。）に係る事項は、この項による。ただし、公庫の定める所定の断熱性能を確保する場合は、この項によらず特記による。
 2. 断熱性能の地域区分は下表による。

地域区分	都 道 府 県 名
I	北海道
II	青森県、岩手県、秋田県
III	宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県
IV	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
V	宮崎県、鹿児島県

3. 断熱工事の施工部位は、本頁7.3（施工部位）による。
 4. 各部位の断熱性能は、本頁7.4（断熱性能）による。
 5. 北海道地域で建設する場合は、北海道防寒住宅建設等促進法に基づく防寒構造に適合するものとする。
- 7.1.2 断熱材の保管・取扱い
1. 断熱材が雨などによって濡れることがないように十分配慮する。なお、万一濡れた場合は、乾燥を確かめてから使用する。
 2. 無機繊維系断熱材については、断熱材の上に重量物を載せないように十分注意する。
 3. 発泡プラスチック系断熱材については、火気に十分注意する。
- 7.1.3 養生
1. 断熱工事終了後、後続の工事によって断熱材及び防湿材が損傷を受けないよう必要に応じて養生を行う。
 2. 施工中、屋外に面する断熱材は、雨水による濡れ、あるいは直射日光による劣化などにより損傷を受けないよう必要に応じてシート類で養生する。
- 7.1.4 注意事項
1. 断熱工事は、他種工事との関連に十分留意し、確実な施工に最も適した時期に実施する。
 2. 使用する断熱材、防湿材の種類に応じ、工具、作業衣などをあらかじめ準備する。

7.2 材 料

- 7.2.1 断 熱 材
1. 断熱材の品質は、JISの制定のあるものはすべてこの規格に適合したもので、なるべくJISマーク表示品とする。
 2. 断熱材の形状及び種類は下表による。なお、これ以外の断熱材を使用する場合は、公的機関等（海外を含む）による実験等によって、熱伝導率等の性能が確かめられたものに限るものとする。

形状	種類	
	材種	材料名
フェルト状断熱材	無機繊維系断熱材	グラスウール ロックウール
ボード状断熱材	無機繊維系断熱材	グラスウール ロックウール
	木質繊維系断熱材	インシュレーションボード
	発泡プラスチック系断熱材	ビーズ法 ポリスチレンフォーム 押出法 ポリスチレンフォーム 硬質ウレタンフォーム ポリエチレンフォーム フェノールフォーム
吹込み用断熱材	無機繊維系断熱材	吹込み用 グラスウール 吹込み用 ロックウール
	木質繊維系断熱材	吹込み用 セルローズファイバー 吹込み用 セルローズファイバー (接着剤併用)
現場発泡断熱材	発泡プラスチック系断熱材	吹付け硬質ウレタンフォーム

7. 断熱工事

7.2.2 防湿材

防湿材は、次のいずれかに該当するもの、又はこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものとする。

- イ. JISA6930（住宅用プラスチック系防湿フィルム）に適合するもの
- ロ. JISZ1702（包装用ポリエチレンフィルム）に適合するもので、厚さ0.05mm以上のもの
- ハ. JISK6781（農業用ポリエチレンフィルム）に適合するもので、厚さ0.05mm以上のもの
- ニ. 0.007mm以上の厚さのアルミニウム箔にクラフト紙を裏打ちしたもの
- ホ. 透湿度が24時間当り75 g/m²以下のアスファルトコートクラフト紙

7.3 施工部位

7.3.1 断熱構造とする部分

断熱工事の施工部位は、次による。

- イ. 住宅の屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合）又は屋根の直下の天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じている場合）
- ロ. 外気に接する壁
- ハ. 外気に接する床及び床下換気孔等により外気と通じている床（以下「その他の床」という。）

7.3.2 断熱構造としなくてもよい部分

7.3.1（断熱構造とする部分）にかかわらず、断熱構造としなくてもよい部分は、次による。

- イ. 居住区画に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これに類する区画の外気に接する部位
- ロ. 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏の壁で外気に接するもの
- ハ. 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダ、その他これらに類するもの
- ニ. 外気に接する壁を湿式真壁造とした住宅における当該部分

7.4 断熱性能

7.4.1 一般事項

断熱材の厚さ及び種類等は、この項による。ただし、公庫の定める熱貫流率（付録3）を用いて断熱材の厚さ及び種類等を決定する場合の断熱性能は、この項によらず特記による。

7.4.2 断熱材の種類

断熱材は、下表に掲げる種類の断熱材又は下表の熱伝導率を有する断熱材とする。記号別の断熱材の種類

（λ：熱伝導率 {kcal/ (m. h. °C)} } なお [] 内は {W/ (m·k)} に換算したもの）

A λ=0.045~0.040 [0.052~0.046]	C λ=0.034~0.030 [0.040~0.035]
住宅用グラスウール10K相当	住宅用グラスウール24K、32K相当
吹込み用グラスウールGW-1、GW-2	高性能グラスウール16K、24K相当
吹込み用ロックウール25K、35K	吹込み用グラスウール30K、35K相当
A級インシュレーションボード	住宅用ロックウール（マット、フェルト、ボード）
シーリングボード	ビーズ法ポリスチレンフォーム1号、2号、3号
	押出法ポリスチレンフォーム1種
	ポリエチレンフォームA種
	吹込み用セルローズファイバー25k (接着剤併用)
	フェノールフォーム保温板2種1号
B λ=0.039~0.035 [0.045~0.041]	D λ=0.029~0.025 [0.034~0.029]
住宅用グラスウール16K相当	ビーズ法ポリスチレンフォーム特号
ビーズ法ポリスチレンフォーム4号	押出法ポリスチレンフォーム2種
ポリエチレンフォームB種	フェノールフォーム保温板1種1号、2号、2種2号
タタミボード	E λ=0.024以下 [0.028以下]
	押出法ポリスチレンフォーム3種
	硬質ウレタンフォーム
	吹付け硬質ウレタンフォーム（現場発泡品）

7.4.3 断熱材の厚さ

断熱材の厚さは、地域区分、施工部位、断熱材の種類に応じ、次表に掲げる数値以上の厚さとする。

7. 断 熱 工 事

I 地域(大壁造)

部位		断熱材の厚さ	断熱材の種類・厚さ(単位:mm)				
			A	B	C	D	E
屋根又は屋根直下の天井			140	130	110	90	75
壁	真壁造		—	—	—	—	—
	大壁造		110	100	85	70	60
床	外気に接する床	畳敷きの床	105	95	80	65	55
		板敷きの床	130	120	105	85	70
	その他の床	畳敷きの床	85	75	65	55	45
		板敷きの床	110	100	85	70	60

II 地域(真壁造)

部位		断熱材の厚さ	断熱材の種類・厚さ(単位:mm)				
			A	B	C	D	E
屋根又は屋根直下の天井			200	140	125	105	75
壁	真壁造		真壁の壁体内に充填可能な厚さ				
	大壁造		100	100	100	85	65
床	外気に接する床	畳敷きの床	105	90	80	65	55
		板敷きの床	130	115	105	90	70
	その他の床	畳敷きの床	85	75	65	55	45
		板敷きの床	110	95	85	70	60

II、III 地域

部位		断熱材の厚さ	断熱材の種類・厚さ(単位:mm)				
			A	B	C	D	E
屋根又は屋根直下の天井			65	55	50	40	35
壁	真壁造		50	45	40	30	25
	大壁造		45	40	35	30	25
床	外気に接する床	畳敷きの床	20	15	15	10	10
		板敷きの床	45	40	35	30	25
	その他の床	畳敷きの床	10	10	10	10	10
		板敷きの床	40	35	30	25	20

IV 地域

部位		断熱材の厚さ	断熱材の種類・厚さ(単位:mm)				
			A	B	C	D	E
屋根又は屋根直下の天井			45	40	35	30	25
壁	真壁造		35	30	30	25	20
	大壁造		35	30	25	20	20
床	外気に接する床	畳敷きの床	5	5	5	5	5
		板敷きの床	30	30	25	20	20
	その他の床	畳敷きの床	0	0	0	0	0
		板敷きの床	25	25	20	15	15

V 地域

部位		断熱材の厚さ	断熱材の種類・厚さ(単位:mm)				
			A	B	C	D	E
屋根又は屋根直下の天井			25	20	20	15	15

- 7.4.4 断熱材の厚さ
- 異なる断熱材を複合して使用する場合において、7.4.3（断熱材の厚さ）に定める数値と同等以上の断熱性能を有すると認められる場合の断熱材の厚さは、特記による。
 - 特別の事由により、一つの部位で7.4.3（断熱材の厚さ）の表の断熱材の厚さを減ずる場合にあつては、他のすべての部位で断熱材の厚さに当該で減じた数値の厚さを附加するものとする。ただし、7.3.2（断熱構造としなくてもよい部分）の二により壁の断熱材を省略する場合は、これによらないことができる。
 - 床に建材畳床等を使用する場合にあつては、板敷きの床の断熱材の厚さの値により当該建材畳床等に使用されている断熱材の厚さの値を減じた値による厚さの断熱材とすることができる。

8. 造 作 工 事

8.3 内外壁下地

- 8.3.1 胴 縁
1. 耐力壁の下地とする場合の胴縁の間隔等は、5.3.1（大壁耐力壁の種類等）の項に適合するものとする。
 2. 非耐力壁の下地とする場合の胴縁の間隔は、450mm以内とし、受材に釘で留め付ける。
- 8.3.2 左官下地
1. 木ずりとする場合は、5.2.3（木ずり）の項に準ずる。
 2. せっこうラスボード張りとする場合は、次による。
 - イ. せっこうボード、またはせっこうラスボード張りの品質は、JISA6901（せっこうボード製品）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとし、厚さ9mm以上とする。
 - ロ. 継手は、受材心で突付け継ぎとし、受材当たり間隔100mm内外で、GN40釘を平打ちする。
 3. 構造用合板、各種ボード類の下地張りは、5.3（大壁造の面材耐力壁）の各項に準ずる。
 4. 木毛セメント張りとする場合は、8.10（内壁のせっこうボード張り・その他のボード張り）の各項に準ずる。なお、木毛セメント板は、厚さ15mmで中細木毛とする。

8.4 外壁板張り

- 8.4.1 たて羽目張り
1. 板そばは、本実じゃくり、幅割り合わせとする。継手は、受材心で相欠き、乱継ぎとする。
 2. 取付けは、受材当たりに通りよく、つぶし頭打ち位置又はしんちゅう釘打ちとする。
- 8.4.2 よろい下見板張り
1. 板幅をそろえ、羽重ねは20mm内外とする。
 2. 継手は、受材心で相欠き、乱継ぎとする。取付けは、受材当たりに通りよく、つぶし頭釘打ち又はしんちゅう釘打ちとする。
- 8.4.3 押縁下見板張り
1. 板幅をそろえ、羽重ねは20mm内外とする。板の取付けは羽重ね下ごとに受材当たり釘打ちとする。
 2. 板の継手は、柱心で突付けとする。
 3. 押縁は羽刻みを行い、受材当たり釘打ちとする。かど及び出入口のきわの押縁は、厚手の下見板を木口隠しじゃくりしたものとする。押縁の継手は、羽重ね位置でそぎ継ぎとする。
- 8.4.4 雨 押 え
1. 雨押えの継手は、柱心で突付け継ぎとし、出すみ及び入りすみは大留めとする。
 2. 雨押えの取付けは、柱及び間柱へ欠き込み、釘打ちとする。
- 8.4.5 見切り縁
- 見切り縁の継手は、柱心で目違い継ぎとし、出すみ及び入りすみは大留めとし、受材当たり釘打ちとする。

8.5 サイディング張り

- 8.5.1 材 料
1. サイディング材は、特記による。
 2. 防水紙は、アスファルトフェルト（1巻20kg品（アスファルトフェルト430）以上）又はこれと同等以上のものとする。
 3. シーリング材は、JISA5758（建築用シーリング材）に適合するもので、JISの耐久性による区分の7020以上（ただし、アクリル系シーリング材を除く）のもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
 4. ジョイナー、防水テープ等は、各製造所の指定する材料とする。
- 8.5.2 工 法
1. サイディング材は、壁面全面に防水紙を貼る等の防水処理を行ったのちに取付ける。防水紙の重ねは、縦、横とも90mm以上とする。、防水紙の留め付けは、タッカー釘で継目部分は300mm間隔に、その他の箇所は要所に行い、たるみ、しわのないように張る。
 2. サイディング材の取付けは、目地通りよく、不陸、目違い等のないように行う。
 3. サイディングと土台水切り等の取合いは、10mm程度の隙間をあける。
 4. 開口部廻りの防水処理は、防水テープ等により補強する。
 5. サイディング材の継目部分は、ジョイナー又はシーリング材によって防水処理を行う。なお、シーリング材の充てんは、8.7（開口部廻りのシーリング処理）の項による。
 6. 水切り及び雨押えの取付けは、6.7（水切り・雨押え）の項による。
 7. その他の工法は、各製造所の仕様によることとし、特記による。

8. 造 作 工 事

8.6 塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り

- 8.6.1 材 料 塗装溶融亜鉛めっき鋼板の品質は、JISG3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するもので建築用外板用とする。
- 8.6.2 工 法
1. 塗装溶融亜鉛めっき鋼板のたて形下見板のたて方向は、90mm以上重ねる。横方向は、重ね合わせ又はこはぜ合わせとする。重ね合わせの場合の重ね幅は、1山以上とする。
 2. 留めつけは、間隔300mm内外で、胴縁に亜鉛めっき釘（亜鉛めっきをしたカラー釘を含む。）打ちとする。

8.7 開口部廻りのシーリング処理

- 8.7.1 材 料 シーリング材は、JISA5758（建築用シーリング材）に適合するもので、JISの耐久性による区分の7010以上のもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
- 8.7.2 工 法
1. シーリング材の充填は、原則として、吹付けなどの仕上げ前に行う。なお、仕上げ後充てんする場合は、目地周囲にはみ出さないようテープなどで十分養生する。
 2. プライマーを塗布したのち、製造所の指定する時間放置し、指で乾燥を確認しながらシーリング材を速やかに充填する。

8.8 小屋裏換気

- 8.8.1 小屋裏換気 小屋裏空間が生じる場合の小屋裏換気は次の1、2による。ただし、天井面ではなく屋根面に断熱材を施工する場合は、小屋裏換気孔は設置しないこととする。
1. 小屋裏換気孔は、独立した小屋裏ごとに2カ所以上、換気に有効な位置に設ける。
 2. 換気孔の有効換気面積等は、次による。
 - イ. 両妻壁にそれぞれ換気孔（吸排気両用）を設ける場合は、換気孔をできるだけ上部に設けることとし、有効換気孔面積の合計は、天井面積の1/300以上とする。
 - ロ. 軒裏に換気孔（吸排気両用）を設ける場合は、有効換気孔面積の合計を天井面積の1/250以上とする。
 - ハ. 軒裏に吸気孔を、妻側に排気孔を、垂直距離で910mm以上離して設ける場合は、それぞれの有効換気孔面積を天井面積の1/900以上とする。
 - ニ. 排気筒その他の器具を用いた排気孔は、できるだけ小屋裏頂部に設けることとし、排気孔の有効換気面積は、天井面積の1/1,600以上とする。また、軒裏に設ける吸気孔の有効換気面積は、天井面積の1/900以上とする。
- 8.8.2 スクリーン 小屋裏換気孔には、雨、雪、虫等の侵入を防ぐため、スクリーン等を堅固に取付ける。

(基準金利適用住宅工事仕様書)

Ⅲ. 省エネルギータイプの仕様

Ⅲ.6.7 通気措置

外壁における通気措置は、次のいずれかによる。

1. 外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造とする場合は次による。
 - イ. 防風材は、JISA6111（透湿防水シート）に適合する透湿防水シート等、気密性と防水性及び湿気を放散する十分な透湿性を有する材料とする。
 - ロ. 通気層の構造は、次のいずれかによる。
 - (イ) 土台水切部から軒天井見切縁に通気できる構造。
 - (ロ) 土台水切部から天井裏を経由し、小屋裏換気孔に通気できる構造。
 - ハ. 外壁仕上げ材、土台水切り、見切り縁などは外壁内通気に支障のないものとし、特記による。
2. 外壁材を板張りとし、直接通気を可能とする構造とする場合は次による。
 - イ. 防水材は、JISA6111（透湿防水シート）に適合する透湿防水シート等、気密性と防水性及び湿気を放散するに十分な透湿性を有する材料とする。
 - ロ. 外壁板張りは、8.4（外壁板張り）とし、水蒸気の放出が可能な構造とする。

9. 左官工事

9.2 モルタル下地ラス工法

- 9.2.1 材 料
1. 防水紙は、アスファルトフェルト430以上とする。
 2. メタルラスの品質は、JISA5505（メタルラス）に適合する波形ラス1号（0.7kg/m²、網目寸法16mm×32mm以下）で防錆処理をしたものとする。
 3. ワイヤラスの品質は、JISA5504（ワイヤラス）に適合するものとする。
 4. 特殊ラスの品質は、0.7kg/m²以上とし、防錆処理をしたもので、モルタルの塗厚が十分確保できるような製品とする。
 5. ラスシートの品質は、JISA5524（ラスシート（角波亜鉛鉄板ラス））に適合するもので、LSI（非耐力壁）またはLS4（耐力壁）とする。
 6. ラスの取付け金物は、またくぎ（径1.56mm長さ25mm以上）又はタッカー釘（0.56mm×1.16mm×19mm以上）とする。
 7. ラスシートの取付け金物は、板厚0.3mm以上、径15mm以上の座金を付けたN38釘とし、いずれも防錆処理したものとする。
 8. 力骨は、径2.6mm以上の防錆処理された鋼線とする。
- 9.2.2 メタルラス張り工法
1. 防水紙は、継目を縦、横とも90mm以上重ね合わせる。留めつけはタッカーを用い、継目部分は約300mm間隔に、その他の箇所は要所に行い、たるみ、しわのないように張る。ただし、軒裏の場合は、防水紙を省略する。
 2. メタルラスの張り方は、縦張りを原則とし、千鳥に配置する。継目は縦、横とも30mm以上重ね継ぐ。ラスの留めつけは、またくぎの場合は200mm以内、タッカー釘の場合は70mm以内に、ラスの浮き上り、たるみのないよう下地板に千鳥に打留める。
 3. 出すみ及び入りすみなどの継目は、突付けとし、200mm幅の共材のラス（平ラス1号以上）を中央から90°に折り曲げ、上から張り重ねる。また、開口部には200mm×100mmの共材のラス（平ラス1号以上）を各コーナーに出来るかぎり近づけて斜めに二重張りとする。
 4. 継目、開口部、出すみ、入すみなどは、力骨でおさえ込み、必ずまたくぎを用いて、受材当たりに、継目周囲は200mm内外に、その他は300mm内外に打留める。また、力骨の重ねは100mm以下とする。
 5. シーキングインシュレーションボードの上に張る場合の打留めは、前記の2に準ずる。また、力骨のおさえ込みは前記の4に準ずる。なお、この場合は、またくぎがボードを貫通し、柱、柱間、胴縁等に確実に緊結するように打留める。
- 9.2.3 ワイヤラス張り工法
1. 防水紙の張り方は、メタルラスと同様とする。
 2. ワイヤラスの張り方は、上から仮留めし、上下の継目はワイヤで編み込み、左右の継目は、1山以上重ね横網張りとする。ただし、コーナーは縦網張りとし角を出し、縦網と横網の継目は1山以上重ね継ぐ。
 3. ラスの留めつけは、またくぎの場合は300mm以内、タッカー釘の場合は100mm以内で千鳥に打留める。
 4. 継目、開口部、出すみ、入すみなどは、力骨をさし込み、打留めは、メタルラスと同様とする。
 5. シーキングインシュレーションボードの場合は、メタルラスと同様とする。
- 9.2.4 ラスシート張り工法
1. ラスシートLS1を使用する場合は、継目は1山重ね、受材当たり（間柱又は胴縁等）に9.2.1（材料）の7の座金付きN38釘を間隔200mm以内に平打ちする。なお、ラスシートLS1のうち板厚が0.19mmのものを使用する場合の受材の間隔は、455mm以内とする。
 2. 張り方は、受材が柱又は間柱の場合は横張り、胴縁の場合は縦張りとし、横張り、縦張りとも下部より上部へ向って漏水しないよう入念に張り上げる。なお、斜め張りは行っていない。
 3. ラスシートLS4を使用する場合は、5.3.3（構造用面材の張り方）の12の項による。
- 9.2.5 特殊なラス張り工法
- 各製造所の仕様によるが、モルタル塗厚が十分確保できるような製品とし、特記による。

9. 左 官 工 事

9.3 モルタル塗り

9.3.1 材 料

1. 普通ポルトランドセメント及び白色セメントの品質はJISR5210（ポルトランドセメント）に適合するものとする。
2. 砂は、有害量の鉄分、塩分、泥土、塵芥及び有機物を含まない良質なものとす
3. 水は、有害量の鉄分、塩分、硫黄分及び有機不純物などを含まない清浄なものとする。
4. 混和材として用いる消石灰の品質は、JISA6902（左官用消石灰）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
5. ポルトランドセメントに骨材、混和材料又は顔料などを工場で配合したセメント類を用いる場合は、特記による。

9.3.2 調 合

モルタルの調合（容積比）は、下表を標準とする。

下 地	塗り付け箇所	下塗り・ラスこすり	むら直し・中塗り	上 塗 り
		セメント：砂	セメント：砂	セメント： 砂：混和材
コンクリート又は コンクリートブロック	床	—	—	1：2
	内 壁	1：2	1：3	1：3：適量
	外 壁 その他	1：2	1：3	1：3：適量
ワ イ ヤ ラ ス メ タ ル ラ ス ラ ス シ ー	内 壁	1：3	1：3	1：3：適量
	天 井	1：2	1：3	1：3：適量
	外 壁 その他	1：3	1：3	1：3
木 毛 セ メ ン ト 板	内 壁	1：2	1：3	1：3：適量
	外 壁 その他	1：2	1：3	1：3

- (注) 1. 混和材（剤）は消石灰、ドロマイトプラスター、ポゾラン、合成樹脂などとする。
 2. ラスコすりには必要であれば、すさ（つた）を混用してもよい。
 3. 適量とは、セメントに対する容積比で、無機質系の場合は20%以下、合成樹脂系の場合は0.1～0.5%以下とし、各々製造所の仕様による。

9.3.3 塗 り 厚

塗り厚は、下表を標準とする。

下 地	塗り付け箇所	塗 り 厚 (mm)			
		下塗り・ラスこすり	むら直し	中塗り	上塗り
コ ン ク リ ー ト コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 木 毛 セ メ ン ト 板	床	—	—	—	25
	内 壁	6	0～6	6	3
	外 壁 その他	6	0～9	0～9	6
ワ イ ヤ ラ ス メ タ ル ラ ス ラ ス シ ー	内 壁	ラス面より1 mm程度厚く する	0～6	6	6
	天 井・庇		—	0～6	3
	外 壁 その他		0～9	0～9	6

9.3.4 壁塗り工法

1. 下塗り（ラスこすり）は、次による。
 - イ. こて圧を十分にかけてこすり塗りをし、塗り厚はラスを被覆するようにし、こては下から上に塗りつける。水引き加減をみて木ごてでならし、目立った空げきを残さない。下塗り面は、金ぐしの類で全面にわたり荒し目をつける。
 - ロ. 塗りつけたのち、2週間以上できるだけ長期間放直して、次の塗り付けにかかる。
2. むら直しは、次による。
 - イ. 下塗りは乾燥後、著しいひび割れがあれば、目塗りをし、下地面が平坦になっていない部分又は凹部は、つけ送りしつつむら直しを行い、金ぐしの類で荒し目をつける。
 - ロ. むら直しのあと、下塗りと同様の放置期間をおく。
3. 中塗りは、次による。

定規ずりしながらこて圧を十分にかけて平坦に塗り付ける。繰形部は、型板を用い、隅、角、ちり回りは、中塗り前に定規ずりをする。

9. 左 官 工 事

4. 上塗りは、次による。
 中塗りの硬化の程度をみはからい、隅、角及びちり回りに注意して、こて圧を十分に塗り付け、水引き程度をみてむらなく平坦に塗り上げる。なお、仕上げについては、特記による。
- 9.3.5 床塗り工法
 床塗りは、次による。
 イ. 床コンクリート面にモルタル塗りを施す場合は、コンクリート打込み後、なるべく早くとりかかる。
 ロ. コンクリート打込後、日数のたったものは、純セメントペーストを十分に流し、ほうきの類でかきならしたのち塗り付けにかかる。なお、吸水調整材を使用する場合は、製造所の仕様による。
 ハ. 塗り付けは、硬練りモルタルとし、水平、勾配など十分注意しながら定規ずりを行い、水引き具合を見ながら、こてで平滑に押え仕上げる。
- 9.3.6 防水モルタル
 1. 材料は、9.3.1（材料）の項によるものとし、防水剤は製造所の特記による。
 2. 調合は、各製造所の仕様による。
 3. 塗り厚は、20mmとする。
 4. 工法は、次のとおりとする。
 イ. 下地処理を行う。
 ロ. 防水モルタルは、材料を正確に計量し、十分に練り混ぜる。
 ハ. 下塗りは、水勾配等を考えて、金ごてで入念に塗り付け、荒し目を付ける。
 ニ. 上塗りは、塗り厚均等に、金ごてで入念に塗り付ける。

9.7 しっくい塗り

- 9.7.1 材 料
 1. 消石灰の品質は、JISA6902（左官用消石灰）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
 2. 砂、水及びすさは、9.3.1（材料）の2及び3並びに9.5.1（材料）の2の項による。
 3. のりは、角又の類又は化学のりとする。
 4. 顔料は、9.5.1（材料）の3による。
- 9.7.2 塗 り 厚
 塗り厚は、特記がなければ、壁は15mm、天井は12mmを標準とする。
- 9.7.3 ラス下地の場合の工法
 1. ラス下地に調合（容積比）1：3のセメントモルタルの下こすりをし、荒し目を付け十分乾燥させる。
 2. 乾燥後、その上にしっくい1度薄くこすり塗りを施し、乾燥させる。
 3. むら直しは、地むらなく行う。中塗りは、ちり回りを正確に行う。
 4. 上塗りは、中塗りの水引き加減を見計らい、こて圧を十分に塗り上げる。
- 9.7.4 せっこうラスボード下地の場合の工法
 下塗り、中塗り及び上塗りは、9.4.4（せっこうラスボード下地の場合の工法）に準ずる。

9.8 土 壁 塗 り

- 9.8.1 木舞下地
 1. 材料は次による。
 イ. 間渡し竹は、篠竹の丸竹（径12mm以上、3年以上の肉厚のもの）又は真竹の割竹（径40mm～60mm、3年以上のものを4～8個に割ったもの）とする。
 ロ. 木舞竹は、篠竹又は真竹でいずれも割竹とする。
 ハ. 木舞縄は、しゅろ、あさ又はわら縄などとする。
 2. 工法は次による。
 イ. 間渡し竹は、篠竹の丸使い又は真竹の割竹使いとし、縦・横とも柱貫などの際より約60mm通し、間渡しは300mm内外とし、両端は彫込み、貫あたり釘打ちとする。
 ロ. 木舞竹は、縦45mm、横35mm内外の間隔とし、間渡し竹当たりは必ず木舞縄でからみ付ける。塗込み貫は、しのぎ削に荒しを付し、上部は桁類に彫込み、通し貫当りに釘打ちとする。
 ハ. 特殊な木舞下地とする場合は、各製造所の仕様によることとし、特記する。

9. 左 官 工 事

- | | |
|-----------|---|
| 9.8.2 材 料 | <ol style="list-style-type: none">1. 壁土は、良土（荒木田土の類）を用いる。2. 下塗り及び裏返し塗り用壁土には、わずさを混入した練り置きものを用いる。3. むら直し及び中塗り用壁土には、細かい目のふるいを通したものに、砂及びわずさを適量混入した練り置きものを用いる。 |
| 9.8.3 工 法 | <ol style="list-style-type: none">1. 下塗りは、木舞下地に十分すり込んだのち塗り付け、裏返し塗りをする。下塗りが十分乾燥したのち、むら直しをする。2. 中塗りは、むら直しが十分乾燥したのち、むらなく塗り付け、平滑にこて押えする。3. 上塗りは、中塗り乾燥後、繊維壁仕上げの場合は、9.6（繊維壁塗り）により、しっくい仕上げの場合は、9.7（しっくい塗り）により行う。その他の仕上げの場合は、特記による。 |

10. 内外装工事

10.1 タイル張り

- 10.1.1 材 料
1. 陶磁器質タイルの品質は、JISA5209（陶磁器質タイル）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
 2. 使用するタイルの形状、寸法、色あい、裏型などは、あらかじめ見本品を提出して、建築主又は監督者の承認を得る。
 3. 下地モルタルの調合は、9.3.2（調合）の項による。
 4. 接着剤の品質はJISA5548（陶磁器質タイル用接着剤）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。なお、内装工事に使用する接着剤は、ホルマリン不使用のもので、トルエン、キシレンの放散が極力小さいものを使用する。有機溶剤系接着剤を使用する場合は、その使用量を最小限におさえ、十分に養生期間を設ける等の配慮をする。
 5. 混和剤は、特記による。なお、監督者がいる場合は、その承認を受ける。
- 10.1.2 下地こしらえ
1. 下地面は、あらかじめ、9.2（モルタル下地ラス工法）に準じて厚さ10mm以上のモルタルを、木ゴてを使用して押え塗りとする。
 2. 積上げ張りについては、不陸直し程度にモルタルを塗り、荒し目をつける。
- 10.1.3 床タイル張り工法
1. 床タイル及びモザイクタイルの場合は、砂とセメントを十分にから練りして適度の湿りをもたせたモルタルを敷きならしたのち、セメントペーストを用いて張付ける。
 2. 張付けは、目地割りにもとづき水系を引通しておき、隅、角、その他要所を押え、通りよく水勾配に注意して行う。
 3. 化粧目地詰めは、張付け後なるべく早い時期に、目地部分を清掃したのちに行う。また、乾燥状態に応じて、適当な水湿しを行う。
- 10.1.4 壁タイル張り
1. 工法別の張付けモルタルの塗り厚は、次表による。

工法別張付け用モルタルの塗り厚

区 分		タ イ ル	モルタル 塗厚 (mm)
外装タ イル張 り	圧着張り（一枚張り）	小口平、二丁掛程度の大きさまで	4～6
	モザイクタイル張り	50mm二丁以下	3～5
内装タ イル張 り	積上げ張り（だんご張り）		各種
	圧着張り	一枚張り	100mm 108mm 150mm 200mm
		ユニット張り	150mm角以下
	モザイクタイル張り		50mm二丁以下
接着剤張り		300mm角以下	2～3

2. 積上げ張りは、次により行う。
 - イ. 張付けの順序は、目地割りにもとづき水系を引通しておき、窓、出入口まわり、隅、角などの役物を先に行う。
 - ロ. 張付けは、タイル裏面に張り付けモルタルをのせ、モルタルがすきまなく十分なじむように、タイルを下地におしつけ、通りよく平らに下部から上部へ張り上げる。
 - ハ. 張付けモルタルが十分でなくすきまができた場合は、モルタルを補充する。
 - ニ. 一日の張上げ高さは、1.2m程度までとする。
3. 圧着張りは、次により行う。
 - イ. 張付けの順序は、前項2のイによる。なお、一般平壁部分は、原則として、上部から下部へ張り進める。
 - ロ. 張付けは、下地側に張付けモルタルをむらなく平らに塗付け、直ちにタイルを張付けて、タイルの周辺からモルタルが盛り上がるまで木づちの類を用いてたたき締める。
4. モザイクタイル張りは、次により行う。
 - イ. 張付けの順序は、前項3のイによる。
 - ロ. 張付け用モルタルを塗り付けたのち、タイルを張付け、モルタルが軟らかいうちに、縦、横及び目地の通りをそろえて、目地部分にモルタルが盛り上がるまで、木づちの類を用いてたたき締める。
 - ハ. 表紙張りのモザイクタイルは、張付け後時期を見計らい、水湿しをして紙をはがし、タイルの配列を直す。

10. 内外装工事

5. 接着剤張りは、次により行う。

イ. 接着剤張り下地面（中塗り）の乾燥期間は、夏季にあつては1週間以上、その他の季節にあつては2週間以上を原則とし、十分乾燥させる。

ロ. 接着剤の塗布面積、塗布量、塗布後の置時間等は、それぞれ各製造所の仕様によることとし、監督者がいる場合は、その承認を受ける。

ハ. 接着剤の塗り付けは、金ごてを用いて下地面に押しつけるように塗り広げ、くし目ごてでくし目をつける。

ニ. タイルの張付けは、壁面上部からタイルをもみ込むようにして張り付け、木づちの類を用いて十分たたき押える。

ホ. 目地直しは、張り付けたタイルが自由に動く間に行う。

10.1.5 養生等

1. 屋外施工の場合で、強い直射日光、風雨などにより損傷を受ける恐れのある場合は、シートで覆い養生する。

2. やむを得ず、寒冷期に作業を行う場合は、板囲い、シート覆いなどを行うほか、必要に応じて採暖する。

3. タイル張り施工中及びモルタルの硬化中に、タイル張り面に振動や衝撃などを与えないように十分注意する。

4. タイル張り終了後は、汚れを取り除く等、タイル表面の清掃を行う。やむを得ず、清掃に酸類を用いる場合は、清掃前に十分水湿しをするとともに、清掃後は、直ちに水洗いを行い酸分が残らないようにする。

13. 給排水設備工事

13.2 給水設備工事

13.2.1 材 料

1. 管の品質は、次表に適合するもの、又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。

呼 称	規 格
塩ビライニング鋼管	JWWAK116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）の規格品
ポリ粉体鋼管	JWWAK132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）の規格品
ステンレス鋼管	JISG3448（一般配管用ステンレス鋼管）の規格品又はJWWAG115（水道用ステンレス鋼管）の規格品
水道用ポリエチレンライニング鉛管	JISH4312（水道用ポリエチレンライニング鉛管）の規格品で種類は2種
ビニル管	JISK6742（水道用硬質塩化ビニル管）の規格品
ポリエチレン管	JISK6762（水道用ポリエチレン管）の規格品
銅管	JWWAH101（水道用銅管）の規格品
ポリブテン管	JISK6778（ポリブテン管）の規格品
水道用架橋ポリエチレン管	JISK6787（水道用架橋ポリエチレン管）の規格品
架橋ポリエチレン管	JISK6769（架橋ポリエチレン管）の規格品
水道用ポリブテン管	JISK6792（水道用ポリブテン管）の規格品

（注）JWWA は、日本水道協会規格を表わす。

2. 継手の品質は、次表に適合するもの、又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。

呼 称	規 格
塩化ビライニング鋼管・ポリ粉体鋼管継手	JISB2301（ねじ込み式可鍛鉄製管継手）の規格品で樹脂コーティングを施したもの
	JWWAK117（水道用樹脂コーティング管継手）の規格品
ステンレス鋼管継手	JWWAG116（水道用ステンレス鋼管用継手）の規格品又はSAS352、353、355、356若しくは357の規格品
ビニル管継手	J I S K 6743（水道用硬質塩化ビニル管継手）の規格品で種類はA型
ポリエチレン管継手	JWWAB116（水道用ポリエチレン管金属継手）の規格品
管端防食継手	JPFM003（水道用ねじ込み式管端防食管継手）、 JPFN001（管端防食継手用パイプニップル）の規格品
銅管継手	JWWAH102（水道用銅管継手）の規格品
ポリブテン管継手	JISK6779（ポリブテン管継手）の規格品
水道用架橋ポリエチレン管継手	JISK6788（水道用架橋ポリエチレン管継手）の規格品
架橋ポリエチレン管継手	JISK6770（架橋ポリエチレン管融着継手）の規格品
	JISB2354（架橋ポリエチレン管用クランプ式管継手）の規格品
水道用ポリブテン管継手	JISK6793（水道用ポリブテン管継手）の規格品

（注）SAS は、ステンレス協会規格、JPF は鉄管継手協会規格を表す。

3. 弁類の品質は、1Mpa（10kgf/cm²）の水圧試験に合格したものとする。

4. 給水栓の品質は、JISB2061（給水栓）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものでクロムメッキ仕上げ品とする。

13. 給排水設備工事

- 13.2.2 配管
1. 配管の施工に先立ち、あらかじめ、ほかの設備配管類及び機器との関連事項を詳細に検討し、こう配を考慮して、その位置を決定する。
 2. 配管は、コンクリートに埋設を行わない。
 3. 給水管と排水管を平行して埋設する場合には、両配管の水平間隔をできるだけ離し、かつ、給水管は排水管の上方に埋設するものとする。また、両配管が交差する場合もこれに準ずる。
 4. 配管に漏水を認めた場合は、速やかに取替え修理を行うこととし、コーキング修理を行ってはならない。
 5. 配管施工中の開口部は、すべてプラグなどを用いて、異物の侵入を防止する配置を講ずる。
 6. 配管の勾配は空気だまりや泥だまりが生じないように均一にとる。なお、寒冷地においては、先上がり配管とし、容易に水抜きができるようにする。
 7. 給水管の地中埋設深さは、一般敷地では土かぶり 300 mm以上、車輛道路では 750 mm以上とする。ただし、寒冷地では凍結深度以上とする。
 8. 塩ビライニング鋼管又はポリ粉体鋼管を使用する場合は、継手に管端防食機構を内蔵した継手を使用するか、管端に日本水道協会の型式認定を受けた管端防食コアを使用する。
- 13.2.3 管の切断
1. 管の切断は、断面が変形しないよう、管軸に対して直角に切断し、切り口に生じた管内外のまくれ、ささくれなどはパイプリーマなどで除去し平滑に仕上げる。
 2. 耐食被膜を施した耐食鋼管の切断は、のこぎり盤を使用し、被膜の変質及びはく離のないように考慮する。
 3. パイプカッターおよびパイプリーマは管種に適合するものを使用する。
- 13.2.4 管の接合
1. 接合する前に管の内部を点検し、異物がないことを確かめ、切りくずやごみなどを十分除去してから接合する。
 2. 接合方法は、各製造所の仕様によることとする。
- 13.2.5 防食措置
- 塩ビライニング鋼管及びポリ粉体鋼管（以下「鋼管」という。）を土中に埋設する場合の防食措置は、次による。
- イ. 外面樹脂ライニングの無い鋼管は、ペトロラタム防食テープ 1/2重ね1回巻きとし、さらに防食用ビニルテープを 1/2重ね1回巻きとする。
 - ロ. 外面樹脂ライニングのない鋼管の継手部及び弁は、ペトロラタム系防食シートで包み、さらに防食用ビニルテープを1回巻とする。
- 13.2.6 防露・保温措置
1. 防露・保温材は、JISA9504（人造鉱物繊維保温材）又はJISA9511（発泡プラスチック保温材）に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。
 2. 防露・保温材の種類は、筒、帯又は板とし、特記のない限り、厚さ20mmの保温筒とする。
 3. 施工は、特記のない限り、JISA9501（保温保冷工事施工標準）にもとづき行う。

13.3 給湯設備工事

13.3.1 材料

1. 管の品質は、次表に適合するもの、又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。

呼 称	規 格
銅 管	JISH3300(銅及び銅合金継目無管)の規格品で種類はC1220T-Lタイプ
耐 熱 ビ ニ ル 管	JISK6776(耐熱性硬質塩化ビニル管)の規格品
耐熱塩ビライニング鋼管	JWWAK140(水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)の規格品
被 覆 銅 管	JBMAT202(水道用被覆銅管)の規格品
ポ リ プ テ ン 管	JISK6778(ポリブテン管)の規格品
架橋ポリエチレン管	JISK6769(架橋ポリエチレン管)の規格品

(注) JBMAは、日本伸銅協会の規格を表わす。

13. 給排水設備工事

2. 継手の品質は、次表に適合するもの、又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。

呼 称	規 格
銅管継手	JISH3401（銅及び銅合金の管継手）の規格品 JCDA0001（配管用の銅及び銅合金管継手）の規格品
耐熱ビニル管継手	JISK6777（耐熱性硬質塩化ビニル管継手）の規格品
給湯用管端防食管継手	JRFMP005（給湯用ねじ込み式管端防食管継手）の規格品
ポリブテン管継手	JISK6779（ポリブテン管継手）の規格品
架橋ポリエチレン管継手	JISK6770（架橋ポリエチレン管融着継手）の規格品
	JISB2354（架橋ポリエチレン管用クランプ式管継手）の規格品

（注）JCDAは、日本銅センターの規格を表わす。

3. 高温設定が可能な給湯器を使用する場合は、管及び継手の品質は各製造所の仕様による。給湯設備の配管は、13.2.2（配管）によるほか、次による。

13.3.2 配 管

- イ. 配管にあたっては伸縮をさまたげないような措置を講じ、適当な箇所で支持する。
- ロ. 管内に空気だまりが生じないように配置する。
- ハ. 銅管の曲げ加工は、パイプバンダーを使用する。

13.3.3 管の接合

管の接合は、13.2.4（管の接合）によるほか、次による。

- イ. 銅管の接合は、管の外面及び継手の内面を十分清掃したのち、管を継手に正しく差し込み、適温に加熱してから金属ろうを流し込む。
- ロ. 耐熱ビニル管の接合は、各製造所の仕様によることとし、特記による。

13.3.4 保温措置

保温措置は、13.2.6（防露・保温措置）の項に準ずる。ただし、保温材は、特記のない限り、グラスウール保温材とする。

13.4 排水設備工事

13.4.1 材 料

1. 管の品質は、次表に適合するもの、又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。

呼 称	規 格
ビ ニ ル 管	JISK6741（硬質塩化ビニル管）の規格品
鉛 管	（一般工業用鉛及び鉛合金管）の規格品で、種類は工業用鉛管2種（一般排水用）、厚さはHASS203（排水・通気用鉛管）による。
陶 管	JISR1201（陶管）の規格品

（注）HASSは、空気調和・衛生工学会規格を表わす。

2. 継手の品質は、次表に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

呼 称	規 格
ビニル管継手	JISK6739（排水用硬質塩化ビニル管継手）の規格品

VU管使用の場合はVU継手を使用してもよい。

3. 排水器具は、次による。

- イ. トラップの封水深さは50mm以上100mm以下とし、目皿排水孔の有効面積は、トラップに接続する排水管の断面積以上とする。
- ロ. 鋳鉄製品の防錆は、アスファルトに樹脂塗料を加えたもので、常温塗装を施す。
- ハ. 排水器具のニッケルクロムめっき部は、JISH8617（ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき）による一級以上のもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

13.4.2 配 管

- 1. 硬質塩化ビニル管を使用する場合の排水主管又は枝管で2系統が水平合流する箇所は、45° Y管又は90° 大曲りY管を使用する。
- 2. 鉛管を屈曲させる場合は、円形を失わないように加工し、かつ、その曲部に排水枝管を接続してはならない。

13. 給排水設備工事

3. 屋内横走り排水管のこう配は、呼び径75未満は1/50、呼び径75以上は1/100を標準とする。
4. 屋外排水管の主管の呼び径は75以上とし、こう配は1/100以上とする。
5. 排水管は二重トラップにしてはならない。
6. 通気管は、すべてそのたて管に向って上りこう配をとり、かつ、凹凸部のないようにする。
7. 地盤面に大きな段差がある場合等で、屋外配水管の途中に立管を設ける場合には、排水を阻害しないようドロップます等を使用する。
- 13.4.3 管の接合
1. ビニル管の接合は、次による。
- イ. VU管の接続にDV継手を用いる場合は、継手内部に生じる段差による突起部を削除して接合する。
- ロ. 管と継手の接合は、接合部を十分清掃したのち、継手の内面と管外面に接着剤を塗布し、管を継手の内面に十分差し込む。なお、そう入が困難な場合には、パイプそう入機等を用いて接合する。
2. 陶管は、受口部の底に端部を差し込み、周囲のすき間に片寄りのないように定置したのち、固練りモルタルを打ち込む。なお、受口端面の外周にはモルタルを45°のテーパに盛るものとする。
3. 鉛管は、プラスター接合又は盛りはんだ接合とする。なお、枝管接続の場合は、管の内壁以上に枝管を差し込まないよう入念に施工する。
- 13.4.4 ます・ます用ふた
1. ますの構造は、次のいずれかによる。ただし、雨水の流出の抑制等、治水対策が必要な地域にあつては、雨水浸透ますとする。
- イ. 鉄筋入り側塊によるコンクリート製工場製品で、外部見えがかり箇所をモルタル塗りとしたもの
- ロ. 現場打ちコンクリート製で、外部見えがかり箇所をモルタル塗りとしたもの
- ハ. 合成樹脂製工場製品
- ニ. 雨水浸透ますとする場合の透水構造は、有孔またはポーラス（多孔）を標準とし、材質はコンクリートまたは合成樹脂（塩化ビニル、ポリプロピレン等）を標準とする。
2. ます用ふたは、鋳鉄製、鉄線入りコンクリート製又は合成樹脂製とし、外圧に対し十分な強度を有するものとする。なお、汚水ますには密閉蓋を使用する。
- 13.4.5 ますの施工
1. ますは原則として、次の箇所には設ける。
- イ. 排水管の起点（ただし、雨どいからの雨水を直接受ける箇所については原則として、雨水浸透ますを用いる。）
- ロ. 排水管の45°を超える屈曲点及び会合点
- ハ. 排水管の勾配が著しく変化する箇所
- ニ. 排水管の内径の120倍以内で、かつ、管の清掃上適切な箇所
- ホ. 排水横主管と敷地排水管との接続箇所
2. ますは、割栗又は砂利地業を施工のうえ、据え付ける。
3. ますの排水管貫通部及び側塊の接合部は、周囲をモルタル等でうめ、入念に仕上げる。ただし、ますが合成樹脂製工場製品の場合は、製造者の定める方法による。
4. インバートの勾配は、管勾配以上にとる。また、インバートののり肩、のり尻の高さ及びのり面の勾配を適切にとり、汚物が乗上げ、残留しないようにする。
5. 雨水浸透ますは、敷砂、周辺土砂を防止する透水シート、浸透ます下部の充填碎石を施工した後に据え付ける。浸透面の保護と透水機能の確保を図るため、雨水浸透ますと側方の浸透面の間に碎石を充填する。
6. ためますは、底部に150mm以上の泥だめを設ける。
7. トラップ機能の無い雑排水管等を排水管に接続する時は、トラップますその他の防臭措置を施す。
8. ます及び排水管を埋設する深さは、原則として、建設地域の凍結深度以上とする。

1 4. ガス設備工事・ガス機器等設置工事

1 4. 2 ガス設備工事

14. 2. 1 都市ガス設備
の材料等

1. 管の品質は次表に適合するもの、又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。

呼 称	規 格
鋼 管	JISG3452（配管用炭素鋼鋼管）の規格品又はこれを用いた塩化ビニル被覆鋼管
	JISG3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）の規格品
	JISG3469（ポリエチレン被覆鋼管）の規格品
	JISG4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）の規格品で材質はSUS304によるフレキシブル管
ポリエチレン管	JISK6774（ガス用ポリエチレン管）の規格品

2. 継手の品質は、次表に適合するもの、又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。

呼 称	規 格
鋼 管 継 手	JISB2301（ねじ込み式可鍛鉄製管継手）の規格品
	JISB2302（ねじ込み式鋼管製管継手）の規格品
	JISB2311（一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手）の規格品
	JISB2312（配管用鋼製突合せ溶接式管継手）の規格品
	JISB2313（配管用鋼板製突合せ溶接式管継手）の規格品
	JISB2316（配管用鋼製差込み溶接式管継手）の規格品
	JISG5502（球状黒鉛鉄品）の規格品
	JISG5702（黒心可鍛鉄品）の規格品又はこれを用いた塩化ビニル被覆鋼管継手若しくはポリエチレン被覆鋼管継手
	JISH3250（銅及び銅合金棒）の規格品で材質が黄銅もしくは銅のもの、JISH5101（黄銅鋳物）の規格品、JISH5111（青銅鋳物）の規格品又はJISG5702（黒心可鍛鉄品）の規格品を用いたステンレス鋼フレキシブル管用継手
ポリエチレン管 継 手	J I S K 6775-1（ガス用ポリエチレン管継手-第1部ヒートヒュージョン継手）の規格品
	JISK6775-2（ガス用ポリエチレン管継手-第2部スピゴット継手）の規格品
	JISK6775-3（ガス用ポリエチレン管継手-第3部エレクトロヒュージョン継手）の規格品

3. ガス栓は、（財）日本ガス機器検査協会の認証マークを貼付したものとし、液化石油ガス用にあつては、14. 2. 2（液化石油ガス設備の材料等）の項の3による。

4. ガスメーターは、都市ガス用又は併用型の実測乾式ガスメーターで計量法に基づく検定合格品とし、かつ、同検定有効期間内のものとする。石油ガス用にあつては、14. 2. 2（液化石油ガス設備の材料等）の項の4による。

14. 2. 2 液化石油ガス
設備の材料等

1. 管の品質は、14. 2. 1（都市ガス設備の材料等）の項の1によるほか、次表に適合するもの、又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。

呼 称	規 格
銅 管	JISH3300（銅及び銅合金継目無管）の規格品
鋼 管	JISG3452（配管用炭素鋼鋼管）の規格品を用いたナイロン12被覆鋼管

2. 継手の品質は、14. 2. 1（都市ガス設備の材料等）の項の2によるほか、次表に適合するもの、又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。

呼 称	規 格
銅 管 継 手	JISH3401（銅及び銅合金の管継手）の規格品
鋼 管 継 手	JISG5702（黒心可鍛鉄品）の規格品を用いたナイロン12被覆鋼管継手

14. ガス設備工事・ガス機器等設置工事

- 14.2.3 配 管
3. ガス栓は、液化石油ガス用閉止弁として（財）日本LPガス機器検査協会の検定合格証票を貼付したもののうち、内部に過流出安全機構を有するもの又は端部がねじ、フランジ、溶接のいずれかの接合のものとする。
 4. ガスメーターは、液化石油ガス用の実測乾式ガスメーターで、計量法による検定合格品とし、かつ、同検定有効期間内のものとする。
1. 配管の施工に先立ち、他の設備管類及び機器との位置関係を詳細に検討し、こう配を考慮して、その位置を正確に決定する。
2. 建物内に施工する場合は、工事の進捗にあわせて、管の支持金物の取付け及び管スリーブの埋込みを遅滞なく行う。
3. ガス配管は、第1立上がり又は立下がり地点までは、本・支管に下がりこう配とする。やむを得ず、逆こう配となり、水のたまる恐れのあるときは、最低部に水取り器を取付ける。
4. 配管は、煙突など火気に対して十分な間隔を保持する。また、電線及び電気工作物に近接する場合は交差する場合は、関係法令に従い必要な離隔距離をとるか又は防護措置を行う。
5. ねじ込み部に使用する接合材は、耐油性があり、使用するガスに適応するものとし、ペイント、光明丹、麻糸などを使用してはならない。また、ガスケット類は、使用するガスに適応する耐油性合成ゴムなどとする。
6. 配管には埋設部と露出部に分け適切な防食措置を講ずる。特に建物等からの腐食電流の影響を受ける場合は、絶縁継手を設置する。
7. 配管は自重、地震及び熱伸縮等の影響を考慮し、適切な箇所を支持固定する。
8. 工事完了時には、気密試験を行い異常ないことを確認のうえ、ガスへの置換を行う。
- 14.2.4 ガス栓の取付け
1. ガス栓の取付け位置は、取付ける周囲の状況及び使い勝手などを十分に考慮して心出しを行う。
 2. 取付け面との間にすき間、曲がりなどのないよう堅固に取付ける。
 3. 電気工作物に近接する場合は、必要な離隔距離をとる。

参考 2. 都市公団工事共通仕様書（平成 9 年度版の抜粋）

5 章 鉄筋工事

1 節 鉄 筋

5. 1. 1 材料
- 1 異形棒鋼は、JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)によるものとし、その種別は特記による。
 - 2 高強度せん断補強筋は、建築基準法第 38 条に基づく建設大臣の認定を取得したものとし、その種別及び使用部位は、特記による。
 - 3 鉄筋の鋼材検査証明書(ミルシート)を、監督員に提出するとともに、鉄筋の現場搬入時又は配筋検査時に監督員の立会い、確認を受ける。

2 節 かぶり厚さ

5. 2. 1 かぶり厚さ
- 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さの最小値は 5.2.1 表による。

5. 2. 1 表 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さの最小値(mm)

構造部分の種別		かぶり厚さの最小値	
土に接しない部分	スラブ・非耐力壁	30	
	耐力壁 柱・梁	仕上げあり	30
		仕上げなし	40(30) ^{※1}
擁 壁		40	
土に接する部分	柱・スラブ・耐力壁・梁	40	
	基礎・擁壁	60 ^{※2}	

(注) 1 目地等がある場合のかぶり厚は、目地底からの寸法とする。

2 上表は構造用軽量コンクリートの場合も含む。ただし、軽量コンクリートは土に接する部分に使用してはならない。

3 仕上げとは、コンクリート躯体にモルタル・タイル張り・その他これに類する耐久性上有効な仕上げをいう。

※1 () 内の数字は屋内の場合を示す。

※2 捨てコンクリートはかぶり厚さに算入しない。

3 節 ガ ス 圧 接

5. 3. 1 適用範囲
- 本節は、手動ガス圧接、自動ガス圧接、及び熱間押抜法によるガス圧接に適用する。圧接を行うことのできる鉄筋の種類及び組合せは、(社)日本圧接協会「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」による。

4 節 特殊な鉄筋継手

5. 4. 1 適用範囲
- この節は、昭和 58 年 9 月 5 日付建設省住指発第 273 号に基づく建設大臣認定、又は平成 3 年 1 月 31 日付建設省住指発第 31 号に基づく(財)日本建築センターの評定を取得した特殊な鉄筋継手に適用する。

5. 4. 2 材料・施工
- 1 特殊な鉄筋継手の種別及び使用部位は、特記による。
 - 2 施工は、認定又は評定条件に基づくほか、特記による。

5. 4. 3 検査
- 特殊な鉄筋継手の検査方法及び判定基準は、認定又は評定条件に基づくほか、特記による。

6 章 コンクリート・型枠工事

1 節 一般事項

6. 1. 2 コンクリートの耐久性確保 構造上主要な部分に用いるコンクリート(捨てコンクリート，土間コンクリート及び防水押さえコンクリートは除く。)は，以下による耐久性を確保するための対策を講じ，適切な品質管理を行う。
- 1 コンクリート中の塩化物総量規制
コンクリートの塩化物含有量は，荷卸し地点で塩化物イオン(Cl⁻)量として，特記なき限り **0.3 kg/m³** 以下とする。また，測定方法は，特記による。
 - 2 アルカリ骨材反応の抑制対策
コンクリートのアルカリ骨材反応の抑制対策は生産者と協議し，次の (1) から (3) のうち，いずれかの対策を講じる。
 - (1) 安全と認められる骨材の使用
骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法又はモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。
 - (2) 低アルカリ形セメントの使用
JIS R 5210(ポルトランドセメント)による低アルカリ形のポルトランドセメントを用いる。
 - (3) コンクリート中のアルカリ総量の規制
アルカリ量が表示されたポルトランドセメント及び混和剤を使用し，コンクリート中に含まれる総アルカリ量を Na₂O 換算で **3.0 kg/m³** 以下とする。
6. 1. 3 コンクリートの強度 設計基準強度(F_c) は，材齢 28 日の圧縮強度によって示し，特記による。単位は N/mm² で表すものとするが，特記によって kg/cm² で表示されている場合は，1 kg/cm² =0.1 N/mm² で換算するものとする。

2 節 普通コンクリートの材料

6. 2. 1 セメント セメントは，特記なき限り JIS R 5210(ポルトランドセメント)による普通及び早強ポルトランドセメント又は JIS R 5211(高炉セメント)，若しくは JIS R 5212(シリカセメント)及び JIS R 5213(フライアッシュセメント)による混合セメントの A 種のいずれかとする。
なお，普通ポルトランドセメントの品質は，JIS R 5210(ポルトランドセメント)によるほか，水和熱については 6.2.1 表の規定に適合するものとする。

6. 2. 1 表 普通ポルトランドセメントの水和熱

品質		規定	試験方法
水和熱 cal/g	7日	84以下	JIS R 5203
	28日	96以下	セメントの水和熱測定方法(溶解熱方法)

6. 2. 2 骨材
- 1 骨材の品質は，JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)の附属書 1 レディーミクストコンクリート用骨材によるほか，次による。
 - (1) 高炉スラグ砕石は，JIS A 5011(コンクリート用スラグ骨材)の区分 B による。
 - (2) 砕石及び砕砂は，JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂)による。
 - (3) 細骨材の絶乾重量に対する塩化物(塩化ナトリウム換算)の含有量は，原則として **0.04%** 以下とする。
塩分含有量の試験は，JASS 5T-202(普通細骨材中の塩分試験方法)による。
 - 2 粗骨材の最大寸法は，砂利の場合は **25 mm**，砕石及び高炉スラグ砕石の場合は **20 mm** とする。

6章 コンクリート・型枠工事

- 6.2.3 混和剤
- 1 混和剤は、JIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)による製品とし、特記なき限り AE 剤、AE 減水剤標準形及び遅延形とする。
 - 2 コンクリートの設計基準強度(F_c)が 27 N/mm^2 以上の場合に使用する混和剤は、高性能 AE 減水剤とし、公団が別に定める試験を行い、その品質基準に適合する製品とする。
 - 3 流動化剤を使用する場合は、6.9.2 による。

3節 調 合

- 6.3.1 一般事項
- コンクリートの調合は、所要の強度、ワーカビリティ、均一性及び耐久性が得られるように定める。

- 6.3.2 設計基準強度
- コンクリートの設計基準強度(F_c)は 36 N/mm^2 以下とする。

- 6.3.3 スランプ
- コンクリートの所要スランプは、特記による。ただし、特記なき限り 6.3.1 表による。

6.3.1表 コンクリートの所要スランプ (cm)

コンクリートの設計基準強度 (F_c)	所要スランプ
33 N/mm^2 未満	18
33 N/mm^2 以上	21

- 6.3.4 空気量
- 所要空気量は 4.5%とする。

- 6.3.5 単位水量
- 単位水量は、特記なき限り 185 kg/m^3 以下とする。ただし、使用する骨材により 185 kg/m^3 を超える場合は監督員と協議し、6.2.3 の 2 による高性能 AE 減水剤を使用し、 185 kg/m^3 以下となるように調合する。

- 6.3.6 単位セメント量
- 普通コンクリートの単位セメント量は、 280 kg/m^3 以上とする。

- 6.3.7 水セメント比
- 普通コンクリートの水セメント比は、60%以下とする。

4節 工場の選定と指示

- 6.4.1 工場の選定
- レディーミクストコンクリートの製造工場は、(社)日本コンクリート工学協会が認定したコンクリート技士以上の資格又はこれと同程度の資格を有する技術者が常駐し、常に良好なコンクリートの製造管理を行っている JIS 表示許可工場、練り混ぜ開始後、外気温が 25°C 未満の場合は 90 分以内、 25°C 以上の場合は 60 分以内で打込み完了可能な場所に所在する工場を選定する。

6 章 コンクリート・型枠工事

6 節 品質管理及び試験

6. 6. 3 所要スランブに対し打設されるコンクリートのスランブの許容範囲は、6.6.1表による。
スランブ

6. 6. 1表 スランブの許容範囲（単位：cm）

所要スランブ	スランブの許容範囲
18cm	±2.5cm
21cm	±1.5cm

6. 6. 4 打設されるコンクリートの空気量は、所要空気量±1.5%の範囲内とする。
空気量

7 節 軽量コンクリート

6. 7. 1 1 軽量コンクリートは、特記なき限り、6.7.1表の1種とし、所要気乾単位容積質量は特記による。
一般事項

6. 7. 1表 軽量コンクリートの種別

種別	骨材		気乾単位容積質量の標準的な値の範囲(t/m ³)
	細骨材	粗骨材	
1種	砂、砕砂、スラグ砂	人工軽量骨材	1.7～2.0
2種	人工軽量細骨材又はこの一部を砂、砕砂、スラグ砂で置き換えたもの	人工軽量骨材	1.4～1.7

- 2 人工軽量骨材の品質は、「人工軽量骨材を用いる軽量コンクリートの使用基準及び性能判定基準について」（建設省住指発第32号 平成3年1月31日付）（以下「軽量コンクリートに関する通達」という。）に適合するものとする。
- 3 軽量骨材の最大寸法は、特記なき限り15mmとする。また、粒度はJISA5002（構造用軽量コンクリート骨材）により、細・粗粒が適切に混合したものとする。
- 4 所要スランブは、特記による。ただし、特記なき限り21cmとし、打設されるコンクリートのスランブの許容差は±1.5とする。
- 5 所要空気量は5%とし、打設されるコンクリートの空気量の許容差は±1.5とする。
- 6 単位セメント量は、320kg/m³以上とする。
- 7 水セメント比は、60%以下とする。
- 8 設計基準強度(Fc)が225kgf/cm²を超える場合の軽量コンクリートの材料、調合及施工方法は、軽量コンクリートに関する通達による。
- 9 この節に定める以外の事項は、1節から6節による。

13 節 コンクリート面の仕上げ等

6. 13. 1 この節は、コンクリート打ちのままで仕上げる工事及び敷物、張り物、アスファルト防水及び塗装並びに吹付け下地となるコンクリート面に適用する。
適用範囲

6章 コンクリート・型枠工事

6.13.2
種別

コンクリート仕上げ面の種別及び平たんさは、6.13.1表を標準とする。

6.13.1表 仕上げ面の種別及び平たんさ

部 位	種別	用 途	平たんさ (mm)	こて仕上げ回数	
				木こて	金こて
床	1種	居室の敷物、張り物等の下地	3	1	2
	2種	通路等の仕上げ、 アスファルト防水等の下地	5	1	2
	3種	屋根防水押さえコンクリート仕上げ (立上りを含む)	5	1	1
	4種	セルフレベリング床材の下地	6	2	-
壁・天井 柱・梁	5種	タイル張り、塗装及び仕上塗材、壁 紙張りの下地、S1工法の下地	3	-	

(注) 1 平たんさは、長さ2m以内における凹凸の差とする。

2 種別5種は、JIS A 6916(仕上塗材用下地調整塗材)で処理する場合は、その平たんさとする。

6.13.3
手直し

仕上げ面の凹凸が、6.13.1表の平たんさに達しない場合又はこてむらの著しい場合は、適当な時期にグラインダーで平滑にする。

8 章 防水工事

1 節 一般事項

8. 1. 2 一般事項
- 1 屋根アスファルト防水工事の施工完了後、施工状況について監督員の立会い、確認を受ける。
 - 2 屋根アスファルト防水工法は、アスファルト防水又は改質アスファルト防水とし、その種別は特記による。
 - 3 屋根アスファルト防水工法は、屋根外断熱工法と組合せて適用する。
 - 4 アスファルト防水工事は、全国アスファルト工事業協同組合連合会(東部、西部、九州)に加盟している業者の直接施工とし、改質アスファルト防水工事は、常温アスファルト防水事業協同組合に加盟している業者の直接施工とする。

2 節 アスファルト防水

8. 2. 2 施工
- 1 ルーフィング類の重ねは、上下層が重ならないようにする。また、各層のルーフィングの重ね幅は、縦、横とも 100 mm 以上張り重ねる。
 - 2 鉛直の出隅・入隅部、ドレン回り及びパイプ回りは、アスファルトプライマー塗布の後、幅 300 mm 程度の網状ルーフィングを 8.2.1 の 2 のアスファルトで目つぶし塗りによる増張りを行う。
 - 3 防水層の立上がり部分は次による。
 - (1) パラペット等の防水層立上がり部分は、端部に幅 75 mm 程度の網状アスファルトルーフィングを 8.2.1 の 6 のゴムアスファルト系シール材の目つぶし塗りによる増張りを行った後、砂付ストレッチルーフィングを 1 層増張りし、その上端部を 450 mm 以下の間隔でステンレスビスを用いてアルミ製押さえ金物で止め付け、その上端をゴムアスファルト系シール材でシール処理を行う。
 - (2) パイプ回りの防水層立上がり部分は、端部に幅 75 mm 程度の網状アスファルトルーフィングを 8.2.1 の 6 のゴムアスファルト系シール材で目つぶし塗りによる増張りを行った後、銅線又はステンレス製既製バンドで端部を締付けたうえ、上端にシール材でシール処理を行う。
 - 4 防水工法の平場部分は次による。
 - (1) 上記 2 の処理を行った後、8.2.3 表の工程 2 以降の施工をする。

8. 2. 3表 屋根防水普通(密着)工法

工程	品 名	使用量/m ²	工 法
1	アスファルトプライマー	0.2kg	はけ塗り又はロールはけ塗り
2	アスファルト	1.0kg	アスファルトルーフィングの流し張り
3	アスファルトルーフィング	-	
4	アスファルト	1.0kg	ストレッチルーフィングの流し張り
5	ストレッチルーフィング	-	
6	アスファルト	1.0kg	ストレッチルーフィングの流し張り
7	ストレッチルーフィング	-	
8	アスファルト	1.0kg	はけ塗り
9	アスファルト	1.0kg	はけ塗り

8 章 防水工事

3 節 改質アスファルト防水

8.3.1 材料

- 1 プライマーは、ブローンアスファルト又は改質アスファルトを主成分としたもので、改質アスファルトシートの接着に適するものとし、8.3.1表による。なお、使用前に組成に変化を生じたものは、使用してはならない。

8.3.1表 プライマーの品質

項 目	品 質	備 考
指触乾燥時間	3時間以内	試験方法は、JIS K 5400(塗装一般試験方法)による。
比 重	製造所の仕様による。	
加 熱 残 分		

- 2 アスファルトコンパウンドの品質は、製造所の仕様による。
- 3 改質アスファルトルーフィングは、JIS A 6013(改質アスファルトルーフィングシート)に規程する「単層用」とし、その品質は、8.3.2表によるほか、厚さは、8.3.3表による。

8.3.2表 改質アスファルトルーフィングの品質

試 験		判 定 基 準	試 験 方 法
引 張 り	引張強さ N/cm	無処理	80以上
		加熱後 アルカリ浸せき後	無処理試験値の80%以上
	伸 び 率 %	無処理	15以上
加熱後 アルカリ浸せき後		無処理試験値の80%以上	JIS A 6013
坑張積 N・%/cm		無処理	2,500以上
引裂強さ N		20以上	JIS A 6013
耐折曲げ性		無処理	-5℃で、き裂が生じないこと。 JIS A 6013
		加熱後	
耐熱性		垂れ下がり長さ mm	5以下
		外観	垂れ落ち及び発泡が生じること。 JIS A 6013
耐疲労性		ひび割れ・裂け・破こと。	JIS A 6013
寸法安定性		寸法変化率 %	0.0±1.0
		外観	異常なしわ・反り・層間はく離が生じないこと。 JIS A 6013
接合強さ N/cm		50以上又は幅方向の無処理引張強さの70%以上	JIS A 6013
接着性 N/cm ² ※自着を表す。		11.8以上 ※9.8以上	別に定める試験方法
耐へこみ性		穴が生じないこと。	JIS A 6013
防 水 層		発泡・しわ・き裂が生	別に定める試験方法

8 章 防水工事

8.3.3表 改質アスファルトルーフィングの厚さ

用途による区分	厚 さ	備 考
露出防水用	3.0mm以上(4.0mm以上)	()内の数値は、トーチバーナーを用いて施工するルーフィングに適用する。
非露出防水用	2.5mm以上(3.5mm以上)	

- 4 増張り材は、改質アスファルトルーフィングとなじみの良いシート状、又はテープ状のもので、その品質は製造所の仕様による。
- 5 ゴムアスファルト系シール材の品質は、8.2.2表による。
- 6 シルバーペイントは、はけ、又はローラーで塗布するのに支障がなく、防水層と十分接着し、防水層に悪影響を与えず、良好な耐候性を有したものとする。その品質は、製造所の仕様による。

8.3.2
施工

- 1 ルーフィング類の張付けは、空隙、気泡、しわ等が生じないように平均に押しならして、下地に十分密着させる。
- 2 ルーフィング類の重ね幅は、シートの長さ方向では100mm以上、幅方向では150mm以上重ねることとし、水下側のルーフィング類が下側になるよう張り重ねる。なお、ルーフィング相互の重ねは、3層以下とする。
- 3 鉛直の出隅、入隅部、ドレン回り及びパイプ回りは、プライマーを塗布した後、8.3.1の4の増張り材を張付ける。なお、増張り材の各部への張掛け寸法は、8.3.4表による。

8.3.4表 増張り材の張掛け寸法

施 工 部 位	張 掛 け 寸 法 (mm)		備 考
	立上り部分	平場部分	
鉛直の出隅、入隅部	200以上	100以上	
ドレン回り	-	200以上	
パイプ回り	150以上	200以上	

- 4 防水層の立上がり部分は次による。
 - (1) パラペット等の防水層立上がり部分は、上記3の処理を行った後、8.3.5表の工程2以降の施工をする。なお、立上がり部に張付けた砂付改質アスファルトルーフィング(以下「砂付ルーフィング」という。)は、平場部へ300mm張掛け、砂付ルーフィングの立上がり上端部は、450mm以下の間隔でステンレスビスを用いてアルミ製押さえ金物で止め付け、その上端をゴムアスファルト系シール材でシール処理を行う。
 - (2) パイプ回りの防水層立上がり部分は、上記3の処理をした後、8.3.5表の工程2以降の施工をする。なお、立上がり部に張付けた砂付ルーフィングは、平場部へ100mm張掛け、砂付ルーフィングの立上がり上端部は、銅線(太さ2.6mm以上)又はステンレス製既製バンドで防水層を締付け、その上端をゴムアスファルト系シール材でシール処理を行う。

8 章 防水工事

8.3.5表 改質アスファルト防水工法（露出部分）

工程	品名	使用量/m ²	工法
1	プライマー	0.2kg	はけ塗り又はローラはけ塗り
2	アスファルトコンパウンド	1.3kg	はけ塗り又はローラはけ塗り
3	砂付改質アスファルトルーフィング	-	ローラ等でシートを押え下地に十分密着させる。

(注) 改質アスファルトルーフィングをトーチバーナの使用によって施工する場合、及び改質アスファルトルーフィング自体に接着性能を有する材料で施工する場合は、工程2を省略する。

5 防水層の平場部分は次による。

- (1) 立上がりきわの平場部分の処理は、平場部のルーフィングを立上がりきわで張り終わる。
- (2) 上記 3 の処理を行った後、8.3.6表の工程 2 以降の施工をする。

8.3.6表 改質アスファルト防水工法（非露出部分）

工程	品名	使用量/m ²	工法
1	プライマー	0.2kg	はけ塗り又はローラはけ塗り
2	アスファルトコンパウンド	1.3kg	はけ塗り又はローラはけ塗り
3	改質アスファルトルーフィング	-	ローラ等でシートを押え下地に十分密着させる。

(注) 改質アスファルトルーフィングをトーチバーナの使用によって施工する場合、及び改質アスファルトルーフィング自体に接着性能を有する材料で施工する場合は、工程2を省略する。

6 ルーフドレイン部分は、上記 3 の処理をした後、平場部のルーフィングをルーフドレインの所定の位置まで張掛けるものとする。

4 節 屋根外断熱工法

8.4.1 材料

- 1 断熱材は、特記なき限り公団が別に定める試験を行い、その品質基準に適合する製品とする。
- 2 防水層押さえコンクリートは、普通コンクリートとし、6章12節による。
- 3 防水層押さえの伸縮目地は、発泡ポリエチレンに変性軟質塩ビ製キャップをかぶせたもの(目地間隔 2.0 m 内外とする。)とする。また、緩衝材は、目地材と同質のものとする。

8.4.2 工法

- 1 屋根外断熱工法は、8.2.3表又は8.3.5表により防水層の上に断熱材を敷込み、その上に押さえコンクリートを打設する。溶接金網の敷込みは、特記による。
- 2 防水層の立上がり部は、8.2.2の3又は8.3.2の4による。

8 章 防水工事

5 節 塗膜防水

8.5.1 材料は、JIS A 6021(屋根用塗膜防水材)によるものとし、特記なき限りウレタンゴム系 1 類とする。
材 料 ただし、トレンチピット等に使用する場合は特記によるものとし、作業環境に留意する。

8.5.2 工法は次によるほか、製造所の仕様による。
工 法 1 下地はシーラー押さえとする。
2 塗り厚は、2.0 mm を標準とする。

6 節 シーリング材

8.6.1 1 シーリング材は、JIS A 5758(建築用シーリング材)によるものとし、工法は製造所の仕様による材料、工法
2 シーリング材の種別は特記なき限り 8.6.1 表によるものとする。

8.6.1表 シーリング用材料の種別及び施工箇所

施 工 箇 所		シーリング材の種類		
		成分による区分	記号	耐久性による区分
外壁コンクリート	打継目地 (10×25mm程度)	ポリウレタン ※1 (2成分形)	PU-2	8020
	目地 (10×20mm程度)			
	発目地 (10×20mm程度)			
	耐	ポリサルファイド ※2 (2成分形)	PS-2	9030
外部建具回り	三方枠(10mm角程度)	ポリウレタン ※1 (2成分形)	PU-2	8020
	下 枠(10mm角程度)	変成シリコーン (2成分形)	MS-2	9030
避難ハッチ回り (10mm角程度)		ポリサルファイド ※2 (2成分形)	PS-2	9030
バルコニー等手摺支柱脚回り (10mm角程度)		ポリウレタン (2成分形)	PU-2	8020
外壁を貫通するパイプ回り (10mm角程度)		変成シリコーン (2成分形)	MS-2	9030
設備機器用スリーブ (10×20mm程度)		変成シリコーン (2成分形)	MS-2	9030
※3 浴室建具回り (10mm角程度) キッチンキャビネット回り 洗面化粧台回り		シリコーン 高モジュラス形 (1成分形)	SR-1	9030G
ガラス回り ※4		シリコーン 高モジュラス形 (1成分形)	SR-1	9030G

※1 シーリング材の表面に塗装を施さない場合は、MS-2又はPS-2とする。

※2 表面に仕上材又は塗装を施す場合は、MS-2とする。

※3 防かび性能を有するものとし、キッチンキャビネット・洗面化粧台回りの目地寸

※4 ガラス回りの目地寸法は、特記による。

- (注) 1 表の耐久性区分は、上位の耐久性のものを使用してもよい。
2 高モジュラス形とは、50%モジュラスが2.5kgf/cm²を超えるもの。
3 低モジュラス形とは、50%モジュラスが2.5kgf/cm²以下のもの。
4 金属とガラス間及びガラスとガラス間には、変成シリコーン系を使用してはならない。
5 石と取合う場合には、シリコーン系を使用してはならない。
6 特記がない場合で8.6.1表以外の施工箇所に使用するシーリング材は、ポリウレタン(2成分形)とする。

8 章 防水工事

3 補助材料

- (1) プライマーは、シーリング材製造所の製品とし、被着体(塗装してある場合は塗料)に適したものとする。
- (2) バックアップ材、ボンドブレイカー及びマスキングテープ等は、使用箇所に適した形状、材質とし、特記なき限り製造所の仕様による。

9 章 タイル工事

1 節 一般事項

9. 1. 1 工法 タイル張りの工法の種別は、特記なき限り直張り工法とし、9.1.1表による。

9. 1. 1表 タイル張り工法の種別

部 位	工 法 名 称	適 用 タ イ ル	
壁 用	外	モザイクタイル張り	ユニットタイル張り（25角）
		マスク張り	ユニットタイル張り（50角二丁掛以下）
	壁	密着張り	一枚張り（小口平～二丁掛）
		改良圧着張り	一枚張り（小口平～二丁掛）
			〃（三丁掛、四丁掛）
内 壁	接着剤張り	一枚張り ユニット張り	
床 用	内外 共	床用タイル張り	床用タイル各種

（注） 内壁にあっても、住棟エントランスホールやピロティ等の大壁面に用いる
タイルは、外壁のタイル張り工法による。

2 節 材 料・工 法

9. 2. 1 タイル
- 1 タイルは、JIS A 5209(陶磁器質タイル)によるものとし、寸法、形状、色合い、釉等は特記による。
 - 2 屋外に使用するタイルの材質は、磁器質又は、せつ器質とする。ただし、せつ器質タイルは、耐凍害性を有するものとする。
 - 3 屋外及び屋内の大壁面に用いる 50 角モザイクユニットタイル以上の大きさのタイル(陶磁器質タイルは除く。)における裏足の高さは、9.2.1 表によることとし、蟻足型とする。

9. 2. 1表 タイルの裏足の高さ

タ イ ル の 大 き さ	裏足の高さ (mm)
小口平タイル以上	1.5以上
50角モザイクユニットタイル 50角二丁掛モザイクユニットタイル	0.7以上

- 4 役物タイルの種類及び使用箇所は、5 によるほか特記による。
- 5 小口平タイル以上の大きいタイルを次の部位に使用する場合は、形を L 形とし、引き金物付きとする。
 - (1) 大庇、小庇、廊下及びバルコニー下端の出すみ部
 - (2) 特記による雨がかりとなるまぐさ等の下端出すみ部
- 6 引き金物は、なましステンレス鋼線(SUS 304)径 0.6 mm 以上とし、働き長さ 200 mm 程度のものとする。

9 章 タイル工事

3 節 壁用タイル張り工法

9. 3. 1 内外装タイルの工法別タイル寸法及び張付け材料の塗り厚は、9.3.1 表を標準とする。
 タイル寸法、張付け
 材料の塗り厚

9. 3. 1表 工法別タイル寸法及び張付け材料の塗り厚

工 法 名 称		適 用 タ イ ル	塗 り 厚 (mm)
外	モザイクタイル張り	ユニットタイル張り（25角）	3～5
	マスク張り	ユニットタイル張り（50角二丁掛以下）	3～4
	密着張り	一枚張り（小口平～二丁掛）	5～8
壁	改良圧着張り	一枚張り（小口平～二丁掛）	下地側 4～6
		〃（三丁掛、四丁掛）	タイル側 3～4
内 壁	接着剤張り	一枚張り ユニット張り	3～4

(注) 内壁にあっても、住等エントランスホールやピロティ等の大壁面に用いるタイルは、外壁の
 タイル張り工法による。

9. 3. 2 モザイクタイル張り

- 1 タイルモルタルの1回の塗り面積は2㎡以下とし、塗り後30分以内に張り付ける。
- 2 張付けは、タイルモルタル塗り後、直ちに、たたき板を用い、目地部にタイル厚の1/2程度タイルモルタルが盛り上がるまで、たたき押さえる。タイル張り継ぎ部分のタイルモルタルは除去し、塗り直す。

9. 3. 3 マスク張り

- 1 張付けは、ユニットタイル裏面にマスクをかぶせ、タイルモルタルを所定の厚さにこて塗りのうえ、マスクを除去して、直ちに、タイルを張付ける。
- 2 ユニットタイルは、よくもみ込むように押さえつけ、たたき板を用い目地部分にタイルモルタルがはみ出す程度にたたき押さえる。
- 3 張付け後の目地修正は、速やかに行い、縦、横の通りを修正する。

9. 3. 4 密着張り

- 1 タイルモルタルの1回の塗り面積は2㎡以下とし、塗り後30分以内に張付ける。
- 2 張付けは、タイル割付け(墨出し)に基づいて水糸を引通し、窓、出入口回り、隅、角等の役物を先行する。
- 3 張付けは、タイルモルタルを塗り後直ちにタイルを押し当て、タイル張り用振動機(バイブラート)を用いタイル表面に振動を与え、タイルモルタルが表面にはみ出す(目地材となる量)まで振動機を移動させながら、目地のないよう通りよく張付ける。
- 4 化粧目地は、はみ出したモルタルが適度に硬化したときを見はからい、目地こてを用いて所定の形状に仕上げる。

9. 3. 5 改良圧着張り

- 1 タイルモルタルを下地面に塗り、これが硬まらないうちにタイル裏面に同じタイルモルタルを塗ってタイルを張付ける。
- 2 タイル側への塗り付けは、空隙ができないようにタイル裏面全面にタイルモルタルを塗る。
- 3 下地側へ塗り付けたタイルモルタルは、30分程度放置させ張付けたタイルがずれない状態になってから張り始める。

9. 3. 6 接着剤張り

- 1 接着剤張り下地面の乾燥期間は、夏季にあつては1週間以上、その他の季節にあつては2週間以上を標準に十分乾燥させる。
- 2 接着剤の塗り面積及び塗付量は、9.2.3による製造所の仕様による。
- 3 接着剤張りのタイル重量は、1枚張りで200g/枚以下、ユニット張りで1,300g/ユニット以下とする。また、使用するタイル重量がこれを超える場合は、使用するタイルを用いてJIS A 5548(陶磁器質タイル用接着剤)の試験を行い、合格した接着剤を使用するものとする。

12章 左官工事

1節 モルタル塗り

12.1.2 塗り厚は、特記なき限り 12.1.2 表による。
塗り厚

12.1.2表 塗 り 厚

下 地	塗付け箇所	塗 り 厚 (mm)			
		下塗り	中塗り	上塗り	計
コンクリート・ コンクリートブロッ ク	床	15 ～ 30			
	巾 木	15 ～ 20			
	壁	6	6	6	18

(注) 巾木の1回の塗り厚は、10mm以下とする。

注) セメントの種類は、「建築編 6章コンクリート・型枠工事 6.2.1セメント」による。

13章 建具・ガラス工事

1節 金属製建具(鋼製建具・アルミニウム合金製建具・ステンレス製建具)

13.1.1
一般事項

- 1 金属製建具の品質及び性能は特記によるものとし、次による。
 - (1) 玄関ドア
玄関ドアは両面フラッシュ戸の気密枠とする。
種類、形状、寸法等は特記による。また、現場塗装による場合は特記によるほか、14章塗装工事による。
 - (2) パイプシャフトドア
パイプシャフトドアの種類、形状、寸法等は特記による。
 - (3) アルミサッシ
アルミサッシの種類、形状、寸法、仕上仕様(シルバー、カラー)等は特記による。
 - (4) はめ殺し窓等(引き違い窓以外)では、水抜き穴(キャップ付き)等を設け、結露水の排出に配慮した構造とする。また、水抜き穴は水密性能に影響しない構造とする。
- 2 鋼製折戸及び出窓ユニット等は、特記なき限り製造所の仕様による。
- 3 鋼製戸・鋼製点検口扉の材質等は、特記によるものとする。また、亜鉛めっきの処理方法は、11.2.1表によるものとし、仕上げ塗装は14章塗装工事によるものとする。

15章 仕上塗材工事

1節 一般事項

15. 1. 1 用語 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。
 希 積 率：使用する塗材に対するうすめ液の重量比をいう。
 所 要 量：平面の単位面積当りに使用するうすめる前の原塗材の標準使用量をいう。
 放置時間：標準施工状態(温度約 20℃、湿度約 65%)のとき、次の工程に移るまでの最小時間をいう。
 MR：マスチック塗材
 吹付けタイル：複層仕上塗材
 SE：薄付け仕上塗材
 FC：フレックスコート
15. 1. 2 材 料
- 1 仕上塗材は、JIS に規格のあるものについては、当該 JIS によるものとする。
 - 2 マスチック塗材(A, B, C)は、公団が別に定める試験を行い、その品質基準に適合する製品とする。
 - 3 マスチック塗材(セダム、シペラ、ゾラン、アルト)及びフレックスコート(平滑、エアレス)は、公団指定製造所の製品とする。
 - 4 下塗り、主材塗り及び仕上塗りは、同一製造所の製品とする。
15. 1. 3 施 工
- 1 マスチック塗材ローラ塗りは、全国マスチック事業協同組合連合会の所属員で、同連合会の認定した仕上性能管理士及び仕上士を有し、所定の施工仕様が確保できる業者の施工とする。
 - 2 フレックスコート塗りは、(社)日本塗装工業会の実施する技術研修を終了した技能者を有し、所定の施工仕様が確保できる業者の施工とする。

2節 マスチック塗材(MR) ローラ塗り

15. 2. 1 種別及び用途区分 マスチック塗材の種別及び用途区分は、15.2.1 表によるものとし、種別及び仕上げは特記による。

15. 2. 1 表 マスチック塗材の種類及び仕上げ

種 別	用途区分	仕 上 げ	
		凹凸状模様	凸部押え模様
マスチック塗材A (有機質)	内外装用	MR-A、MR-AE ^{*1}	MR-AT、MR-AET ^{*1}
		MR-AS ^{*2}	MR-AST ^{*2}
マスチック塗材B (有機質)	内装用	MR-B、MR-BE ^{*1}	-
マスチック塗材C (セメント系)	内装用	MR-CE ^{*1}	MR-CET ^{*1}
	外装用	MR-CS ^{*2}	MR-CST ^{*2}
マスチック塗材セダム (セメント系・可撓形)	内装用	MR-セダムE ^{*1}	MR-セダムET ^{*1}
	外装用	MR-セダムS ^{*2}	MR-セダムST ^{*2}
マスチック塗材シペラ (シリカ系・可撓形)	内外装用	MR-シペラ	MR-シペラT
マスチック塗材ゾラン (シリカ系・可撓形・多彩)	内装用	MR-ゾラン	-
マスチック塗材アルト (有機質・可撓形・多彩)	内装用	MR-アルト	-
	外装用	MR-アルトS ^{*3}	-

- (注) 1 *1はG.P(エマルジョン形)を仕上塗りしたもの
 2 *2はアクリル樹脂エナメル(溶剤形)を仕上塗りしたもの
 3 防火性能を必要とする箇所に使用する場合、MR-A、MR-B、MR-アルト(建設省防火認定基準第0004号基材同等の認定品)又はMR-CE、MR-CS(建設省防火認定基準第0005号基材同等の認定品)とする
 4 *3はウレタン樹脂クリヤー(溶剤形)を仕上塗りしたもの

16章 内装工事

11節 断熱・防露

16.11.1 適用範囲 この節は、断熱材料を用いて天井面、壁面及び床面を断熱・防露する工事に適用する。なお、屋根外断熱工法は8章4節によるものとし、また、壁外断熱工事は特記による。

16.11.2 材料

- 材料は次により、厚さは特記による。
- 1 発泡プラスチック保温材は、JIS A 9511(発泡プラスチック保温材)による2種以上の押し出し法ポリスチレンフォームとし、公団が別に定める試験を行い、その品質基準に適合する製品とする。
 - 2 発泡プラスチック保温材裏打合板
 - (1) 発泡プラスチック保温材裏打合板は、JAS(普通合板)による2類1等のラワン合板に、発泡プラスチック保温材を工場において接着剤により裏打ちしたものとす。
 - (2) 標準寸法は910mm×1,820mmとする。製品の反り許容差は、長短両方向とも±12mmとし、四隅の角度の許容差は±0.5°とする。
 - 3 発泡プラスチック保温材裏打ちせっこうボード(S1工法用)
 - (1) 発泡プラスチック保温材裏打ちせっこうボードは、16.9.1による厚さ9.5mmのせっこうボードに、発泡プラスチック保温材を工場において接着剤により裏打ちしたものとす。
 - (2) 標準寸法及び製品の反り許容差等は上記2の(2)による。
 - 4 発泡プラスチック保温材裏打ち型枠合板(S1-F工法用)
 - (1) 発泡プラスチック保温材裏打ち型枠合板は、6.14.1表のB種の厚さ12mmに、発泡プラスチック保温材を、工場で接着剤により裏打ちしたものとす、その使用箇所及び厚さは特記による。また、合板の表面(壁紙張り下地となる面)は、サンダー処理を行う。
 - (2) 裏打ち型枠合板は、割付図に基づき、床から天井まで1枚ものとし、工場で作す。
 - 5 発泡プラスチック保温材単体貼り(FP板)
 - (1) 最下階住戸又は外気に面する床に、乾式遮音二重床工法を使用する場合のスラブ下に使用し、材料は1により、工法は先打込みとする。
 - (2) 浴室回りや最下階住戸又は外気に面する床の狭小部分等の仕上げを直に行わない場合に使用し、材料は1により、接着剤は16.11.1表の2次用とする。
 - 6 床等の狭小部に使用する住宅用断熱材は、JIS A 9521(住宅用人工造鉱物繊維断熱材)によるものとし、グラスウールをJIS Z 1702によるポリエチレンフィルムで圧縮こん包したものを使用し、厚さは特記による。
 - 7 断熱材張り用接着剤(天井用及び壁用)は、公団が別に定める試験を行い、その品質基準に適合する製品とし、その種別は16.11.1表による。

16.11.1表 接着剤の種別

被着剤	被着面	適用接着剤	
		1次用	2次用
発泡プラスチック保温材裏打ち合板	天井 壁	再生ゴム系溶剤形 SBR合成ゴム系溶 剤形(両面塗布)塗 布量350g/m ²	酢酸ビニル樹脂系 溶剤形(片面塗布) 塗布量250g/m ²
発泡プラスチック保温材裏打ちせっこうボード	天井 壁	再生ゴム系溶剤形 SBR合成ゴム系溶 剤形(両面塗布)塗 布量350g/m ²	酢酸ビニル樹脂系 溶剤形(片面塗布) 塗布量250g/m ²

(注) 1次用接着剤:初期接着強さの優れたもの
2次用接着剤:硬化後の接着が優れたもの

- 8 梁側面及び梁底(幅300mm以上)又は天井面(直張り)にS1を張る場合に使用するプラスチックピンは、S1メーカーの仕様によるものとし、燃えにくく、断熱性を損なわないものとする。また、躯体への打込み長さは20~25mmとし、ピン頭は径15mm程度とする。

3章 給水設備工事

1節 一般事項

- 3.1.1 適用範囲
- この章で規定する配管材料のうち、水道事業者の規定がある場合又は承諾を要するものは、その規定によるか又はその承諾を得る。
 - この章は、主として屋内給水設備について適用するもので、屋外給水設備におけるこの節に記載のないものについては、土木編 2章及び12章による。

2節 機器、器具及び材料

- 3.2.1 管類 給水管の規格は3.2.1表によるものとし、管材は特記による。

3.2.1表 管種の規格

材 料	規 格
JIS K 6769	架橋ポリエチレン管
JIS K 6778	ポリブテン管
JWWA K 116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VA, VB及びSGP-VD)
JWWA K 132	水道用硬質ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PA, PB及びSGP-PD)
JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼管
JWWA G 115	水道用ステンレス鋼鋼管
JIS K 6742	水道用硬質塩化ビニル管
JIS K 6762	水道用ポリエチレン管
JWWA K 127	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管
JWWA K 129	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管
JIS G 5526	ダクタイル鋳鉄管（3種管）（内面モルタルライニング）
JWWA G 113	水道用ダクタイル鋳鉄管（3種管）（内面モルタルライニング）
JIS G 5527	ダクタイル鋳鉄異形管（内面エポキシ樹脂粉体塗装）
JWWA G 114	水道用ダクタイル鋳鉄異形管（内面エポキシ樹脂粉体塗装）
JWWA K 131	水道用硬質塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄異形管
WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管
WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管
WSP 057	水道用管端コア付樹脂ライニング鋼管

- (注)
- 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管の管種は、原管（配管用炭素鋼鋼管）の外面に、SGP-VAにおいては、一次防錆塗装を施し、SGP-VDは塩化ビニル被覆を施したもので、SGP-VBは原管（水道用垂鉛めつき鋼管）の外面に垂鉛めつきを施したものである。
 - 水道用ポリスチレン粉体ライニング鋼管の管種は、原管（配管用炭素鋼鋼管）の外面に、SGP-PAにおいては一次防錆塗装を施し、SGP-PBは垂鉛めつきを施し、SGP-PDは1層ポリスチレン被覆を施したものである。
 - ダクタイル鋳鉄管の内面モルタルライニングは、JIS A 5314（ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング）による。
 - ダクタイル鋳鉄異形管の内面エポキシ樹脂粉体塗装は、JIS G 5528（ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装）による。
 - 規格番号中、JWWAは日本水道協会規格、WSPは日本水道鋼管協会規格を表す。

3章 給水設備工事

3. 2. 2
継手類

1 給水管の継手類の規格は 3.2.2 表によるものとし、種類は特記による。

3. 2. 2 表 継手類の規格

材 料	規 格	備 考
JIS B 2354	架橋ポリエチレン管用クランプ式管継手	メカニカル継手 熱融着継手 電気融着継手
JIS K 6770	架橋ポリエチレン管融着継手	
JPBPA 202	ポリブテン管金属継手	
JIS K 6779	ポリブテン管継手	
JPF MP 003	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手	
JPF MP 008	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ	
JPF NP 001	管端防食管継手用ニップル（ロングニップル）	
JPF MP 012	管端コア付ライニング鋼管用ねじ込み式樹脂ねじ形管継手	
JPF NP 002	樹脂ねじ形管継手用パイプニップル（ロングニップル）	
SAS 322	一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準	
JIS K 6743	水道用硬質塩化ビニル管継手	
JIS K 6743	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手	
JWWA B 116	水道よポリエチレン管金属継手	
JWWA K 128	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手	
JWWA K 130	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手	
WSP 011	フランジ付ビニルライニング鋼管継手	
WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管継手	

(注) 1 土中埋設の SGP-PD, SGP-VD に使用する継手は、JPF MP 003, JPF NP 001 に規定する外面樹脂被覆のものとする。

2 規格番号中、SAS はステンレス協会規格、JPF は鉄管継手協会規格、JPB-PA はポリブテンパイプ工業会規格を表す。

2 給水用伸縮継手

給水用伸縮継手は管軸方向に対する伸縮を吸収するもので、JIS B 2352(ベローズ形伸縮管継手)によるフランジ形とし、ベローズ及び接液部は、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)による SUS 304 L 又は SUS 316 L とする。本継手は、管の伸縮に対して作動が円滑で漏れのないものとし、複式の継手は十分な強度をもつ固定台付きのものとする。

3 変位吸収(可とう)継手

変位吸収(可とう)継手は HASS 006(金属製変位吸収管継手)、HASS 007(メカニカル形変位吸収管継手)、HASS 008(ゴム製変位吸収管継手)による。なお、金属製継手の接液部は、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)による SUS 304, SUS 316 又は SUS 316 L とする。

4 防振継手

鋼製フランジ付きで、補強材を挿入した合成ゴム製又は 3 山ベローズ形のポリテトラフルオールエチレン樹脂製のものとし、十分な可とう性、耐熱性及び耐圧強度及び防振効果を有するものとする。

5 絶縁継手

- (1) マクロセル防止用絶縁継手は、継手の絶縁部有効長さが呼び径の 10 倍以上の製品とする。
- (2) 異種金属接触防止用絶縁継手の絶縁性能は、JPF MP 003(水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手)の規定による。

6 ストレーナ

呼称 50 以下は鋳鉄製、ステンレス鋼製又は青銅製の Y 形ねじ込み式、呼称 65 以上は、鋳鉄製又はステンレス鋼製の Y 形又は U 形でフランジ式とし、ステンレス鋼製のものは JV8-2(一般配管用ステンレス鋼ストレーナの呼び圧力 10 K 及び 20 K) による。なお、掃除口用プラグ及びスクリーンはステンレス鋼製又は黄銅製で、網目は使用目的に対応した大きさのものとし、十分な有効面積を有するものとする。

なお、鋳鉄製のストレーナは、内面を耐食処理した製品とする。また、塩ビライニング鋼管又はポリ粉体鋼管に使用するねじ込み式のストレーナは、JV5-1(給水管管端防食ねじ込み形)による。

3章 給水設備工事

3.2.3
弁類

1 一般用弁類

(1) 給水設備に使用する一般用弁類の規格は、3.2.3表による。

3.2.3表 弁類の規格

材 料	規 格	備 考
弁 類	JV 5-1 水道用管端防食ねじ込形弁	呼び径65A以上 (ライニング弁)
	JIS B 2011 青銅弁	
	JIS B 2031 ねずみ铸铁弁	
	— 铸铁弁 (10Kフランジ形ボール弁)	
	— 衝撃吸収式逆止め弁	
	JIS B 2032 ウェハー形ゴムシートバタフライ弁	
	JIS B 2064 水道用バタフライ弁	
	JIS B 2062 水道用仕切弁	
JWWA B 120 水道用ソフトシール仕切弁	フランジは上水規格を標準とする	
— 合成樹脂製仕切弁		

- (注) 1 ねずみ铸铁弁は弁箱、ふた及び弁体の铸铁部分にプラスト処理プライマー塗布の前処理を行った後、ナイロン11又はナイロン12による加熱流動浸漬粉体ライニング（弁内面最小被覆厚さ0.3mm以上）を施した製品とする。
 2 衝撃吸収式逆止め弁はバイパス弁付とし、本体は铸铁製又はダクタイル铸铁製、弁体は铸铁製又は青銅製による製品で、衝撃圧を確実に吸収する機能を有するもの。また、本体内面及び弁体の铸铁部分は耐食処理を施した製品とする。
 3 合成樹脂製仕切弁は、本体が耐衝撃性硬質塩化ビニル等の合成樹脂で制作された10K用の弁で、日本水道協会の型式承認品とする。
 4 規格番号中、JVは日本バルブ工業会規格を表す。

- (2) 仕切弁は JIS 10 K 製品とする。ただし、高置(高架)タンク以下の配管に使用する仕切弁は、特記なき限り JIS 5 K 製品とする。また、ポンプに附属する仕切弁は、特記なき限り JIS 10 K 製品とする。
 (3) 土中埋設の弁で呼び径 3 B 以上のものは、水道用仕切弁、水道用ソフトシール仕切弁及び合成樹脂製仕切弁とし、使用区分は、特記による。
 (4) 鋼管に使用する一般用弁類は、給水用管端防食ねじ込形弁とする。
 (5) ステンレス鋼管の配管に取付ける仕切弁は、青銅等の耐脱亜鉛材料による弁棒とし、その他の材質及び形状等は JIS によるものとする。

2 ボールタップ・定水位弁

- (1) ボールタップは本体青銅製のストレーナ付きとし、ボールは、銅板ろう付け加工又は合成樹脂製とする。また、呼び径 2 B 以下はねじ込み形、呼び径 2 1/2B 以上はフランジ形とし、かつ、呼び径 3/4B 以下は単式、呼び径 1 B 以上は複式とする。
 (2) 差圧式定水位弁は、附属するボールタップ又は電磁弁の開閉により作動するもので、閉鎖時に水撃作用のおそれが少なく作動確実なものとし、1 次側流水口及びパイロット部流入口におおのストレーナを内蔵したものとする。
 なお、呼び径 2 B 以下のものは全青銅製のねじ込み形とし、呼び径 2 1/2B 以上のものにあつては、本体が铸铁製で要部が青銅製のフランジ形とし、本体内面は耐食処理を施した製品とする。

3 電 磁 弁

電磁弁は JIS B 8471(水用電磁弁)による直動形でコイル部が交換可能な構造とする。

4 減 圧 弁

- (1) HASS 106(減圧弁)又は JIS B 8410(水道用減圧弁)による水用減圧弁とし、最高使用圧力に耐え、作動時に 1 次側圧力の変動による影響が少なく、騒音、振動、水撃等の障害を生じないものとする。
 (2) 戸別給水用減圧弁は直動形の低騒音タイプを標準とし、ストレーナを内蔵した日本水道協会の型式承認品とする。
 また、1 次側圧力 1 MPa (10.0 kgf/cm²) 以下、流量 0.5l/min~50l/min においてオフセットが 0.06 MPa (0.6 kgf/cm²) 以下で作動が安定し、良好な減圧性能を有する製品とする。

3章 給水設備工事

5 逃 し 弁

水用の逃し弁とし、JIS B 8414(温水機器用逃し弁)によるものとする。

6 自動空気弁

自動的に空気を排除する機能を有するフロート式のもので、最高使用圧力に耐える確実なものとする。なお、給水装置に使用するものは JIS B 2063(水道用空気弁)による。

4 章 排水・通気設備工事

1 節 一般事項

4. 1. 1 適用範囲 この章は、主として屋内排水設備及び通気設備について適用するもので、屋外排水設備については、土木編 13 章による。

2 節 器具及び材料

4. 2. 1 管類 排水管・通気管の規格は 4.2.1 表によるものとし、管材は特記による。また、JIS 及び HASS 規格にない排水用鋳鉄管は、JIS 及び HASS 規格に準ずるものとする。なお、排水用鋳鉄管は、内外面とも錆止め塗装を施したものとする。

4. 2. 1 表 管類の規格

材 料	規 格
管 種	JIS G 3452 配管用炭素鋼鋼管（白）※ ¹
	WSP 032 排水用タールエポキシ塗装鋼管
	WSP 042 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管
	— 排水用鋳鉄管（差込み式ゴムリング接合）※ ²
	HASS 210 メカニカル形排水用鋳鉄管
	JSSA 003 差込み式ゴムリング形排水用鋳鉄管※ ³
JIS K 6741 硬質塩化ビニル管（VP）※ ⁴	
— 排水用耐火二層管※ ⁵	

- (注) ※¹ 呼び径100以下は鍛接鋼管又は熱間仕上げ電気溶接抵抗溶接鋼管とし、125以上は耐溝状腐食電縫鋼管とする。
 ※² JIS G 5525による製品とし、直管は2種による。
 ※³ 規格番号中、JSSAは日本排水鋳鉄システム工業会規格を表す。
 ※⁴ 硬質塩化ビニル管はカラー管とする。ただし、露出配管以外の部分はJISの標準色とすることができる。
 ※⁵ 排水用耐火二層管は、JIS K 6741（硬質塩化ビニル管（VP））規格品に繊維モルタルで被覆したものとする。

4. 2. 2 継手類 排水及び通気管の継手類の規格は、4.2.2 表によるものとし、種類は特記による。

4. 2. 2 表 継手類の規格

材 料	規 格	備 考
継手類	MDJ 002 排水鋼管用可とう継手※ ¹	MDジョイント（クッションパッキン付継手含む。） 亜鉛めっき
	JIS B 2301 ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手※ ³	
	JIS K 6739 排水用硬質塩化ビニル管継手※ ²	
	— 排水用耐火二層管継手※ ⁴	

- (注) ※¹ 規格番号のMDJは排水鋼管継手工業会規格を表す。
 ※² 硬質塩化ビニル管継手はカラー管とする。ただし、露出配管以外の部分はJISの標準色とすることができる。
 ※³ ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手は、通気配管用継手として使用する。
 ※⁴ 排水用耐火二層管継手は、JIS K 6739（排水用硬質塩化ビニル管継手）規格品に繊維モルタルで被覆したものとする。

4. 2. 3 排水器具

1 一般事項

- (1) トラップの封水深さは 50 mm 以上 100 mm 以下とし、ストレーナ排水孔及びトラップ部分の有効面積は、トラップに接続する排水管の断面積以上とする。
- (2) 鋳鉄製品の材質は、JIS G 5501(ねずみ鋳鉄品) 2 種による樹脂塗装、水溶性合成樹脂焼付塗装を施したのとし、黄銅鋳物製品は JIS H 5101(黄銅鋳物)によるもので、めっき部は JIS H 8617(ニッケルめっき及びニッケル-クロムめっき)による 2 種 1 級以上とする。

4 章 排水・通気設備工事

2 床排水トラップ

本体は鋳鉄製とし、ストレーナ及び露出部は黄銅製クロムめっき仕上げとし、防水層を施す床に取付けるものは防水受けつば形とする。

なお、トラップのわんは、鋳鉄製又は合成樹脂製とする。

3 洗濯用排水トラップ

本体は鋳鉄製又は耐熱樹脂(ABS 樹脂等)製とし、ストレーナは黄銅製クロムめっき仕上げ、ステンレス製又は耐熱樹脂(ABS 樹脂)製とする。また、非防水の木床等に設けるトラップのストレーナは泡の出ない形状とする。

4 洗濯機用防水パン(トラップ付き)

洗濯機用防水パン(トラップ付き)は特記による。なお、防水パンは、トラップ側の立上がり部に耐水ラベル、ステッカー等で次の表示を行う。

- (1) 製造所(略号でも可)製品番号及び製造年月日
- (2) 使用者の取扱い注意事項

5 掃 除 口

掃除口で床面に設けるものは、見えがかり部をクロムめっき仕上げとしたねじ込み式とする。また、防水層を施す床に取付けるものは防水受けつば形とする。

6 流し用トラップ

流し用トラップの本体は鋳鉄製又は耐熱樹脂(ABS 樹脂等)製とし、ストレーナは黄銅製クロムめっき仕上げ、ステンレス製又は耐熱樹脂(ABS 樹脂等)製とする。

5 章 給湯設備工事

1 節 一般事項

5. 1. 1 適用範囲
- 1 この章は、主として住宅に設置する給湯設備について適用する。
 - 2 この章で規定する機器及び配管材料のうち、水道事業者等の規定がある場合又は承諾を要する場合は、その規定によるか、又は承諾を得る。

2 節 機器、器具及び材料

5. 2. 1 管類
- 給湯管の規格は5.2.1表によるものとし、管材は特記による。

5. 2. 1 表 管種の規格

名称及び種類	規 格	備 考
架橋ポリエチレン管	JIS K 6769 (架橋ポリエチレン管)	温度 95℃ 以下の水に使用
ポリブテン管	JIS K 6778 (ポリブテン管)	温度 90℃ 以下の水に使用
銅管	JIS H 3300 (銅及び銅合金継目無管)によるC1220Tで、寸法及びその許容差等は、JIS H 3300の表7(2)配管用銅管の寸法Lタイプによるものであること。	
被覆銅管	JIS H 3300 (銅及び銅合金継目無管)によるC1220T-OLで、寸法及びその許容差等は、JIS H 3300の表7(2)配管用銅管の寸法Lタイプ及びMタイプの外面に低発泡ポリエチレンとポリエチレンを厚さ2.6mm以上に押し出し、被覆したものであること。	住戸内配管
水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	温度 85℃ 以下の水に使用
管端コア付耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 058	

(注) 規格番号中、JWWAは日本水道協会規格、WSPは日本水道鋼管協会規格を表す。

5章 給湯設備工事

5.2.2 継手類

給湯管の継手類の規格は5.2.2表によるものとし、種類は特記による。

5.2.2表 継手類の規格

名称及び規格		備考
JIS B 2354	架橋ポリエチレン管用クランプ式管継手	
JIS K 6770	架橋ポリエチレン管融着継手	
JPBPA 202	ポリブテン管金属継手（メカニカル継手）	
JIS K 6779	ポリブテン管金属継手（熱融着継手・電気融着継手）	
JIS H 3401	銅及び銅合金の管継手	
JCDA 0001	配管用の銅及び銅合金の管継手	
JWWA K 141	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用管端防食形継手	
JPF MP 005	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管	
JPF MP 011	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ	
JPF MP 012	管端コア付ライニング鋼管用ねじ込み式樹脂ねじ形管継手	
JPF NP 001	管端防食管継手用パイプニップル（ロングニップル）	
JPF NP 002	樹脂ねじ形管継手用パイプニップル（ロングニップル）	

（注）規格番号中、JCDAは日本銅センター規格、JPFは鉄管継手協会規格、JPBPAはポリブテンパイプ工業会規格を表す。

5.2.3 弁類

給湯設備に使用する弁類の規格は、5.2.3表による。

5.2.3表 弁類の規格

名称及び規格		備考
JV5-2	給湯用管端防食ねじ込み式弁（5K, 10K）	
JIS B 2011	青銅弁	
JIS B 2031	ねずみ鑄鉄弁	
JIS B 8414	温水機器用逃し弁	
—	自動空気抜弁	

- （注）
- 1 自動空気抜弁は3.2.3の規定による製品とする。
 - 2 銅管用の青銅弁等は、5.2.2表の差込み継手の形状によるソルダー形のものでよい。
 - 3 銅管と接続する仕切弁は青銅等の耐脱亜鉛材料による弁棒とし、その他の材質及び形状等はJISによる。
 - 4 規格番号中、JVは日本バルブ工業会規格を表す。

9 章 ガス設備工事

1 節 一般ガス工事

9. 1. 1 適用範囲 この章は、ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)に定める一般ガス事業に係るガス設備工事について適用するもので、この章に記載のないものはガス供給事業者の供給規程によるほか、関係法令の定めるところによる。

9. 1. 2 材料
- 1 屋内ガス管及び継手類の規格は次によるものとし、種類は特記による。
 - (1) 鋼管材料
JIS G 3452(配管用炭素鋼鋼管)による白管とし、継手は、JIS B 2301(ねじ込み式可鍛鉄製管継手)による。また、コンクリート内埋込み、浴室、床下、便所等、腐食のおそれのある場所に配管する場合は、JIS G 3469(ポリエチレン被覆鋼管)又は塩化ビニル被覆鋼管を使用し、継手は外面に合成樹脂の被覆等による防食処置を講ずる。
 - (2) フレキシブル管材料
JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)によるフレキシブル管とし、継手は、JIS H 3250(銅及び銅合金棒)による黄銅、銅によるフレキシブル管継手とする。フレキシブル管については塩化ビニルで被覆されているが、コンクリート等に埋設される場合は、合成樹脂製のさや管内にフレキシブル管を収納し、継手は、合成樹脂のケース又は防食シート、テープ等による防食処置を講ずる。
 - 2 ガス栓類は、特記なき限りクロムめっき仕上げとする。
 - 3 屋外ガス管及び継手類の規格は、9.1.1 表によるものとし、種類は特記による。

9. 1. 1 表 管類及び継手類の規格

材 料	規 格
管 類	JIS G 3469 ポリエチレン被覆鋼管
	— 塩化ビニル被覆鋼管 ^{※1}
	JIS G 5502 球状黒鉛鉄品
	JIS G 5702 黒心荷鍛鉄品
	JIS K 6774 ガス用ポリエチレン管
継 手 類	— ポリエチレン被覆ねじ込み式鋼管継手 ^{※2}
	— 塩化ビニル被覆ねじ込み式鋼管継手 ^{※3}
	JIS K 6775 ガス用ポリエチレン管継手

- (注) ※1 配管はJIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) により製作されたものの管外面に塩化ビニル樹脂で被覆を施してあるもの。
 ※2 JIS G 5702 (黒心可鍛鉄品) による継手の外面をポリエチレン樹脂で被覆したもの。
 ※3 JIS G 5702 (黒心可鍛鉄品) による継手の外面を塩化ビニル樹脂で被覆したもの。

2 節 その他のガス工事

9. 2. 1 適用範囲
- 1 ガス事業法で定める簡易ガス事業(ガスの供給住宅数 70 戸以上の導管供給)に係るガス設備工事については、1 節による。
 - 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(LP ガス法)(昭和 42 年法律第 149 号)で定める液化石油ガス販売事業(ガス供給戸数が 70 戸未満及び高圧ボンベによる供給)に係る小規模なガス設備工事は、次の法令基準等によるほか、1 節による。高圧ガス取締法(昭和 26 年法律第 204 号)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)、消防法並びに各地方公共団体が制定する要綱及び火災予防条例による燃焼器具設置基準等。

3 節 都市ガス安全システム

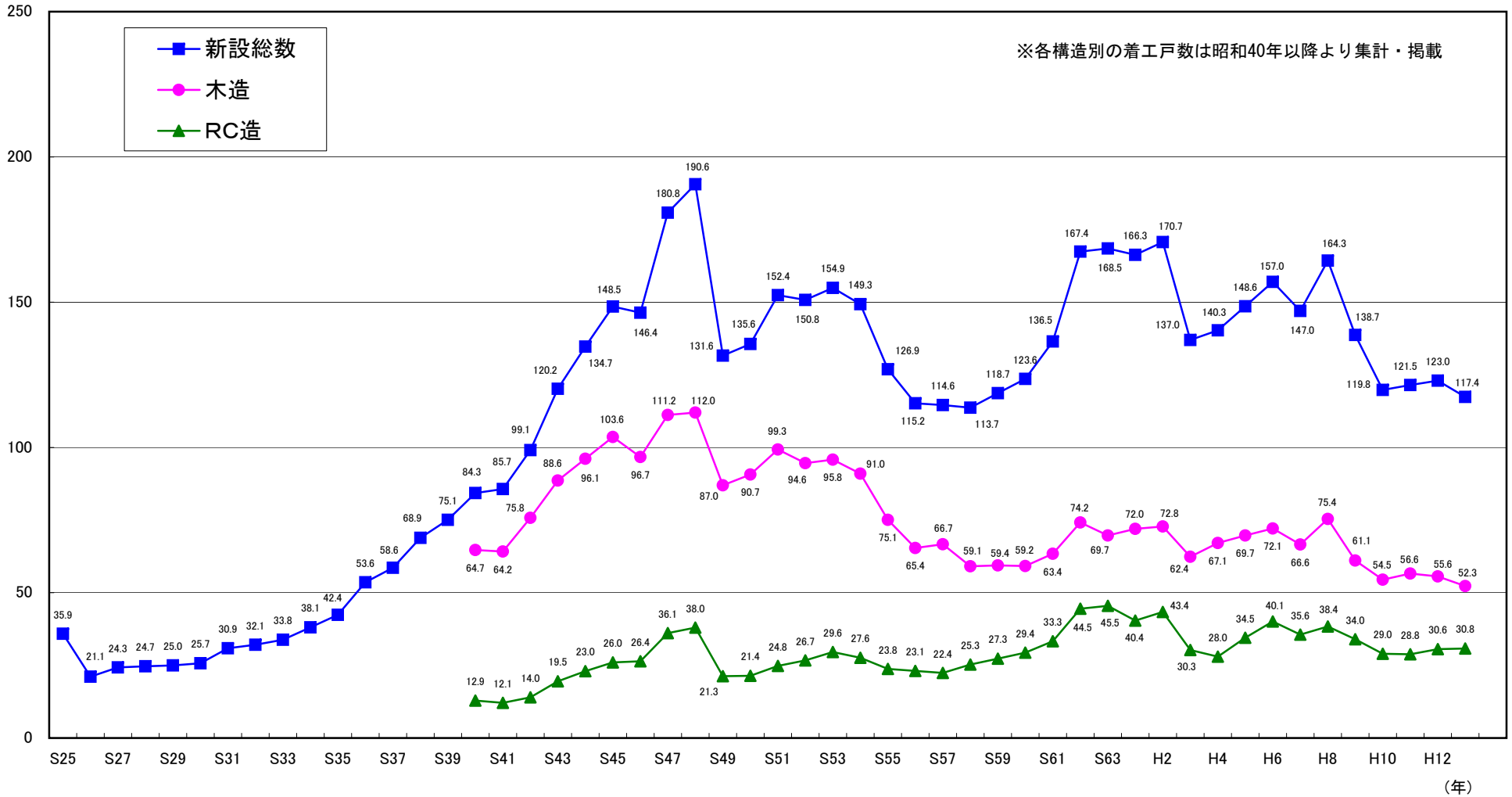
9. 3. 1 適用範囲 この節は、ガス事業法に定める一般ガス事業に係る住宅に設置する都市ガス安全システムについて適用する。

9 章 ガス設備工事

<p>9. 3. 2 安全システム</p>	<p>1 構 成 都市ガス安全システムは、マイコンメータ、ガス栓(ヒューズコック又はネジコック)、接続具及び消火安全装置付ガス機器等より構成する。</p> <p>2 マイコンメータ ガスメータ部とマイコン制御部から構成され、ガスメータ部は感震器、圧力スイッチ、流量センサ及び遮断弁が組込まれ、マイコン制御部にはマイクロコンピュータが組込まれたものを標準とする。なお、遮断弁の動作は、次による。</p> <p>(1) ガス使用時に感震器により 200 ガル以上(震度 5 程度)の地震を感知したとき。</p> <p>(2) 圧力スイッチにより、ガス供給圧力が 294 Pa (30 mmH2O)以下となった状態を感知したとき。</p> <p>(3) 流量センサにより、異常なガス流量を感知したとき。</p> <p>3 ガス栓(ヒューズコック又はネジコック)</p> <p>(1) ヒューズコック ヒューズコックは、ヒューズ作動流量以上のガスが流れた場合、コックに内蔵された「過流出安全弁」が作動し、自動的にガスを止めるコック(JIS S 2120 規格品のガスコック・過流出安全機構付ガスコック)とする。</p> <p>(2) ネジコック ネジコックは、ガス閉止栓の 2 次側にネジ(JIS B 0203 による管用テーパねじ)を有し、「ネジ接合」によって「接続具」(一般的には、金属可とう管又は強化ガスホース)、「機器接続部」と接続されるコックとする。</p> <p>4 接 続 具 ガス栓(ヒューズコック又はネジコック)とガス機器とを接続するために用いるものであり、ヒューズコックにはゴム管又はガスコード、ネジコックには金属可とう管又は強化ガスホースの使用を標準とする。</p> <p>5 消火安全装置付ガス機器 消火安全装置付ガス機器とは、バーナが消火した際に、ガス機器のガス元弁を自動的に遮断する安全装置を有するガス機器とする。</p>
<p>4 節 ガ ス 機 器</p>	
<p>9. 4. 1 適用範囲</p>	<p>1 この節は、住宅に設置する調理用ガス機器について適用するもので、その設備、施工方法等は、この節によるほか 9.1.1 及び 9.2.1 による。</p> <p>2 調理用ガス機器は、(財)日本ガス機器検査協会が行う検定及び検査、(社)日本瓦斯協会が定める検査基準並びに関連法規に適合したものでなければならない。</p>
<p>9. 4. 2 調理用ガス機器</p>	<p>1 住宅で使用する調理用ガス機器は、JIS S 2103(家庭用ガス調理機器)により製作されたものとする。 また、ガス高速レンジ及び電子レンジ付ガス高速レンジを組込んだものについても同様とする。</p> <p>2 電子レンジを組込んだものについては、電気用品取締法等の関連法規に適合すること。</p> <p>3 調理用ガス機器においては、こんろ部及びグリル部に立ち消え安全装置を有すること。</p>
<p>9. 4. 3 調理用ガス機器の設置</p>	<p>1 調理用ガス機器の設置は、通産省・建設省・自治省監修、(財)日本ガス機器検査協会発行の「ガス機器の設置基準及び実務指針」によるほか、各地方自治体の定める基準による。</p> <p>2 調理用ガス機器の接続については、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 129 条の 2 第 1 項第 9 号の規定及び同条に基づく告示(建設省告示第 1099 号)の定めるところにより、金属管、金属可とう管又は強化ゴムホース(金属線入りのもの)とによるねじ接合とする。</p>

参考3. 新設住宅着工戸数の推移（構造別）

(万戸)



出典：建築統計年報（建設物価調査会発行）

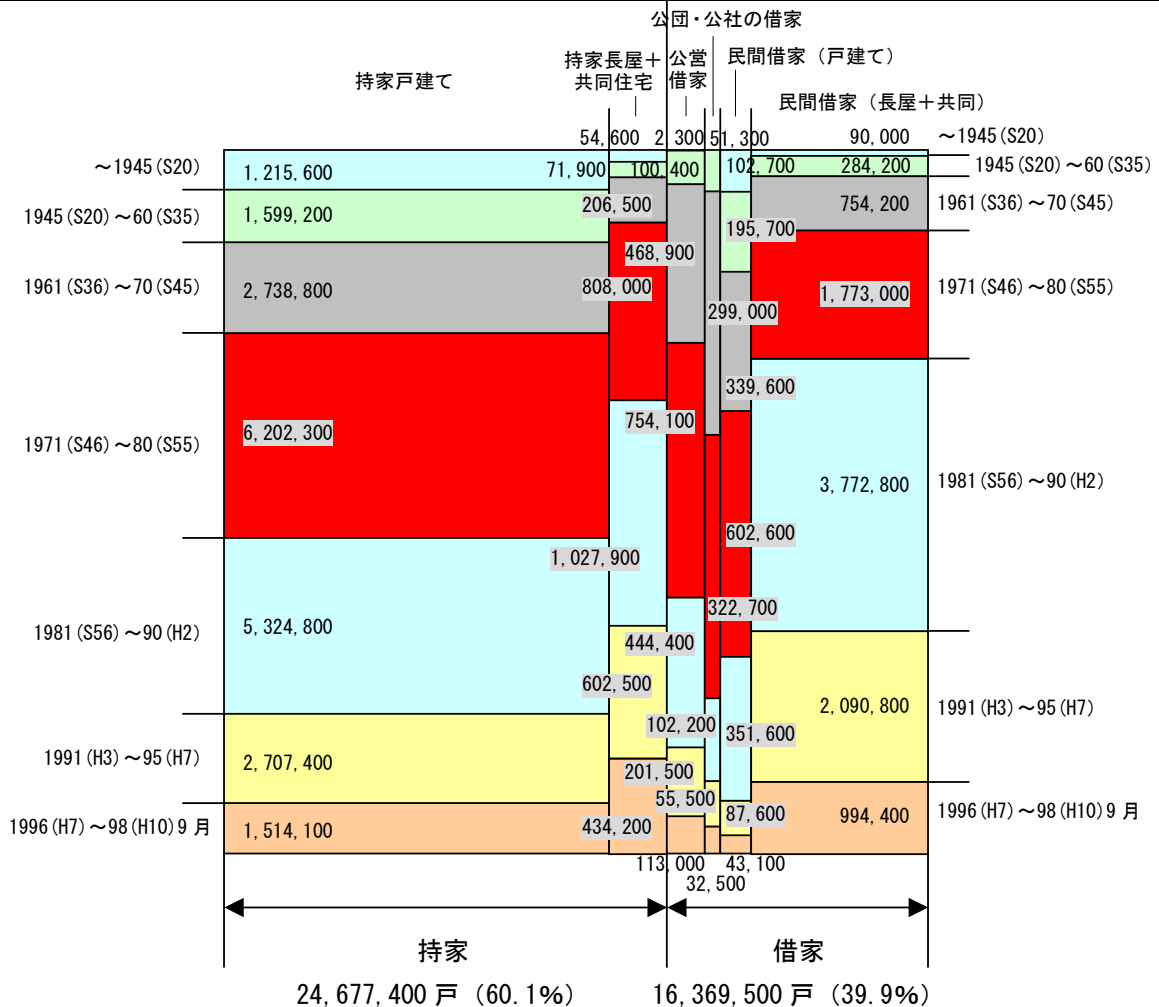
参考4. 建築時期別住宅ストック数

- ・ 建築年代別ストックの状況については、所有関係、事業主体等によって大きく異なる。
- ・ 持ち家（共同住宅）及び民営賃貸住宅のストックは、いずれも1980年代以降が約2/3を占める。一方、公営・公団・公社住宅は、1970年代までのストックが約2/3を占める。

建築時期別のストックの状況

(単位：戸)

建築の時期	持ち家		借家					
	戸建て	長屋+共同	公営	公団・公社	民間(民営+給与住宅)		戸建て	長屋+共同
					民間(民営+給与住宅)	民間(民営+給与住宅)		
～1945(昭和20年)	1,273,300	1,215,600	54,600	202,900	2,300	-	51,300	90,000
1945(昭和20年)～ 1960(昭和35年)	1,677,200	1,599,200	71,900	686,600	100,400	51,300	102,700	284,900
1961(昭和36年)～ 1970(昭和45年)	2,954,600	2,738,800	206,500	2,180,800	468,900	299,000	339,600	754,200
1971(昭和46年)～ 1980(昭和55年)	7,029,300	6,202,300	808,000	3,867,700	754,200	322,700	602,600	1,773,000
1981(昭和56年)～ 1990(平成2年)	6,372,300	5,324,800	1,027,900	5,100,100	444,500	102,200	351,600	3,772,800
1991(平成3年)～ 1995(平成7年)	3,317,600	2,707,400	602,500	2,790,200	201,500	55,500	87,600	2,090,800
1996(平成8年)～ 1998(平成10年9月)	1,951,500	1,514,100	434,200	1,303,200	113,100	32,500	43,100	994,400
総数	24,677,400	21,398,700	3,209,800	16,369,500	2,085,300	863,200	1,769,300	9,936,500



注1. 公営借家における戸建住宅ストック数は64,500戸であるが、グラフ上では省略。また、公団・公社借家は共同住宅ストックのみ。

出典：○住宅ストックのリフォーム技術等に関する調査報告書（国土交通省等）

○平成10年住宅・土地統計調査（総務庁）

あ と が き

平成 21 年度版 住宅紛争処理技術関連資料集の作成にあたっては、学識経験者、日本弁護士連合会、建築士関連団体、消費者関連団体及び住宅供給者関連団体の各団体から幅広く委員のご参画をいただき検討を行いました。これまでの間、精力的に検討、とりまとめをしていただいた委員等の皆様方に厚くお礼を申し上げますとともに、貴重なご意見をいただいた方々に深く感謝の意を表します。

平成 22 年 3 月

< 委員名簿（敬称略：平成 22 年 3 月現在） >

住宅紛争処理支援業務運営協議会

座 長	山田 勝利	日本弁護士連合会 第二東京弁護士会 弁護士（平成 21 年 6 月まで）
	高谷 進	日本弁護士連合会 第二東京弁護士会 弁護士（平成 21 年 6 月から）
副座長	金子 光邦	日本弁護士連合会 東京弁護士会 弁護士
委 員	田島 純藏	日本弁護士連合会 東京弁護士会 弁護士
	山本 卓也	日本弁護士連合会 第一東京弁護士会 弁護士
	菰田 優	日本弁護士連合会事務次長 第一東京弁護士会 弁護士（平成 21 年 3 月まで）
	相原 佳子	日本弁護士連合会事務次長 第一東京弁護士会 弁護士（平成 21 年 5 月から）
	山中 保教	（社）日本建築士会連合会 専務理事
	高津 充良	（社）日本建築士事務所協会連合会 専務理事
	森田 嘉久	（社）日本建築家協会 専務理事
	高原 謙治	（社）全国消費生活相談員協会 理事・事務局長（平成 21 年 3 月まで）
	前田 洋子	（社）全国消費生活相談員協会 事務局長（平成 21 年 4 月から）
	大河内 美保	主婦連合会 副会長
	長見 萬里野	（財）日本消費者協会 参与
	中野 三千代	東京都地域婦人団体連盟 消費経済部 部長
	佐々木 宏	（社）住宅生産団体連合会 専務理事
	澤田 雅紀	全国建設労働組合総連合 工務店対策部長（平成 21 年 3 月まで）
	小林 正和	全国建設労働組合総連合 工務店対策部長（平成 21 年 4 月から）
	市村 重治	（社）不動産協会 理事・事務局長（平成 21 年 5 月まで）
	七搦 晃	（社）不動産協会 事務局長（平成 21 年 7 月から）
	市川 智章	（社）建築業協会 常務理事（平成 21 年 6 月まで）
	今倉 章好	（社）建築業協会 常務理事（平成 21 年 6 月から）
	市川 宜克	（社）全国宅地建物取引業協会連合会 専務理事

技術委員会

座長	上杉 啓	東洋大学 名誉教授
副座長	澤田 和也	日本弁護士連合会 大阪弁護士会 弁護士
委員	青木 博文	横浜国立大学 名誉教授
	井口 洋佑	東京理科大学 名誉教授
	伊藤 弘	独立行政法人建築研究所 理事
	坂本 功	東京大学 名誉教授
	友澤 史紀	東京大学 名誉教授
	藤井 衛	東海大学 工学部建築学科 教授
	松本 光平	明海大学 名誉教授
	岩島 秀樹	日本弁護士連合会 東京弁護士会 弁護士
	河合 敏男	日本弁護士連合会 第二東京弁護士会 弁護士
	鈴木 弘美	日本弁護士連合会 第一東京弁護士会 弁護士
	里川 長生	(社) 日本建築士会連合会
	小菅 茂	(社) 日本建築士事務所協会連合会
	郡山 貞子	(社) 日本建築家協会
	長見 萬里野	(財) 日本消費者協会 参与
	加藤 敬	創映建築設計 一級建築士事務所 顧問
	中野 三千代	東京都地域婦人団体連盟 消費経済部 部長
	藤野 珠枝	主婦連合会
	佐々木 宏	(社) 住宅生産団体連合会 専務理事
	澤田 雅紀	全国建設労働組合総連合 工務店対策部長 (平成 21 年 3 月まで)
小林 正和	全国建設労働組合総連合 工務店対策部長 (平成 21 年 4 月から)	
市村 重治	(社) 不動産協会 理事・事務局長 (平成 21 年 5 月まで)	
七搦 晃	(社) 不動産協会 事務局長 (平成 21 年 7 月から)	
市川 智章	(社) 建築業協会 常務理事 (平成 21 年 6 月まで)	
今倉 章好	(社) 建築業協会 常務理事 (平成 21 年 6 月から)	
神垣 明治	(社) 全国宅地建物取引業協会連合会 常務理事	

技術ワーキンググループ (WG)

主査 委員	伊藤 弘	独立行政法人建築研究所 理事
	井上 勝夫	日本大学 理工学部建築学科 教授
	大野 隆司	東京工芸大学 工学部建築学科 教授
	橘高 義典	首都大学東京 大学院 都市環境科学研究科 建築学専攻 教授
	曾田 五月也	早稲田大学 創造理工学部 教授
	中島 正夫	関東学院大学 工学部建築学科 教授
	濱崎 仁	独立行政法人建築研究所 材料研究グループ 主任研究員
	犬塚 浩	日本弁護士連合会 第二東京弁護士会 弁護士
	渋村 晴子	日本弁護士連合会 第二東京弁護士会 弁護士
	塚田 裕二	日本弁護士連合会 第一東京弁護士会 弁護士

里川 長生 (社) 日本建築士会連合会
 小菅 茂 (社) 日本建築士事務所協会連合会
 郡山 貞子 (社) 日本建築家協会

国土交通省 (住宅局)

橋本 公博 住宅生産課 課長
 住本 靖 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室 室長
 古瀬 浩二 住宅生産課 課長補佐
 南津 和広 住宅生産課 課長補佐
 伊藤 昌弘 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室 課長補佐
 豊嶋 太朗 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室 課長補佐
 東野 文人 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室 課長補佐
 河合 麦 住宅生産課 係長
 佐々木雅也 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室 係長

事務局

〔分野別アドバイザー〕

伊藤 弘 独立行政法人建築研究所 理事 (総括・防水・仕上)
 井上 勝夫 日本大学工学部建築学科 教授 (振動・音)
 中島 正夫 関東学院大学工学部建築学科 教授 (木造)
 福山 洋 独立行政法人建築研究所 構造研究グループ 上席研究員 (RC造)
 濱崎 仁 独立行政法人建築研究所 材料研究グループ 主任研究員 (RC造)
 西山 功 国土技術政策総合研究所 建築研究部 部長 (鉄骨造)
 平出 務 独立行政法人建築研究所 建築生産研究グループ 主任研究員 (基礎)
 新井 洋 独立行政法人建築研究所 構造研究グループ 主任研究員 (基礎)
 古賀 純子 独立行政法人建築研究所 材料研究グループ 主任研究員 (内外装・仕上)
 大澤 元毅 国立保健医療科学院 建築衛生部 部長 (結露・シックハウス)
 三浦 尚志 国土技術政策総合研究所 住宅研究部 住環境計画研究室 主任研究員 (結露)
 安孫子 義彦 日本建築設備診断機構 専務理事 (設備)
 田極 義明 財団法人日本建築センター 確認検査部 専門役 (法令)

〔(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター 住宅紛争処理支援センター〕

島崎 勉 理事長
 神田 重信 専務理事
 工藤 忠良 理事・住宅紛争処理支援本部長
 青木 稔 情報管理部長
 石原 香織 情報管理部 調査役
 木村 英樹 情報管理部 副調査役

平成21年度版

住宅紛争処理技術関連資料集（既存住宅用）仕様書等変遷版

平成22年 3月発行

発行：財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町6番26-3 上智紀尾井坂ビル5階

TEL 03-3556-5101 FAX 03-3556-5109 <http://www.chord.or.jp>

禁無断転載

住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）	木造住宅（在来軸組工法）	調査方法編
住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）	木造住宅（桝組壁工法）	調査方法編
住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）	木造住宅（在来軸組工法・桝組壁工法）	補修方法編
住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）	木造住宅（在来軸組工法・桝組壁工法）	工事費用編
住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）	鉄筋コンクリート造住宅	調査方法編
住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）	鉄筋コンクリート造住宅	補修方法編
住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）	鉄筋コンクリート造住宅	工事費用編
住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）	鉄骨造住宅	調査方法編
住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）	鉄骨造住宅	補修方法編
住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）	鉄骨造住宅	工事費用編
住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）	各構造共通	調査方法編
住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）	各構造共通	機器使用方法編
住宅紛争処理技術関連資料集（新築住宅用）	各構造共通	ダイジェスト版
住宅紛争処理技術関連資料集（既存住宅用）	仕様書等変遷	